昭和三年三月

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第三輯

福岡縣

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

第三輯

正誤表

頁數下行數	誤植	正
	○古月貝墟之部	
三ノ十一	猿頬淺蜊	猿頬（淺蜊
六ノ十一	されゐ	されど
七ノ十五	遠賀・潟	遠賀。潟
九ノ三	引伸・して	引伸。して
十二ノ十七	面・して	面。して
十四ノ一	去らされ	去られ
十四ノ十二	檀・狀	壇。狀
十四ノ十八	璧・込	壁。込
十五ノ六	住・々	往。々
十六ノ五	匂・玉	勾。玉
十七ノ四	初頂・	初頃。
十七ノ五	たるべく	なるべく
十八ノ二	玄室室・天井	玄室天井
二六ノ十七	奇・せ	寄。せ
二六ノ十八	鏃・	鏃。
	○出雲百穴之部	
二九ノ十九	小淀・	小渓。
三〇ノ十三	見は	見しは

頁數下行數	誤植	正
三八ノ十五	下・規則	不。規則
四二ノ八	摸樹・	模様。
	○筑後國分寺址	
一ノ十七	距・縣。	距離。
十六ノ十一	僧寺の高さ	僧寺の塔の高さ
	○平尾山莊	
七ノ十六	そゝには	そこに
十二ノ十三	かへるごのかへるでの	
十二ノ十五	面白しき木	面白き木
十三ノ七	錢太郎・	鐵。太郎
十五ノ十七	松の枝も折れぬ	松か枝。も折れん
十六ノ二	情風	風情
挿繪中唯一啼ノ部	ゆうべ	ゆふべ
	○三井郡古墳之部	
二二ノ	備考・神歲・	神。武
	○天然記念物及名勝	
三ノ五	附下・	樹下。
三ノ六	宇・佐宮	宇。佐宮
四ノ三	雫角・	雫舟。

覆刻にあたりて

『福岡県史蹟名勝天然紀念物調査報告書』は、大正十四年（一九二五年）第一輯に始まって、昭和十九年（一九四四年）第十五輯までが出版されました。これらの報告書の執筆者は、いずれも当時の県嘱託や調査委員であり、その郷土の文化財についての真摯な調査研究の成果が、この報告書の内容となっているのでありまして、それらは今日の本県文化財保護行政の土台をなしているというも過言ではありません。

思いますれば戦災などによって、このように貴重な報告書が揃って保存されているところは、現在では、案外に少いのではないでしょうか。実は、発行当局である県教育委員会自体でさえもが、完本の整備に苦心している有様なのです。本刊行会は、このような実情にかんがみまして、今回、これらの報告書の覆刻を企図いたし、第一輯から逐次印刷に附して、普ねく会員諸彦に頒布し、久しい間の御要望に副うこととといたしました。

ひとえに大方の御理解と御協賛をお願いいたします。

昭和四十二年十一月一日

福岡県文化財資料集刊行会会長
福岡県文化財専門委員

筑紫　豊

叙言

本輯は臨時に調査を囑託せし人々の報告書を蒐めたるものにして昭和二年度以前の分に係る。而して目次の順序は史蹟にあつては概ね時代によりて之を分てり。

石塚常彦氏の報告書中、古月百穴附近概觀の第二版と出雲百穴の奥室と前室との隔壁第九版との二葉は圖版省署の關係より遺憾ながら之を省けり。又同氏の挿圖中に印刷者の都合により其順序の先後せるものあること、實物大のものも縮寫の已むを得ざる事情ありて、實物より幾らか縮少せられたり。之れ氏及ひ讀者に諒承を乞ふ所なるが、氏は本稿を絶筆として昨年病に罹りて逝去せられたり、茲に敬弔の意を表す。

古墳の調査は三井八女浮羽の三郡に渉り調査に着手せしも、浮羽郡は其の數千餘の多きに達し未だ完了せず、因て八女三井の分のみを掲ぐ。同調査者は附近役場並に小學校の助力を乞ひて熱心に調査を完了せられたり、茲に其の厚意を感謝す。

挿入せる畫版は石塚氏の分と名勝天然紀念物の外は、大概編者が調査者と協定撮影したるものなるも、間に編者の專斷に出でたるものあり。

昭和三年三月

福岡縣囑託　島田寅次郎

第三輯目次

史蹟

古月貝墟……圖版數六……石塚常彥
古月百穴……同一五……同
出雲百穴……同一八……同
筑後國分寺阯……同七……武藤直治
宗像の一筆一切經……同六……伊東尾四郎
眞木保臣謫居地……同六……黑岩萬次郎
平尾山莊記……同一二……春山育次郎
八女郡古墳調査表……石橋爲次

三井郡墳調査表……上瀧滿次郎
丸隈山古墳の保存工事……圖版數 五……

天然紀念物

英彦山の鬼杉……圖版數 一……
英彦山のゲンカイツツジ……同 一……
本庄の樟……同 二……
舊亀石坊庭園……同 二……
千佛鐘乳洞……同 四……

史蹟名勝天然紀念物調査報告書

筑前東部に於ける史蹟

第一篇　古月貝墟
第二篇　古月百穴
第三篇　出雲百穴

右三篇命に依り調査報告候也

昭和二年二月二十八日

福岡縣鞍手中學校地理歷史教室ニテ

報文擔任者　石塚常彦

本報文の資料蒐集に當り、古月貝墟の調査には武谷壽氏（折尾高等女學校教諭）古月百穴につきては白石藤六氏（百穴地域の地主）、出雲百穴につきては梶島經太郎氏（平塚村出雲の有志）の助力を得、寫眞撮影につきては櫻井信一氏（鞍手中學校教諭）を煩はしたり、又實測に際しては、長野文一郎氏（鞍手中學校教諭）大野文雄氏（鞍手中學校書記）及秋吉光雄氏（同上）の援助を借れるものなり、されば、本報文は或意味に於て以上諸氏の合作なりと見ることを得べし。

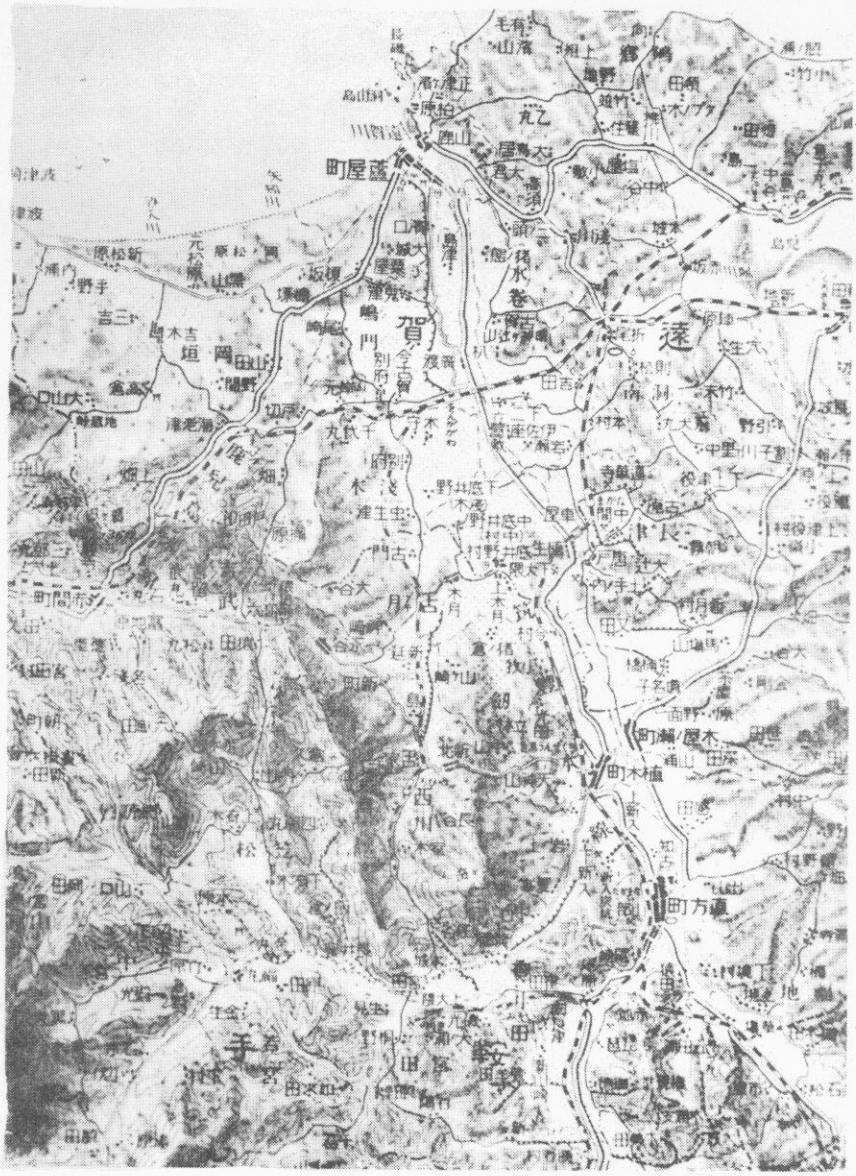

第一版　古月方面地形圖

第一　古月貝墟

石塚常彦

名稱　筑前國續風土記に、蛤殼圍（カイガラバタケ）と傳へたるところ故、或は其稱を襲ぐべきに似たれども村役場備付の字圖には單に貝殼とあり、且其地域今大半水田となりたれば、標題の如く古月貝墟（フルツキカヒヅカ）と呼ぶを便とすべし。

地域　遠賀川の一支、西川が古月村を過ぐるところ、其左右兩岸とも、數多の島狀高地（インゼルベルヒ）ありて水田面に聳ゆるを見るべく、木月（キツキ）本村の軒を並べたるところも其一にして、木月と古門（フルモン）とを境する高地も亦最著きものゝ一なり。本篇述ぶる貝墟、亦此島狀高地の一に屬し、第三紀層の丘陵が冲積層と接する部分なり。今貝墟帶に屬する地目地番をあぐれば、鞍手郡古月村木月

貝殼（カヒガラ）（通稱天神ノ下）

宅地　二一八五
　　二一八六　の東半
畑　　二一九一
　　二一八七
田　　二一八八
　　二一八九　の全面
宅地　二一九〇
　　二一三六

大橋田（オホハシ）　二二五六　二二五五　二二五七の西部大半

に亘り、西川に架せる石橋、大橋の西南約百五十米に位置す。而して右の地目地番の中、貝殼宅地二二三六を除けば、總て相連りて一帶をなし、（第二版㋐に於ける斜線の範圍）ひとり字松隈に隣接せる宅地二二三六番のみは別に一帶をなせり。（第二版㋒に於ける斜線部）

筑豐線により此遺蹟を訪ふ人は、中間驛よりするも筑前植木驛よりするも、徒歩にて一時間餘を要し、室木線新延驛よりするも約三十分を要すべし。貝塚とは古代に於て先住民族が此の地に蕃息せる頃、久しく不用品を棄てたる堆積の遺址にして、其の先住民族は常に水邊を擇びて居住する習性あるに徵し、古月貝塚に於ても水系の分布、自ら現今と同じからざるものありしを想察せざるを得ず。

青森縣の西部、津輕地方を貫く岩木川が其の海に注ぐに先だち、下流湛ゐて十三潟をなす、思ふに此狀態を其儘移して、之を往昔貝塚堆積當時の遠賀川に擬するを得べし、（筑紫史談第三十一輯、古月貝塚と遠賀川舊河畔、參照）今本篇を說くに際し便利上其假想の潟湖を暫く遠賀潟と呼ばんとす。

天神祠（今はわづかに其廢字のみを殘す）の杜は、周圍を繞る水田面（海拔約十米）を拔くこと約十五米、松樹茂れる第三紀層の丘陵なり。其北側は裾長く曳きて、半島狀の低き臺地をなせり。其半島狀の臺地の東部と、之に接續する水田とが、所謂貝墟の範圍にして前に揭げたる地域之なり。

今此地に佇立する者、貝殼の田圃の間に著く散亂するを見れども、其界限は明ならず。試に古老に糺せば、南北約百米、東西約四十米、地帶略半月狀をなせりと語る。蓋し明治八九年の交（黑田侯も之より先、嘗て城池修繕の砌、白壁を要し、これを此地に徵せられたることありし由を傳ふ。）石灰製造の原料として、夥しく之を採掘し、其際竹竿を以て土壤を穿ち、貝殼の存否と、其層の厚薄とを檢したりし當時の記憶なり。其の折にありては、根本的の採

掘のことゝて、必ずや莫大の考古資料を見たるならんも、石灰の原料としての價値より他に、念頭に置くところ無かりしものと思ぼしく、發掘品はもとより、該種の話題だも傳へざるは深く憾とすべし。且それ貝殻の採掘後は逐次之を均らし、偶々其地盤の低下せるを利し、畑地を水田に變へたるべきを以て、貝墟區域の過半は已に攪亂され了りたるものとせざるを得ず。

出土品　今、主として大正九年十月七日、余が親しく踏査を遂げたる資料に基き、先史時代の文化を想見し、且地質時代としては、寧、瞬間ともいふべき短期間に、桑海の變疾く至れる狀を察せんとす。

發掘に際しては、豫め之を古老に質し、石灰原料採取の砌、犁鋤の手を免れたりと覺しき地點を擇べるものにて、貝墟地帶の南部、即往古遠賀潟の浸たせる汀線と見るべきところとす。挿圖第二版に於て見る如く、踏査地點は水田なるを以て、表層約二十糎は耕作の都度常に攪拌せられ又嘗て客土されたることさへあるべき部分故、表層より採集したるものゝ記述は今暫く之を措く表層を除ける下は、底盤第三紀層まで悉く貝殻にして、其深さ約百糎、其中上部二十糎は黑色粘土を混じ、下部八十糎は殆ど土沙を雜ふることなし。而して茲に特に注目すべきは、最下部八十糎層は殆ど悉く蜆にして、全く鹹水產貝を含まず、泥土を混せる中部二十糎層は、牡蠣、蛤及猿頬淺蜊貝は極めて稀なり）等の鹹水產貝其大部分を占むることなり。

又、蛤特に蜆に於て現時生存のそれに比し、發育の程度遙に大なるを見、各層とも悉く瓣鰓類に限り、一も腹足類の殻を認めざりしは奇とすべく、牡蠣殻にありては、其大小に論なく多くは一個づゝ小孔を穿てり。

左に掲ぐるところは、鹹水産貝二十糎層中より獲たるものにて、蜆層中よりは何等採集に價する品を發見することなかりき。

人　骨

頭蓋骨　後頭部數片と其他數十片
上顎骨　左半
下顎骨　左右二片となる

上下の顎骨は何れも歯牙を保有し、歯牙はこれを吾人のものに比すれば、象牙質の發達特に著く、其齦嚙面磨滅の程度により、少くも五十歳以上の人なるを知り、又左上顎の小臼歯に限り毫も磨滅なきことにより、その未だ青年期に入らざる時より下顎の小臼歯を拔けることを知る。

頸推骨　一個
肋　骨　十片
肩胛骨　五片
上膊骨　二片
腓　骨　數片
脛　骨　數片

肋骨以下長大なるもの何れも二片又は三片に挫折せられ、長さ二十糎に達するものなし、其狀他の貝墟に於て、往々發見せらるゝ如く獸骨を肉より離して別に煮出を作る

爲、土鍋に容るべき寸法に挫折せるものと異ることなし、又其出土の狀態も雜然散在して、他の食品の廢物を委棄せる狀と異ならず。

獸骨　野猪の上顎右半　前者と混じて出土す（往昔より此附近にて野猪蕃殖したりしものの如く輓近と雖も時として之を獲ることありと）

木炭屑　粗朶を燃料としたる餘燼を棄てたるものなり、鹹水產貝層に混じたる黑色粘土中には木灰の不溶解分と見るべき沙泥を多量に含有す。

土器　もとより廢棄物の堆積とて、完全なるものを得べからず。破片有紋のものあり無紋のものあり、厚さも亦薄きは三粍より厚きは一、五糎に及べり。其斷面につきて觀察すれば泥土のこなし粗にして多くの粗粒を交へ、窯內の熱度甚だ低かりしものゝ如く火力概內部に透らず。椎の葉の如きもの炭化のまゝ斷面に表はるゝこと稀ならず

土器の紋樣は、ひとり先住民族の美趣味を想像し得るのみならず、文化系統を見るべき重要の資料なれば、基底部の手法と共に、代表的紋樣を挿みたり第四、五、六版につきて之を見るべし。

石器

磨製石斧　一

質は蛇紋岩なり、缺損せる廢品なるを以て、その棄てらるゝ前一度火中に入りし樣なり

（東京帝國大學理科大學刊行の石器時代人民遺物發見地名表中には若林勝邦氏の報告として木月貝塚より土器、石斧、石庖丁、獸角骨器を採集したる旨を記せり）

字松隈に隣れる宅地（第二版㋒部）に於ては、其家屋の建築に際して客土したるものゝ如く目下地表に認むべきものなしと雖も、疑もなく貝塚にして、久しき以前井戸を穿てる際厚き貝殻の層に出會ひ、腐朽せる椎の實と覺しきもの及人骨樣のものを掘りあてたることありと傳へたり。

附　說　本篇の考察に密なる關係を有するを以て、楠橋貝塚、ソウラ層及竪口横穴につき一言すべし。

楠橋貝塚　こゝも字を貝殻と呼び、遠賀郡中、最木屋瀨に接近せるところにて、眞名子の西、今瓦燒窯の在るところなり。古月貝塚を距ること東南五、五粁、往時の所謂遠賀潟東岸なること疑を容れず。此處も亦島狀高地の裾を繞り、往古遠賀潟の汀線部に貝塚帶をなす。されども水田を耕すもの逐年丘脚を削り爲に容赦なく攪亂せられ、古月のそれに比すれば踏査一層困難なり。

大正十三年三月二十一日余の調査せるところにては、層序全々古月のと同じくたゞ此處のは蜆層約六十糎に過ぎず、而して此處のも古月貝塚の如く、蜆層中顯著なる出土品を見ず蜆層よりも上に位する鹹水産貝層は破壞特に著く土器の破片數種を得たるに過ぎず（日本石器時代人民遺物發見地名表中には、寺石正路氏の報告として土器、石鏃、石斧、獸骨齒を採集したりとあり）土器破片も大體古月のそれに類すれど、薄手のもの〻（厚さ三糎）一片に隆起

紋様のものあるを發見したり。（第四版3）又地表に散亂せる獸骨齒の小片數個を得たれどもそは貝墟を堆積したる民族よりも遙に古代の化石にして、比較的近代に至り、耕作又は土工に際し、散亂せられしもの、混入と見るを至當とすべし。

ソウラ層　古月村の南に隣るは劍村にして、字中山附近、卽劍小學校と三菱炭坑第四坑との間なる水田一帶の地は、地表より約三十糎の深さに於てソウラ層に達す、ソウラとは炭化充分ならず、馬糞狀に存在する泥炭の俗稱なり。耕鋤の際往々にして深く牛馬の脚を沒することあり。泥炭層の厚さは地點によりて一樣ならずと雖も、其最深きは三米餘に達するところあり、遠賀潟湖頭淤泥の地、久しく蘆葦繁るに任せたる址と堆定することを得。

竪口横穴　古月村字貝殼の臺地の中貝墟地帶の反對側卽西北部（貝殼田二二〇七番地）より偶然四窟を發見したり。そは十數年前のことにして、地主武谷周造氏は該地の地盤を下ぐる目的を以て、土地を削りし際計らずも窟の天井に掘り當て一驚を喫せるものにて、今は均らされて水田となり、毫も其痕跡を留めず。就きて之を質せば其狀宛然竪口横穴に屬する者の如く、其際窟内より採集したりと傳ふるところの現品に就き之を見るに、何れも貝墟出土品と同型（第四版、第四、五、六圖）のものなり、竪口横穴の研究に一資料を提供するものと云ふべし。

以上之を要するに、堆積せる貝殼の種類により、楠橋古月共に遠賀潟の湖頭に近く、干潮の折は湖水概ね灌漑に朝して、汨洶の間、蜆の漁獲豐なりしを想見すべく、湖脚鹹水の常に浸すところは、此處より北方、道稍遙なりしを想はしむ。又貝墟帶の廣く且厚きに徵すれば、先住民族が土着の期間頗る長かりしを知るべきなり。

（大正十五年十二月十二日稿）

第四版　繩文土器（其一）

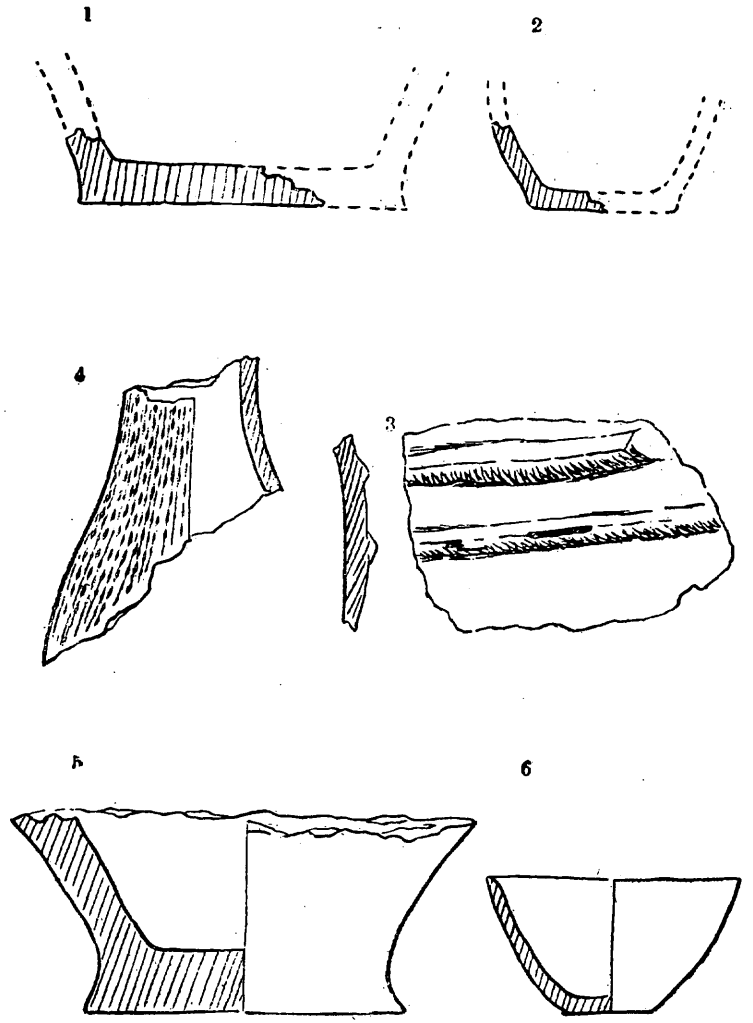

第二版

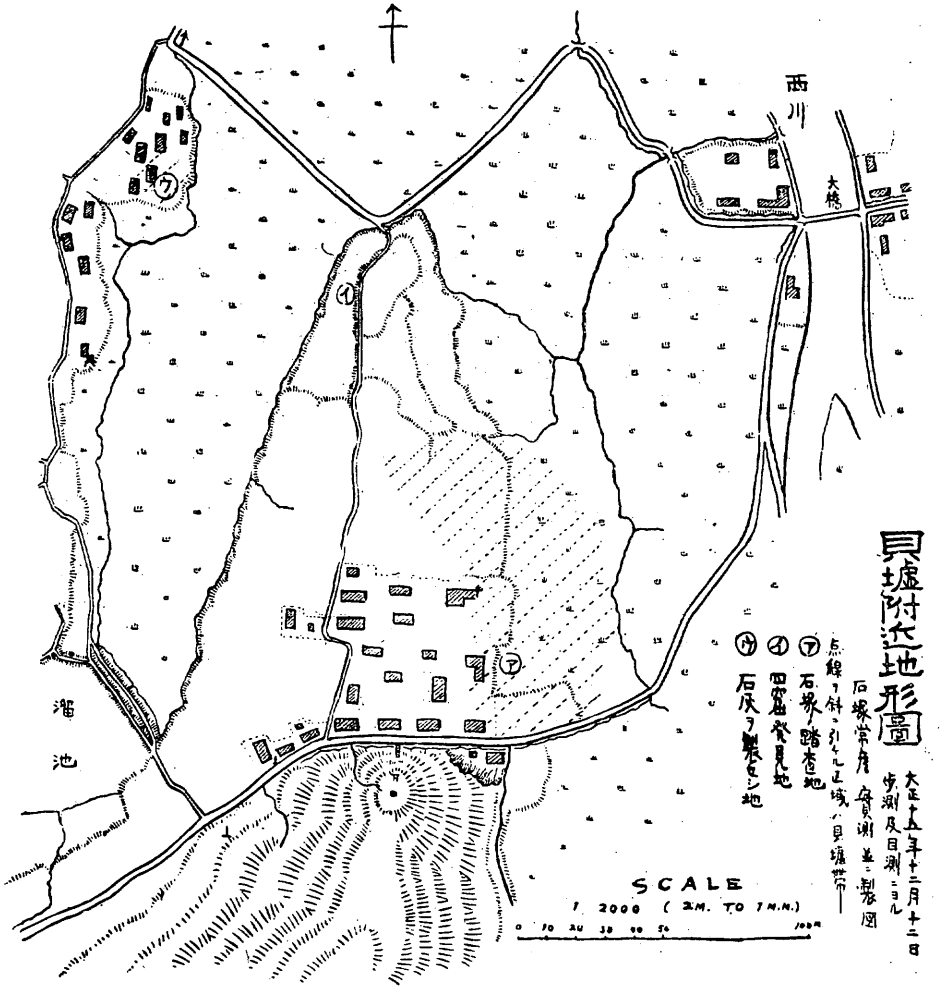

第五版　繩紋土器（其二）

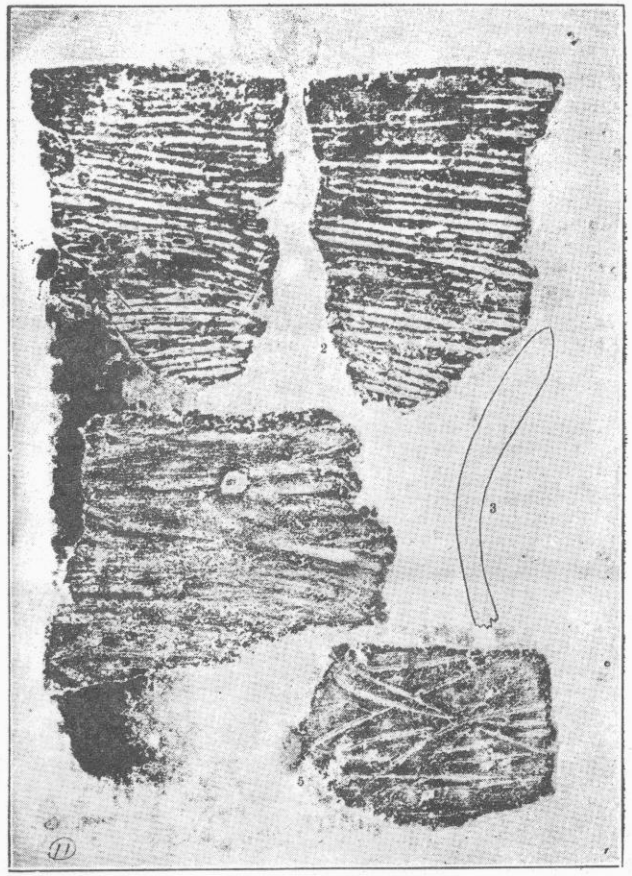

第六版　繩紋土器（其三）

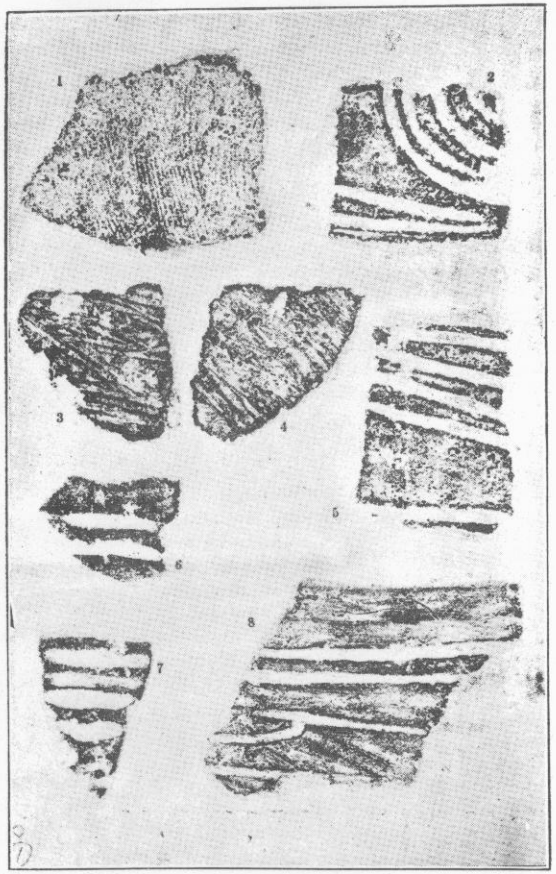

圖版の說明

第一版　古月方面地形圖

陸地測量部帝國地圖小倉圖幅の一部をとつて多少引伸してある、十六萬分一位になつてゐやう、不鮮明ではあるが大體はわかる。遠賀川の谷は、その成因からいへば一の地溝帶である、今此圖で見ると島津、廣渡、木守、底井野から木月、楠橋にかけて一と續きの平地である、そして其處が所謂遠賀潟であつたらうことは誰にも首肯が出來る。

昔の遠賀潟が今の耕地と變つたのは、一つは沖積層が湖底を埋めだせいもあるが、一つは又汀線の降下、即陸地の隆起に因つたもので、長年月の間に何時かは再び汀線が上がり舊時の潟を再現せぬとも限らぬ。

現在では立屋敷附近まで上げ潮がさすと聞くが、朝鮮の仁川邊では潮汐の差十米位に達することがあるのであるから、響灘の海面と古月の邊と今でこそ十米違つたところで、昔潟の湛へた頃は潮滿ちては潟の北部半以上鹹水となり、潮退けば湖頭の過半沮洳として汐干狩の好漁場となつたこと想像に難くない。鹹水の嘗て浸すことなき湖頭の邊は嘗かし蜆が澤山採れたことであらう。

第二版　貝墟附近地形圖

天神の杜の高地から、其稍北に曳いて半島狀をなして居る。先住民族の一群が其半島の頸部に棲んで其廢物をばすぐ近所の渚に棄てた、その澤山な堆積物も有機質は殆ど總て腐朽し、たゞ無機物だけが今まで殘つて貝墟と名づけられる。ありし昔先住民族達が構へた家の址は何處かまだ見當がつかぬ、併し今の貝墟からの距離が決して遠くなかつたこと丈は斷言出來る。天神山の石段を下りて西の方三叉路の處まで參ると岩の間から澪溪として清水が湧いて居るし、更に歩を西に移すと今溜池があつてその水源も亦泉である。山續きで湖水を控へ、澄み渡つた用水まで涌くのだから居住地としては眞に誂へ向である。

第三版　貝墟附近の概觀

第二版と對照するとわかり易い、カメラをⓐの東南方路上に据ゑつけⓑの方向目がけて撮つてある。十個餘の屋根の群れて見えるのはaの附近で、その前面農夫の働いて居る處が丘陵地帶である。

前景の水田は蓼墾に堆肥を施してある爲、貝殻の散亂の狀態明でない。寫眞の中央部から前と左の方の全部が貝墟である、寫眞の左端樹立繁きところは宅地で、そのすぐ手前は大正九年十月七日の發掘地點である。

第四版　繩紋土器（其一）

何れも實物の寸法の½の割合にしてある。1と2は（第四版第五版のものと一緒に石塚が採集したもので）無紋ではあるが其基底の手法と原料のこなし方と火熱の加へられた度合とで繩紋土器に屬することは確である。

3、は楠橋貝墟の採集品で此の破片の特色は本文に述べてある（これ丈は大さ原寸大）

4 5 6、は第三版の④にあつたといふ竪口横穴の中からの採集品で5、6は1、2と同一形式のものであるし4は第六版の1と同一形式のものである。

竪口横穴から繩紋土器が出たと云つて直に竪口横穴を先住民族の遺跡なりと速斷する譯には行かぬ。併し竪口横穴から繩紋土器を發見したといふ事實は確に考察の一資料を提供したものと云へる。種々の點から見て竪口横穴は古代の陷穽で野猪級の獸を捕へた址だと思はせる節が多いか、これは尚問題として殘したい。（頓野方面に多數の竪口横穴を發見したが未だ踏査中であるから何れ稿を更めてといふことにしやう）

第五版　繩紋土器（其二）

第六版と共に主として文樣を示すのが目的である。拓本を張つたので原寸に比し多少伸び加減であらう。3は壺樣の土器の綠邊の破片の斷面で其內側即左の面の文樣は2で、外側即3の左側の文樣は1である、又4も5も破片の凸面即表面の文樣を示したもので裏面は何れも無紋である。

第六版　繩紋土器（其三）

これも第五版のものとおなじく、大正九年十月七日の採集品で何れも土器の紋樣である1、2及5、6、7は裏面皆無紋だが3、4だけは3が同一破片の表面4はその裏面である。

第二　古月百穴

名　稱　横穴群の通稱百穴（ヒヤクアナ）は、大正十五年の夏遠賀川河畔の各地に相繼ぎて發見せられたる出雲、西ノ郷等に適用せられ、古月横穴群も亦其頃百穴として世上に紹介せられたれば、茲に暫く其稱に從ふ。

地　域　古門と木月とを境する島狀高地の裾曳きて三叉をなし、一は北に、一は東に一は南に向ふ。其北せる一支低く半島狀をなすところに先住民族が史前の遺蹟を印したることは、第一篇貝墟に於てこれを述べたり。而して三叉中南に亘る一支こそ、本篇に記載すべき原史時代の遺址にして、兩地相距る歩程一粁許なり。

百穴と呼べども、其窟數發らかれたるは大小十三、何れも鞍手郡古月村字兵丹（ヘイタン）、地番三〇八〇の林野に存す。丘陵の最高部は水田面（海拔約十米）を拔くこと十八米、其南せる一支の先端更に匂りて西北より東南に亘れる部分にて、十三窟中の十は其南面に、他の三窟は東斜面に並び、其高距も一樣ならず、第一號最低（水田面上九米）く、第九號最高（十二米）く概して丘陵の中腹に位し、相互の位置上下に重複することなし。（窟數も尚踏査を進めなば、其數增加すべきが如し。）

丘上松樹の林尚茂りし頃、獵手嘗て豺を逐ひ、此附近に狐狸の竄入すべき土窟あるを知れり。又丘陵の表土到處霉爛し、或は腐朽せる落葉の成せる土壤のみなるを偶々硬度高き蠻岩の自然石を其中より發見して之を異しめることありしも、愈之を發掘して横穴群研究の端緒を開けるは

大正十五年七月にして、地主白石藤六氏の發意によれり。約三反の區域今皆刈られて、稚松檜苗尙未だ伸びず、地主或は花卉を植ゑて風致を添へんとする意向あるに似たり。

構造　今、各窟に就き、其構造を概觀するに、第一號窟（番號はその發掘順に命せられ、排列的位置の順にあらず）第八號窟及第十一號窟に於て崩壞甚だしき他は、何れも略開鑿當時の原形を保てるものゝ如し。

羨道は、玄室に比して甚だしく長きものなく、且多くは玄室に接近するに從ひ、次第に其巾と高さを增せり。又東面に位置する第十號第十一號第十二號の三窟が、羨門の前庭一帶の地、表層卽土壤南面のに比して頗る厚し、第四圖ⅩⅫⅫの平面圖に示すところ、羨門の前庭に長大の溝を穿てるは、發掘の際、土沙の排除に便せると整理後排水土管埋設の爲と兼て見學者の出入に利せるなり。

羨門は巾〇、六米乃至〇、九米、高さ六十糎乃至九十糎にして下部廣く、上部次第に狹し。羨門面も何れも五度許仰向き、且左右及上部に深一糎巾十糎內外の輪廓を刻めるもの多し。

羨道を塞げる方法は今之を明にしがたきも、自然石の板狀なるを以て玄室に近き部分の扉とし、其扉石を垂直に下より上部に押し上げ、扉石の下部に生ずる空隙は手頃の石を楔として挾みたるものゝ如し。發掘の際まで扉石の位置舊狀を保てるものありしが、多くは內方に倒れ、玄室內に土沙のなだれ込める量は、一に扉石の存否又は倒壞の狀況に依れり。羨門面に刻める輪廓は思ふに之に吻合すべき木板を造りて此處に嵌入し外より土を蔽へりしか。面して年月の久しき、木板腐朽して外部の土沙次第に羨道に入り、終に扉石をも倒すに至りしなるべし。されば

今羨道にて發見されたる出土品は扉石と木板との間に安かれ、羨門前庭より出土するものは、木板を蔽へる土塊の前面に駢列せられたるものか。

當初先づ撰定されたる地點の表層を去り、岩石の硬度適當なるに及び、始めて開鑿したるものゝ如く、前記羨門の周邊なる輪郭の如きも、其稜今尚鮮やかなり（土沙により被覆されたる爲、割合に風化を免れたるものにして、現狀の如く發掘の儘直接風雨に晒し置きては、割合に短時日にして原形を認め難きに至ることあるべし）かくて各窟皆羨道は地山なれども、ひとり第十二號のみは、他窟に見る輪郭を缺き、羨門の上下左右とも柱狀の自然石を井桁狀に組み合はせたるは唯一の例外なり（第五版）。開鑿當時已に沙岩の硬度稍低くして、崩壞の恐あることを掛念したりしか（現時此窟を覗くもの、玄室の天井特に甚だしく剝落したるを見るべし。）

第十號以下の三窟溫度最高く第十號及第十二號の兩窟は崩壞割合に大なり特に羨門前庭の長大なるは、丘陵の東北面は特に表層の頗る厚かりしを頷かしむ、思ふに南斜面の各窟は割合に新しき斷層面を利用し得たれども、幾何もなくして南面に其の好適地を剩さゞるに及び、止むなく東斜面を撰びたるにあらざるなきか。

鞍手郡木屋瀨町野面（ノブ）に孤立の一橫穴あり、羨道の兩壁及天井の全部を巨石の角材にて築けり。玄室のみは純粹の橫穴なれども羨道部は恐く古墳の形式なり。此れ橫穴と古墳との中間型とも稱すべきものなるが第十二號窟の如きは羨門即羨道の入口のみを石にて組みたれば此の型に近似のものとすべきなり。

此橫穴群に於て注目すべき一事は、殆どすべてに庇石を有することなり、第二號第六號（第三版）及第十號（第四版）の各窟に於けるが如く、羨門の上部六十糎乃至百二十糎のところに、扁平なる自然石（蠻岩又は砂岩を材とし、硬度頗る高し。窟を穿てる部分は、同じく砂岩にして處々小徑の礫を交ふれども、其硬度到底庇石の其れに及ぼす）を水平に据ゑて、恰も庇を設けたら

ん狀なり。羨門保護の爲なること、云ふを須ひず。其嘗て庭石として採集し去られたるもの亦此庇石なりしなるべし。（第三號に於ては、庇石を取去られたる痕尙明なり。）

鞍手地方に古墳の分布するもの頗多く、中には笠松村、上有木（アルキ）の百塚、宮田村、磯光の鬼塚等に見る如く、羨道の位置玄室の右又は左方に偏するもの稀ならずと雖も、古月百穴に於ては、羨道何れも玄室の中線に位置せり。

玄室は各窟皆單室にして、第九號（奥行三、四米、幅二、五米）を最大とし、第五號（奥行二、八米、幅二、三米）これに亞ぐ、最小なるは第五號と第六號との中間に位置する無號にして、奥行〇、五米巾〇、八米に過ぎず。

各窟平面圖は第二、三、四圖に示す如く、概矩形に屬すれどもとりぐ〳〵に特色を有し壁面亦彎曲せるもの多し。床は何れも羨門に向つて傾斜し、多くは周壁の脚に細き溝を穿ちて排水に便せり、第四號第五號第九號等其例なり。又床の面は

1. 壇なくして平旦なるもの（第一號第六號第十二號等）
2. 雛檀狀に奥壁に向ひ次第に

二　段（第三號第十一號）

三　段（第二號第七號）又は

四　段（第五號第九號）をなせるものあり、或は

3. 凹字狀に奥壁及左右兩側壁に沿へる壇を設けたる（第四號第八號第十號）ものあり。

而して雛壇型に屬するものは奥行深く、凹字壇型に屬するものは概間口廣し。

周壁は天井との境を劃する線を設けず、床より上は壁込みに天井に一と續きの穹窿をなすも

のあれども（第三號）概屋根裏と界するところに細き溝を刻めり。（第一號第四號第七號第五號第八號第九號第十號第十一號第十二號）又天井を仰げば棟木を象れる痕を刻めるもの多き（概主軸と並行す。前述の如く美道が玄室の左側又は右側に偏せるものなきより、純然たる大社建築型と稱し難きも、兎に角破風正面の建築の型なるを知る）を見るべく、天井の高さは（往々剝落して測定し難きものあれども）概一、二米内外（最高は一、六米）にして郡内多數の古墳の玄室に見るが如く面積に對し釣合よき高さを有す。

天井裏の中程に、烟出窓らしき穴を穿てるあり、（第二號）周壁にも又住々戸棚を具ふるものあり（第二號第十號）壁も天井も先づ刀物にて削り、更に砥石を用ひて仕上げたるもゝ如く、その剝落の個所以外には粗糙の面を殘す事なく、且又到處毫も穿てる當時の刀物の痕跡を留めずと雖も、たゞ壁及屋根裏の諸處に、鋭利なる刀物の先端にて陰刻したる壁畫を認め（第二號第七號）第九號窟の如きは其奥壁に限り、朱線を以て幾何學的の形を畫けり。（第八版）

要するに、墳墓は不滅の靈魂に對して、永久の安住を與へんが爲に營まれたるもの故、其人生前の住宅に模せしや論なし、且古墳の如く石郭を構成するものに比すれば、横穴開鑿の業たる、手法極めて自在なるを以て、棟木、垂木、烟出、戸棚等の狀態を模したる點多く、原史時代に於ける住居の内部を考察すべき好資料なり。

遺骸及副葬品　各窟何れも墳墓にして、中には一室三體を安きたる明證を存するものさへあれど、遺骸は全く風化し盡し、發掘に際しては十、三窟中一も現存せしものなし。又各窟とも石棺又は陶棺を遺さゞるよりして之を見れば、何れも木棺を用ひたるものなるべし但し第五號（第七版）及第九號（第六版）の如く、壇上直接枕を刻める（二窟とも規模に於ては最大のものなり）を見れば

或は棺を用ひることなく、屍體を直に地上に横たへたりしならんか。又枕を二個（第九號）又は三個（第五號）並べ刻めるは、當時尚殉死の風ありしか、或は又一族同時に厄に遭ひ倶に非命に斃れしか、今俄に稽へ易からず。

出土せる副葬品の主要なるは土器にして、其他多少の裝身具と武具とを出せり。武具は刀、劒、鏃及馬具にして、何れも鐵製なり。裝身具は單に金銀環を出せるのみにして、一も勾玉、管玉等の玉類を見ず、又一面だも鏡を藏せず。石製品としては一對の紡錘石を見たるのみ。

土器は、埴輪圓筒狀の一破片と、十數個の彌生式土器の他は、悉く祝部土器にして、所謂堀据の底部球狀のものと、臺付のものとあり。前者には吸壺、提壺、横口壺あり、後者には、杯（ツキ）及碗（マリ）等の特に脚高きものと、碗鉢等の臺低きものとあり。吸壺の中の一にその底部に糸切を有するものあり、臺の最低きものにありては、現今使用する陶磁器の茶碗、皿等に於ける糸切と酷似せるものあり。

彌生式土器にありては、高杯最多く、又皿及高杯の寸法頗大なるものあり。祝部土器中に、其特色とする轆轤臺にて整形されながら、態々容器の縁邊を歪めて液體の注出に便したるものあり現時の片口陶器の起原と見るべし。祝部土器中朝鮮土器の稱ある甕も頗る多く出土したれども一個も完全に原形を留むるものなし（紙面の都合上古月の土器數點の圖を出雲の部なる第十四版に挿みたりつきて參照せられたし）

彌生式土器を雜へなから、石器を伴ふことなく、提壺の如きも耳に孔あるものもあれば、耳の痕跡さへ留めざるものあり。縁邊わざと歪められ、吸壺に糸切を附けたるものあることは前にこれを述べたり。出土品の種目と形態とにつきて觀察するに鞍手地方に於ける古墳出土のそれに比し、時代に於て著く前後するところなきものゝ如し。尚出土品の其發掘當時に於ける狀況

の位置につきては第二、三、四圖中に之を圖示せり。（昭和二年一月三日稿）

時代の何時たるに論なく、古墳墓にその手を觸れたるもの、たとひ古來崇りありとの傳說なくとも何等宗教的情緒を惹き起さではあらず、これ我國に於て古墳の丘上若くは橫穴附近に祠宇堂塔を見るを常とし、近く埃及の金字塔踏査に於て當事者の熱發罹病を傳へらるゝ所以なり。大正十五年冬の初頃と覺ゆ、發掘の主催者にして且數古跡地域の地主なり白石藤六氏は石佛を刻みて窟の附近に祀れり思ふにこれまた這般宗教的情緒の發露に因りしたるべく、史蹟を化して靈場に變ふるが如きは固より容易に與し難しと雖、若し夫れ是が爲に幾分なりとも遺蹟を惡戲の破損より免れしめて舊蹟保存に補ありとせば、強いて斥くべきにあらざるなり。氏は特に舊蹟附近に一戸を建築し人を置きて常に其の管理に充てたり、出土品の保管陳列につきても別に具案あるものゝ如し。

古月百穴一覽表

窟名＼記事	主軸ノ方向	造	出土器 石製品	出土器 鐵製品	出土器 銅製品	出土器 土製品	備考
第一號	S. 68°W	羨道は玄室主軸の稍左方に偏す 床に段なし		刀 二		鉢 四	刀は二振とも揃へて右側壁にそひ前方より出づ 鉢は四個とも蓋付にて內一個のみ糸切なし 最初の發掘なり 羨道上部及玄室天井の前大半崩壞す
第二號	S.	羨門上部三十糎に庇狀の石あり稍右下となれり 床は雛壇狀に三段をなす最奥の壇も中の壇も前面の椽高き爲多少の水分を留む 左壁中央前部に戸柵を設く			金環一	碗（蓋付）一 高杯（蓋丈）一 鉢（糸切なし）一 皿（以上彌生式）一 橫口の壺（糸切なし）二 皿（糸切なし）一 鉢 一 蓋 一	右壁上部（下部は剝落）及前壁に陰刻の壁畫あり
第九號	S. 4°E.	十三窟中規模最大なり 床は雛壇狀に四段をなし最上段には右壁を頭部とし相並べる二個の枕を刻む		馬具二片 鎗 一	金環五	高杯 三 壺（以上彌生式）三 鉢 一 壺 二 皿 二 蓋 二	入口より朱塊を出せり、扁石を有す 奥壁には朱線にて畫ける壁畫あり 天井後半稍剝落す

第八號	第七號	第三號	第五號	無號	第四號	第六號	第十號	第十一號	第十二號
S.84°W.	S.4°W.	S.20°W.	S.33°E.	S.60°W.	S.6°E.	S.38E.	N. 60°E.	N. 50°E.	N. 88°E
床二段凹字狀なり左右壁にそへる部分は奥壁に沿へる部分と同高なれども幅狹し	床は雛壇狀に三段をなす	平面圖の形狀極めて不規則なり 羨門の上方〇、七米に底石の落ちたる址あり 床は雛壇狀に二段をなす	床は雛壇狀に四段となす第四階に二體第三階に一體右壁を頭部として枕を刻む玄室の前方羨道の奥部に踏石狀の板石あり	規模最小なり	床は凹字狀に二段となす左右兩壁に沿へる部分面積甚だ狹し	床は段なし 羨門の上〇、四米に庇狀の石あり	羨門の上、〇、八米に庇狀石あり 床は凹字狀に二段をなす凹字壇の面積は床の約四分三を占む且左右壁にそへるところは奥壁に添へる壇より稍低けれども面積は三個とも略相等し 前壁の左方中部に棚狀の穴あり	床は雛壇狀に二段をなす	羨門上下左右とも柱狀の自然石にて井桁に組む（他の羨門の如く輪郭を刻まず）右石柱を朱に左石柱を黑に塗る、床に壇を有せず
			紡錘石二						
鐵器二							刀 一 鎌 一	鎗 一 鐵器片二	
	金環一 銀環一	金環一				金環一	金環三	金環二	
壺（提）蓋 二三		鉢 壺 埴輪土器（破片）二 甕（破片）四	壺（吸壺と横口）二 皿 高杯 一		鉢 壺（吸と横口）二 高杯 二		鉢（蓋付）一 壺（吸）一 高杯 碗（蓋付）一	皿（彌生式）一 壺（提吸）二 甕 一	
前庭第九號と共通なり羨道上部も玄室室天井も共に殆全部崩壞す	扉石なし故に土沙多く窟内に入れり 左右側壁下部奥に陰刻の壁畵あり	庇石ありしが今地藏尊の塞石に使用す 此窟も嘗て人の入窟したる形蹟あり 窟内に嘗て人の入れる形蹟あり	羨道の奥に割合に小なる扉石ありしも入口堅く鎖ざしありたれば入窟者ありしとは思はれず	羨道の奥に割合に小なる扉石ありしも入口堅く鎖ざしありたれば入窟者ありしとは思はれず	右側壁に陰刻の線狀壁畵あり		羨門の奥に置かれたる扉石最完全なりき窟内濕氣多し	扉石完全なり 羨道の上部より玄室の天井にかけ甚だしく崩壞す 窟内濕氣多し	天井前半甚だしく剝落す

表中掲ぐる出土品は、目ぼしき物のみに限り、小破片等は悉く聚めて、これを三俵の叺に收めて

これを保存す。

美門前庭は往々土器を出したるのみならず、殆ど各窟に通じて、灰の堆積を存し、焼火したる形蹟を遺せり。

第一圖

第一版と對照するとわかる、右端の窟は六號で庇が著しく目につく、その左が四號、またその左方峡の奥に見ゆるのが五號で、峡の入口右は無號、左なるは着手して止めた址、左隣の峡なるは三號その左方美門を正面に望むのが七號で、その前方丘下にあるのが新に穿たれた井、七號から爪先上りに左に昇ると八號に九號、遙左方に庇石の斜に傾いて見ゆるのが二號、刈りとられない藪に近い最左端が一號、頂上は今地藏菩薩の石像を安いてあるけれどもそれは省いた、又その頂上より右方の脊面が十、十一、十二號のあるところで、第二版は遠方からそれを撮影してある、

第　二　圖

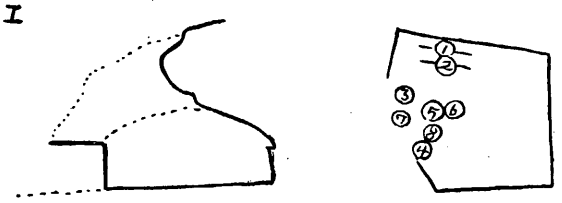

①② 刀（鐵製）各錆ビテ數片トナル

③④ 鉢（祝部土器）蓋付、糸切アリ蓋付ノ儘出土ス、緣邊歪ム

⑦⑧ 鉢（祝部土器）(8) ハ (7) ノ蓋ナク糸切アリ緣邊歪ム

⑤⑥ 鉢（祝部土器）(6) ハ (5) ノ蓋ナリ糸切ナシ緣邊歪ム

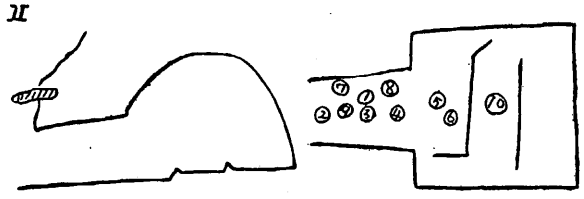

① 碗(彌生式土器)臺(稍缺損ス)付

② 鉢（彌生式土器）

③ 皿（彌生式土器）糸切ナシ

④ 高杯（彌生式土器）臺ニハ窓ノ代リニ三個ノ小ナル圓孔ヲ穿ツ

⑤⑥ 横口壺（祝部土器）

⑦ 蓋（祝部土器）

⑧ 皿（祝部土器）

⑨ 皿（祝部土器）糸切ナシ

⑩ 金環

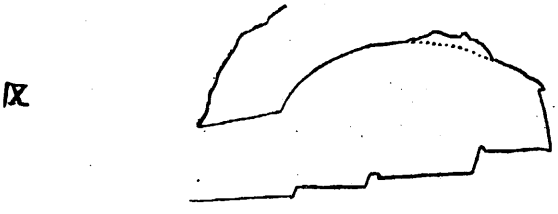

①③ 馬具(鐵製) 數片

③ 鎗（鐵製）

④⑤⑥⑦⑧ 金環

⑨ 高杯（彌生式土器）形體完全ニ出土ス

⑩ 壺（彌生式土器）口ノ緣缺損

⑪ 壺(彌生式土器)首部ノミヲ存ス

⑫ 壺（彌生式土器）

⑬⑭⑮ 鉢（祝部土器）

⑯⑰ 蓋（祝部土器）

⑱ 壺（祝部土器）首部長クシテ、フラスコ型

⑲ 皿（祝部土器）蓋付ノマヽ

⑳ 皿（祝部土器）糸切ナシ緣邊ヲ歪ム

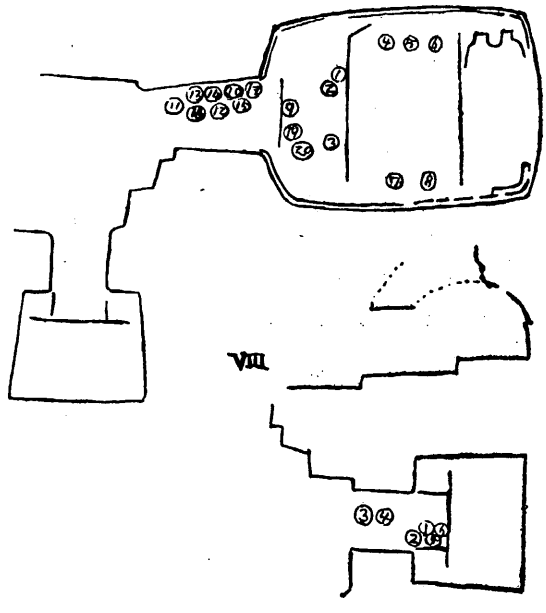

① 提壺（祝部土器（耳ヲ有セズ

② 提壺(祝部土器)甚ダシク破損ス

③④ 蓋（祝部土器）

⑤⑥ 鐵片原形想像シ難シ

第　三　圖

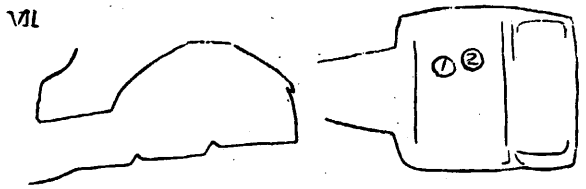

① ② 金環（二個中ノ一ハヨク耀ケリ）

第三號窟ノ羨門ニハ今孔雀羊齒狀ノ隱花植物密生ス發掘ノ當時窟內ニ土沙ノ入レル量モ少ク骨テ人跡ノ及ベルコトアルモノヽ如ク從ヒテ出土品ノ位置モ副葬ノ原位置タルヲ保シガタシ

① 金環（銅色ヲナス）
②③ 壺（祝部土器）
④ 鉢（祝部土器）
⑤ 甕（朝鮮土器）多數ノ破片アリ

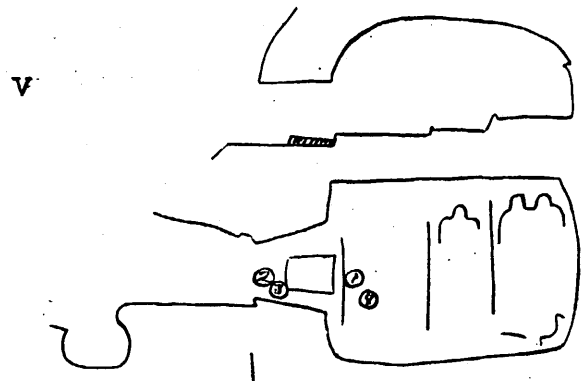

第五號窟亦骨テ人ノ入レル形蹟アリ

① 横口壺（祝部土器）
② 高杯（祝部土器）蓋ノミヲ殘ス
③ 皿（祝部土器）糸切ナシ
④ 吸壺（祝部土器）
⑤⑥ 紡錘石（滑石製）
羨道ノ奥玄室ニ接スルトコロニ踏石ヲ置ケリ

一點モ副葬品ヲ出サズ

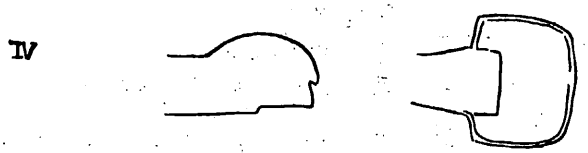

一點モ副葬品ヲ出サズ

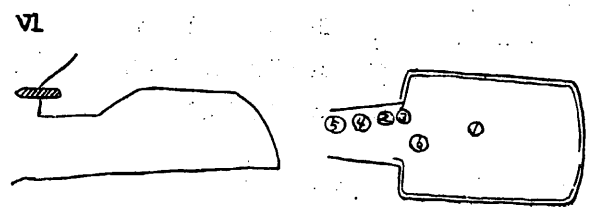

① 金環（銅色ナリ）
②③ 鉢（祝部土器）ハ糸切アリ
④ 高杯（祝部土器）
⑤ 吸壺（祝部土器）
⑥ 横口壺（祝部土器）底部偏平
玄室ヲ塞グニ二枚ノ扉石ヲ以テス

第　四　圖

X

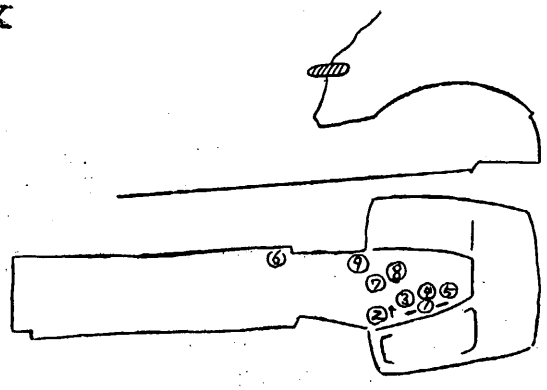

① 刀（鐵製）長約一米最長大ナリ
② 鏃（鐵製）
③④⑤金環
⑥ 吸壺（祝部土器）
⑦ 鉢（祝部土器）
⑧ 高杯（祝部土器）
⑨ 碗（祝部土器）臺高シ即高碗ナリ
碗部ノ徑 12.6 糎高 11.5 糎總丈
15.8 糎臺ニハ方形ノ窓六個アリ
一段ニ並ブ

XI

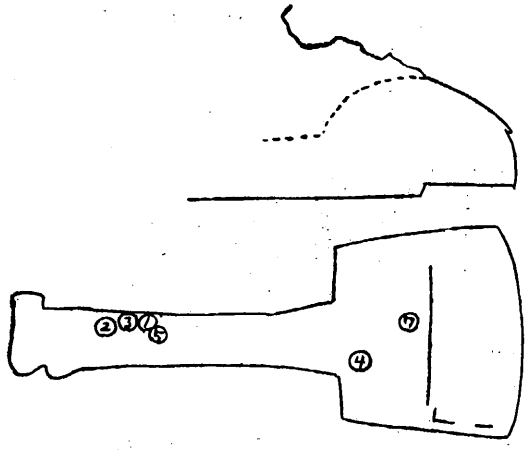

①② 高杯（彌生式土器）何レモ臺丈
③ 高杯（祝部土器）三個ノ窓ノ代ニ縦線三條チヒク
④ 提壺（祝部土器）耳ハ痕跡チモ留メズ
⑤ 壺（祝部土器）低平ナリ
⑥ 壺（祝部土器）首部丈存ス
⑦ 金環

XII

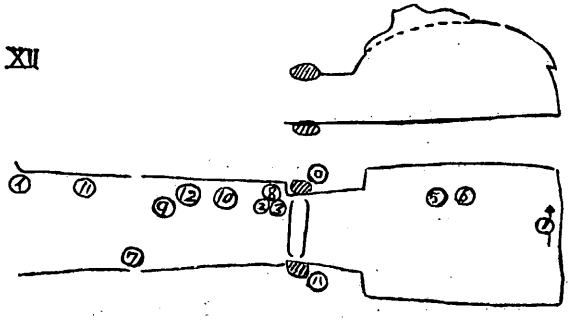

① 鎌（鐵製）
②③ 鐵器片（ソノ原形詳ニシ難シ）
⑤⑥ 金環
⑦ 甕（祝部土器）
⑧ 提壺（祝部土器）兩耳トモ完全ニシテ紐チ通ズベシ
⑨ 吸壺（祝部土器）特ニ縁邊チ歪ム底部ニ糸切アリ
⑩ 皿（彌生式土器）頗大ナリ
⑪ 高杯（彌生式土器）臺ノミ存ス頗大ナリ
⑫ 高杯（祝部土器）

①ニ多數ノ鹿ヲ出ス　⑤⑪ハ石柱ニ朱ヲ塗レリ

（注意）　以上十三ノ圖ハ何レモ同一ノ割合ニテ比例尺百分一ナリ

第一版

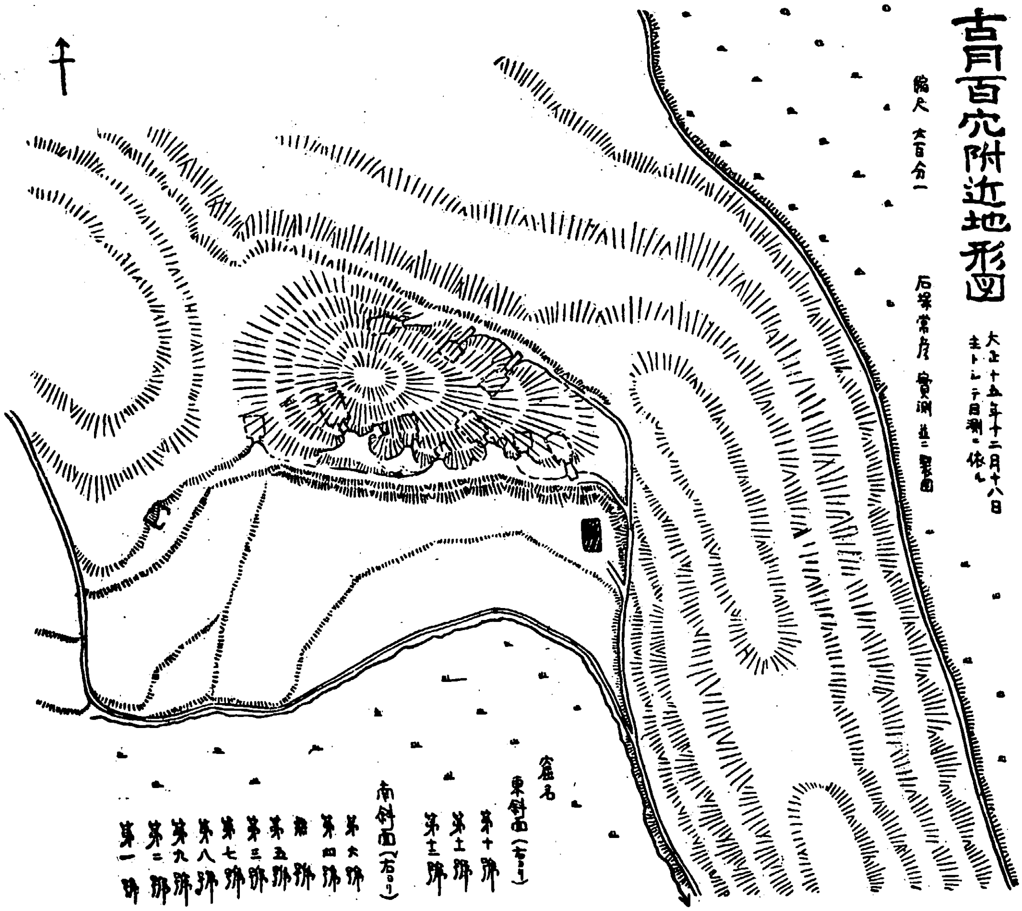
吉見百穴附近地形圖
縮尺 六百分一
石塚常彦 實測 並ニ 製圖
大正十五年十二月十八日
主トシテ日測ニ依ル
窟名
東斜面（右ヨリ）
第十號
第十一號
第十二號
南斜面（右ヨリ）
第六號
第四號
第五號
第三號
第七號
第八號
第九號
第二號
第一號

圖版の說明

第一版　古月百穴附近地形圖

梯尺は添へなかつたが、六百分一の比例であるから一糎が六米の割合になる。圖の南部を通つて西北に出る道を尙西へ進むと、五百米餘で室木線の鐵路に出るし、中央の丘上に立つて東を望むと西川の河線の亦約五百米のところを南から北へ流れる。地形は日分でとつてあるから精確ではないが、横穴の穿たれた部分が他よりも一段高いことも知れるし、又最初開鑿した當時の土砂が直にその近くの斜面に棄てられたこともその附近が格段に急勾配をしてゐることでわかる。

第二版　古月百穴附近概觀

昭和二年一月五日撮影したもので霧ありし爲、鮮明ならず、西川の西岸よりとつたので中景をなす丘陵の右即寫眞中央より右約三糎米半のところに斜右に並行せる二直線を見るのは地藏尊に詣る石階である。その石階のすぐ下の邊が第十號でそれから右へ十一、十二號がある、又地藏尊の背面が十個の窟を有する南斜面になる。

第三版　羨　門（其　一）

第六號で、庇石が完存する爲羨門もよく保存されて居るし、南斜面十窟中の代表的羨門と申してよい。

第四版　羨　門（其　二）

第十號で、東斜面中の代表的のものである、庇石は六號のよりは小さいか今尙よく整つて居り、羨門の輪郭を刻んだ石標もあざやかに見ゐる

第五版　羨　門（其　三）

第十二號で全橫穴中の異彩である、地山の岩石が崩壞し易いと見て羨門に天然石の井桁狀の枠を填め其上部の穴隙に石片を充塡した苦心の痕がありありと見ゐる。此樣にして羨門部はくひとめたが、羨道の奥の方からかけて玄室の前部が著く剝落したことはこれを前に述べた。

第六版　床に刻み込まれたる石の枕（其　一）

第九號の奥の段の右半と、奥壁の一部と、右壁の後部と、天井の一部とを撮つてゐる。低い羨道から導いた日光を使つたのだから、屋外の光線の陰影とは違ふことを心得なくてはならぬ。

寫眞の上端に近く略水平に黑線の柵引いて居るのは天井裏の面と周壁面との堺線で、この堺線の中央より稍左方に、これと直交する線を想像すると奥壁が右半で右壁がその左半だことがうなづかれる。

雛段狀に高められた床の最奥の壇で、その奥行約一米二つ並べて石の枕を刻んであるその周圍に壁から滴る水の排除の爲、小溝を繞してあることもよく見える、此壇の高さは約一尺で、寫眞の左下の隅から約二糎の邊は次の壇の床との堺である。石の枕の邊から斜に右上に不規則な線の見えるのは岩石の罅裂で此斜線の左方に少しと右方に大部分朱線の壁畫を遺してある、即第八版がそれである。又石の枕の上方即右壁の後下部卽寫眞の中央左上に底邊を上にした三角形の樣な割れ目がある。その頂點に當る邊から下に細く刻んだ模樣があるが、肉眼でさへ不鮮明だ位だから、勿論寫眞に現はれない。

第七版　床に刻み込まれたる石の枕（其　二）

第五號で壇の最奥のとその手前のとの右半部と、右壁の後下部が收められてある。石の枕を三つ刻んだ例である。奥の壇の枕の上即右壁の下部に、細い線の彫刻があるけれども鮮明でない。

窟内は、古墳でも横穴でも、馬陸夥しくすみ、百足も可なり大なるものを見ること屢である。此寫眞での樹根が窟内を侵して居る有樣が、偶然撮影された、勿論千年以上の年數を經る間に、その樹が幾十世代をかへたことは云ふまでもないが。窟内に斂められた有機質が（可溶性の無機質も）長年月の間に影も形も無くなること不思議でない。嘗て、高さ三米もある玄室で、天井石の合せ目から、竹が數條の根を下し垂直に床に達して居る古墳を見たこともある。

第八版　壁　畫（其　一）

第九號の奥壁で、上部の太い横線は奥壁と天井面との堺線である。寫眞の左上の黑いところは剝落した址で、第六版に見える寫眞の右上部と同じところである×狀の線は普通のカメラには感じないから燒きつけた寫眞面に書きいれたので窟内でも瞳を据えて見ないと認め難いほどの幽になつた朱線である。

第九版　壁　畫（其　二）

第二號の壁畫で、玄室から羨門に向つた時天井の下部に見える壁畫である。首をば斜右に、立つて居る牛か、左斜の後方から見た形とは見にませんか？全體から見て原始的ではあるが兩角左耳から、胸の線や尾の具合など實によく出來て居るでありませんか。寸法は原畫の約三分一である。拓本を寫眞にとる時、枠に入れて押へたので、白いところ即線が割合に太くなつた。

第十版　壁畫（其三）

これも前のと同樣、一旦拓本にとつてから寫眞にしたのです。寸法も原畫の約三分一です。此繪の刻まれたのはやはり第二號で、その右壁の上部中程です、その線は何を意味して居ますか？余もまた目下研究中です。

第十一版　出土品（其一）

古月百穴で出土した金環の全部をならべてあります。上段右から第四の樣に細いものと、第二の樣に太いものとがある。又中段の四、五や下段の四の樣に、今でも燦たる金色を放つものもある。特に中段の四の如き金著せの泊が剝離しかけて居る。

第十二版　出土品（其二）

こゝには主なる土器を並べてある、それ〴〵出土の位置はわかつて居るけれどもすべて一緒にしてある。上段と中段とは祝部土器で下段は彌生式土器である、そへた尺度は、此寫眞だけ誤つて裏面を出したので、度もりの一區切は一寸である。

上段右から三番目は前列が皿、後列は高杯である。その隣の高碗珍らしく二個揃いて隣のフラスコ狀の長頸の壺も面白い。横口の壺は上段右から一や左から二の樣据りのよいのもあるけれど、上段左より一や中段右より一の樣に平準の安定でないのが多い。中段左より二や四は、緣邊を歪めた鉢の例で中段左より六の提壺の如きは、その頸の邊に偶然出來た釉樣を見せて居る此の提瓶は耳なしでその右隣のは耳あるばかりでなく穴も立派に通つて居る。

下の段左から二と（前列）と五丈を除けば二（後列）より右は全部高杯である彌生式の高杯では、臺と皿のつけ根から毀れたものが最多い、高杯の臺で窓の代に小孔を穿つたものは、下段右から三や四に見える。（出雲百穴篇第十四版參照）

第十三版　出土品（其三）

こゝには鐵器を寄せたので、最上段はそへである、朝鮮土器の甕の破片を並べたが甕は一個も完全なものを殘さない。

鐵器の中の上段は刀で、一米餘にわたる長大なものである。中段右から一は鉞、二は鏃、四は小刀その他は皆刀であらう。

下段右から二が馬具、左から二が刀、最左端は滑石製の紡錘石。

第三版　貝墟附近の概觀

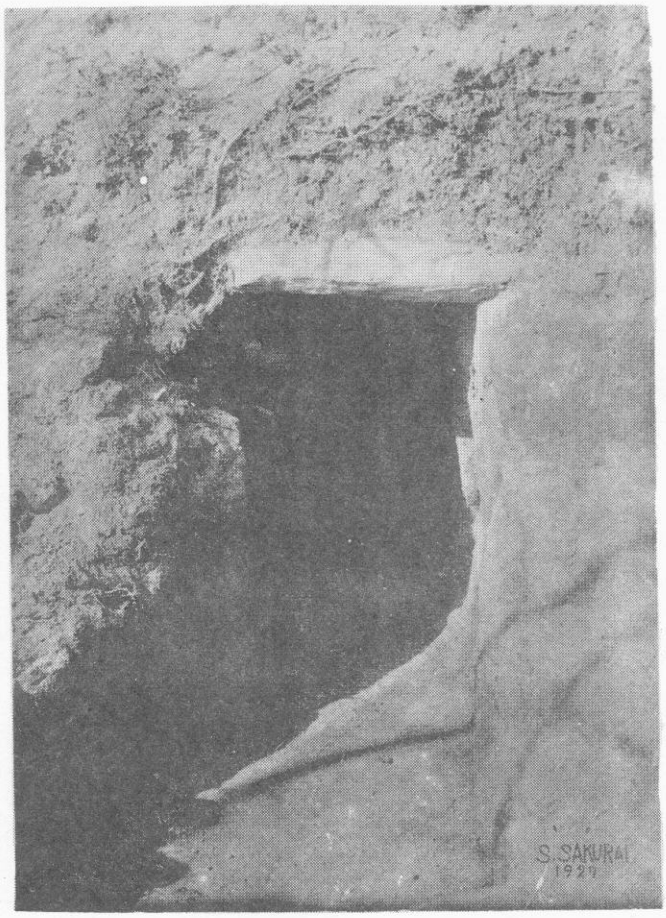

第三版　羨　門　（其一）

第四版　羨　門　（其二）

第八版　壁　畵　（其一）

第五版　美　門（其三）

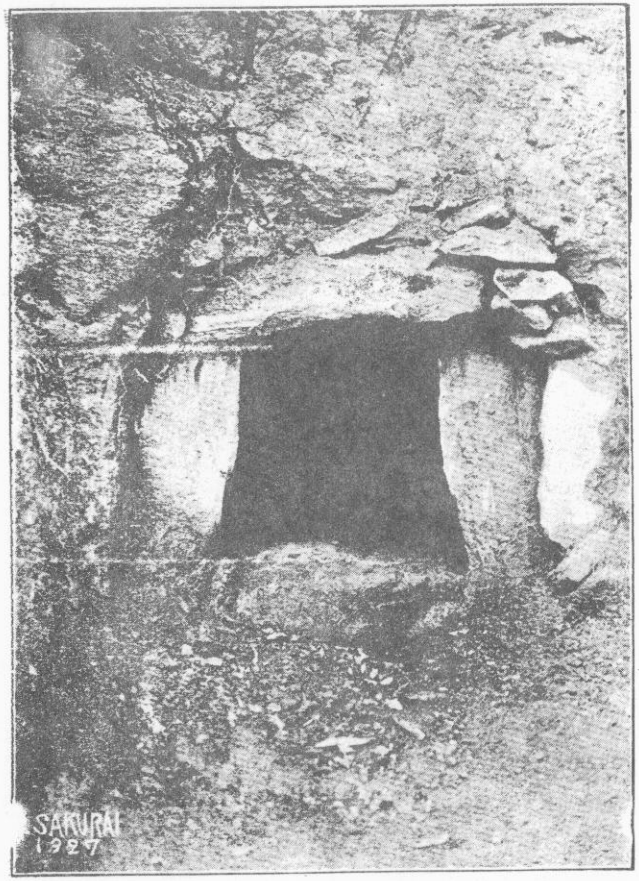

第六版　床に刻み込まれたる石枕（其一）

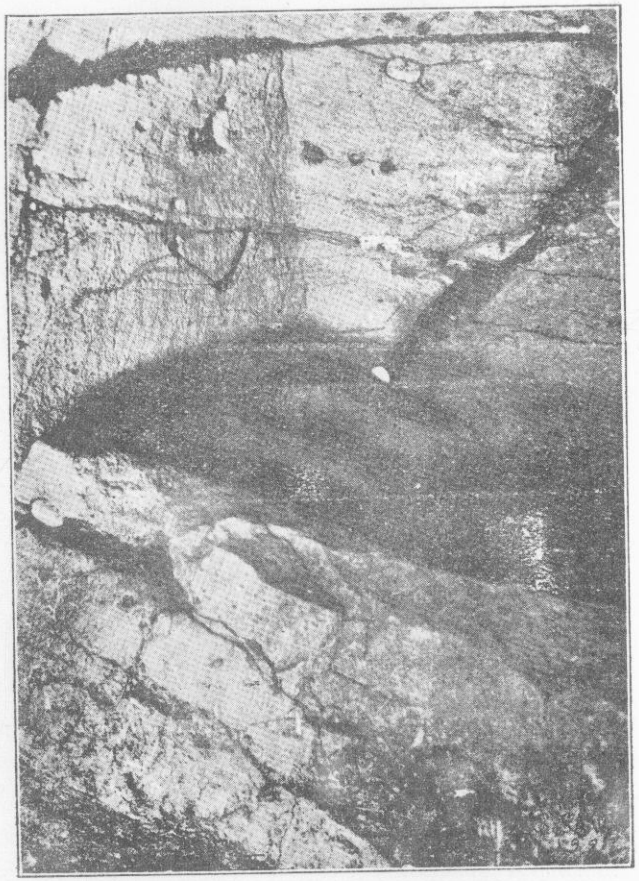

第九版　壁　畫（其二）

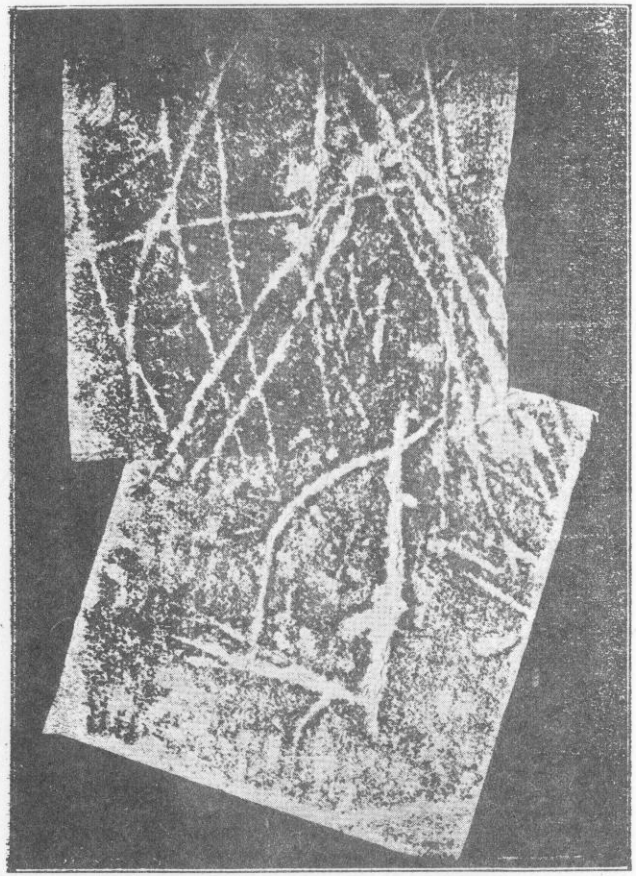

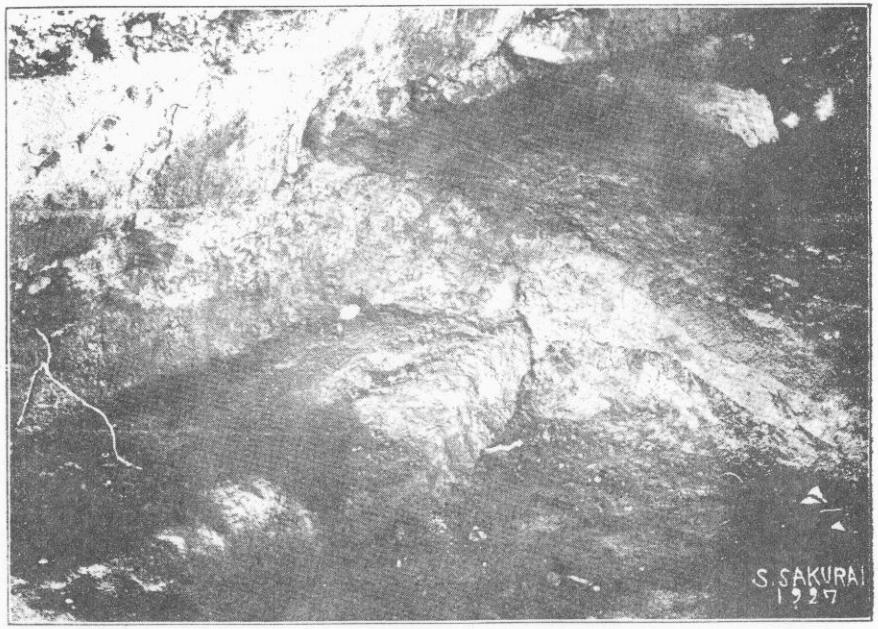

第七版　床に刻み込まれた石の枕（二其）

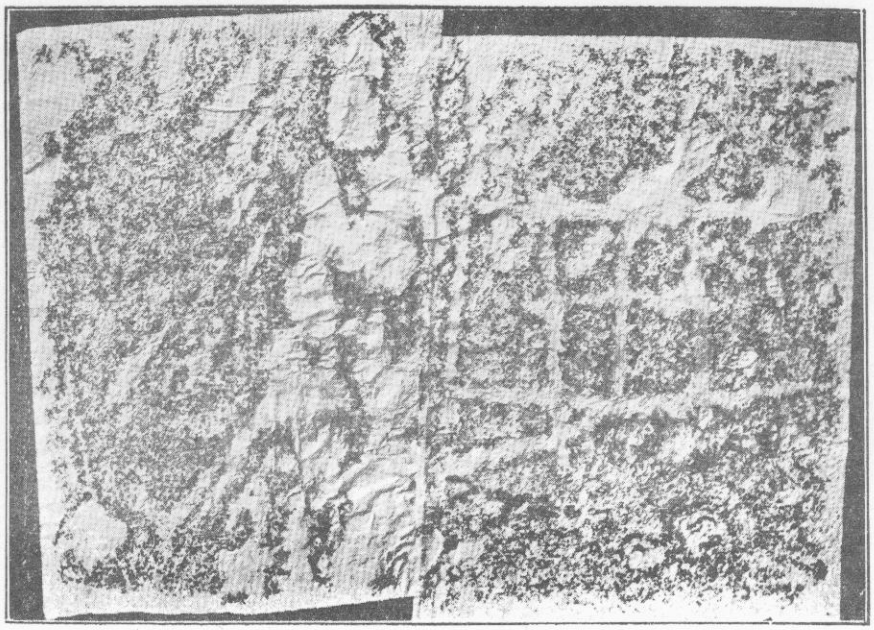

第十版　壁畫（三其）

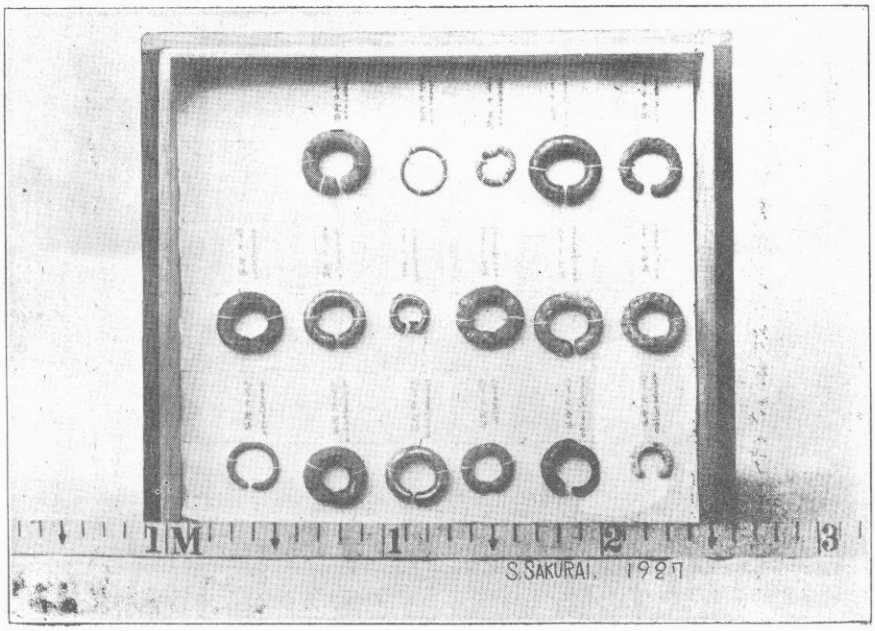

第十一版　出土品（一其）

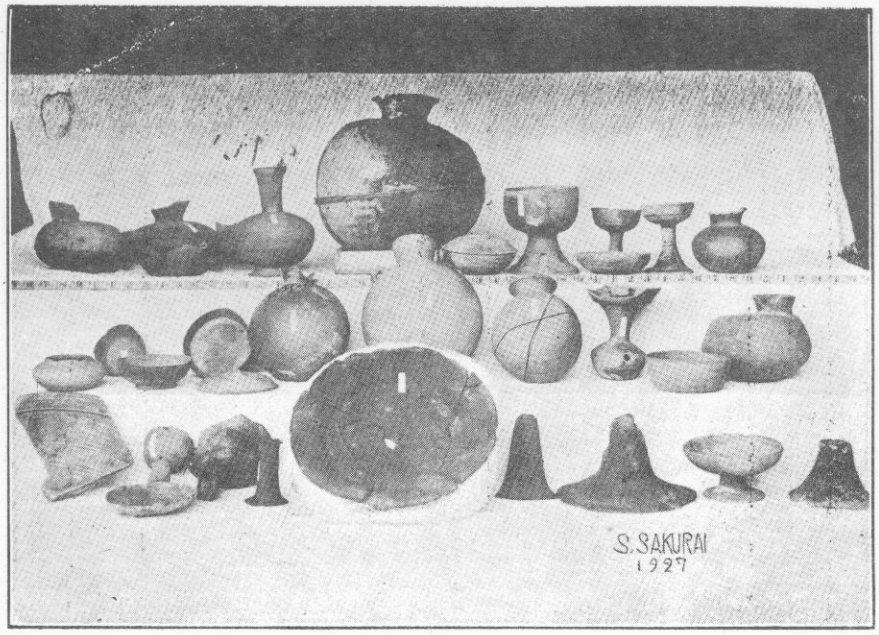

第二十版　出土品（二其）

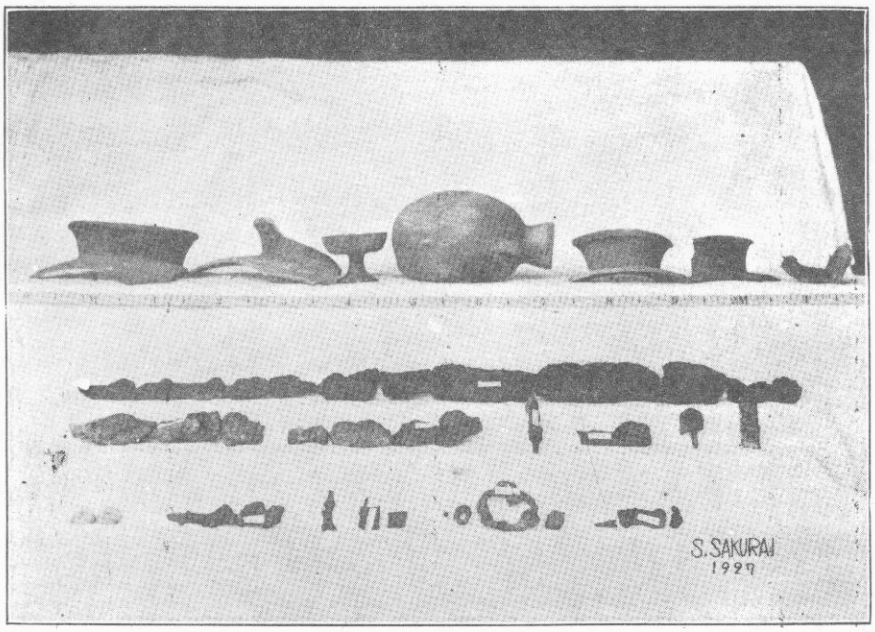

第三十版　出土品（三其）

第三　出雲百穴

名　稱　所在の地域は平塚村に屬し、字は出雲と隣る番乎（バンテ）なるを以て、嚴密には番乎百穴（バンテヒヤクアナ）と呼ぶを至當とすれども昨年五月以來普く此稱により傳へられ、今廣く人口に膾炙するを以て本篇亦此標題による。

地　域　彌山岳の裾北に曳き、穗波川の東岸に盡くる所、即出雲百穴の所在にして、西北の大部は上穗波村平塚字番乎二八四の山林に在り、其東南の一部のみ桂川（ケイセン）村九郎丸の地に亘れり。

百穴の桂川に存する部分は、其美門附近まで夙に拓かれて久しく耕されたるを以て、多數の巖窟の存することは豫て熟知されしなるべく、或は多少の副葬品なども嘗て出土せしなるべし、その出雲村部の西南端なる數窟（第二版(ク)）の如きは古老の少年時代に錆びたる刀をとり出でて嬉戲したることを語れり。そはともあれ、所謂出雲百穴が世に其名を知られたるは、大正十五年五月にして、鳥居博士の踏査に始まる、而してその鳥居博士を誘致したるは、番乎二八四の山林を開墾して甘藷畑とせん爲に同年一月數窟を發見したるにあり。

構　造　西の郷（嘉穗郡臼井村）百穴に於ては、其十一窟共其位置略直線に排列し、主軸も亦殆ど皆同一方向に向へり。古月百穴に於ては、方向も一樣ならず、高さも亦高低あれども、尙直線狀排列の變體と呼ぶを妨げず。ひとり出雲百穴に至りては、其排列の狀態全く別式にして、前三者に比すれば遙に複雜なり。即、並行狀又は輻射狀の數多の小溪あり、その小溪毎に必ず數個の横穴

ありて群在するを見る。その群在の狀は、之をたとへば、薔薇の葉に於てその葉片の群れたるにさも似たり。（これを羽狀排列とや呼ばん）而して其小溪の數たる實に夥しく、仔細に調査すれば、十數條乃至數十條に及ばんとす。目下既に發らかれたる横穴は、其數約三十を數ふれども、他日詳細なる踏査を經なば、正に現數に倍蓰すべきを疑はず。今此報文に於ては、記述の範圍を、今日まで出土したる諸品と、現に發かれたる横穴のみに止めんとす。

かくの如く、數に於て筑豊地方に比類なき（嘉穂郡稻築村なる百穴亦その數夥しき由なれども未だ踏査せざるところなり）出雲百穴も、各窟の規模につきては必ずしも大なりと云ふこと能はず、玄室の構造二室連續のものにありても、その主軸の長さ四、五米を有するに過ぎず、玄室の高さ亦人の起立し得べきものなし。（玄室及羨道を併せたる面積を比較すれば出雲百穴中最大のものと雖も、古月百穴に比すればその第五號（古月篇所載第三圖V）より稍大に第九號（古月篇所載第二圖のIX）に及ばざること遠し。特に玄室の高さに至りては第五號よりも遙に低く第九號の半に過ぎず規模の大小以て見るべきなり。）

羨門は、上部の形圓きあり方なるあり、輪廓を刻めるあり之なきあり、且往々庇石を存し、又は近くこれを失へる痕あるを見る等、古月のと異ることなし。但し、玄室の天井概して低きを以て、羨門の高さ亦何れも高からず。

曩に發掘せる時、その從事者何れも出土品の發見採集に急にして土窟の構造又は副葬品の出土狀態等に留意することなく、偶々巨石あるも皆これを蓋と見なし、其果して扉石なりしか、或は墜落せる庇石なりしかに頓着せざりしを以て、丸石板石等の關係今稽へ易からず。羨門又は羨道を塞げる方法の嚴密なる研究は、之を今後新に發掘する場合に讓らざるを得ず、片麻岩又は花崗岩の巨大なる板石羨門附近に多く散在するを見る。出雲、番乎より九郎丸にかけて、古墳又は横穴の夙に發かれたるもの、概皆此石材採取の動機によれり。

今番平に於ける横穴群の現狀よりこれを推せば、始めまづ丘の麓より岸に向けて上り勾配に一條の峽を穿ち、其峽頭（峽の末端）及峽側に横穴を造れるものにて、峽頭に營めるもの概大なり、峽側のものも左右必ずしも相稱ならず、而してその峽頭のものと、峽側のものとは、埋葬されたる遺骸が、生前如何なる續柄ありしかはもとより明ならず。此地の横穴群に於て、天井の穹窿面特に低く扁平なるは、峽側に穿たれたる横穴の天井を高くし難き事情より導かれしものにて、特に此地方の住民が、當時家屋の構造上屋根の勾配を緩くしたるが故にはあらざるべし。羨道を塞げる方法も、巨大なる自然の板石（又は徑二、三十糎の丸石を積みて）を以て羨門を蓋せるだけのもの、如し。而して峽は長年月の間に岑より押し流されし表土と埋沒せられ、今見る如く極めて淺き小溪を遺すものと解すべし。

峽は、その地形により或は並行に、或に輻射狀に穿たれ、相互の位置亦高低一ならず、この峽にそひて峽頭及峽側につくられたる横穴群は、全體としては帶狀をなせども各室相互の位置は極めて複雜なり。かくて相背ける兩室の隔壁の厚さ時として十糎を出でず、壁崩れて今は玄室互に相覗き得るものあり。

玄室の床は、羨門に向つて傾斜すること勿論なれども、未だ一も壇を設けたるものあるを見ず周壁の脚には、細溝を穿てるもの多く、時として主軸にそひ床の中線に溝を通せるものあり。壁には、奥即正面に戸棚を穿てるあり、側壁又は羨道にこれを造れるあり、天井裏と周壁とに堺線を刻まざるもの稀なれども、偶奥壁に堺線二重なるあり、（第八版）これ或は屋背下屋を下すこと二重なりしを象どれるか。現に發らかれたる諸窟に於ては、晩近後人の落書に屬するもの、他に、未だ一も壁畫を見ず。天井は、往々棟をかたどりたる刻込あり、殆どすべて主軸と並行す。（棟のあと主軸と直角に交るもの兩三あり、神明造の型に屬するものとすべし）床には未だ壇あるものを見ず。

遺骸　何れも、陶製若くは石造の棺を藏せるものなきより之を見れば、遺骸は悉く木棺に斂めたるものと見るべきか、而して茲に特筆すべきは、この百穴中より、人骨を出せることなり。

羽狀排列の軸をなす小溪群は圖（第二版）に示す如く大體二帶をなし、其一は西北より東南に亘りて、番乎（上穗波村）より九郎丸（桂川村）の地域に入るものにて、他の一は東北より西南に亘り、其長さ

前者より遙に短く約三の一なるべし。此二帶は、涸れたる（もと用水池なれども炭坑採掘作業開始後は全く涸れて其用をなさざるものなり）貯水池（番溜池二六〇番）の南に於て相會し恰もへ字狀をなせり。遺骸を出せるはへ字狀の角點に位する二窟なり（第二版㋐）二窟中、向つて右なるは文學博士鳥居龍藏氏之を（大正十五年五月四日）踏査し、左なるは內務省考證官柴田常惠氏之を（大正十五年九月五日）踏査せり。而してその二窟とも遺骸は今之を窟內に藏め、土砂を以てその羨門を封せり。

前篇古月百穴の附說にも記せる如く、白骨の出土を見たる地方人は、いたく宗教的情緒に驅られて、窟前に木造亞鉛葺の小堂を營み、香華を供へて賽錢函を置けり。

鳥居博士發掘の分は、骸骨の腐朽割合に淺く、四肢の長大なる部分の他に頭蓋並に下顎等の諸骨をも存したれども、柴田考證官踏査の分は、之に比して骨質分解の程度遙に進めり。今試に後者の發掘に際し、遺骸のありし狀を叙して、骸骨消失の過程を明にすべし。此日土工の人夫により羨道を塡めたる土砂大半搬出せられ日暮漸く西に傾ける頃玄室への通路開く、乃ち燭を點じて窟內に這入れば、方約二米の玄室の只中に腐爛せる野獸の橫はるを見て、覺えず身の毛のよだてる心地す、燭火の炎鎭まるをまちて更に凝視すれば、褐色の毛皮と見、は全く是夜目の誤にして千載を閱したる遺骸を蔽ひて一面に繁茂せる蘚苔なり。蘚蒸すこと密にして其根深く深く骨質を侵し、蘚骨兩者の間全く分つべからず、徐に全般につきて其形態を案ずるに、その長大なる四肢のみは略ぼ其位置方向を定むべく、之によりて遺骸の姿勢の梗概亦推知すべし。體を奥壁に並行に安き、右壁を枕として脚を左壁に向け、脊を奥壁に向けて體の右側を下にし、左手及左脚を體の前方即羨門の方さして突き出したらん樣の姿勢なり。思ふに木棺朽ちて破れし時、遺骸偶

々轉輾したりしなるべし、四肢の先端をなす指趾はもとより、腰部並に頭蓋の如きも其の形を留めず鎖骨若は肋骨等、多少その痕跡を逐ひ得べき程度に過ぎず、偶々形態大なる四肢の諸骨の如きも、牛蒡大の樹根に侵されてその髄部を貫通せられたるを見る。而して此等の蘚類並に樹根と雖ども其齢限りあるにより幾度か腐朽を繰り返すべきや論なし、多くの古墳も横穴も遺骸を藏する事極めて稀なるの理を推知すべし

五個の鐵鏃ー三個を図示す（実物大）

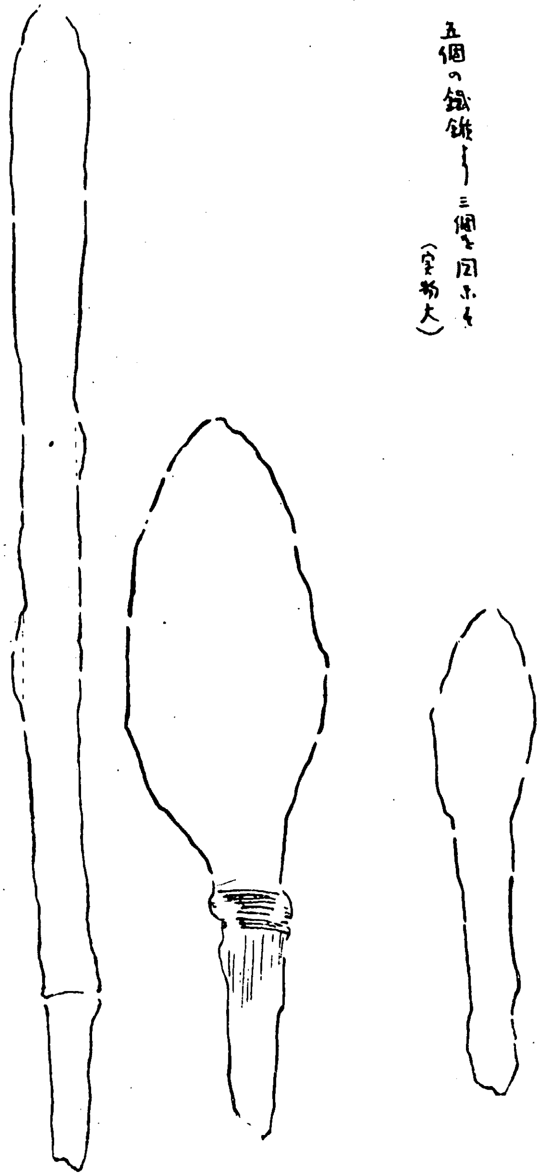

此窟より出土したる副葬品を附記すれば鐵鏃五個頭部附近より出で鐵製の鋤は奥壁と背部の間に置かれ、三個の金環は右壁の下なる溝即頭部附近より出土せり。玄室には一個の土器を發見せるのみにて倒されたる高杯（第十五版4、5）は左壁の羨道間際に、其蓋はこれを鋤の附近に見たり初秋の夕刻とは申せ、雨模樣の殘暑は流るゝ汗を止めかね、燭を點ぼせる玄室は天井低くして、長時間の作業に堪えざらしむ。

副葬品　約三十個の横穴は、これが名稱若くは番號も一定せず、既に出土せるものも、其の何れの窟よりせるか不明となれるもの多きを以て、前節既に記せるところの他は、凡て一括して之を記述すべし。

鐵器には利器として刀、鏃及鎗あり、刀には大小種々あれども多くは錆びて數片に折れたり、たゞ一振長さ六十七糎にて錆亦甚だしからざる直刀あり（第十三版1、3）鐵の目貫も殘れり。別に數片となれる刀の中にて、鋒の明に認むべきものあり。（第十三版5、6）又卵圓形の鐵鐔あり。（第十三版7）袋穗と呼ばるゝ鑿狀の鎗あり（第十三版8）鐵鏃十數個あり何れも有莖にして、鎬を有せず、多くは菱形又は鑿頭式なり。馬具には轡及鐙等あり。

裝身具として、約二十個の金環を出し、一面も鏡を得ず。腕輪一個を採集したれども、折れて三片となり、その一片を失へり、楕圓の長徑五、四糎、短徑四、八糎を計るべし、其完かりし時は周十五糎位なりしなるべし、厚さ約一糎、幅六五糎にして表面悉く綠青にまみれたり。又珍らしくも瑠璃玉あり、二十七個何れも略々同形にして淡青色半透明、徑約一糎の橙狀をなし其外面のみは細き皺襞を有す、同質の瑠璃玉にして長徑約一、八糎の蕃椒狀の勾玉一個を交ふ。

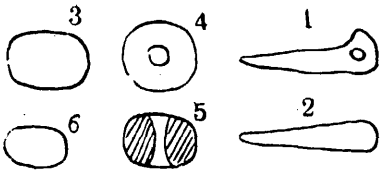

土器には多少彌生式のものを交ふれども、殆どすべて祝部土器なり。彌生式土器に屬するものは高杯の臺一個小壺一個及皿鉢の類大小約二

十個にして、高杯の臺には穴若くは窓を有せず皿及鉢は其徑小は四五糎より大は十五糎に及ぶ何れも底に糸切なく、其一、二個には當時の敷物の織目の痕を殘せるものあり。又稀に貲彌生式土器と同じくして其一部丈に轆轤臺を用ひたるものあり。（古月百穴出土の土器にも此例あり）祝部土器は此地の出土品概して形大にして且据り善き（横口壺も其他の品もなべて）もの多し。石製品は未だ一點も採集せられず。

（昭和二年二月廿七日稿）

敷に於て他の百穴に比肩するものなき出雲百穴も、其の數の夥しきだけ、現狀のまゝには放置し難し。其の整理及將來の計畫に關しては須く案を具してこれが遂行を計らんことを要す。

今後の踏査に關しては

（一）適當の指導のもとに、
（二）具案されたる順序により、
（三）ひとり出土品の蒐集のみに止まらず、
（四）その出土狀態はもとより、
（五）各窟の構造に至るまで巨細にわたりて記錄をつくり其必要に應じては、
（六）未だ其原形を變ぜざる間に寫眞として撮影し置くべきなり。

目下既に發掘されたる諸窟及これよりせる出土品につきても、其縱覽又は保存につき尚工夫を要すべし、例へば、

（一）羨門を塞げる（特に考證官の再踏査を了るまで封鎖せるものは別として）土砂を排除して、縱覽に便すると共に吹き込める雨水の滯留を防ぐが如きは青年團の手を以てこれを辨ずべくかくて又挾き通路を出入する爲に羨門を破損する憂を減殺することを得べし（但し羨門の前庭を浚ゆる場合に於ても必ず出土品あるべく又その土沙の削り方を誤らば原形を損するおそれあるべし）

（二）豆田炭坑に歸因する地盤の陷落に基くものと思しく玄室羨道に大なる龜裂を有し且日を經るに從ひて增大する傾向を有す、されば地下水の浸潤及天井の剝落等に關し適當の手段を講ずる必要あり。

（三）特に窟内に於ける落書は不體裁甚だしきのみならず史蹟としての價値を滅殺すること甚しきわざなるを以て此惡風を根絶したきものなり

第一版　出雪百穴附近地形圖

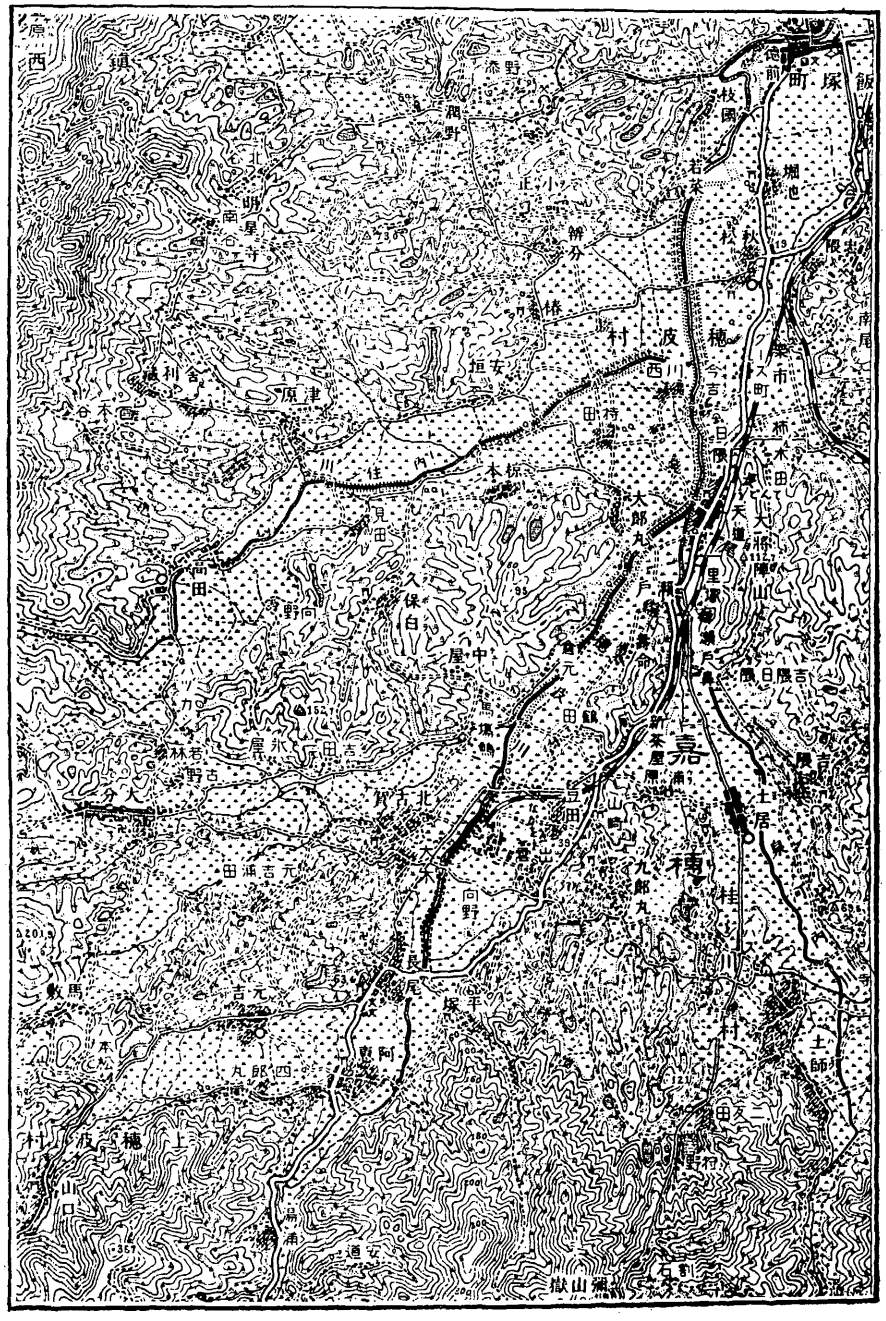

第二版出雲及番乎

出雲及番乎

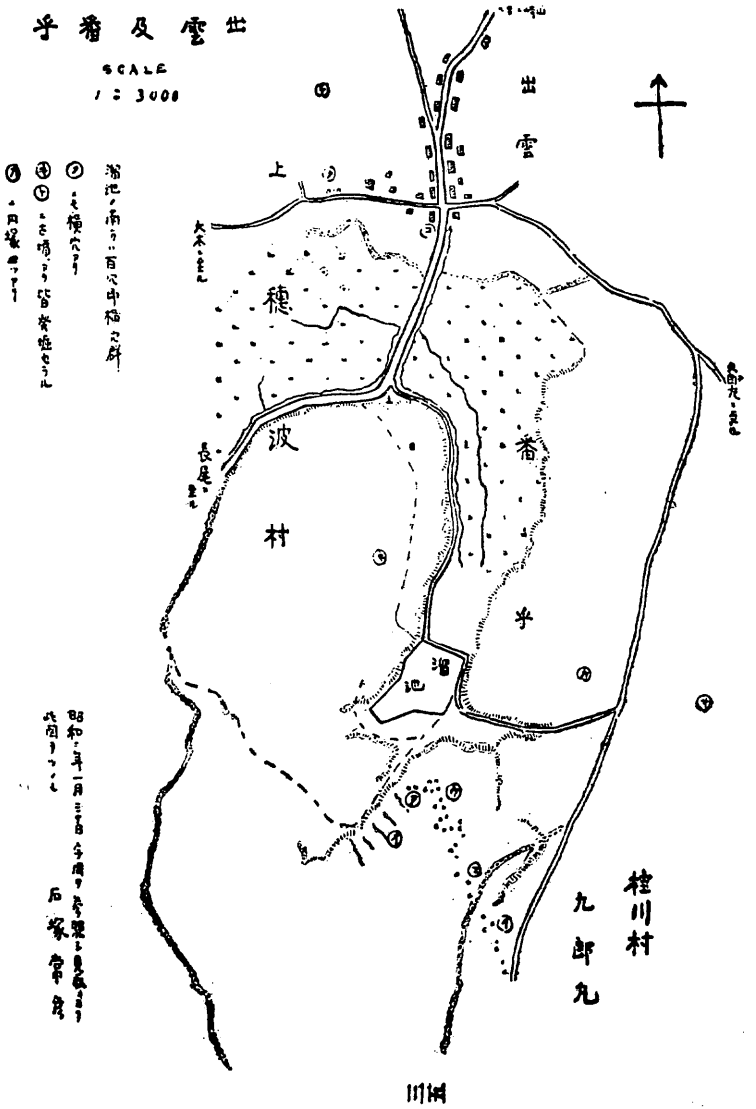

第十二版　複室の二例及腕輪と鍬

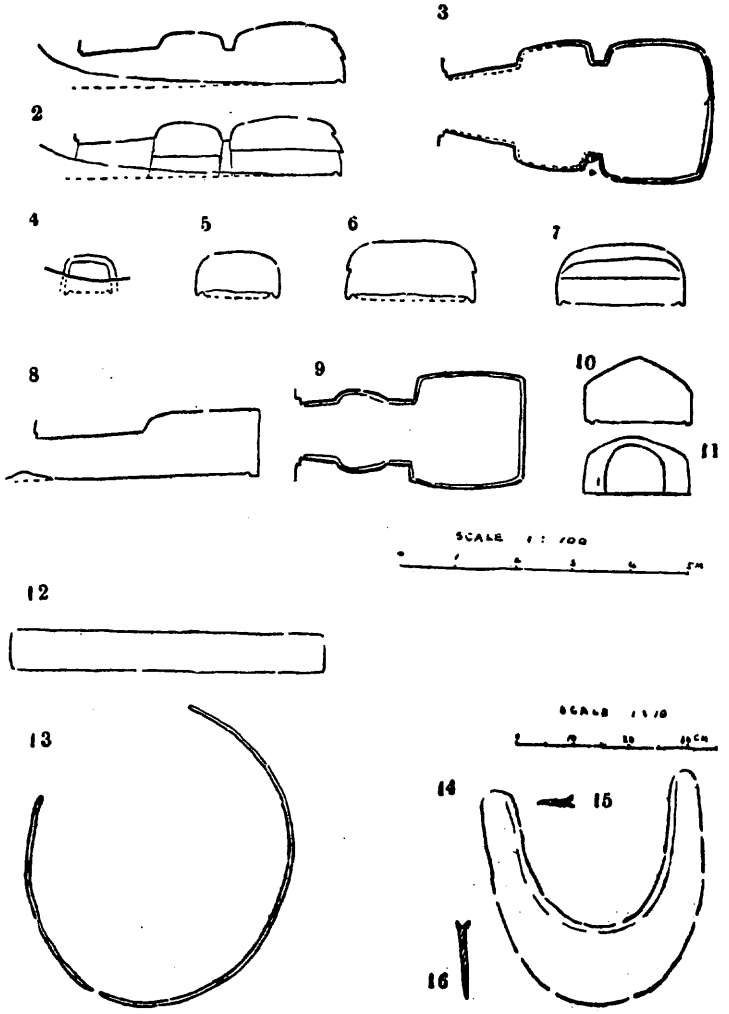

第十三版　鐵器五種

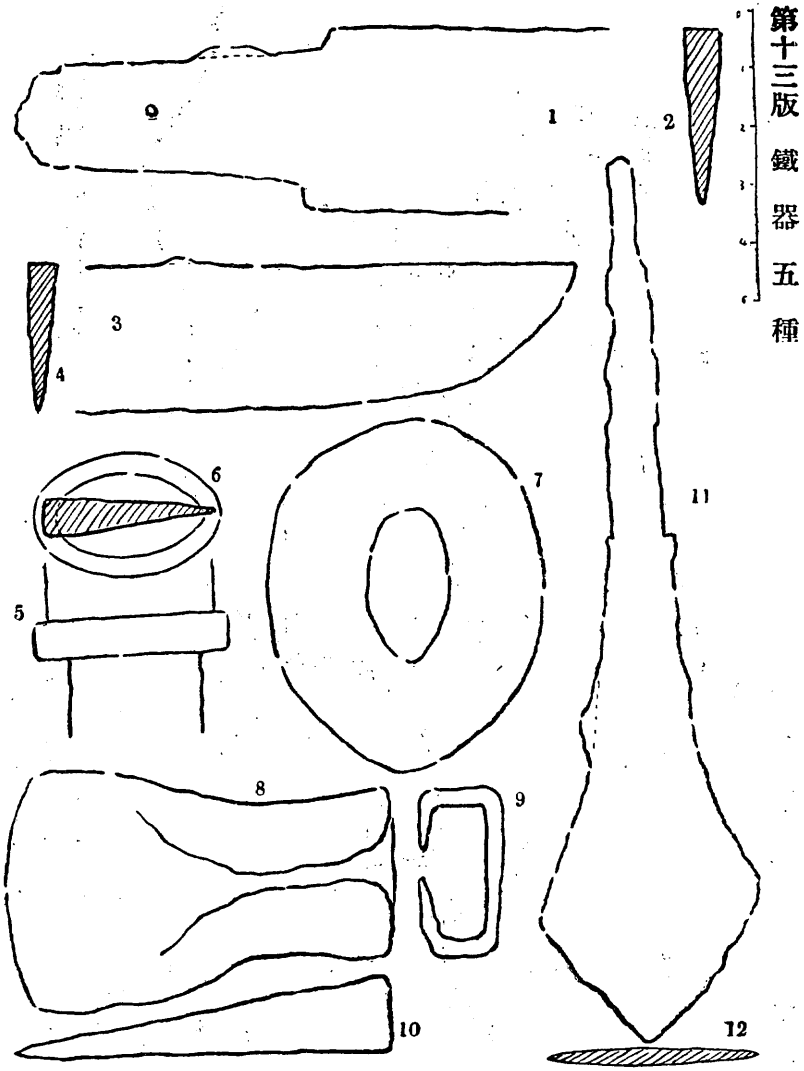

第十四版　土器數種（其一）

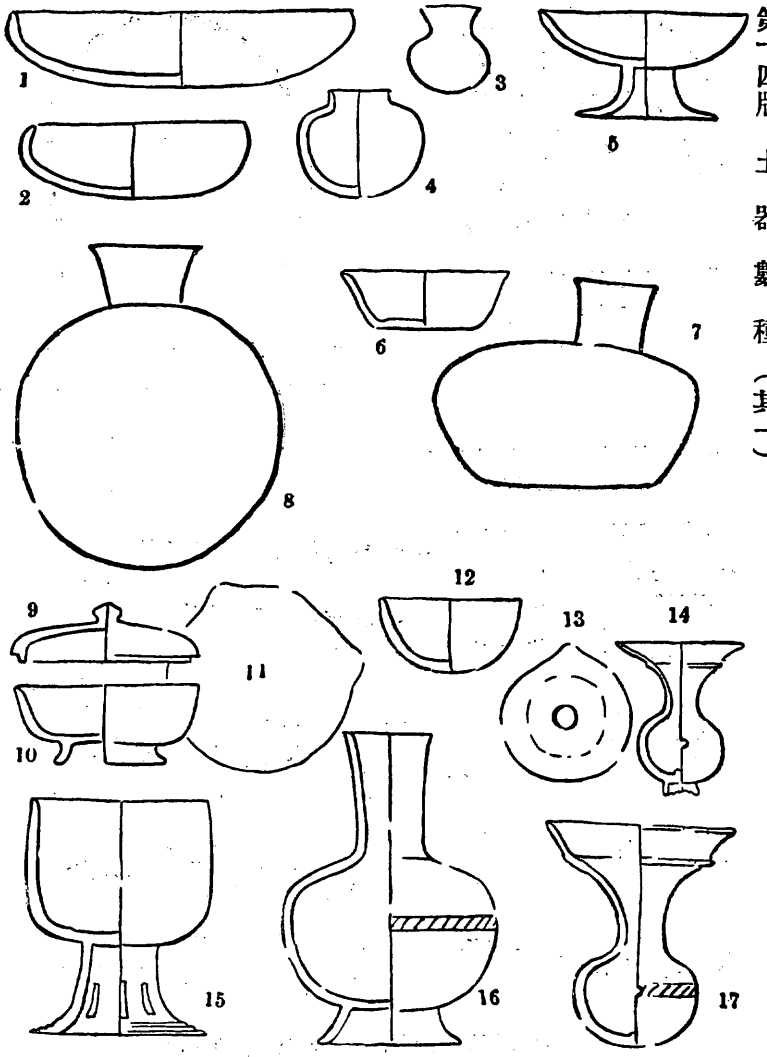

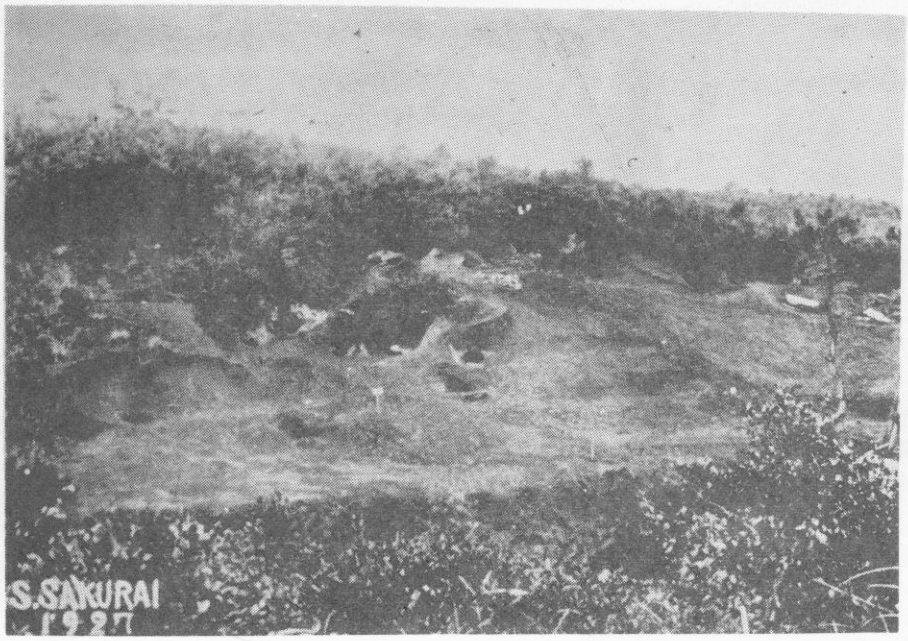

第三版　横穴群の概観

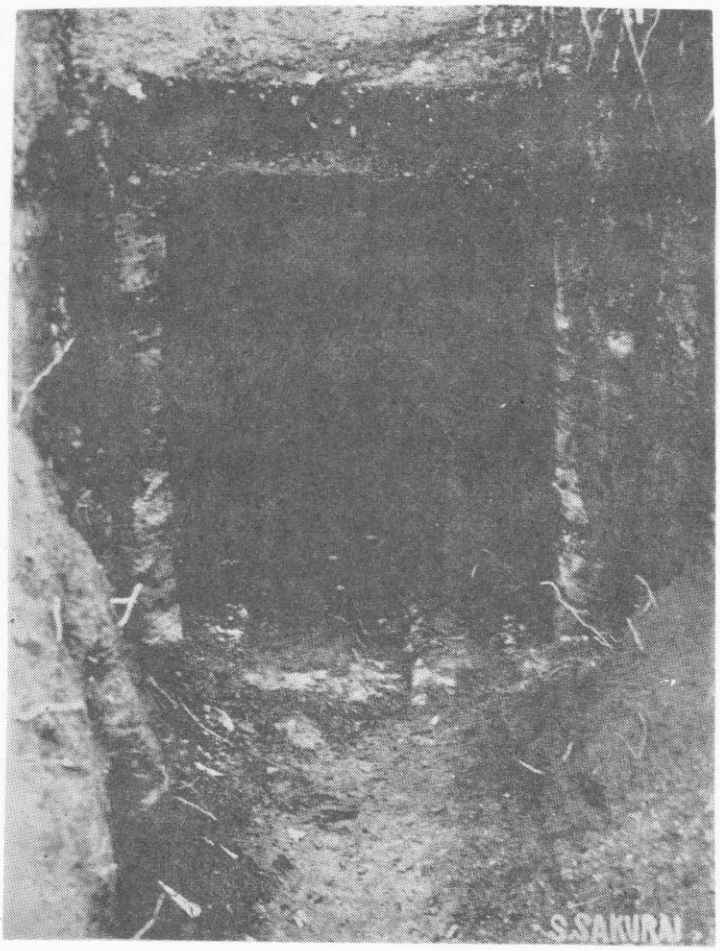

第六版　羨　門　（其二）

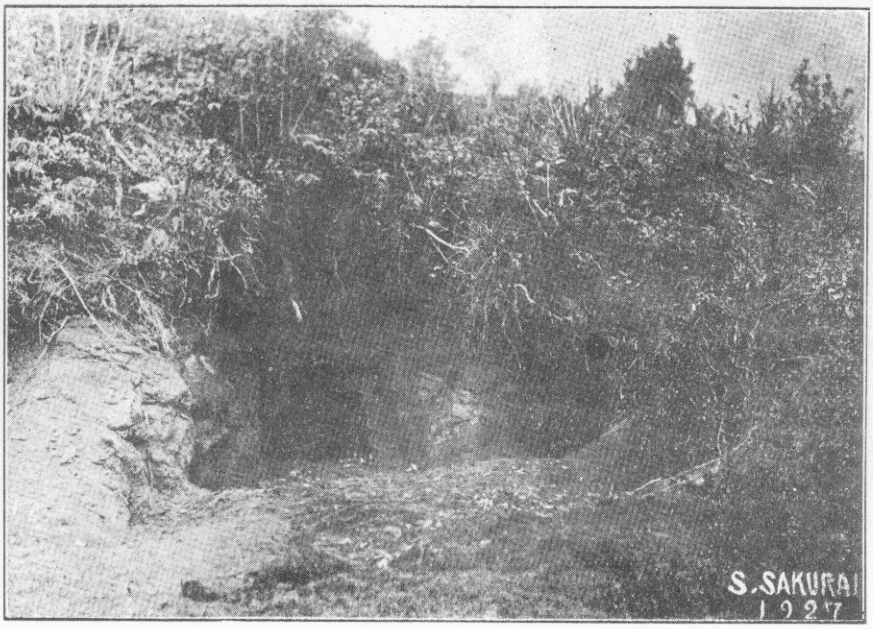

第四版　羽狀に排列せる橫穴群

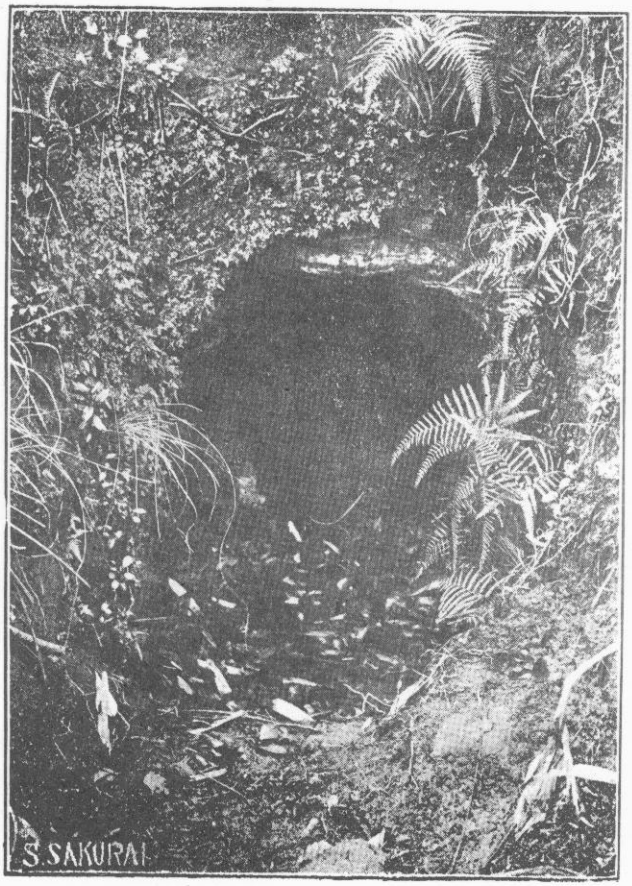

第五版　美　門（其一）

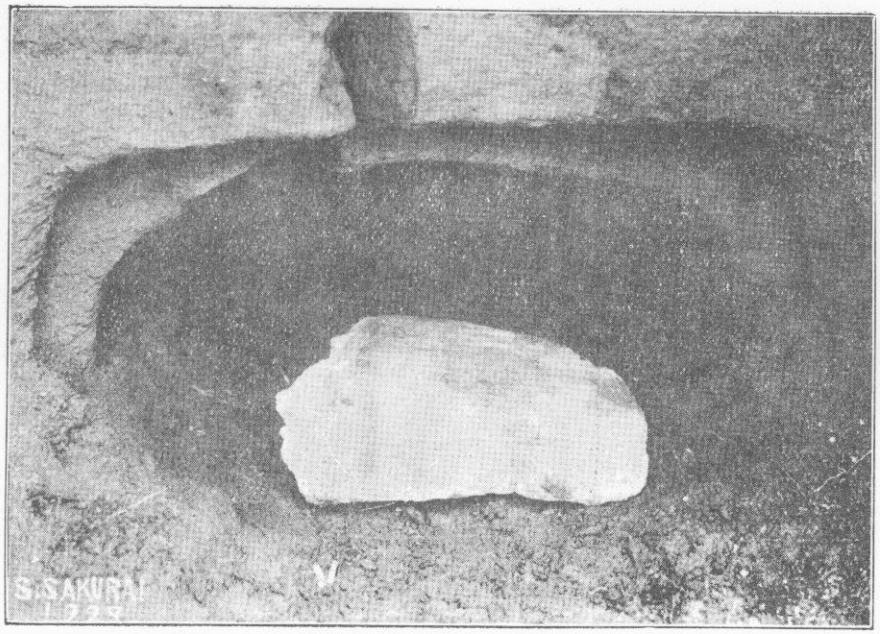

第七版　羨　門（其三）

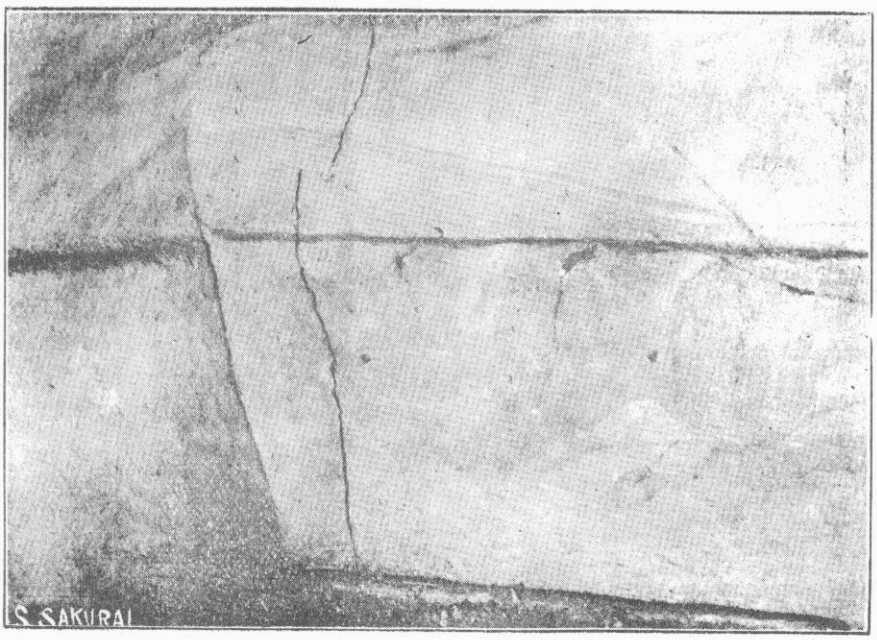

第八版　玄室の奥壁面

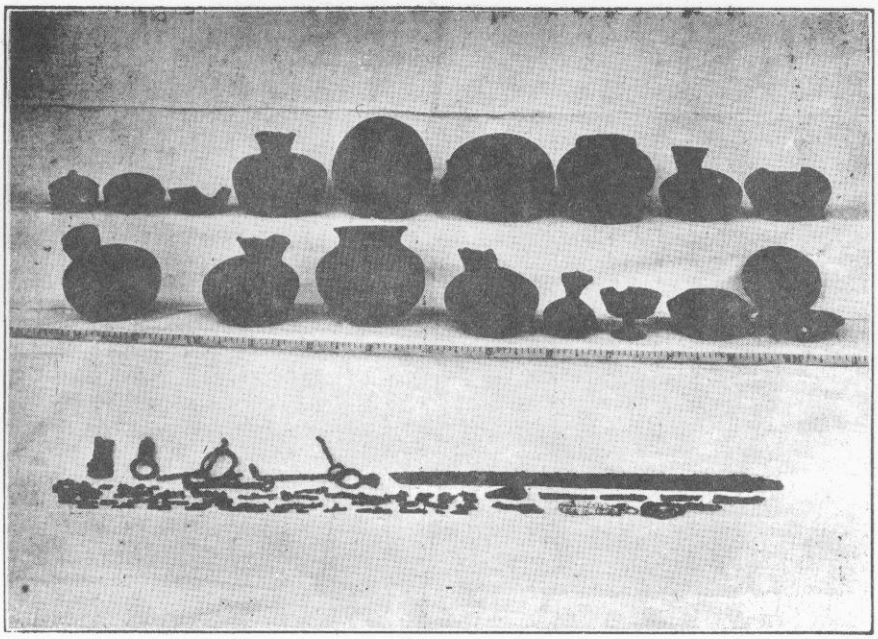

第十版出土品（一其）

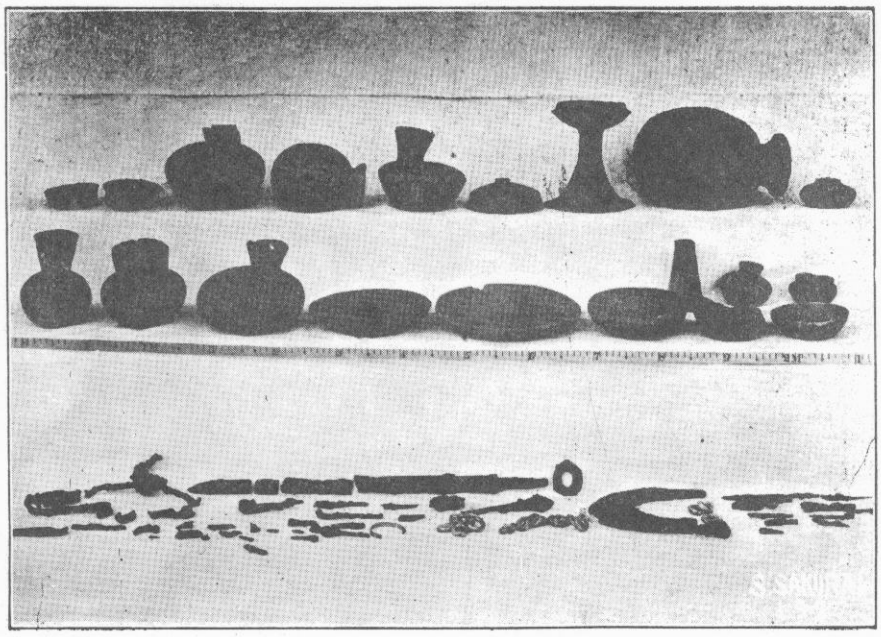

第十一版出土品（二其）

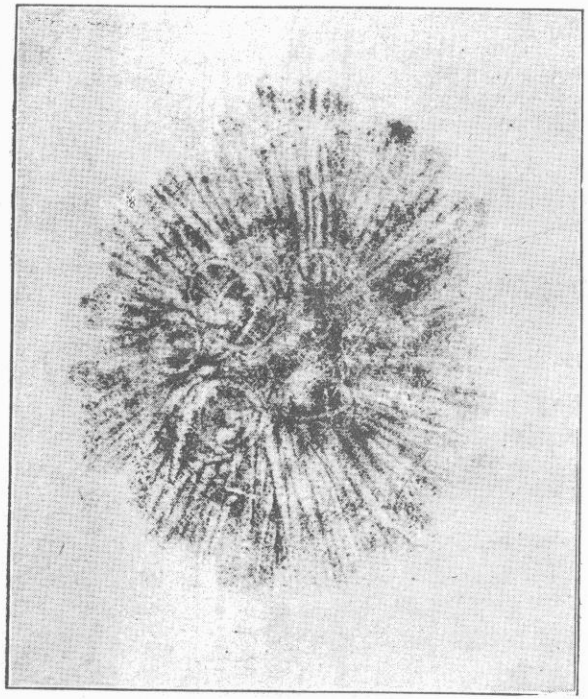

第十七版　皿の内面

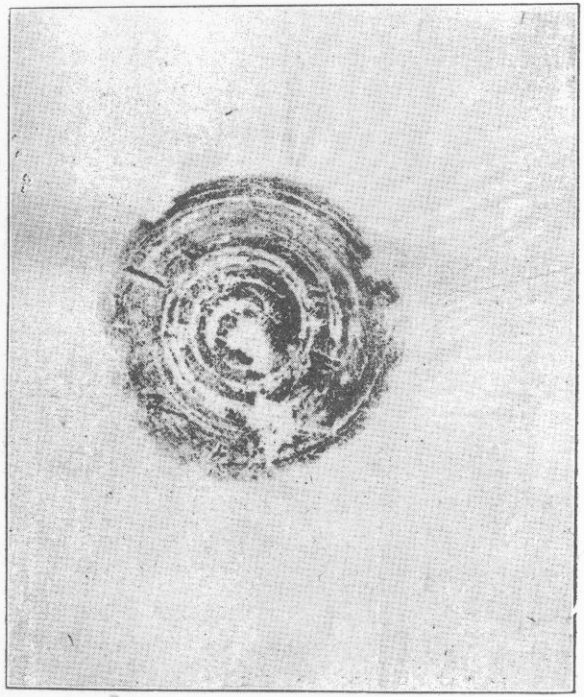

第十八版　鉢の底

第十六版　土器數種（其三）

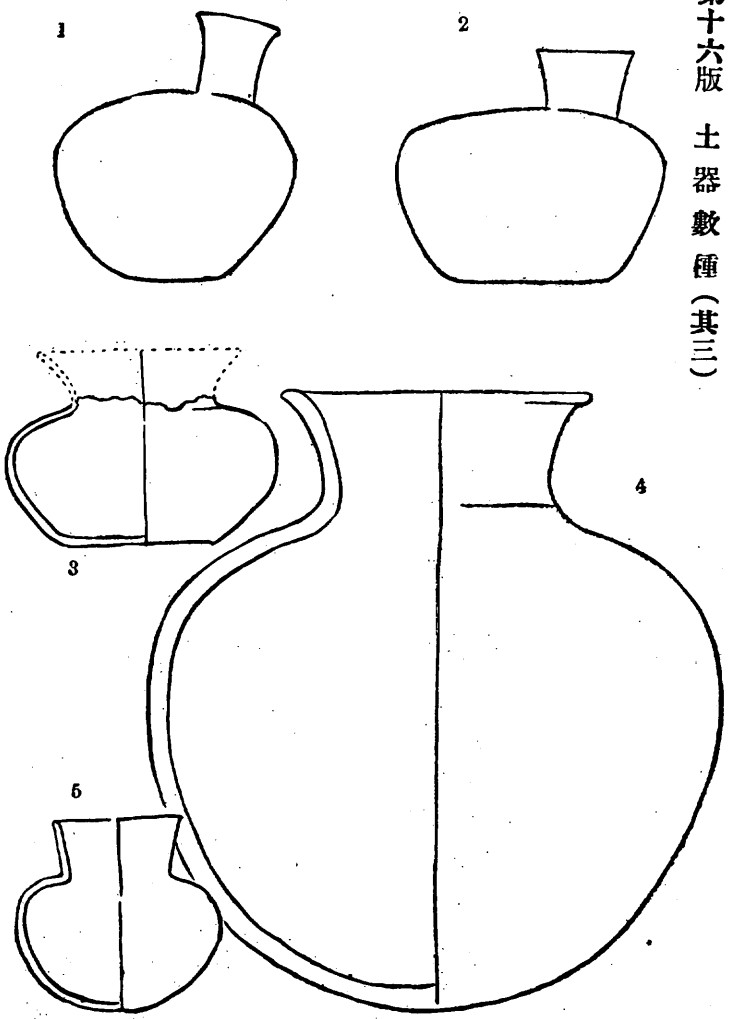

第十五版　土器數種（其二）

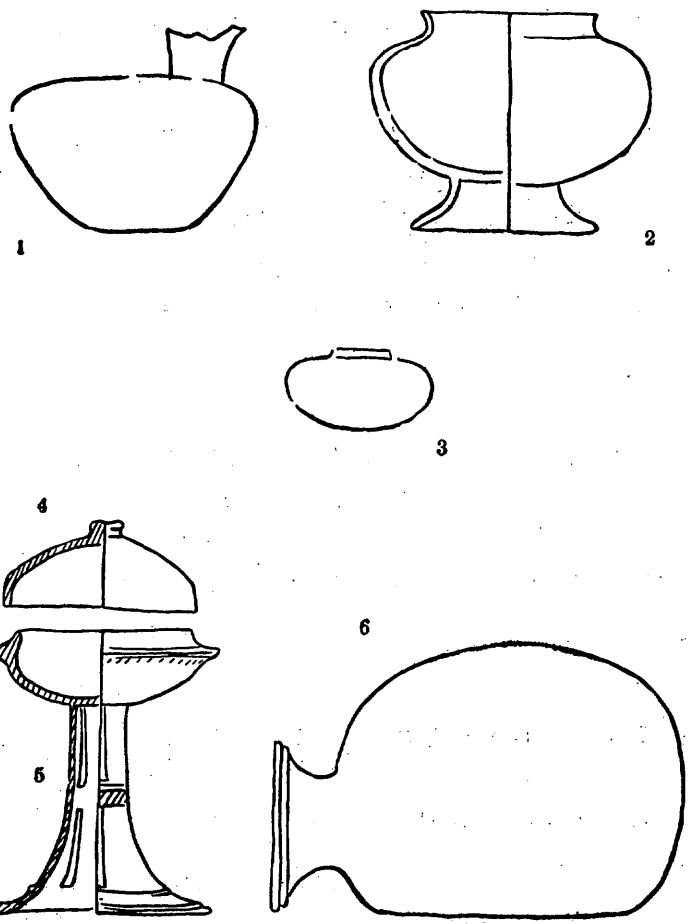

圖版の說明

第一版　出雲百穴附近地形圖

參謀本部陸地測量部の發行した地形圖の切拔で、百穴の位置とその附近の地形とを明にしたい爲に入れてある。飯塚で汽車を乘りかへ、終點長尾で下車する。出雲は驛の南方約二十分途である。

圖上平塚から九郎丸に假想した線は、ほぼ其中程で金の手に曲つた池に出逢ふ、出雲から長尾に出る國道と、その池との間に挾まつた丘陵の東北斜面が、所謂百穴の所在地である。

第二版　出雲及番乎

圖中央大部分は番乎で、上の端に出雲の南部、右の隅に九郎丸の西部が收められて居る。時間の餘裕をもたぬので、地形の詳細を記入し得なかつたのは殘念である。第一版で見た金の手の池は㈣の邊を角點としてイの東方まで亘つて居る。

所謂ヘ字狀橫穴帶は、㋐㋓の一帶と㈦㋑の一帶とで、其中㋐㋓は㋐に於ける二窟の外、未だ發掘してゐない。けれども、此小溪の並行した一帶から、夥しい橫穴群を發見すべきことは豫想が出來る。甘藷畑をつくる爲に開墾したのは㈦の邊で㋔までが番乎㋑は九郎丸である㈦から㋑までの一帶からもまだ澤山の橫穴を見出し得ることであらう。

第三版　橫穴群の概觀

第二版と對照して說明すると㈣の西方に機械を据ゑて、㈦の邊を中心に撮影してある、第二版の說明に記した通り、全部を發掘し終つたのではないが、多數の橫穴が下規則に群れて居る狀を知ることが出來やう。此寫眞の右端なる松の梢の蔭に見ゆる邊は、ヘ字狀の角點である。此に寫された窟の右の端や、寫眞面の中部諸處に見ゆる大小の石は、皆羨門を塞いだ材料である。又寫眞の中央稍下方にある窟の羨門には庇石も見ゆる。開墾した場所も更に深く土を浚つたら、そこにも此處にも羨門が出て來そうな氣がしやう。木の葉を散らしたやうに見ゆるのは此日そぼふる雨の中を我々一行が作業した記念の足跡である。（以下十一版まで昭和二年二月廿日撮影）

第四版　羽狀に排列せる橫穴

第二版の㈦の邊の一群を撮つてある、最初丘の麓から岸に向けて楔狀に峽を開穿し、爪先上りに登りつめた峽の頭の處に營んだ壙窟が中央稍左の橫穴で、其峽の兩側に穿たれた橫穴が其左に見ゆる、兩側にあるのは主軸の方向が寫眞機の視心と角度をなすので、不明瞭ではあるが右

に三窟左に二窟、羽狀に排列するの狀を納得出來る。出雲百穴とは、畢竟かうした群が集合して帶狀に亘つて居るに過ぎない。此寫眞の撮影の時には、峽の底まで土沙を悉く浚ひたので無いから、左右兩側の壙窟の羨門は多く埋れて見ゆる。羽狀に排列して居る有樣を、古月の百穴と對照して考へて見るなら、その前庭を一層深くしたら、出雲の峽に相應することになる。峽の左側にある二窟の中、奥のは羨門の頂のところと、庇石のとれた痕が見ゆるし、手前のゝは羨門の上部が一寸見ゆる丈である。

第五版　羨　門（其　一）

石材として横穴の扉石を抜き取つた爲、久しい以前から發かれたものゝ例にあげてある、羊齒類の羨門を蔽ふて居る有樣が見ゆやう、實際は尙一層草の繁茂して居るのがあるけれども、ゐていの知れぬものになるから此程度のを撰んだ、第二版の㊂の部分である。

第六版　羨　門（其　二）

此處のは概して天井の高さが割合に低いことは本文にこれを述べた。此羨門は全群の中で最高いもので、第四版に撮つてあるのゝ二、三峽措ける南隣の群で、又群の内では峽頭に位置するものである。更に他の一つの特色は窟内の排水溝の穿ち方である。玄室の中では、壁にそひその脚を繞つた溝を羨道との境の邊でこれを中央に導き壙外に出す形式で羨門から見るとその床にY字形に見ゆるのがそれである（一般の場合は第十二版の3や9で見るやうに溝をつける）整つた矩形も心地よく見ゆる。

第七版　羨　門（其　三）

第八版や第九版で說いてある横穴の羨門で、其上方に大なる罅裂が見ゆる、豆田炭坑による地盤の陷落の影響である。こうした罅隙は他の窟内にもあるし、第八版卽此窟の奥壁にも見ゆる。

羨門は半ほど土沙で埋つて居るが、其前方には巨石（長さも巾も一、五米厚さ二十糎餘もあらう）が立つて居る、多分扉石であらう。それは此寫眞に入つて居らぬ、羨門の眞前に横つて居るのは別の石で、やはり羨門を塞いであつた材料の一である。

第八版　玄室の奥壁面

第十二版の3に載せてある後室の奥壁卽7の寫眞である、他の横穴では屋根と壁との界線が一條であるのに、此處だけが二條である、思ふに此壙内に葬られた人の生前の家は、屋後に庇が二重におろされが見ゆる、その溝の右端は第十二版の3で見る溝の中央に向つた線で、寫眞の中央を横に通つて居る線は屋根と壁との境で、奥壁だけにはその上方に更に一條の境線がある。縦の曲線は罅裂である。

第九版　奥室と前室との隔壁

第八版のと同じ横穴であるが、奥室の隅から對角線なりに、前室の右側壁と隔壁とを寫したものである。一寸斷らなければならぬことは、光源が二つあることで、奥室で燃したマグネシウムリボンがその一で、自然光線がまた他の一である。右端の部分は奥室の右側壁、巾の狹い窪處の一部は隔壁で、マグネシウムの光による隔壁の影が前室の右壁に映つて居る。そして左方の白い部が羨道の右側壁である。

隔壁の天井で見る孤が出雲百穴のどれでもに通じた天井の型と見て差支ない、柴田考證官の踏査の後、程なく土沙で入口を塞いだのを、今特に開いて撮影したのであるが、龜裂の著しくなつたのと、中壁の破損が目につくのと、落書が隨分ひどいのとにおどろかされた。

第十版　出土品（其一）

上段と二段とが祝部土器で、下段は裝身具及武器である。祝部土器は、上段右より五や、中段左から三の樣に底の凹いのもあるけれども、概して据りがよい、下段直刀は第十三版に載せた1で、其前方に金環と瑠璃玉があり、瑠璃玉の右端に勾玉も貫かれてあるのが見える。鐵器の段の左半分は馬具で、最左端に立てゝあるのが袋鎗である。中段の最左端の横口壺には、加工せずして自然に出來た釉藥が目につく。

第十一版　出土品（其二）

上段の全部と中段の左より三番目までが祝部土器中段の殘りすべてが彌生式土器下段にすべて金屬器である。又下段右から五個と、下段鍬から右とは、柴田考證官踏査の際の出土品である。

鍬（第十二版の15）の右は金環、又其右は鎌及其他の利器で上段右より一は第十五版の3、二は6、三は5、四は4、五は1である。

鍬の左は鐸（第十三版7）其左は刀（第十三版5）及鎌（第十三版11）で、左端に馬具が置いてある。又中央の一番手前に金環が置いてあつて、その左にあるのは腕輪（第十二版の13）である。

第十二版　複室の二例附腕輪と鍬

三十個餘の横穴は、殆ど總て單室であるが、複室の例二窟あるから、此に圖示することにした。第七八九版で寫眞に示したその横穴を此處では1から7までの間に圖示してある　1は縱斷想像圖2は羨道前室及奥室の右側面3は平面圖4は外部から見た羨門（即第七版）5は羨道の横斷面6は前室の横斷面7は奥室の奥壁（即第八版）である。

8から11までに圖示したのは第四版の峽頭の窟で、8は縱斷想像圖、9は平面圖、10は奥壁、11は奥室から隔壁を見たところである。前室は此窟に於ては極めて簡短で、羨道の幅だけを一寸廣めたに過ぎない、床に細溝を繞してあるけれども、壁と屋根裏との堺線がない。11で見ると

奥室の前方の天井は、普通の穹窿であるが、10で示す様に奥壁に於ては、破風形の角點が明かに見える。鞍手郡宮田方面の古墳の石郭に、往々此形式を見る。13は腕輪で12はその側面圖である（實物大）第十一版の寫眞と併せて御覽なさい。

14はまた第十一版の寫眞にも見る通の鍬で、十分の一に寸法をつめてある爲、腕輪の實物大なのと並んで一寸變に思はれるが、紙面を惜んで縮圖したまゝである。又15、16で斷面を見せた。

第十三版　鐵　器

第十第十一の兩版の中から二、三種を拔いた。1と3とは同一のもので第十版に見える刀の劍と鉇とを示した。日釘は鐵であつたからそのまゝ錆びついて居る2や4で見る樣に鎬をもたない。

5は第十一版に見る、折れて四片となつて居るもの、鎧本の邊だけを示したもので、鋼は固着して居る。6は照金下の上部で切つたとしての斷面想像圖である。

7は鐵製の鎧で第十一版に出したもの、實物大である厚さは三粍半。全面平板である。

8は第十版の左端に倒に立てゝある袋槍で10と其側面9は袋即柄をはめ込む部分である。

11は鐵鏃で莖の根元に闕を有し12に見る如く鎬がない。

第十四版　土　器（其　一）

紙面の都合上、此處には古月の分も載せてある。1 2 3 4 6 7は出雲の出土品で、8から17までと5とは古川の出土品である。

1から5までは彌生式土器で皿と鉢と壺（以上四種は第十一版の中段）と高杯（古月篇第十二版下段右より二）で、5は杯と蓋との接合堅く据りも實によく出來て居る。

6と7とは陶土のこなしも、窯の熱度も全く彌生式の特色を有ちながら、形もよく整ひ、特に7の上面と、6の底の外面（第十八版參照）に轆轤臺を用ひた形跡を示して居る。

8から17まではすべて祝部土器で、8は耳なき提壺（古月篇第十二版中段右より六）10は鉢（同上左より三）で11はその緣邊を歪ましたところを上から見せたもの、12は糸切なき碗、15は高碗（カタヒラ）（同上上段右より四）で其蓋には六ケの窓を持つて居る、16は蓋付瓶子形の壺（同上上段左より三）、17は普通の吸壺（同上中段右より三）14は糸切ある吸壺で、13はそれを上より見て緣邊の歪みを示したもの。

第十五版　土　器（其　二）

五個とも第二版㋐部の東寫で、柴田考證官踏査の際出土したもので（第十一版上段右一より五まで）4は奥壁近くは傾向に置かれ5は羨道と玄室の境に向つて右側に偏れてゐつた、この高杯の壺は頗る高く窓は二階をなして三列都合六個ある。

6提壺は扁平面を思ひ切つて据りよくしてある、3の平壺も2の壺付壺も形がおもしろい。

第十六版　土　器（其　三）

五個とも出雲百穴の出土品で、その中4は鳥居博士踏査の時、㋐部の西寫前庭から出たもので、所謂朝鮮土器と呼ばるゝ大なる甕である。5や6はいはゆる擂据の圓底であるが、その他の壺は思ひ切つて据りの安定なこと前述の通である。

第十七版　皿の内面

出雲百穴出土品の彌生式土器の中に、模樹をつけたものがあるが、これその一例である。

第十八版　鉢の底

第十四版の6の底部外面でその説明は前にあげた。

筑後國分寺址

武藤直治

目次

一、緒論
二、位置
久留米驛よりの距離、急行電車久留米終點よりの距離、地形上の位置、僧尼二寺の位置に關する諸說、國府と國分寺との關係的位置
三、沿革
創建に關する諸說、廢滅、國分寺料及寺域
四、國分僧寺址
位置
現狀
地形概說、地字、日吉神社境内の礎石、古瓦、日吉神社と國分寺との關係
小字釋迦堂の小堂
五、國分尼寺址
廢滅

僧尼二寺の距離
現　狀
地形概説、地字、古瓦
六、現在の國分寺
概　説
現　狀
國分寺村に就て
七、附　説
瓦　窯　址
御井寺と國分寺との關係
御　井　寺
常樂坊と國分寺
極樂寺と正福寺
明靜院と國分寺

筑後國分寺址

緒論

箕尾九十九峯の連山は筑後矢部兩河の分水嶺を成し蜿蜒として東西に亘り斷層山を成して筑紫平野に臨み遙に筑紫山脈と相對峙す其西に盡くる所秀麗なる翠嶂あり、標高三百十二米之を高良山となす、其山麓より筑後川沿岸に至る間洪積層の地あり國分寺址、國府址此中に在り。

國分寺は奈良朝時代に在りては國府と共に地方に於ける文化の中心たりしは爭ふべからず故に其遺蹟闡明と保存とは緊要の事に屬す。

筑後國分寺廢頽して既に幾百年の星霜を經たり、其寺址亦殆んど湮滅に歸せるは甚遺憾なり現今一草堂の古佛を安置するものなく土壇の以て堂塔の位置を示せるものなく礎石の以て伽藍の規模を推定するに足るものなく古圖の以て現地に對照すべきものなし、唯古刹緣故の地字の存するものあり、古瓦の散在せるものあり、五、六の礎石の發掘せられたるものあり又藥地の一部らしきものゝ殘存するあり、仍て之を地形に察し之を口碑傳說に考へ古人の記錄を參考して以て寺址の推定を爲せり、然れども今日之を明確に記述せんとするには餘りに文獻並に其他參考資料の缺乏を浩歎せざるを得ず。

位置

筑後國分寺址は久留米市國分町大字國分に在り。

久留米驛よりの距離は其南東約五千米なり

急行電車久留米終點よりの距離は約三千米なり

國分の地たるや東に高良山峙ち、南東に明星岳聳ゆ、高良川兩山を分ちて溪谷を作り國分の南東を過ぎて北流し終に筑後川に注ぐ此間頗る形勝の一區を爲し第十二師團司令部及所管兵營は舊國分村に在りて、古來兵要上の地たり。

此附近一帶石器時代の遺跡にして其時代の遺物は分布甚廣し今尚石器を拾得することを得べし、小字政所にては近時鑿井の際黑曜石數個を發掘せり石器の原料たりしこと知るべし、又附近は上代の遺跡として古墳多し。

奈良朝時代に於て此形勝に富み交通至便なる地域を卜して國分寺の造營を見たるは其所を得たりと謂ふべし。

續日本紀に云「其造塔之寺兼爲國華必擇好處實可長久云々」

太宰管內志に「或說に國分二寺とも今の國分村のあたりに在りしなるべし、後世に府中國分のあたりに要害を作り士宅肆店などひらくに便あしければ今の如く千歲川の北に移したるものなるべしと云へり。此說さもあるべし」と記せり。

大日本地名辭書國分の條に「今、國分村と曰ふ、高良山の西麓にして府中驛の西に接す古の國分寺址なるべし、敗瓦を土中より出す所あり即其墟なり、筑後の國分僧尼兩寺の事は延喜式に筑後國分寺料一萬三千餘束と載す」。

國府と國分寺との關係的位置　國分寺は諸國に於ける勅願所にして民庶の參集に便なる地域を選びて之を建てしめ僧尼は毎月八日必ず最勝王經を轉讀し月半に至る毎に戒羯磨を誦し

毎月六齋日には公私の漁獵殺生を禁せり、國司は一國の民治を掌り僧尼は庶民の敎誨を司れり天平十三年の詔勅には「近人則不欲薫鼠所及、遠人則不欲勞衆婦集」とあり越登加三州志には「國府に近くおく古風なり」と見ゆ其創建の勅旨に察するも亦然るべきを覺ゆ、將士軍談に曰く「民部省圖帳殘編云、置府之西東、而宜依府之所在地勢置也必不可限西東」

筑後國府は三井郡合川村枝光小字古國府にありしことは疑ふべからず果して然らば枝光より國分町に至る距離如何といふに國府址より北は筑後川神代渡を經て太宰府に通じ、南は國分寺址に至りしものゝ如し今猶兩址間直通道路ありて其間約千六百米に過ぎず。

沿革

創建に關する諸說

筑後國分寺の創建年代未だ詳ならず其沿革も亦明ならず然れども大凡聖武天皇の天平年間にあるべし、矢野一貞著筑後國郡志には開基帳の文を引きて「養老七年六月十八日丁酉日建云々とあり」と云へり其開基帳今は傳はらず養老七年は元正天皇の御宇にして國分寺創建の勅ありし天平十年又は十三年よりは十五年又は十八年前に當る。

按ずるに、養老七年は二月丁酉僧滿誓をして筑紫に、觀世音寺を造ることを勅し給ひし年なり日も亦同じく丁酉に當れり、天平十七年十一月乙卯遣玄昉法師造筑紫觀世音寺とあれば養老年間には成らざりしものゝ如し高良山中には高隆寺の礎石あり此寺は天武天皇白鳳十三年の創建と稱せらる故に養老の頃既に此地方に造寺の事なしとは斷ずべからず凡そ國分寺が祝融の災に罹り又は他の事情に依りて衰頽荒廢せるものは他の定額寺を以て之に代へ國分寺と稱せられたる實例は乏しからず

延暦四年（皇紀一四四五）日本後紀に云「弘仁十一年。庚申近江國言國分僧寺延暦四年火災、燒盡伏望以定額國昌寺就爲國分金光明寺但勅本願釋迦丈六更應奉造又應修理七重塔一基。云々許之」

承和六年（皇紀一四九九）續日本後記に云「五月癸未、和泉國言以在和泉郡安樂寺爲國分寺、置講師一員僧十口但不置讀師依請許之」

承和八年（皇紀一五〇一）續日本後記に云「九月丁丑以加賀國勝興寺爲國分寺、准和泉國、寺只置講師一員僧十口其僧者便分割越前國々分寺僧廿口之內」

元慶八年（皇紀一五四四）三代實錄に云「四月伊豆國司言、國分法華寺承和三年失火燒亡、其後以定額寺爲法華寺請新建其料可用修理國分並通三寶布施祈聽之」

仁和三年（皇紀一五四七）三代實錄に云「六月美濃國司上言、國分寺災、梵宇佛殿、一時成煨燼、席田郡定額尼寺、殿堂宏麗令修御願請爲國分寺、許之」

天平十年以前の創建に係る寺を以て國分寺に代へられたる史實果して之ありや大方の示教を仰ぐ。

今試みに筑後國分寺創建に關する諸說を抄錄すべし。

一、杉山正仲、小川正格合著筑後志に云「筑後國分寺は御井郡國分寺村に在り元正天皇の御宇養老七年一國一寺を建て國分寺と號す是れ其寺なり」

二、明治二十八年宮陣村なる國分寺住職春木靈乘の古寺舊跡取調書には「聖武天皇天平九年丁丑三月の創立云々、同十三年辛巳二月當寺を以て法華滅罪寺と名け云云」

三、船曳磐主著筑後續風土記には「造立の年月天平九年三月と元亨釋書に見えたれども續記九年の文には見えず」とて之を疑へり。

續日本紀天平九年三月丁丑の條

詔曰每國令造釋迦佛像一軀、挾持菩薩二軀、兼寫大般若經一部

同天平十二年。六月甲戌の條

令天下諸國每國寫法華經十部並建七重塔焉

同天平十三年。三月乙巳の條

詔曰朕以薄德忝承重任未弘政化寡寐多慚、古之明主皆能先業國泰人樂、災除福至、修何政化能臻此道頃者年穀不豐、疫癘頻至、憋懼交集、唯勞罪已、是以廣爲蒼生、遍求景福、故前年馳驛增飾天下神宮、去歲普令天下造釋迦牟尼佛尊金像高一丈六尺者各一鋪並寫大般若經各一部自今春已來至于秋稼風雨順序、五穀豐穰、此乃徵誠啓願、靈祇如答、載惶載恐、無以自寧、案經云、若有國土講宣讀誦恭敬供養、流通此經王者我等四王常來擁護、一切災障皆使消殄、憂愁疾疫、亦令差除、所願遂心恒生歡喜者宜令天下諸國各敬造七重塔一區並寫金光明最勝王經、妙法蓮華經各一部、朕又別擬寫金字金光明最勝王經、每塔各令置一部所冀、聖法之盛、與天地而永流、擁護之恩、被幽明而恒滿、其造塔之寺兼爲國華、必擇好處實可長久、近人則不欲薰鼠所及、遠人則不欲勞衆歸集、國司等各宜務存嚴飾、兼盡潔清、近戚諸天、庶幾臨護、布告遐邇、令知朕意。

又每國僧寺施封五十戶、水田十町、尼寺水田十町、僧寺必令有二十僧、其寺名爲金光明四天王護國之寺、尼一十尼其寺名爲法華滅罪之寺、兩寺相共宜受敎戒、若有闕者、卽須補滿、其僧尼每月八日、必應轉讀最勝王經、每至月半、誦戒羯磨、每月六齋日、公私不得漁獵殺生、國司等宜恒加檢校。

造寺の詔勅煥發せられて年を經れども容易に實現し難かりしものゝ如く諸國司の怠緩を咎められたる事續紀に見ゆ。

天平十九年十一月己卯詔曰朕以去天平十三年二月十四日至心發願欲使國家永固、聖法恒修、遍詔天下諸國、國別令造金光明寺、法華寺、其金光明寺各造七重塔一區並寫金字金光明經一部、安置塔裏、而諸國司等怠緩不行、或處寺不便、或猶未開基、以爲天地災異一二顯來、蓋由茲乎、朕之股肱豈合如此、是以差從四位下石川朝臣年足從五位下阿倍朝臣小嶋、布勢朝臣宅主等分道發遣、檢定寺地並察作狀、國司宜與使及國師、簡定勝地勤加營繕、又任郡司勇幹堪濟諸事、專令主當、限來三年以前、造塔金堂僧房勅皆令了、若能契勅、悉如理修造之、子孫無絕任郡領司、其僧寺尼寺水田者、除前入數已外、更加田地、僧寺九十町、尼寺四十町、便仰所司墾開應施、善告國郡知朕意焉。

前記詔勅等に依りて國分寺の創建は聖武天皇天平十三年三月なりと信ぜられたり、然るに萩野文學博士の論文に依りて天平十年秋冬の候となすを以て適切なりと信ぜらるゝに至れり、即ち詔勅中(一)今春以來至于秋稼風雨順序、五穀豊穰は秋熟後のことなること(二)前年馳驛云々は天平九年十一月癸酉遣使畿内及七道とある事實を指し、去歳普令天下造釋迦牟尼佛尊金像とあるは同九年三月丁丑詔曰每國令造釋迦佛像一軀の事實を指したるものにして前年及去歳は共に天平九年を云ふ、されば詔勅が十三年の煥發にあらざるを知るべきこと(三)天平十三年正月丁酉故太政大臣不比等の家より食封五千戸を返上する條に三千戸施入諸國國分寺とあるは國分寺創建の詔ありし三月より溯りて國分寺の名稱を用ひたること、此詔書の天平十三年にもあらず二、三月にもあらざる一證とすべきことの三點に立脚して博士は論歩を進めて國分寺建立の詔勅は天平十三年以前九年以後にあること明白なりとし、此三年間に於て十二年は藤原廣嗣の叛あり、天皇東國行幸の變事あり、若し此年の發願ならんには兵亂の事もに言及せらるべきに單に

飢疫の二事に止まれるを以て其十二年にあらざること明なりとし、更に八、九兩年の飢疫と九年の大疫癘とが發願の起因となりて國分寺建立の詔勅煥發せられたるものにして、十一年よりは十年とするを適切なりと認められたり卓見といふべし、武谷水城氏も此論に贊して國分寺建立詔勅の年月と動機を論ぜられたるは筑紫史談を讀む者の知る所なり。

續日本紀天平勝寶八年十二月巳亥の條に「越後、丹波、筑後、肥前、肥後、豊前、豊後、日向（國名抄錄）等二十六國國別頒下灌頂幡一具道場幡十九首、絁綱二條以充周忌御齊莊飾用了收置金剛（光）明寺永爲寺物隨事出用之」是れ天平十年より十八年後の事にして筑後には既に國分寺の建立せられたるを知るべし。

廢　滅　國分寺の廢滅は今其年代を明かにし難きも鎌倉幕府の頃より次第に衰微して、室町時代の中葉以後終に廢頽したるものなるべし。

大日本史料建武三年十一月の條に長門國分寺良顯上書して寺領安堵の院宣を賜はらんことを請へる國分寺文書を收錄せり其末文に曰く、

右諸國分寺動破壞之間、本尊者侵雨露而破像體、僧侶者依無衣鉢之貯而不堪止住而佛法者年々歲々及破滅事雖不限當國分寺悲涙之餘、西大寺信空上人、依令夫奏事之子細、任申請之旨、可令興行之由、被成下去延慶三年二月十五日院宣云々、

是れ長門の事に屬すと雖、當時既に地方に於ては國府の衰微と共に國分寺の廢頽に赴けるを推知するに足るべし、抑も國府の起源は久し、上古國造縣主等私田を置き私民を養ひ貢職を奉せず終に大化の改新を見るに至れり、孝德天皇大化元年秋八月丙申朔庚子東國の國司を拜し給ふ

とて「隨天神之所奉寄、方今始將修萬國」と宣詔ありて同二年春正月甲子朔國司郡司を置かれたり然るに藤原氏の盛なるや其莊園天下に滿ちて國司の權次第に衰へ後には國司其任に赴かずして多くは土豪を選任したる目代に依りて治めしめたり。保元平治の亂以來、武家の權力益々強く平氏の莊園海内の一半を占むるに至れり、文治元年平氏滅ぶるに及びて源賴朝天下の惣追捕使となり、諸國に守護を置き莊園に地頭を置きしかば、遂に國司の威令行はれざるに至れり隨て國府も亦次第に衰頽せり鎌倉時代に於ても尙守護と國司とを併置せられし例ありと雖南北朝時代には國司の制全く廢し地方の政治は率收守護によりて行はれたり、降りて應仁大亂後群雄割據の戰國時代に及ぶまでも國司の名あるもあれど所謂名ありて實なきものなれば、言ふに足らざるなり。

後深草天皇寶治二戊申年九月十三日付上妻郡蒲原村庄屋重助家藏古文書に據れば「國分寺供田貳町陸段事」とあり、是れ昭和二年を去ること六百七十九年前の事に屬す、亦以て當時尙國分寺の存在したるを知るべし。

足利尊氏が寺產十五町を國分寺に寄附したるは筑後志載する所なれども其年月を錄せず、されども、尊氏が安國寺に寺田三百貫を寄附したるは延元四年の事なれば、同時代の事なるべく、さすれば今より五百八十八年前に當る。

貞和は北朝の年號にして其六年二月二十七日觀應と改元せり南朝の正平五年に當り皇紀二千十年なり此文書に貞和六年十月　日とあるは一應年月の誤なるが如き感あれども之に對する下知狀には明に貞和六年十一月十日とあれば尙當年號を用ひたるものなるべし。

筑後歷世古文書收錄する所の貞和六年十月　日筑後國莊木六郎四郎家益の言上書に「同國（筑

後)綾野村(號國分寺領)寺領内田地屋敷等地頭職事」とあり、是れ五百七十七年前の事にして此頃迄は國分寺が尚存在しるを知るべし。

國分僧寺境内たりし國分町字宮脇なる小字釋迦堂に在る二小堂前を東西に通ずる一小路あり、西は八軒屋より來りて日吉神社前に於て官道に分れ歩兵第四十八聯隊營門に添へる官道に合す是れ所謂柳河往還なりと傳稱す、慶長年間田中吉政柳河に築くや此往還を設け是より府中に出で東上したるなりと(吉政は慶長六年より十四年迄九年間筑後十郡を領せり、今より三百三十六年乃至三百二十七年前)諸候が國分寺境内を往來したるを見れば既に廢墟たりしを推知すべし。

筑後地鑑に「此外雖古寺舊跡多及退轉或無佛閣又無住侶或寺跡併耕田佛地成廢圃又爲烏有故悉不載之」と此書は西以三の著にして天和癸亥三年孟夏中浣の跋文あれば今より二百四十四年前の著なり、而して、此書には國分寺の事を載せず。

以上の史書等に徴して國分寺の興廢を考ふるに、足利時代の初期は亂世に属するを以て筑後地方も屢兵禍を被れり、當時衰微したる國分寺も尊氏の寺田寄進によりて一時寺觀を改めしも復た、次第に廢頽し或は退轉したるものなるべし、田中吉政が其廢墟を往來し五十石を國分寺に寄附したるは、其既に筑後河の北岸に退轉後再び頽廢に傾きたるを更に再興したるものと解すべきなり、筑後地鑑の著者は古寺舊跡の退轉を說き、筆終に國分寺の事に及ばず亦以て古國分寺の廢滅を推察するに足るべし。

故に國分寺の河北移轉は室町時代より戰國時代の間に属するを知るべし。

國分寺料及寺域　延喜式撰定せらるゝや各國分寺は五千束より六萬束の寺領を附せられた

り、筑前國分寺料は三萬二千二百九十四束にして筑後國分寺は一萬三千三百九十四束なれば其約四割に過ぎず、之を武藏、上野、常陸等の六萬束に比すれば二割強に當り和泉、飛彈等の五千束に比すれば約二倍八に當れり、肥後國分寺の寺料四萬七千八十七束にして其寺域は肥後國志に據れば八町四方ありしが如く、筑前國分寺は武谷水城氏の說に據れば約六町弱なりしか如し。

筑後國分寺の寺域に就て考ふるに、東は地字八枝（土地臺帳に八枝とす蓋し枝は杖の誤なるべし昔時、杖を以て尺度に代へ一杖は後の一丈弱に當る、されば此附近には八丈の大道ありしなるべし）大道端より西は地字唐室までを含めば約五町強あり南は宮脇の南端より北は地字施餓鬼堂を含めば亦約五町強あり又南部に於て地字政所を以て西の限界とすれば約二町あり、北部に於て地字施餓鬼堂を境とすれば亦約二丁強あり、大凡之を筑後國分寺の境域とすべきが如し、而して國分僧寺は南部に位し國分尼寺は北部に位し其間清水を挾みて約二町弱の距離あり。

國分僧寺址

位置

筑後國分僧寺趾は久留米市國分町大字國分に在り小字谷及宮脇を其中心とす。

國分寺趾を以て國分に在りと記述したるものは前には寛延記あり、後には筑後國郡志あり、筑後國郡志の著者矢野一貞は秀家親照の堤越前守宛の文書に「三井郡之内南國府六町計高良山御寄進云々とあり、又親滿、秀家、親照、太述の星野中務少輔宛の文書に「高良山御神領之内南國分村之事云云」とあるを以て其著將士軍談中に國分を以て或は國府に擬し或は國分寺趾に擬せり曰く

以之爲國府則其北對枝光村古國府而冠南字歟、出古瓦其爲古跡必也云々、若又爲之國分寺則北對國分寺村而可稱南云云、枝光若國府之地則今之國分爲國分寺蹟旨近、而開基無其說蓋以無得也、近年或以國分爲其寺跡者以村號與古瓦多出爲之說耳未知的從、

著者は後、柏葉抄錄卷之四に「今枝光村ニ古國府ト稱スル地アリ太宰府ヲ去ルコト凡七里也云云要害無双風景奇絶ノ勝區也古瓦古器ナド所々ヨリ出ヅ國府ノ跡ナルコト疑ナシ中古コレヲ今ノ出目村ニ移シ南國府ト稱ス」と記せり柏葉抄錄は著者の史料蒐集錄にして往々所說を記せり然るに筑後國郡志自筆淨書本には「國府又は國廳とも國衙ともいひ云云、太宰府を去ること行路一日式延喜今の府中驛ぞ其遺蹟にはありける驛を去ること十町西の方枝光村に官舍の蹟殘れり府中驛かけて府の境域にはありけるなるべし云云」と論じあれば國分を國府址とする意見は改められたるを見るべし、抑も國府はコフにしてコクブにあらず、余は著者の晩年の史眼を高しとするものなり、筑後國郡志に云

僧寺ノ跡ハ國分村ニアリ古瓦多ク出ツ寛延記云今ノ山王社境內ニテ本尊七藥師ノ像今三躰殘レルヲ山王宮寶殿ニ安ス釋迦堂毘沙門堂ノ跡ニハ印ノ立石アリ、七薗ト云フ七ケ所ノ寺跡田地ノ字ニ殘リテ七ケ所アリ寺料ハ百町ナリシト云傳フトアリ、思フニ山王社ハ鎭守ナリケン往年社地ヨリ六花形ノ古鏡テ堀出セリ鏡面墨ニテ記セル文アリ天□五年十一月トアリ天德天治ナドニヤ詳ナラズ。

船曳磐主撰筑後國續風土記に云

國分寺遺跡今山王社の南畠中といへり道の傍に老松ありて其下に石を建て標とす此石その

礎と土俗といひ傳ふ寛延の記に云く國分寺伽藍の遺跡いま山王社の境内なり本尊七佛藥師四鉢は燒失して今三佛殘れり、それを本社の神殿に安置せり（今社内に小堂ありて木佛二像、石佛一像あり甚古佛と見ゆ）と云云、また釋迦堂、毘沙門堂の跡とて標石二處にたてり七薗といふ所ありみな田畠となれり、末寺三處あり、みな廢せり、寺領凡百町餘あり、今は御供田、土器田、しとき田、掃治田といふ下名のみ殘れり云云。

筑後國郡志の著者は國分尼寺を以て筑後川沿岸の國分寺村に在りとなし國分村にあるは僧寺なりとせり、筑後國續風土記の著者も亦同樣の見解なりしが如く同書に天平十九年十一月己卯の詔を引きて其註として左の說を錄せり。

按ずるに寛延の記に寺田百町とあるは古老傳來の說にや有らん天平十三年の詔文に水田十町と見えて今九十町を加へられしかば百町となれり若舊記の說據あらんには此里にありしは僧寺にして國分寺村なるは尼寺なるべし。

現狀

地形概說　國分僧寺址の境域は今日之を詳にし難し、然れども小字谷の南部及宮脇約八千八百餘坪は則ち其寺址なるべし、此境は國分停留所より歩兵第四十八聯隊に通ずる官道の稍北に在りて築地の一部らしきもの東より五十餘米殘存す。高約二米の竹堤を爲せり、其方位は正しく東西なり。土地臺帳小字築地は遠きに失し水帳の築地之内、築地之外は既に其所在を失へり。

谷の南部は日吉神社の境内に屬す、社地は社前道路より約一米餘高く、其廣袤は現今千五百七十坪あり老樹蓊欝たり。其大さ胸廻四米强に及ぶものあり、父老の語る所に據れば今より約二

十年前迄は境内竹樹叢生して一小徑纔に小祠に通じたるのみなりしが、明治四十四年の頃神社合祀に際して之を伐採して老樹のみを殘したりといふ。

國分停留所より衛戍病院に通ずる官道社地の南部を限り舊柳河往還八軒屋より來りて石華表前にて官道に合し、更に分れて南東に向つて走る其分岐點に當りて塚ありしが、官道開通の際之を取毀ちたりといふ、其頂上に二石相對して立ちたりしを今は其數十米の東に移し一は觀音堂の本尊として觀世音、釋迦如來、藥師如來と共に之を祀り一は其傍に立てゝ靈石となせり、此附近の小字を釋迦堂といふ。

谷の南部は日吉神社の境内を主要部として、南は石華表より北は國分停留所より兵營に通ずる官道の稍々北部に至る間に於て約三千三百坪あり、之に其南部宮脇五千六百坪を加ふれば約八千九百坪あり、之に政所四千三百坪及大木ノ下の内約二千七百坪を合すれば一萬五千九百坪あり、政所は宮脇の西に位置し平坦なる高畑地なり。

地　字　此方面に於ける地字臺帳には部經、築地、馬場田、政所、宗園、唐室、名入、大道端、八枝等あり、國分村寛保三亥年閏四月水帳ほのけ抜書には築地之内、築地の外花園、風呂畑、仁王その等あり臺帳には載せざるも現在せる地字に釋迦堂、毘沙門堂、三池、鍛冶ヶ園あり、拍葉抄錄に「同村山王社南三町許鍛冶ヶ園、三池名入と云ふ所あり右三ヶ所は三池傳太の住みし所にて名入とは銘を入るゝ所なりしといひ傳ふ云云、山王社南一町許に仁王ヶ園といふ所あり、門跡といふ（山王は鎭守にや）云云とあり、之を事實なりとすれば僧寺は南面にて仁王門を有し、平安朝末期頃より門前鍛冶ありしものゝ如し。

政所は今の宗務所又は教務所なり役僧等が政所下文を以て寺領等に就て下知したる所なり觀世音寺資財帳には太衆物の内に入れ法隆寺資財帳には太衆院の内に入る、されど大安寺資財帳には別に政所院を擧げ四天王寺緣起にも又別に政所町を載するを見れば、政所は太衆院外のものとも、院内のものとも考へ得べし。

竹島寛氏論文古寺院の僧房及雜舍に云、

政所は政廳（西大寺流記帳）政屋（法隆寺資財帳）廳屋（東寶記三西琳寺文書門業記七十二東陽房）政所屋（諸寺緣起集招提寺條門業記七十三妙香院邊長谷寺緣記東資財田地記）政所廳（廣隆寺寶錄帳）とも云ひ必しも一定して居ない建物も大抵一屋であるが中には法隆寺、東寺（東寶記三）四天王寺（緣起）の如く二口を設くる所もあり、大安寺の如く三口を設くる大寺院もある、内部の模樣は東大寺要錄（卷三）に同寺政所廳のことを記し大廳、廳車倉代殿南端二間宿直殿、次中三間公文殿、北二間鼓殿廳前納殿、廳内東端（納神代）同廳西端殿南一端倉（納舞裝束樂器等）とある如く各部屋部屋を適宜の用途に割り當てゝ使用して居たことは勿論であらう。

唐　室　同論文に「韓室は多度神宮寺資財帳に見ゆ雄略記に見ゆる韓奴室（カラヤツコムロ）と同じものかとも思へど明かならず」

礎　石　國分寺址を確實にすべき第一の史料は堂塔伽藍の礎石ならざるべからず、然るに筑後國分寺に於ては其原位置を保てる一礎石だになきは實に遺憾なりとす、唯總に日吉神社境内に數個の石あり、是れ其礎石なるべきは疑ふべからず、今之を左に錄すべし。

一、日吉神社拜殿及神殿の中間より北二十三米許の處に集められたるもの五個、

其一、長徑　三尺六寸　短徑　三尺三寸三分　地表高さ　一尺

其二、同　三尺六寸　同　二尺九寸　同　一尺六寸

其三、同　三尺四寸五分　同　三尺二寸　同　一尺四寸

表面略々中央に徑一尺の穴あり深さ九寸八分あり。

其四、同　三尺八寸　同　二尺五寸　同　三尺三寸

表面一方に偏して徑一尺五分深さ六寸五分乃至七寸五分の穴あり。

其五、同　二尺五寸五分　同　二尺三寸四分　同　一尺一寸

一、境内に國分共有財産紀念碑あり、其臺石に用ひたるもの一個

其六、長徑　四尺九寸　短徑　四尺一寸五分　高さ　九寸

一、拜殿前砲彈の臺石となれるもの一個

其七、長徑　約三尺　短徑　約二尺

一、社殿の礎石となれるもの一個

其八、大さ未だ詳ならず

以上の外其用途未だ明ならざる石二箇あり共に人工を加へあり。

一、紀念碑下に横はれるもの

其九、長方形にして二邊は各々二尺五寸五分他の二邊は各一尺六寸八分高さ一尺六分あり、此石の略々中央を縦走する突起あり、其幅四寸五分、高さ二寸四分なり其突起部に徑二寸九分及徑三寸の二圓孔あり、前孔の傍に徑四寸八分の圓孔あり、深さ二寸八分あり、尚突起の左右に方三寸二分の二を孔を穿てゝ深さ二寸四分あり。

一、境内北隅に横はれるもの一個

其十、長方形にして一尺六寸五分に一尺二寸二分なり其厚さ七寸あり、此石の略々中部に横に幅五寸一分高さ一寸弱の突起部あり。

前記礎石中其三及其四は共に圓孔を穿てるは明治の初境内より發堀して高良川の橋梁に礎石として轉用したる際新に穿ちたるものにして、近年史蹟保存の精神により再び此境内に運搬し來りて現位置に置きたるものなり。

明治四十四年其筋の奬勵に依り神社合併の際竹林を開墾して他の大小三箇の石を發堀せり今其發堀に關與したる父老の案内により現地に就て實査を試みたるに正四邊形の四角點を占む、現今の稱呼に從へば四間四方の建築物にして側柱の礎石取り去られたれども蓋し三間三面の塔婆の遺址なるべし。凡そ塔の高さと寺域の四至とは一定の關係あること伊東工學博士所說の如くならば筑後國分僧寺の高さは大約八丈ありしことゝなるべし、尙ほ能く考ふべし。東大寺其他諸國分寺の例に倣へば南大門を入りて東西兩塔相對立するか、若しくは其一塔あるを常とす。其奥に當りて正面又は稍々右又は左に偏して金堂ありて南面し其周圍に步廊を廻らし四面に中門を開き金堂の背後に講堂あり、軒廊僧房等之に屬し此外食堂、大湯屋、鐘樓等の建築物あり。故に今此礎石の發堀地を以て塔址とすれば、是れ西塔の位置を占むべく、東北位に當りて南面の金堂址を求むべく、講堂は更に其北方に在りしことゝなるべし、又假りに飛鳥時代に溯りて之を法隆寺の例に準せんか、此塔址の東部に金堂の位置を求め北東部に講堂址を求むるを要す。凡そ塔址には十七箇の礎石あるを要す、而して心柱礎及四天柱礎並に側柱礎の原位置を

保つものなきは何の時代にか發堀し去りたるものなるべし前に列擧したる礎石は蓋し其十七箇中のものなるべし。

古瓦　國分寺址の古瓦蒐集家に竹下、安元兩氏あり余は數箇の巴瓦唐草瓦と布目瓦の破片を蒐集せるに過ぎず是等の古瓦中には奈良朝前期のものは比較的少いけれども、其後期及平安朝時代に屬するものは尠からず。

今其分布を見るに日吉神社境内及周圍、社前小字大木ノ下、政所、宮脇の内釋迦堂及其南東部等最多し、文字瓦は天長文字瓦天明の頃に至りて發堀せられたること柏葉抄錄卷四に出づ。

今ニ國分邑ニ彼寺ノ舊跡ト云ヘル地アリテ古瓦出ヅ、此レ彼ノ古ノ國分寺ノ瓦ナル由、里老ノ傳說ナリ好古ノ徒タマ此レヲ拾ヒ得テ硯ノ石ニ用テ翫愛セリ筑前太宰府ニ在ル都府樓ノ瓦ニ類ス云云國分村ノ舊趾ハ只今ノ氏神山王社ノ南ノ方也トソ古瓦多ク殘レリ先年彼村在住ノ醫東曾七久泰拾得タル瓦ニハ天長ノ年號有之タル由後ニ伊勢ノ津ノ醫師谷川淡齋（士清）ノ請ニヨッテ遣シケル由天長ハ淳和帝ノ年號ニテ元年甲辰ヨリ天明三癸卯迄年歷殆ンド九百六十ケ年也。

今日文字瓦を發明したるものあるを聞かず、唯竹下氏所有の平瓦の破片に國分の二字らしく思はるゝものあり尙數個の難讀の文字を見る。

日吉神社と國分寺　日吉神社は國分寺の鎭守なりしなるべし。筑後續風土記に云「山王社清水の邊りにあり、神躰石社司の說に此社を古宮といひて往古の產神なりといへり。すべて此之社を一村の產土とすと寬文の開基には見えたり祭日十一月十日」

社後に合祀紀念碑あり、其文に「明治四十四年其筋ノ奬勵ニ依リ村民相謀リ同年五月二十一日西村清水坂本日吉神社、同八幡宮、東高玉神社、谷天滿宮、日渡若宮八幡宮ノ五躰ヲ氏神日吉神社ニ

合祀シ云云」

今境内千五百七十坪ありて神殿並に拜殿あり、國分町の氏神なれども、合祀前は一小祠なりしが如し筑後續風土記の著者は寛延記の文を引きて社内の小堂に大佛二像石佛一像ある由を附記せり。蓋し明治二年の頃廢佛毀釋の爲めに高良山御井寺の佛像の多く破壞せられし、頃其運命を同じうしたるものなるべし。

釋迦堂　釋迦堂は建築物の名稱にはあらずして地字なり、日吉神社の南隣に當る二小堂あり明治時代の建築物なり、其南面なるは本尊は石躰なり高さ地上五尺（地下約二尺ありといふ）幅一尺五分厚さ八寸八分あり、其左右に釋迦如來觀世音及藥師如來を祀れり、東面せるは觀世音及弘法大師を祀れり之と相對して西面したる立石あり地上高さ四尺、幅二尺四寸、厚さ五寸五分あり、蓋し前記の石躰と此立石とは共に其西部、塚と稱し來りし處に在りて其上に老木あり、樹下に兩石相對して立ちたりしを明治時代現位置に移したりといふ。

國分尼寺址

位置　筑後國分尼寺址は國分町小字西村なるべし。西村は尼寺村の轉訛にはあらざるか寺屋敷と稱する所は則ち其中心なるべし、標石あり「史蹟國分寺之跡」と刻し裏面には「養老年間の創建と傳ふ」とあり、郡制廢止記念として三井郡の建設に係る。

此の地字の起原は彼の肥前佐賀郡春日村なる國分尼寺遺蹟を現今ニイジ（尼寺）と稱し常陸國

新治郡石岡町附近の尼寺址をニイジカ原(尼寺ケ原)と稱せるも同じき轉訛にはあらざるか。

廢　滅　筑後國分寺尼の存在したりしことは疑ふべからず、されど未だ曾て其寺址を究めたるものあらず、其廢滅の年代も亦未だ明かならず諸國の國分寺も亦殘存するは多くは僧寺にして尼寺は早く廢滅して後世に傳はるもの少く、其遺址も亦湮滅したる所多し、筑後國分尼寺も亦其礎石を失ひ堂塔の位置を確知することを得ず、太宰管內志に云「この尼寺の趾今詳ならず、筑後志などにも此事は考へ漏らせり。さて當國尼寺の事古代の書共にも取別けて尼寺と云名の見えざれば別件には引出まじき例なるに似たれども國分寺則僧寺尼寺に渡る名なれば暫く別件に出して後の考を待つになむ」又「或說に國分二寺とも今の國分村のあたりに有りしなるべし後世に府中國分のあたりに要害を作り土宅肆店などひらくに便あしければ今の如く千歲川の北に移したるものなるべしと云り、此說さもあるべし、國分二寺は必國府にある例なり、亂世に度度燒亡などするにつきて今の如く國府に遠さけて造れるも知りがたし。」同書放光寺條下に「宮の地の近邊にも國分寺あり。宮の地の方なるは今の國分村にありしを亂世の時河北に移したるものなりといひ傳へたり」と記せり。

僧尼二寺の距離について　僧寺及尼寺の距離は必ずしも一定したる制規はなかりしものゝ如し、後世寺址を探究するに當り學者の意見一樣ならず令の制定によれば相近くべからず、國府を挾みて反對の方向にありしものゝ如しとか、或は府の西東に在るを本則とすとか論じ來れり其出所は蓋し續紀天平十三年の詔に「兩寺相去宜受敎戒」とあるに由るべし、然れども黑板文學博士校訂の(國史大系)六國史の續紀に據れば相去は楓山文庫永正寫本及豐宮崎文庫本に據りて相共に

改められたり。一考するの價値あるにあらずや、又筑後將士軍談に云「民部省圖帳殘篇云置府之西東、而宜依府之所在地勢置也必不可限西東按讀日本紀勅創建國分寺在天平十三年辛巳三月、圖帳云、神龜三年丙寅春置之、與紀文相齟齬、然則謂其置西東者亦不可偏信歟」と至論といふべし、大日本地名辭書に據り兩寺相近き處に在る數例を擧ぐれば左の如し。

一、阿波國名東郡矢野　府中の南に接する大字なり、國分寺あり眞言宗云云、此は僧寺とす北數町に尼寺あり。

二、豐後國大分郡賀來村大字國分に在り、寺後一町許礎石の址あり、法華滅罪尼寺の故蹤なりといふ。

三、筑前國筑紫郡水城村大字國分に在り、國分尼寺も同村に在り、國分寺のあとより西の方一町許。

僧尼二寺の距離千米以上にも及べるもの、實例存すると共に其相近きものあるも亦事實なり

現狀

地形概說　西村の中央部は寺屋敷と稱し日吉神社前より通ずる道路より高きこと約一米強なり、本堂趾は其中部を占め更に稍々高くして明治維新後に至るまで土壇の面影を留めたるが如きも今は開墾して畑地となれり。上の小路と稱する所は寺屋敷より約二十間東方に當る正南北に亘れる約四十五六間の築堤あり。余の測定によれば高さ二尺二寸位に過ぎざれども竹

林中の空濠ある部分にては約六尺あり、幅二丈二尺あり、此築地の下古瓦多し父老の語る所によれば尚一直線に北にも南にも續き堤上には幾百年かを經たる水松の老樹蓊然たりきといふ是れ或は國分尼寺東境を限れる築地にてはあらざるか又寺屋敷より西約二十數間にして南北に亘れる竹堤あり、高さ約四尺許之を西境の築地と假定せんか地字門口は西門口と見るを得べし然れども地字堂脇及施餓鬼堂は境外となる。

地　字　奈良朝時代の古瓦存在し地字の傳はれるあり、且つ昨年迄古井の存在したること並に築地の一部らしきもの存在せり加之清水を隔てゝ南北両部に於て類似の地字を傳ふるが如きも參考すべきものとす。例へばぶきやう（臺帳に部京と載せ、柏葉抄錄に載する所の齊保三年水帳には假名にて記せり）と部經田、宮の脇と宮のせき、小小路と古小路、風呂畑と風呂田とあるが如き是なり、尚南方に釋迦堂毘沙門堂ありて北方に本堂跡地藏屋敷あり、仁王ヶ園は南方に在りて門口は北にあるの類なり、高良川の右岸に御井町（府中）に接して比丘尼屋敷といふ地字あり此處には未だ古瓦を發見せざるを見れば或は國分寺關係のものにあらざるやも計り難し。

柏葉抄錄に「山王社北三町許本堂跡といふ所あり、廣二段計一段高き處にて古瓦甚多」其西の屋敷を風呂田といふ亦古瓦多しと錄せり、其所謂本堂跡は西村の中央部五百一番地五百二番地の畑地に當り風呂田は五百四十六番地を指せり。

此方面に於ける地字に就て見るに、

一、柏葉抄錄載する所の寛保三年水帳ほのけ抜書に錄して現在國分土地臺帳にも載するものに社田、施餓鬼堂、堂脇、神樂田等あり。

二、同水帳ほのけ扱書に在りて土地臺帳に載せざるものには宮運輪、東地、びくに屋敷あり。

三、同水帳ほのけ扱書に在りて今日其所在を失ひたるものには小町田、瓦塚、阿彌陀の前、土器田、甲塚、古小路、北のその(北園か)、深町、字書田、十ノ上、十ノ坪等あり。

古瓦　此方面に於ては西村本堂跡及風呂田に於て古瓦最多し。上の小路、堂脇、施餓堂等に布目瓦を出す但巴瓦及文字瓦の發見せられざるは甚遺憾なり、近時竹下氏が西村五百四十六番地竹堤にて拾得したる唐草瓦は其唐草模様の流麗にして幹線屈曲して自由に兩端に延び小葉分岐して其先端の捲きたる點並に無中心なること等より推定すれば奈良朝前期に屬するものゝ如し。

古井　國分字西村四百九十五番地竹内林中に古井ありしが大正十五年之を埋めたるは惜むべきなり。

現在の國分寺

現今三井郡宮ノ陣村大字宮瀬字中町に護國山國分寺あり、叡山の直末寺なり、是れ舊國分寺衰頽の後此地に再興したるものか。

護國山國分寺緣起としては明治二十八年古寺舊跡取調書と題するものあり、其文中に「慶長中田中筑後守吉政古刹の頽敗を歎惜し之を復興して五十石の地を附す、從前國分寺村と稱するもの是なり云云」と從前の二字恐くば原據なかるべし。慶長以前の文書等に國分寺村の地名を發見すること能はず寛永以後の圖書には屢々之を見る寛永十年八月竹野郡麥生村庄屋家藏村附

に國分寺村五十石とあり、天和三年著作の筑後地鑑御井郡村名中に國分寺あり元祿十四年三月の古圖に國分寺村の地名を載す又文政九年久留米志郡村の條に國分寺村あり、明治五年以前筑後國三潴縣御井郡第五區内に國分寺村と稱する地區あり（明治五年調製の戸籍簿）其地は三井郡宮ノ陣村大字宮瀬壹番地より百番地迄の地區を包含す天台宗に屬する國分寺は其中央に位置す。

國分寺村の名稱起源未だ詳ならず、蓋し國分寺の寺領たりし所なるべし。

筑後志に云「其後（尊氏國分寺再興後）又廢れて今僅に草堂一宇殘れり、高良山常樂坊兼帶して之を守る」と此書は杉山正仲小川正格の合著にして其序文に安永六年丁酉首夏之日と題せり、今より百五十年前の事に屬す。

筑後國郡志に云「尼寺ノ蹟ハ國分寺村ニ在リ國分寺ト云フ開基帳ニ云養老七年六月十八日丁酉建本尊ハ聖德太子御作ノ觀音ノ木像也尊氏將軍御再興寺領十五町ノ寄附セラルトアリ此村ニ法花田ト云フ地名モアリ云云」

太宰管内志に「國分寺は官道の筋にして門は北向にして堂は東向なり、觀音を安置せり、南に並びて天滿宮の社あり、其間に藥師堂もあり、此地は御井川の北に在り是れ八十六年前の狀況なり宮陣村父老の傳稱する所に據れば國分寺衰頽して一草庵ありし頃には尼ありて住したりと此の如き事は往々にして之れ在るを見る蓋し國分なる尼寺早く廢滅して其遺址すら知る者なく國分僧寺は衰頽しながら比較的後まで存在し其遺址も亦世人に認められたるを以て筑後河北なるは國分尼寺なりしなるべしとの後人の想像に出でたるものなるべし。

寺域内外共に古瓦の存在するものなきは其再興が支那式瓦が輸入せられたる後に屬したる

が爲めならんか勿論筑後川沿岸なるを以て屢々水害を被りしならん、されども悉く舊址を流失したりとは斷ずべからず懷良親王の御遺蹟今尚存するに徴すれば少くとも南北朝時代以後に於ては大變化なかりしを知るべし。

安永六年丁酉九月有馬賴徸公參詣あり、此時筑後國三十三ヶ所第十一番の靈場となる明治維新後比叡山の直末となる本尊は聖觀世音菩薩なり。左殿の地藏大菩薩は聖德太子作にして舊高良山明靜院義逞の勸請する所なり文化八年辛未惠光一心庵を建て本尊となせしが、明治二年速成院靈徹守護し來て茲に安す、右殿の元山三大師は寶永五年戊子四月香澄一品公辨法親王日枝の遺敎院より傳來せる慈惠自作の靈像を摸刻する所にして東台津梁院寂仙の開眼なり。後之を高良山に遷せしが明治二年靈徹守護し來て茲に鎭む（明治二十八年七月國分寺住職春木靍乘の古寺舊跡取調書）

現狀　國分寺境內五百十六坪あり三井電鐵終點より約四丁の東に在り將軍梅を以て知られたる宮陣神社より約三町半の南東に當る寺門は西向にして縣道に面し一對の石造仁王あり、當院廿八世現住法印惠光代文化五戊辰歲九月造立とあり、門を入りて正面に本堂あり、本堂は北面し二間半に五間半の建物にして明治四十二年頃の造營なり、もと其西側に在りて東面し二間に二間半の建物なりしが十七八年前に朽廢したり、是れ明治二年高良山內明靜院より遷したるものにして佛像も亦同院より遷したり父老が當寺を呼んで明靜院といふは是れが爲なり。本堂の東に當り稍々南に偏して聖天堂あり、又本堂の位置に東面の法華塔ありきといふ今は無し。

國分寺村に就きて　筑後國に於て國分寺の地字を傳ふるものは宮陣村のみに止まらず、三潴

郡内にも有之、三井郡放光寺にもあり蓋し寺領又は子院ありしが爲めなるべし。筑後國郡志に云、國分寺ト云フ地名一所ニアラズ、㈠蒲原村庄屋所藏ノ古文書板東寺高良山鏡山文書等ニモ見エタリ其寺領ナルヲ以テシカ呼ビ來レルニヤ、㈡天明四甲辰七月六日放光寺村國分寺トイフ地ヨリ塔ノ殘缺三ツ掘出セリ云云、其地名ニ殘リ古物モ遺リタレバ國分寺ノ子院ナドアリシヲ猶本寺ノ號ヲ用ヒタルニヤ云云、地名ニ殘レルハ古文書ニ見エタル三潴郡中ニ所々アルト同ジカルベキカ猶能ク考ヘテ又云フベシ」

宮陣村に於ける現國分寺を中心として國分寺村ありしは明治五年迄にして今は歴史的地名となれり、さて其村名の起源明かならざれども之を遠くしては足利尊氏再興以後之を近くしては田中吉政復興以後の事なるべし、殊に寛永以後國分寺村の名、文書に見え元祿古圖にも之を載すること前述の如し。

附說 瓦窯址　此地方に於ける瓦窯址未だ明かならず故に爰に之を錄せず

御井寺と國分寺との關係

御井寺の座主が國分寺の事を管掌したるは事實なり、而して此事實は國分寺衰頽に傾きたる後に屬す國分寺緣起に關するものには御井寺座主第二世宣燈が國分寺を管掌したるが如く記せるは蓋し後世に於ける兩寺の關係より臆測して國分寺創建の年代が御井寺第二世の時に相當するものとしての推斷ならんと思はる、未だ其據る所を知らず、筑後志に「今僅に草堂一宇殘れ

り高良山常樂坊兼帶して是を守る」と是れ現今の宮陣村に於ける國分寺の衰微せる頃の記事に屬す。

尙御井寺略沿革、常樂坊と國分寺との關係、極樂寺と正福寺との關係、明靜院と國分寺との關係等記述すべきことなきにあらざるも暫く之を省畧す。

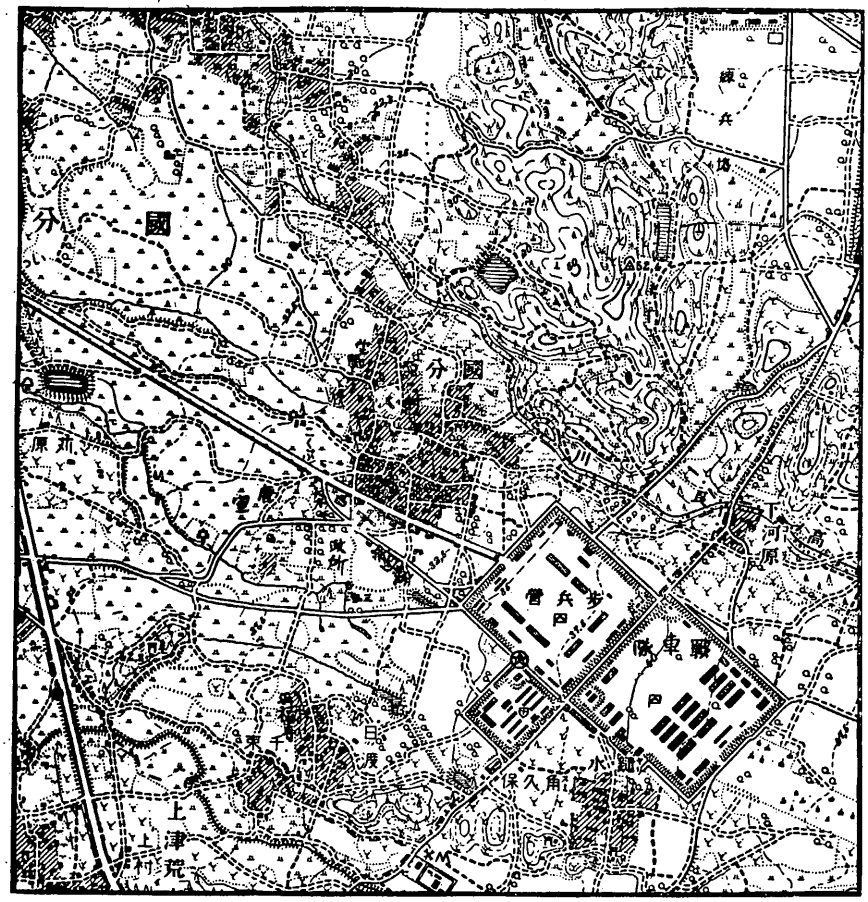

筑後國分寺址附近地形圖（陸地測量部二萬分一）×寺址

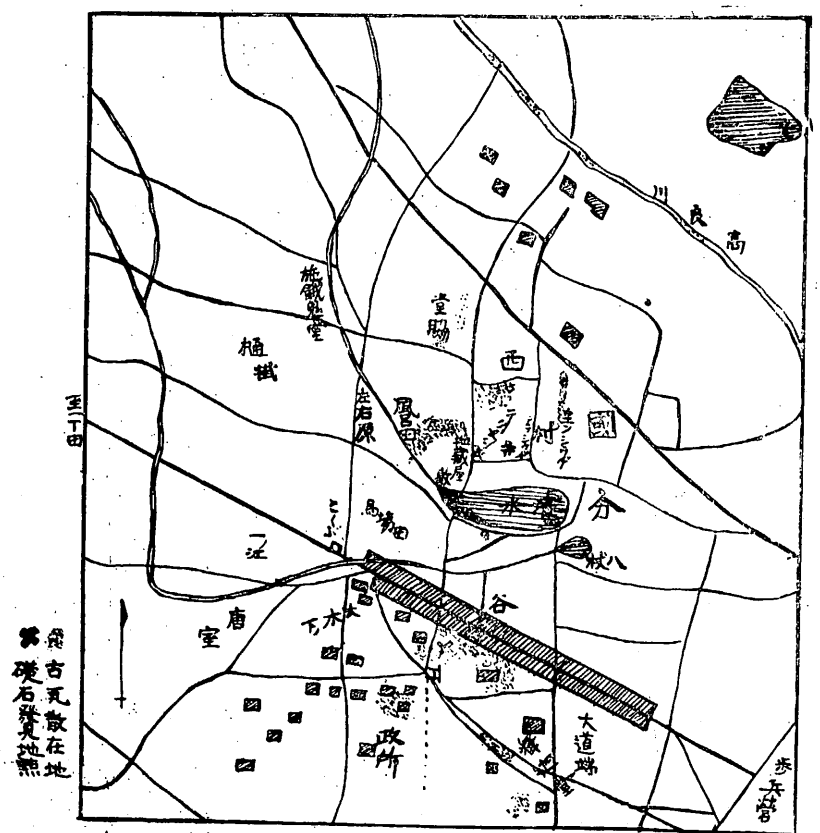

古瓦散在地
礎石發見地點

筑後國分寺址附近地字並ニ古瓦分布圖（九千分一）

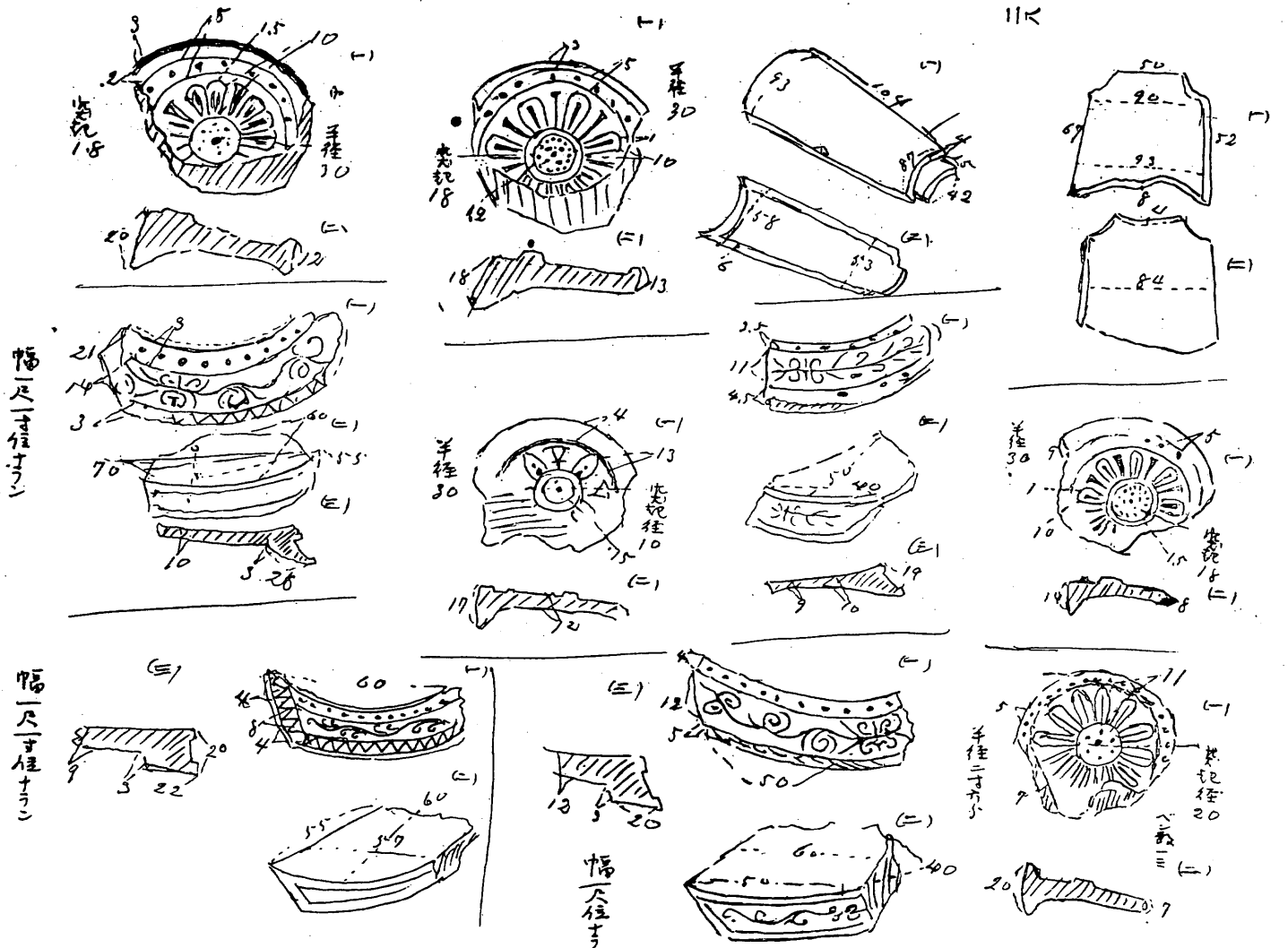

(寫描氏工下竹)瓦古寺分國後筑

釋迦堂（向つて右）

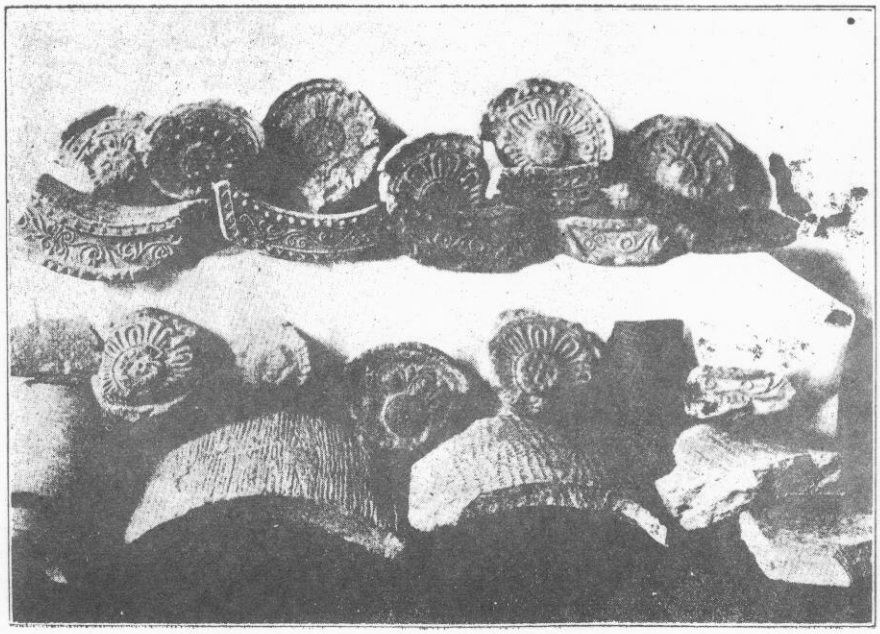

國分地方より出土の瓦

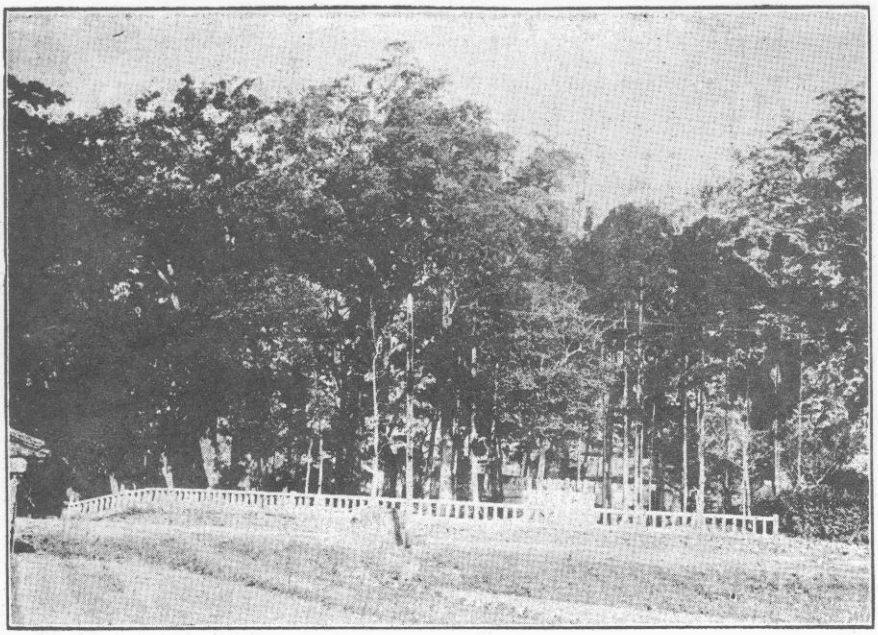

日吉神社

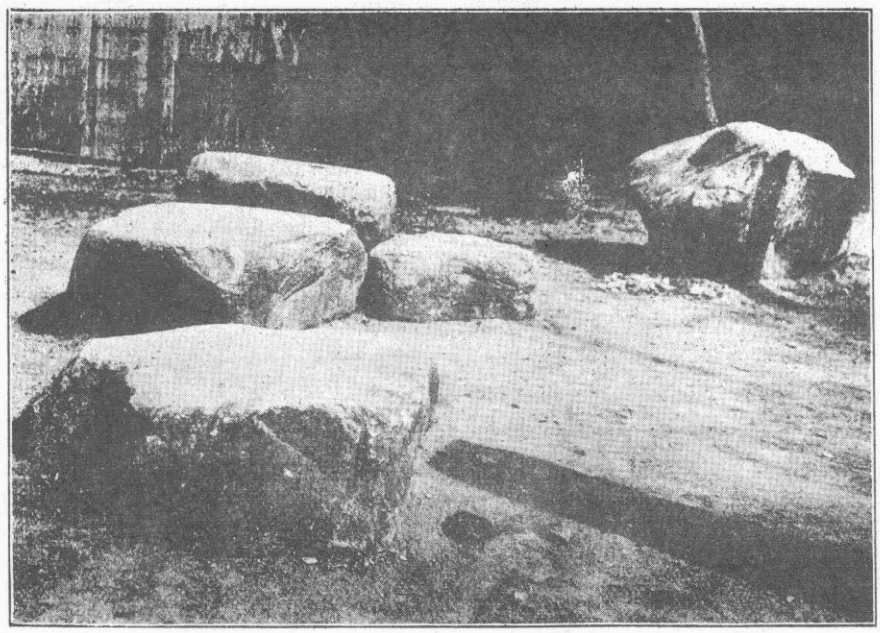

日吉神社境内の礎石

宗像の一筆一切經

伊東尾四郎

九州鐵道の門司驛から下ること六十五哩、一時間半にして赤間驛に着く。此處から約一里半福岡縣宗像郡田島村に官幣大社宗像神社邊津宮がある。此神社から數町隔つた興聖寺といふ小い寺に、有名な一筆書寫の一切經が保存されてゐる。此經卷はもと宗像神社にあつたのだが明治維新後神佛分離の際、此寺に納められたものである。

興聖寺にある一切經に關して、松本文三郎博士は嘗て「禪宗」に記述し、其の著「佛教藝術とその人物」にも載せられ、辻善之助博士も其の著「日本佛教史の研究」の中に「信仰と趣味」と題した部に記述されてゐる。辻博士の文は簡約になつてゐるから、先づこれを引用して、宗像の一切經が如何なるものなるかを示さう。

其次が安貞二年功を卒へた宗像の良祐一名色定の一筆書寫の一切經といふのがあります是は今に遺物があつて、有名なものになつて居ります。良祐は筑前宗像郡田島社に居つた僧であります。その書寫にかゝる一切經は、元は田島の宗像社に納つて居つたのでありますが明治六年に神佛分離の際に、同田島村の興聖寺に移されて、今に存して居ります。元は五千四十八卷寫されたのでありますが、其中四百四十八卷計は、久しい間虫蝕の爲めに紛失し、殘り四千六百卷計ありましたが、元祿十五年の洪水の爲めに千二百卷許浸水し、其中二百三十卷許破損した。其後段々修繕して、今日では四千數百卷許殘つて居るさうであります。之を寫す爲

には良祐色定といふ人は、仲間の西觀並に心昭と云ふ者を連れて、紙とか墨とか或は錢とか云ふものゝ勸進をさせながら、自分は專ら經を寫したのであります。それで書寫の業を始めましたのが文治三年でありまして、安貞二年に至つて其業を卒へた。其間實に四十二年に及んだのであります。四十二年間に五千何百卷と云ふものを寫したとすると、一月平均十卷許三日に一卷の割に當つて居る。三日に一卷書く事は、さのみ苦しい事でもありますまいが、四十二年間絶えず之を續けて居つたと云ふ事は、殆ど今日吾々から想像も及ばぬやうなゑらい事業であると思ひます。之を或は前の定信○藤原の二十三年間に較べると、長いやうでありますが、定信の方は資力も相應にあつた人で、寫すにも便宜が多かつた。良祐は紙から墨から總べて之を勸進してやつた。其爲めには京都近傍までも出掛けて、其旅行中にも、立ちながら、歩みながら、船に乘りながらも、寫したといふ事であります。其寫した經卷の奥書に、何年何月何日何處に於て寫したといふ事が書いてあります。或は彦山に參り、或は香椎に參り、王城即ち京都とか、淀の泊とか、長門關、安藝又は讃岐、備後、淡路、紀伊等に於て寫した事が知れて居ります。二十九歳から始めて、七十歳で業を了つたのであります。此良祐の事に就ては京都大學の松本文三郎氏が雜誌「禪宗」に於て詳しく考證せられ、其仕事から、或はその異名安覺といふ名の考證から、又之が榮西の弟であるといふ誤つた説がありましたが、其誤の考證等も、詳しく載せてあります。

此地方の人で一切經の事を調べて記述した人に、福岡藩士梶原善太夫があり、博多人山崎藤四郎がある。梶原氏は文化十四年藩命を受け、田島の石經(今國寶となれるもの)と共に一切經をも

調査した人で「田島經石記附言」に一切經の事に就いて述べてゐる。山崎氏も亦明治四十四年に一切經を調査し、寫經の題跋を寫し、又（色定法師寫經成蹟表彰記）を出版し、經名と卷數とを悉く擧げてゐる。

一昨年宗像郡の深田千太郎氏、深田澄之輔氏其の他有志者は、一切經の調査等に關して計畫する所あり。黒板勝美博士が朝鮮行の歸途に立寄を乞ひ、博士は七月七日に立寄られた。其の後兎も角も全部の調査を進むることになり、其の節立會つた島田寅次郎氏と私とは八月一日から一週間の豫定で田島に入込んで一通り調査した。これより先に武谷水城氏や木下讃太郎氏なども嘗て調査されたことがあり、武谷氏は筑紫史談第九集に所見を發表されてゐる。

私はこれから其の節調査した結果の大要を述べよう。

（一）調査着手

興聖寺の門を入ると左に小い土藏があつて、それに寫經が箱に入れて積んである。箱は外圍長二尺五分、幅一尺五分、深六寸五分で、箱數正に九十一箱。外側に數字で番號が刻してある。一から九十まであつて何故か四十一が二つになつてゐる。一箱に少きは二十五卷、多きは五十七卷、平均四十幾卷か入つてゐる。其の箱を本堂に持出して經の名と、奥書とを書き抜くことだけでも大なる仕事であつた。

一箱持出して先づ一卷を取出し、經名を書き取り、さてこれを披いて卷末の奥書を書き取り、これを卷く。披くと卷くとに時間が相當にかゝるが、披くこと卷くことだけは、誰にでも出來る。

そこで村の人々に加勢を乞ひ、披く人一人、巻く人三人位にしてみると、進行が早い。次には筆錄者だ。これも一人二人でやつてゐては、時間がかゝるから小學校の先生やら、歸省中の學生さんやらに見習つてもらつて、早速筆錄掛になつてもらつた。かくして筆錄者中心に、披く人巻く人と五六人の團體を五六ヶ處に陣立してやつてみると、案外早く進行する。御蔭で一週間の豫定であつたのが、五日で濟んでしまつた。しかし加勢の人數を延人員にすると、大分の多數に上つてゐることは勿論である。

私共は各箱に入つてゐる經巻の入替などは一切やらなかつた。一つの箱に四十二巻あれば四十二巻の儘で目錄を取つた。

扨經名と奥書と列記したものが箱毎に幾枚かづゝ出來て、それが九十一通集まつてみると、大層の分量になる。私は其の目錄に記載された經名に、一々番號を附けて研究に着手した。若し實物が見たくなると、何番の箱にあると直に指定されるから、取出してもらうことが出來る。しかし現在では同一種類の經巻でもあちこちの箱に入つてゐるから、精密に研究の歩を進めようとすると、非常に複雜の手數を要する。

(二)經巻の數

經巻は何れも裏打して簡單に表裝してある。紙は一枚長さ一尺六七寸(長さ多少差あり)幅八寸二分、一巻の紙數は二十枚以内のもあれば、四十枚以上のもあつて、巻に大小がある。經文の短いものは合併して一巻にしてある。二經三經四經五經六經七經十三經と種々合併したのがあ

る。

巻數に關して梶原氏は

又宗像田島ノ社内ニ色定法師カ一筆ニテ書寫スル所ノ大藏經アリ。全部五千四十八巻。内四百四十八巻ハ年久シ、テ虫蝕紛失シ、餘四千六百巻アリシカ（宗像記ニ總テ六帙三十八巻、二千七百四十五巻、二百五十八百ト。高僧傳モ亦宗像記ニ據ル。誤ル所以ナリ）元祿十五年壬年六月二十八日ノ洪水ニ、千二百余巻水ニ浸シタリ。然レトモ破損スルモノ二百三十巻ニ及ハス。延享三年丙寅夏四月二十一日郡代大森善左衛門命ヲ奉テ社人ヲシテ色定カ書スル所ノ經巻ノ員數ヲ案驗シ、並ニ題跋アルモノハコレヲ書抜シム。六日ニシテ業ヲ畢テ奉ル。時ニ巻數四千三百七十五巻見存ス、水損蟲蝕シテ全巻ナラサルモノモ亦百二十余巻アリ、合セテ四千五百巻ト記ス。

と記し、山崎氏は明治四十四年調査の結果を次の如く記してゐる。

一切經種類計六百參拾壹種

外ニ　四百貳拾九種ハ（二經以上十三經以下合巻セシモノ）

合計壹千六拾種

經巻計四千百七拾六巻

外ニ百參拾五巻ハ（二經以上十三經以下合巻セシモノ）

合計四千參百拾壹巻

扨此度の調査の結果はといふと、山崎氏の調査と大體異らぬ。但し破損したものゝ數へ方で巻數が違つて來るが、首尾連續したものだけ數へても凡四千三百巻許ある。

(三) 奥書と年號

經卷に奥書の有るのと無いのとがあるが、奥書の有るのは少數で、無いのが多數である。奥書にも種々あつて、年號の有るのと無いのとがある。年號のあるのは何かの手掛になるから、私は先づ年號のあるものを書き拔いて、一々分類してみた。年號の有るのは文治三年のが最も古い文治のは相當に多い。次の建久、正治、建仁、元久、建永も相當にある。承元、建暦、建保、承久、貞應、元仁は至つて少く、嘉祿安貞は少しはある。左の表の年號の下の數字は卷數である。年號だけあつて年數の所が虫蝕となつたやうなのは、入れてゐない。

文治三	四四	建久九	二九	承元三	二	承久二	〇
同　四	四三	正治元	二九	同　四	一	同　三	一
同　五	三五	同　二	一四	建暦元	〇	貞應元	五
建久元	四六	建仁元	二一	同　二	三	同　二	〇
同　二	三二	同　二	二七	建保元	一二	元仁元	一
同　三	二二	同　三	二三	同　二	二	嘉祿元	六
同　四	二六	元久元	三〇	同　三	一	嘉祿二	二〇
同　五	二八	同　二	二一	同　四	〇	安貞元	六
同　六	二〇	建永元	二四	建保五	〇		

同七　三四　承元元　〇　同六　〇
同八　二一　同二　三　承久元　〇

梶原氏の記する所に據ると、安貞二年功を卒へたことになつてゐるが、安貞の文字のある經卷は今見當らぬ。前表安貞元年のものが六卷あるやうに示したが、それは何れも原書は嘉祿三年となつてゐる。

奥書は文治建久正治の頃は年號の外に他の事も記してあるが、建仁から後の奥書は年號の外に何も記してない。然るに嘉祿になると、年號の外に他の事も記してある。

(四)寫經年號別

是から年代順に如何なる經文が寫されたかを探つてみよう。但しこれは大畧で、悉皆列擧するのではないことを豫め斷つて置く。

文治元年には

大方廣佛華嚴經(四月、五月、六月、七月)
大乘大集地藏十輪經(八月)
大方等大集圓藏經(九月)
妙法蓮華經(十月、十一月)これは翌年正月に及ぶ。

文治四年には

大乘大方日藏經(二月、三月)
大方等大集經(四月、五月)
摩訶般若波羅蜜多經(五月、六月、七月、八月、十一月)
能斷金剛般若波羅蜜經(八月)
大般涅槃經(八月、九月、十一月、十二月)
文治五年には
放光般若波羅蜜經(正月)
光讃般若波羅蜜經(正月、二月)
道行般若波羅蜜經(二月)
摩訶般若波羅蜜鈔經(二月、十二月)
大寶積經(四月閏、四月、六月、七月、八月、九月、十月)
文珠師利佛土嚴淨經(十一月)
太子刷護經(十二月)
建久元年(文治六年)には
大方等大集賢護經(三月)
佛說菩薩念佛三昧經卷(三月)
阿差末菩薩經(卯月)
寶星陀羅尼經(五月)

大方廣佛華嚴經(五月、六月、七月)

三昧分經(七月)

方廣大莊嚴經(十二月)これは翌年正月に及ぶ。

こゝに注意すべきことは、大方廣佛華嚴經は文治三年に書かれて居るが、是歳にも亦書かれてゐる事である。文治三年のは七月十二日に五十巻書き畢り、是歳のは七月十五日に五十巻を書き畢つて居る。更に又嘉祿元年から二年へかけて色定の名で書いたものもあるから、大方廣佛華嚴經は都合三通りあることになる。

建久二年には

普曜經(正月)

大乘大悲芬陀利經(二月)

金光明最勝王經(四月、五月)

文珠師利現寶藏經(十一月)

十解深蜜經(十二月)

薩遮尼乾子受記經(閏十二月)

新譯大乘入楞伽經(閏十二月)

こゝに注意すべきことは、和勝元年辛亥の年號干支を記したものがあることである。辛亥に相當する寫經の年號は建久二年より外にないのだから、和勝元年は即ち建久二年と見ねばならぬ。

和勝元年の年號あるものは

阿惟越致遮經四(和勝元年七月三十日)

不必定入定入印經飜譯之記(和勝元年八月三日)

廣博嚴淨不退轉輪經四(和勝元年八月廿三日)

建久三年には

などである

佛說如來智印經(正月)

大方等大雨請雨經(正月)

月燈三昧經(二月、三月)

正法華經(三月)

不空羂索神變眞言經(七月、八月、九月)

建久四年には

十住斷結經(四月、五月、七月)

腎却經(七月)

大法炬陀羅尼經(八月)

大咸德陀羅尼經(九月)

建久五年には

大毘盧遮那成佛神變加持經

建久六年には
菩薩善戒經(三月)
大智度論(六月、七月、八月)これは翌年正月、二月、十一月に及ぶ
建久七年には
瑜伽師地論(六月、八月、九月、十月、十一月、十二月)これは翌年正月に及ぶ
建久八年には
顯揚聖教論(六月、閏六月)
大乘阿毘達磨雜集論(七月)
般若燈論(九月)
十住毘沙論(十月、十一月)
大乘莊嚴經(十一月、十二月)
建久九年には
攝大乘論釋(正月、三月)
長阿含經(六月、七月)
中阿含經(八月、九月、十月、十一月)
正治元年には
增阿含經(正月、二月、三月)
雜阿含經(四月、五月、六月、七月)

起世因本經(九月)
中本起經(十一月)

正治二年には

佛說奈女耆婆經(九月)
正法念處經(正月、二月閏二月、三月、四月)
摩訶僧祇律(二月、三月、一月)これは翌年二月、三月に及ぶ
佛本行集經(五月、六月、七月)
無垢優婆夷問經(九月)

建仁元年(正治三年)には、

根本說一切有部毘奈耶(正月、二月、八月、九月、十月、十一月)
十調律(三月、四月、五月、六月)
根本說一切有部苾芻尼毘奈耶(十月、十一月)
根本說一切有部奈耶雜事(十一月)これは翌年正月に及ぶ

建仁二年には

五分律(二月、三月)
四分律藏(二月、三月、四月、五月)
薩婆多部毘尼摩得勒伽(閏十月)
戒因緣(十二月)

建仁三年には

阿毘曇八捷度論(三月)

阿毘曇論(四月)

阿毘達磨發智論(四月)

阿毘達磨法蘊足論(五月)

阿毘達磨集異門是論(六月)

阿毘達磨品類足論(九月)

衆事分阿毘曇論(十月)

阿毘曇毘婆沙論(十一月、十二月)

元久元年(建仁四年)には

說一切有部發智大毘婆沙論(二月、三月、四月、五月、六月、七月、八月、九月)

阿毘達磨大毘沙論(五月、六月、七月、八月、九月、十月)

阿毘達磨俱舍論(十二月)

元久二年には

阿毘達磨俱舍論(正月)

一切有部俱舍論(二月)

說一切有部順正理論(二月、七月)

阿毘達磨順正理論(三月、四月、六月)

阿毘達磨藏顯宗論(閏七月、八月、十月)

雜阿毘心論(十一月)

こゝに注意すべきは阿毘達磨倶舍論が前年にもあることで、今年のは前年の續ではなく重復してゐる。例へば卷十は元年十二月十四日のと二年正月廿五日のとあり、卷十一は元年十二月十六日のと二年正月廿六日とある

文久三年(建久元年)には

成實論(二月、三月)

解脫道論(四月)

舍利弗阿毘曇論(五月)

出曜經(十月、十一月)

承元から元仁まで十八年間は、年號の記したものが至つて少く、僅に二十卷許に過ぎない。それで其の間は悉皆經卷の名を擧げてみよう。

承元元年(建永二年)

賢愚因緣經(正月)

修行道地經卷(正月、四月)

開元釋教錄略出(三月)

僧伽斯那所擇菩薩本經(六月)

大乘修行菩薩行門諸經要集(九月)

承元二年には

阿育王傳(三月)

四阿含暮抄解(三月)

大乘莊嚴經論(十月)

承元三年には

經律異相(五月)

承元四年には

大般若波羅蜜多經(二月)これは第三百十卷

建暦元年(承元五年)には

一切經音義(閏正月)

建暦二年には

舍利弗阿毘曇論(第二)

大智度論(第二)

瑜伽地論(第十)

これは何れも十一月で箱崎の本を借りて寫したものである。

建保元年(建暦三年)には

大般若波羅蜜多經(四月、十二月)

建保二年にも同經

建保三年には

舍利弗阿毘曇論(九月)

建保四年、五年、六年、承久元年、二年の年號ある經卷は見えぬ。

承久三年には

大般若波羅蜜多經(十二月)

貞應元年、承久四年にも同經

貞應二年の年號ある經卷は無く、元仁元年(貞應三年)には一切經音義

嘉祿の年號あるものを全體擧げると

大方廣佛華嚴經(嘉祿元年九月、十一月、十二月、二年九月)

大方等大集經(嘉祿二年二月、三月)

大方等大集月藏經(嘉祿二年八月、九月)

大乘大集地藏十輪經(嘉祿二年八月、九月)

摩訶般若波羅蜜經(嘉祿二年九月、十一月)

大般涅槃經(嘉祿二年二月、十一月、十二月、安貞元年卽ち嘉祿三年正月、二月)

こゝに注意すべきは大方廣佛華嚴經でも、大方等大集經でも、大般涅槃經でも、文治三、四年頃祐の名で書いたものと嘉祿に色定の名で書いたものとあることである。

(五)寫經の筆者

田島一切經の筆者は良祐即ち色定といふことになつて居る。良祐の署名あるものは澤山あり、色定の署名あるものも二十卷許ある。而して其の他に經祐の名のあるものと、榮祐の名のあるものとある。梶原氏は

文治、建久ノ頃ハ良祐ト書、承元ノ比ハ經祐ト書、建暦ノ比ハ榮祐ト書、嘉祿安貞ノ比ハ色定ト書、マレニ識定トモ書。

と記してゐる。それで此の四通りの名が果して如何やうになつてゐるかを調べねばならぬ良祐の名は文治建久のみならず、正治にも多く見え、正治三年(建久元年)にも建仁二年にも見える。而して經祐の名は建久、建仁、承元に見え、榮祐の名も建久、建仁、建暦に見えるから、大に混雑する。

この三者は混雑するが、色定の方は混雑せぬ。即ち色定の名は嘉祿から安貞へ掛けて見えるだけで、嘉祿安貞には色定以外の名は全く見えぬ。經祐榮祐の名のある經巻は多くは無い。しかし建仁には良祐、經祐、榮祐の名が入れ交つて居る。良祐、經祐、榮祐は果して同一人であらうか若し同人だとすれば彼名此名を入れ交せに使つてゐるのは變なもので、甚惑はざるを得ぬ。

今經祐榮祐の名のあるものと、良祐の名のある最も後のものとを、年代順に並べてみると、次の如くになる。

㈠、(建久七年)瑜伽師地論第十二　經祐

原書に建久七年の文字は無いが、他の瑜伽師地論の書かれた例によれば、建久七年に相違無い。

㈡、建久九年六月廿一日　長阿含經第一　榮祐

㈢、建仁二年　四分律藏第六十　良祐

㈣、建仁三年十月十七日　衆事分阿毘曇論第十二　榮祐

㈤、建仁三年十月十九日　毘婆沙論序　經祐

㈥、承元元年十二月十六日　大乘經律論奥書斷片　經祐

㈦、承元五年(建暦元年)閏正月十三日　一切經音義第一　榮祐

㈧、建暦三年四月一日　大般若波羅蜜經第十　榮祐

此の如く良祐榮祐の名が入れ交つて甚惑ふから、一時は異人と考へて、筆蹟など精しく比較して見た。しかし筆蹟は多少違つた所があつても、特徴のある共通點があるので、異人とは考へられぬ。それで尚再考して、終に次の如く推定するに至つた。

㈠は建久七年に書いたものだが、校合は後の經祐時代になしたもの

㈡は建久九年に書いたものだが、校合は後の榮祐時代になしたもの

㈣は建仁三年に書いたものだが、校合は後の榮祐時代になしたもの

此の如く推定するのは「自一校畢」とした下に名を署して居るからである。經文を書いた年と隔つた年に校合した例は後の「校合」と題する條にも記して居る。

然るに㈤の建仁三年の經文の經祐は當時の自署らしい。又㈦の承元五年(建暦元年)の榮祐も當時の自署らしい。隨つて私は建仁二年までは良祐、建仁三年から經祐、建暦元年から榮祐であらうかと思つて居る。

色定の名は嘉祿に見えるが其の前には見えぬ。色定の名のあるのは晩年で、良祐時代の書體と一見異つたやうに見える。それでこれにも疑を挾んだが、具に比較すると特徴のある筆癖の共通點がある。特に嘉祿三年に書いた大方廣佛華嚴經第五十の末には執筆但書寫比色定先名良□とあつて、良字の下の字が消えて居るが、僅に殘つた形から察すると、祐字らしいのである。

これを要するに筆者の名前は良祐、經祐、榮祐、色定の順に變つて居るが、畢竟同一人と推定されるのである。

(六) 寫經の發願

文治三年四月十一日から大方廣佛華嚴經の筆寫を始め、七月十二日に五十卷の切を畢へた。第五十卷の末に

夫良祐身堅受持三歸五戒、自筆奉書一代諸經、其內華嚴一部筆功畢

抑昔釋尊三七日振辯舌說華嚴、今弟子九十日穿拙掌馳筆、逼解筆脫書寫雖異、開悟得脫是同矣、先擎方廣大乘之法眛、忝貴地主三神之靈威、殊奉祈聖朝安穩、天長地久、本家泰平、延齡持福、幷社頭長吏上下諸人、宮中豐饒清謐安寧由、次尊師聖靈學頭良印、分此二處三會之說、肯彼一字千金之恩重請雙親父母、二人姉弟、同遊壽域、共誇禍庭矣、亦々勸紙勸墨之桑門西勢、隨施隨與之檀主、現侔齡松子當結跏蓮華、乃至一攬一交同行心昭、三千大千異類、一々離愛苦、各々預喜樂、殊誓弟子自發願書寫之始、至所作已辨之終、貝葉五千卷、不退一字、命根數十廻、令除九橫深、五時經卷入力、永離五怖畏之道焉、厚八萬法門結緣、疾入八解脫之門矣。

文治三年丁末歳次、始自四月十一日壬午終至七月十二日辛亥之酉時、此經五秩書畢、一切經一筆書寫行人　僧良祐

而して又文治四年十二月には、五部大乘經百九十卷の寫經を畢へた。其の奥書

五部大乘經、華嚴、大品、大集、法華、涅槃、經、已上一百九十卷、十九秩、如自文治三年丁末四月十一日壬午卯時、終

於文治四年戊申十二月十二日癸酉酉時、書寫畢

經主網首張成、墨檀越、網首李榮、始自關白殿下、終至于人民百姓等、殊分別當社本家預所宮司宗像朝臣氏實、幷妻子惣神冠僧冠貫首禰宜預參議諸鄉文武百寮、各願圓滿、別父母姉弟、別三人同行僧心昭、料紙勸進僧西觀、一切經一筆書寫行人僧祐、良各爲現世安穩後生菩提也

殊別過去尊靈師匠學頭良印、先祖祖父祖母四人幷六郎從黑法師九同年死、惣一切衆生父母兄弟祖父祖母爲往生極樂證大菩提書寫如件。

この奥書ある經卷は、今見當らぬ。奥書の文は梶原氏の田島經石記附言に記してある。

建久五年三月五日に書いた大方廣圓覺修多羅了義經卷下の末に

悲母藤原三子尼妙法尊靈日

とある。爾後同例のものが幾つも見えるが、建久六年十二月十七日大智度論第三十四になると

慈母悲母爲成佛得道之爲書之とある。さすれば母は五年に死に、父は六年末に死んだやうに見える。尚ほ此慈父悲母の事に關しては、次のやうなことがある。

建久七年五月十八日寶髻經四法優波提舍第一の奥書

慈父座主兼祐經阿彌陀佛、悲母藤原四子蓮阿彌陀佛、爲成佛乃至法界衆生同益也、孝子一筆書寫行人僧阿彌陀佛

良祐の父は經祐である。而して其の母は此處には藤原四子蓮阿彌陀佛とあるが、前には藤原三子尼妙法とある。前のは實母、後のは繼母と解すべきものであらうか。

建仁以後のは奥書が少い。

建暦三年四月十一日大般若波羅蜜多經卷十の末に

一切經書寫御志者、過去慈父御尊靈、先大宮司宗形朝臣氏實、爲離苦得樂證大菩提也

建暦三年癸酉四月十一日壬午於大宮御寶前始之、大願主孝子從五位下行大宮司宗形朝臣氏國、發願筆立一人先一切經一筆書寫比丘　榮祐法師

とある。是に由ると榮祐の一切經書寫は、氏國が其の父氏實の菩提を吊ふ意を受けてなしたことのやうである。

建暦四年(建保二年)大般若波羅蜜多經卷三百八十の末にも、御尊靈先大宮司宗形朝臣氏實、爲離苦得道とあり、建保二年八月十日同經卷三百七十の末にも先大宮司宗像氏實之御尊靈、爲滅罪生善證大菩提也とある。

更に嘉祿二年十一月十七日の大般涅槃經第一の末には

嘉祿二年丙戌十一月十七日書之、願主堂建宗盛大法師、妻女平氏尼羅阿彌陀佛爲成佛得道之書寫如件

執筆　色定法師

とあり、同三年三月二日の同經第四十の末には

大般涅槃經卷第四十
宗像大宮可奉施入五部大乘經華嚴經五十卷大集經三十卷此内日藏經十卷月藏經十卷地藏十輪經十卷含六卷大品般若經三十卷法華經幷開經六十卷涅槃經四十卷合一百九十二卷、施主堂達兼行宗盛大法師
始自嘉祿元年歲次乙酉九月十五日終至于同三年歲次丁亥三月二日彼岸第二日次日辛亥申書寫畢、是卽妻女平比丘尼羅阿彌陁佛、爲成佛得道之書
執筆一切經自筆寫比丘　色定書之

とある。嘉祿年間の色定の書きしものは多く願主堂達宗盛大法師比丘尼羅阿彌陁佛の成佛得道の爲に書いたことが記してある。

(七)寫經の場所

奥書に寫經した場所を明記したものが往々ある。

文治三年四月十一日のに宗像西經所書之

これは宗像神社に西經所と東經所とがあつたのである。

文治四年九月十六日のに大谷泰平寺三個日夜念佛之間書之

大谷泰平寺は何處であらうか。

梶原氏の記す所によれば、建久元年八月上旬から同二年七月上旬まで彦山に於て書いたこと

を奥書をしたものがあつたらしいが、今其の奥書あるものは見當らぬ。しかし建久元年八月中旬以後のものは澤山あつて「彦山三所權現以貴水書之」など記し、彦山の水を以て書いたことを明にしてゐる。

建久三年三月廿七日のに大宮東經所

大宮とあるのは宗像神社の事であらう。

建久四年十月六日に有智山北谷常乘

これは太宰府附近の有智山の事であらか。

建久四年十月二十日赤間中道寺于蓮定房書

中道寺の地名だけは今も宗像郡赤間町大字陵嚴寺の内に殘つてゐる。中道寺の事を書いたものは此の他にも三卷ある。

建久五年三月十九日のに香椎報恩院

報恩院の例は他に二つある。

建久五年五月二日のに吉原寺

吉原寺の名のあるものは十餘卷ある。宗像郡神興材大字八並の内に今も吉原の名が殘つてゐる。

建久六年三月十二日葦屋津神官船乘書之

これは筑前遠賀郡の蘆屋であらうか、それとも攝津の蘆屋であらうか。

建久六年四月十九日王城綾小路之北自猪隈東千乘禮房宿所

同　四月廿日王城之一條皮裳尼房

同　四月廿三日二十四日淀

此頃は京都地方に旅行してゐたのである。

建久七年五月廿一日太山田之于四郎殿之館書

原書には建久七年の文字は無いが、右の奥書ある巻は瑜珂師地論第三十六だから、他の例から推すと建久七年に相違ない。

太山田は何處か判らない。

建仁元年五月八日　大宮籠

これは宗像神社に籠つて書いたのであらう。

建永二年二月十日　長門關

三月一日　安藝太方

三月六日　安藝小方

嘉祿二年四月廿四日　備後立毛泊

四月廿七日　讃岐周海路馬歯

四月廿九日　里海

此外に梶原氏は五月一日淡路島武島津二日同國治島津、四日紀國比位泊を擧げてゐるが、それ等の奥書ある經巻は、今見當らぬ。

（八）寫經の校合

寫經は大抵二度校合してゐる。一度は他人、一度は筆者自身に校合したものと見えて、多くの卷末に「自一交畢」「他一交畢」と書いてある。「他一交畢」の方は畢の文字が了とあるのもあり、少數の例には尾とあるのもある。而して「他一交畢」の他の一字が「自一交畢」の文字と墨色が同じきを以て觀れば、一度他人に校合せしめ、其の後自身に校合した時、他の一字を追加したものかと思はれる。或は「二校畢」とあるのもあり、或は單に「一交畢」とあるのもあり、稀には何も書いて無いのもある。

他人が校合した實例としては、雷山の住僧定心を擧げることが出來る。建久八年十一月朔日十住毘沙論第十一の末に「他一交畢雷山住僧定心」とあり、其の他同八年に一例、九年に三例、建仁二年に四例、同三年に一例ある。

年月を隔てゝ後に自ら校合したものと思はれる例がある。それは

文治四年八月十二日に書いた摩訶般若波羅蜜經第三十に「貞應元年六月廿七日自筆書寫比丘一交畢」とあり、

元久元年八月九日に書いた阿毘達磨大毘婆沙論第百六十に

貞應三年甲申六月廿九日自一交畢とある。

建久七年に書いたものと推定すべき瑜伽師地論第十二には「自一交畢經祐他一切經一人一校了定心」とある。當時校合は定心が一人で引受けて居たものかと思はれる。

（九）筆者の勉勵と年齡

色定は仁治三年十一月六日に八十四歳で入滅したと推定される。仁治三年を歿年とするのは今興聖寺に保存されてゐる色定の木像の背に墨で書いた文字があるからである。其の文字は今は讀み惡くなつてゐるが、梶原氏の記したものには明に載せてある。即ち左の通

大日本鎭西筑前宗像第一宮座主色定大法師一切經律論一筆書寫行人
仁治二年辛丑十二月九日刻之　勸進僧榮範
次年十一月初六日甲申巳刻入滅畢

即ち木像は仁治二年十二月に成り、翌年十一月六日に入滅したと記してある。

次に入滅の年八十四歳であつたと推定するのは、嘉祿二年五月一日書寫の經卷の末に

執事經書寫比丘色定法師生年六十八

とあるから、これを基として算へると入滅の仁治三年は八十四歳になるのである。しかし此經卷は今見當らぬ。此奥書は梶原氏の記錄に載せてある。

寫經は文治三年（二十九歳）から始め、四十年餘續けた。梶原氏は寫經の最後を安貞二年（七十歳）として居るが、其の經卷は何が最後であるかを明に示してゐない。今實物を檢すると安貞元年即ち嘉祿三年六十九歳のが六卷あるが、何れも嘉祿三年となつてゐる。而して現存の最後のものは大涅槃經卷四十一で嘉祿三年三月二日に寫したものである。其の奥書は寫經の動機の條に引用した如く、華嚴經や大集經や大品般若經や其の他合せて百九十二卷を寫し畢つたことを記

したもので、寫經が一段落を告げたから、奥書を丁寧に記してゐる。色定の寫經は恐らくこれが最後のものでは無いかと思はれるけれども、梶原氏は「安貞二年戊子功ヲ卒フ」としてゐる。果して然らば其の後何か更に寫したのであらう。文治三年二十九歳の時から七十歳頃まで書き續けたのだから常人に出來ぬことを成し遂げたのである。これから筆者の勉勵ぶりを窺ふべき材料を少し拾つてみよう。

文治三年(二十九歳)四月十一日から七月十二日まで大方廣佛華嚴經五十卷を書いたことが、其の第五十卷の末に書いてある。

文治三年四月十一日から同四年十二日までに華嚴、大品、大集、法華、涅槃百九十卷を書いた。この事の奥書ある經卷は今傳つてゐないが、梶原氏の寫した文が殘つてゐる。

文治五年(三十一歳)四月十六日から同十月十三日まで日數二百四日間に、大寶積經百二十卷を書いた。紙數二千一百四十枚。これは十月十三日に書き畢つた。第二十卷の末に其の事を記してある。

建久七年(三十八歳)十二月晦日には、瑜伽師地論第九十を寫し、同九年正月朔日には攝大乘論擇第六を寫した。筆者は大晦日も、元旦も筆寫を怠らなかつたことが察せられる。

承元元年(四十九歳)十二月十六日、二千七百四十五卷を書き終つた。これは今興聖寺以外に在る經卷奥書の斷片に記してある所によるので、執筆は經祐となつてゐる。これは矢張文治三年からの寫經總數であらうかと思はれる。果して然らば文治三年から承元元年までは二十一年間だから、二千七百四十五卷を年割にすると、一年百三十卷餘となり、一月十卷餘となる。

嘉祿元年(六十七歳)九月十五日から同三年(六十九歳)三月二日までに華嚴、大集、大品、法華、涅槃の諸經百九十二卷を書いた。大般涅槃經卷四十の奥書に其の事が書いてある。

其の文は既に寫經の發願の條に引用した。

(十) 經主及筆墨助成者

文治建久頃の經卷の末に

本經主網首張成　墨檀越網首李榮　筆勤覺成坊

と記したのが澤山ある。尚ほ精しく言ふと、墨檀越を墨助成としてあるのがあり、筆勤の名を大樹房としてあるのもある。

文治四年のは何れも本經主と墨越檀のみで筆勤の名が無く、文治五年のは閏四月から筆勤大樹房の名が見え、十二月末から筆勤覺成坊の名が見える。覺成坊は稀に覺城坊としたのがある。又文治六年三月廿八日のには筆勤大覺坊としてある。

建久六年五月十一日優婆塞戒經第一には墨助成尊靈網首李榮と記してあるから、李榮は其の頃死んだのであらう。其の後のは本經主張成筆勤覺成坊の名だけ記して、墨助成の名が記してない。

承元五年閏正月十三日の一切經音義第一の末には、本經主網首張成尊靈とある。張成は其の頃死んだのであらう。張成が宋人であつたことは、正治二年九月廿八日及同年十一月八日の經卷の末に、本經主宋人網首張成とあるによつて知られる。

（十二）寫經の原本

建暦二年十一月十日舍利弗阿毘曇論第二の末に

依當社本經欠卷以筥崎本經書寫畢

奉借人一交同行一道房

とあり、同十一月十三日大智度論第二の末にも

依爲當社本經欠卷以筥崎本經書寫

奉借使者一交同行一道房之沙汰

同十一月十六日瑜伽師地論第十の末にも殆同樣の奥書がある。

筆寫年月不詳の中陰經卷下二の末にも

以筥崎南經本藏經交卷書入

當社本經欠卷たるにより筥崎本經によつて寫したとあるから、原本は宗像神社にあるのを寫したもので、數卷の缺本は筥崎神社所藏本を寫して補つたことが知られる。而して宗像神社の所藏の一切經は、後に黑田氏が日光に獻上したと傳へられてゐる。

宗像神社古圖を見ると、色定堂(二間、三間)色定一切經の藏(二間、三間)唐本一切經藏(二間、三間)が相接して建つてゐる。唐本一切經藏は即ち原本の納められてた藏であらう。

以上で大體の事は述べ終つた。尙ほ全體の經卷の名稱を擧げ、數卷あるものは第何卷が現存せるかを示し、年號のあるものは其年號を記し、奥書の有るものは簡短に符を施し、これを適當に分類して、一目瞭然の表に仕立てる積であるが、餘り長くなるから略することにする。

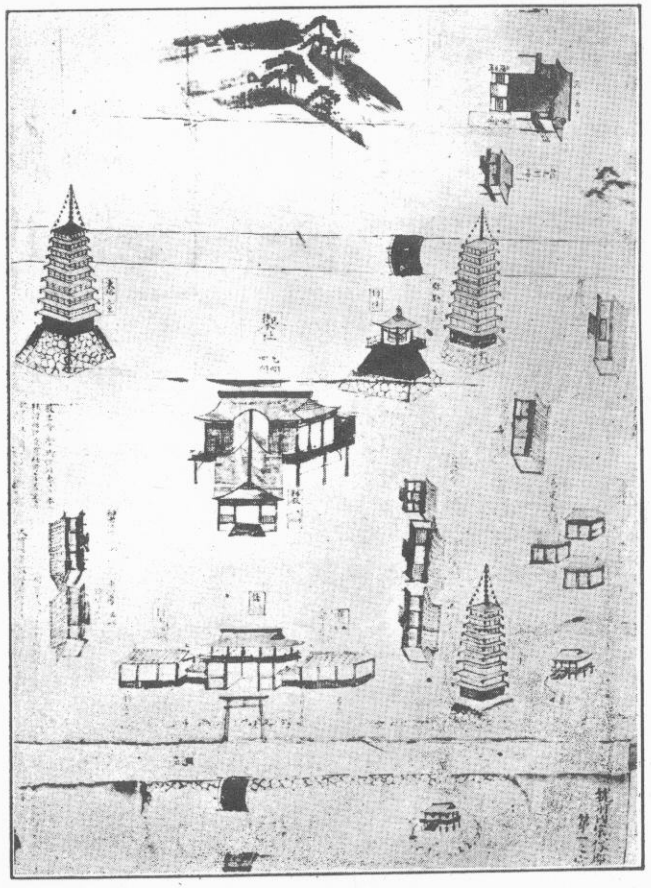

宗像神社内に於ける色定堂並に一切經堂圖　（室町時代末）

色定法師の木像　（一切經と共に興聖寺にあり）

僧良祐ニ署名せる一切経

経祐ニ署名せる一切経

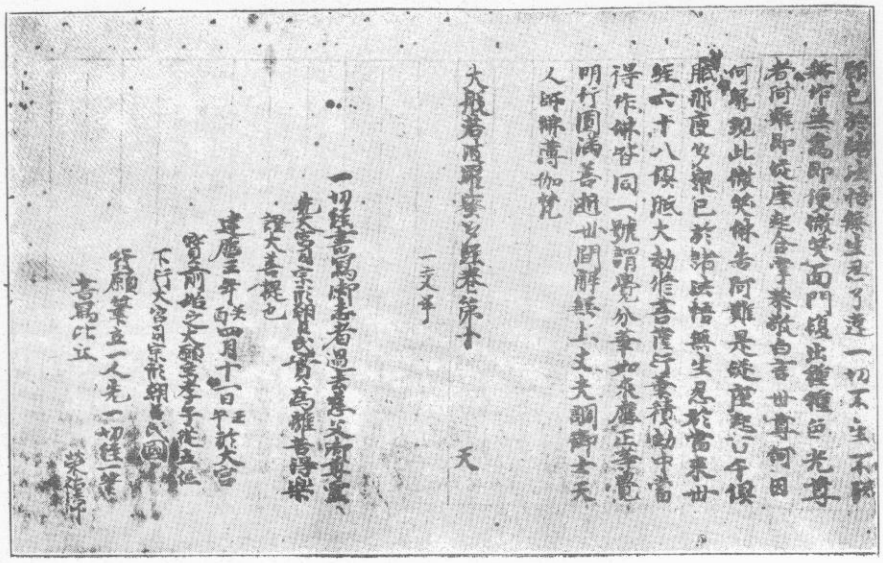

榮祐ご署名せる一切經

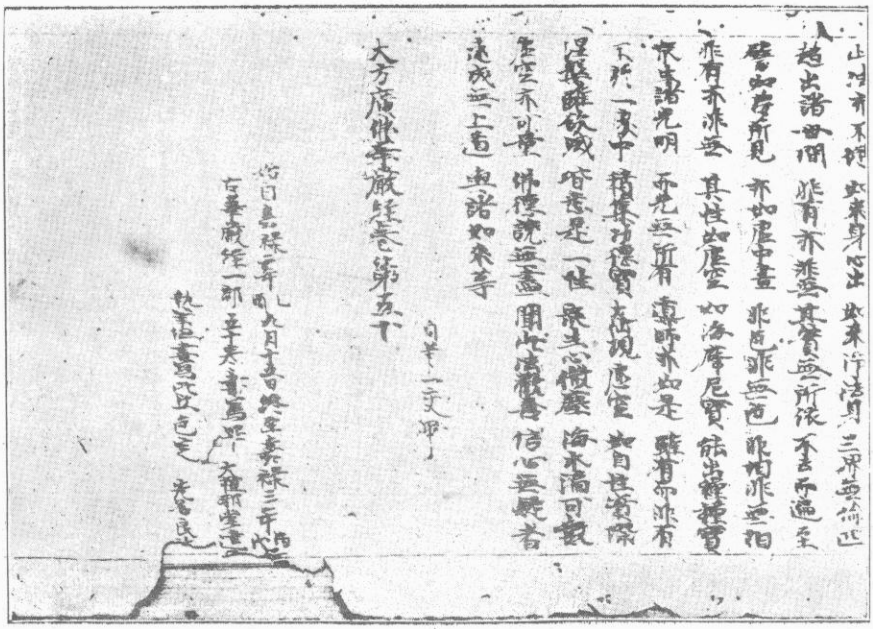

色定ご署名せる一切經

贈正四位

眞木保臣謫居地

黒岩玄堂

目次

一、總　論
　幕末の偉人　勤王宗の鎭西本山
二、幽　囚
　久留米の禁錮　水田の幽閉　保臣の別號
三、所　在
　水田村の小字　羽犬塚との距離方位
四、地　域
　當時の地勢　現時の狀態
五、山　栀　窩
　營作の經過　屋號の由來　幽居中の事業
　建物の移動　室內の扁額

六、豫樟樹

神木　楠公祭

七、脫走

上野の訣別　首途の記念

八、記念碑

位置及大さ　碑銘

九、追慕祭

時日　方法

十、保存方法

保存區域　保存資金　將來の計畫

贈正四位

眞木保臣謫居地

黑岩玄堂

總論　南筑八女郡水田の里は、積年皇室(イ)の衰頽を慨き、首として勤王の大義を唱へ有志の徒を激勵し、終に非命の死を致して、其忠魂を天王山の岩根(ロ)に埋めたる、筑後久留米水天宮の祠官否九州一の英雄、或は天下の英才(ハ)と稱せられたる、眞木和泉守保臣が、藩の譴罰を蒙り、嘉永五年五月より、約十一ヶ年間謫居して、內には近鄉の子弟を薰陶し、外には四方の志士と氣脈を通し以て回天の壯圖を計畫せし地なれば、勤王宗の鎭西本山として、將討幕義舉の策源地として幕末史上に特筆せらるべき處なり。因て、今其史蹟の由來と變遷とを叙して、之を世に彰にせんと欲す。

（イ）明治五年正月、朝廷より眞木保臣を追賞せられし時の、御沙汰書の文言。

（ロ）大王の峰の岩根に埋めにけり、我か年月の大和魂（眞木保臣辭世）

（ハ）羽前の志士、清川八郎が、其兩親に贈りし書簡の一節。

（ニ）筑前の國士、平野二郎が、眞木和泉守を京都の縉紳家に推擧せる書中の評言。

幽囚　嘉永五年の春、保臣は同志十數人と藩政改革の事を企てゝ罪を得、同年四月九日朝久留米城廓內の勤番塾に禁錮せられ、次いで五月十七日夜、城外下妻郡（今の八女郡）水田村なる天滿宮留守職、大鳥(イ)居信臣の宅に幽囚を命せられ、翌曉同家に達し、茲に始めて配所(ロ)の月を眺むるに至れり。時に齡四十なりき。

斯くて、翌年八月、新築の一茅屋山梔窩に徙り、蟄伏すること更に十年、文久二年二月、遂に挺身脫

走せり。彼が日記を南仙日錄と題し、詩歌稿を南遷雜稿と稱し、又霜江、或は淵浦老漁といへる別號を用ひしも、皆此間のことなり。

誤つて奸人と喚ばれ、華水の淵に放流の身と爲りし彼は、專ら文墨と酒とを友として愁を遣り又讀書によりて學德を修養し、或時は、

爲囚纔十日　悠若度三春　靜坐時思道　滿腔無一塵。

獨坐松窓前　陶然閱舊藁　南來何所獲　頗覺文辭好。

黨論復起我南遷　遷謫却慙似古賢　僥倖得斯閒日月　讀經讀史亦何先。

と吟して、自ら慰め、又或時は、杜子美の七哀歌に擬し、自己及母、姉、妻、三弟、二男、一女を嘆きたる哀哉歌(漢詩)十首を作り、以て斷腸の感を抒べたり。南遷後二ケ月、弟小野加賀に贈れる書簡の一節に、

此節の蟄居は、天より予に德を成さしむる事と、大に難有奉存候、五年歟六年かは知らず、其內には急度學術德業相進可申候。

といへるを見て、其覺悟の尋常ならざりしを知るべし。

(イ) 大鳥居氏は、世々太宰府の別當職を勤めし大鳥居家の分家にして、神領千二百五十石の內二百石の分地を知行せる舊家なり。信臣、初名啓太、後理兵衛と改め、平石と號す、眞木旋臣の二男にして、保臣の弟なり。十八歲の比、出でゝ大鳥居氏に養はる。信臣夙に勤王の志あり、文久二年三月、保臣脫囚の事に座し、自刃して歿す、享年四十六。明治三十五年十一月、從四位を贈らる。

(ロ) 此時、保臣菅公貶謫の故事を憶ひ、表裏中五十餘日を費して、菅家文草十三卷を淨寫し、之を天滿宮に奉獻せり(南仙日錄)

同書の跋文に曰く、

嘉永五年壬子、夏五月、余以罪幽於大鳥居氏、憶

菅神當年之事、意甚悲焉、乃寫文草前後篇十三卷、以獻屬大鳥居氏。

從五位下平朝臣　保　臣

（ハ）嘉永五年四月より、文久元年十二月末日に至るまで、十ケ年間の日々の記錄にして、五冊に分る。簡潔樸素なる漢文なれども、日常の起居動靜を詳にすることを得べし。

（ニ）眞木保臣、通稱和泉、字は定民、紫灘と號す。水田脫走後、一時、上瀧峽助と變名し、晩年長州に在りて、濱忠太郎、或は甲斐眞翁と稱せり。

（ホ）初め登といふ、天保八年二月、筑前太宰府の小野氏の養子となり、加賀と稱す、後の馬場蒼心（氏就）なり。從五位に叙し、明治二十一年六月歿す、享年七十。

所在　保臣謫居の址は、久留米市の南方約四里なる、八女郡水田村大字水田、字下中町二百三番地の一、二に在りて、九州鐵道羽犬塚停車場の南西、徒歩二十分乃至三十分にて達すべき地點に位せり。

羽犬塚驛に下車して、同處に至るに二路(イ)あり、甲は同驛南方構外の蹈切を西に横ぎりて、一直線に南西に向へるものにして、乙は鐵道に沿うて南行約十町それより、右折線路を越えて西に通せるものなり。何れも水田の小邑、水田尋常高等小學校の附近(ロ)に至りて街道に出づ、此より天滿宮の祠前を過くること數十間、右側の路傍に「贈正四位眞木保臣先生謫居地」と勒せる小石標を建てたる一小地域即ち是なり。然して其背後は水田村役場の在る所なり。

（イ）羽犬塚驛と謫居地との距離、甲路は二十一町五十九間、乙路は二十五町なり。

（ロ）甲路は小學校の西部を貫き、乙路は小學校の門前に通ぜり。

地域　當時の大鳥居氏邸宅は、約二百二十坪にして、其後園一帶の地は、小丘陵を爲して、林藪に接し、下川(イ)と稱する細流其北を廻りて、樟柏軒を覆ひ、松濤禽聲心自ら暢ぶてふ清閑の境なり

しかば、彼は、

かゝりとはえやは思ひし足曳の谷かけちかく住む心地して

おのつから木傳ふ鳥の聲々もうき世をよそにきゝなされつゝ

嶋山はさやけかれとも岩も樹もうきよはなれしたゝすまひかな

豫樟枝如レ蓋　愛使地清閑　細雨時蕭索　寒烟入暮山。

偃木以爲レ橋　風澗蛇影搖　山禽兼水鳥　日日伴寥々。

霜江雖水濁　一脈有時清　遮莫清與濁　不關居士情。

などゝ口吟せしが、春風秋雨幾星霜、今や四邊全く拓かれ、理兵衛の宅地全部は、淵上權太郎の有に歸し、其家は他に移して改築せられ、山梔窩の宅址には、農具肥料等を納むる小舍を建つるに至り、河畔の雜木と、庭中の樟樹と、纔に古の面影を偲ぶ料たるのみ。

（イ）上流は、花宗川の分派松永川より來り、水田村大字水田字後牟田を經字下町大堀に注ぐ。流路二百九間、川幅平均一間三尺六寸、水流幅平均一間一尺二寸の溝渠樣の小河なり。

山梔窩　保臣、實弟信臣の宅に幽せらるゝや、其北東隅なる下川の瀕をトして、一小屋を建築せんと欲し、同年十月二日、隣村尾嶋村の大工茂七を招きて、工事の設計を命し、翌嘉永六年七月十七日、礎石を据ゑ、仝二十一日、土木を起し、廿三日屋根を覆ひ、八月六日落成、屋號を山梔窩と稱し、卽日轉居せり。其廣さ七坪半の茅葺平屋建にして、四疊半と四疊との二室あるのみなりき。

文武の道に達し、音樂の技にも巧なりし彼は、又手工にも長したれば、自ら鋸鑿を執つて、山梔窩の鍋屋、窓格子、櫓部等を營み、或は姪園太郎の爲に書棚を製し、或は近隣の婦女に織機の用具を造

り與へ、又竹箸を作りて米府の知友に贈れり。

信臣其日常生活の不自由を察し、婢僕を使用すべきを勸めしに、泉州は「子は身體頗る肥滿せり若し四肢を動すを怠らば、却つて健康を損するの憂あり」とて、自ら炊爨の勞に服し、又朝夕射的を試み、時に或は米を搗き、或は近隣の子女と鬼事遊を爲す等、一日も運動を怠らざりき、往昔希臘のエパミノンダスが牢獄中に在りて、體操を努めたりしと、其揆を一にするものといふべし。加之彼は毎朝夙起、近隣の少年と共に冷水浴を爲すを例とせり、之を以て、謫所附近の人家今に至るまで早起の美風ありといふ。

抑も、山梔窩の名は、其庭に山梔木あり、己亦言論を以て罪を得たるにより、緘口沈默を守るの意に取れることは、彼が

山梔訓無口　乃取命吾廬　嗟彼從前事　如今悟得虛。

と歌ひしにて明なり。

彼は此の陋屋に起臥せしも、意氣益々壯に弟信臣と共に、鄉黨の少年、淵上郁太郎、同謙三、古賀簡二、鶴田陶司、水田謙次、大鳥居次郎、同菅吉、下川根三郎、角照三郎、韮山敏功、横枕覺助、吉武助左衛門等を集め之を敎育して尊皇の氣風を養成せり。久留米の青年、原道太、中垣健太郎、荒巻羊三郎、酒井傳次郎、江頭種八等亦保臣の高風清節を慕ひ、幽居を訪ひて子弟の約を結ぶに至る。彼は又、平野二郎（筑前）松村深藏、宮部鼎藏、轟武兵衛（以上肥後）石丸千三郎（肥前）小川彌右衛門（豐後）柴山愛次郎、橋口壯介（以上薩摩）安積五郎（江戸）等の同志を引き、或は窃に山門郡瀨高に出てゝ、平野二郎、伊牟田尚平、清川八郎等と會見して、義徒の糾合を謀り、或は大久保一藏（利通）を下妻郡羽犬塚に要して、密議

を凝したりき。其間筆を執りて、愛女(あ)及子孫(い)に貽る教訓書を著し、又國家經綸の獻言(と)、討幕義擧(ち)の方策を草せり。

水田に於ける勤王志士の來去、及泉州との交渉を叙するは、本篇の主目的に非ざるを以て、今は唯王政復古史上の大立物たる、眞木、平野の兩英傑が、初めて會見せし時の狀況を附記するに止めたり。

萬延元年九月廿六日の黄昏、平野國臣は、松村深藏を伴ひ、大鳥居信臣の家を訪ひ、福岡なる富永漸齋の門人と稱し、

四の緒のことの調の音にめてゝ聞えま欲しくかねてしのひつ

といへる歌を出して、保臣に面會を求めたり。これ保臣が音樂を嗜み、好んで琵琶を彈ずるを聞きしによるなり、然るに眞木は、

世の中に引亂されて四の緒の人をも今は調へあはなくに

との返歌を與へて、延見を謝絶したりしも、平野の懇請に動かされて、終に辭する能はず、密に會見せしが意氣投合互に胸襟を披いて國事を談し、其夜平野、松村の兩人は、附近の下川瀬兵衛の家に宿泊し、翌日肥後に向へり。

爾後平野は、數回此地に來りしが、文久元年十一月二十日、入薩の策を謀らんが爲、眞木を訪ひ十二月二日、水田を出發、南征の途に上るに當り、泉州は左の一詩を餞せり。

既無蘇張辯(二)、又無賈誼文(一)、吾識君所恃(レ)、一片之誠心。

此小廬は泉州殉難後、同地の橋本久次之を購ひて其東方約二十八間を隔てし、同字七十三番地

に移し、家の前後に更に造作を加へて己の居宅となし、其一部を製傘工場に充つるに至れり。

明治四十五年一月、眞木保臣先生顯彰會起り銅像建設、遺文出版等の事計畫せらるゝに當り、八女郡の有志者、牛嶋正九郎、樋口典當、樋口正作、尋木精一、近本甲五郎等亦水田村なる翁の幽囚家屋保存及之が顯彰碑建設を高唱し、大正二年十月郡の内外篤志家に訴へて義捐金を募れり。

久次の孫、丑太郎は、此の美擧を賛し、百三十圓の價格を以て、快く山梔窩の舊屋を提供せしも、淵上權太郎は屋址の地を割讓することを肯んぜざりしかば、遂に止むを得ず、金三百五拾圓を投じて、其東隣なる城崎政四郎及庄山彦次郎の所有地一百〇四坪を購ひ、下川の一部を埋めて板橋を架し、山梔窩を其上に移し、前庭に記念碑を建て、大正三年五月其工を竣へたり。

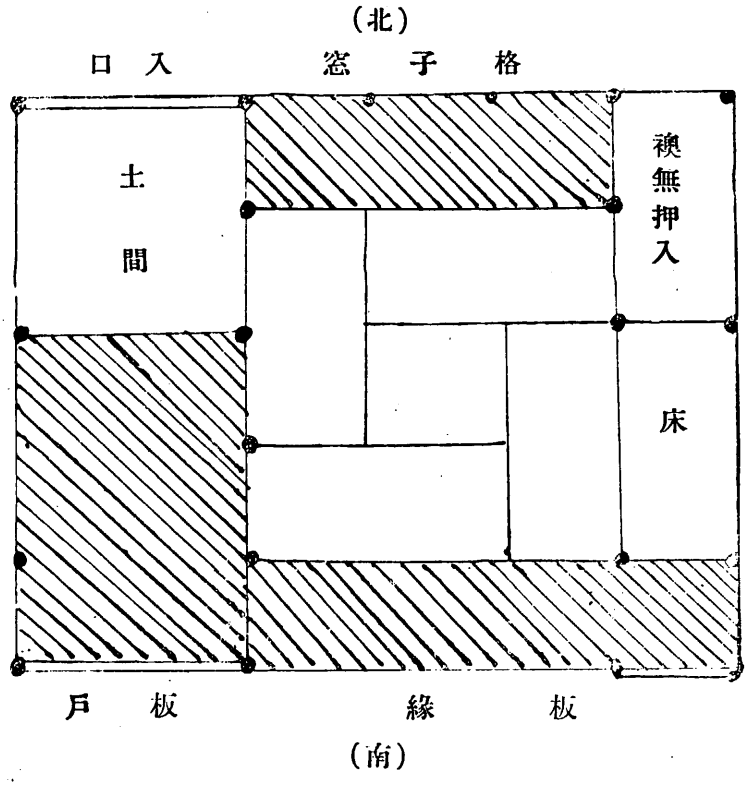

現時の山梔窩は前圖の如く、東西三間南北二間半の、茅葺平屋建にして、北西隅に、幅一間の土間の入口あり、其南方幅一間長一間半は、土間と同一面の板張にて、疊敷の部屋とは壁を以て隔てた

り。室の中部は、四疊半敷にして東部に床及押入あり、南部には長二間の板張縁を設け、北部一間半の處は、板敷にして側壁三尺其上は格子窓なり。室内には泉州翁の畵像寫眞、土方伯の紀念碑題銘詩、山梔窩塾規及近本甲五郎作の山梔窩の記前第十八師團長高山中將の揮毫(嗚呼忠烈)等を扁額とせり。

(イ) 保臣、口さがしきを以て、罪を得ければ、今は何事をもいはじと、書讀む所をも、口なしのやと名つけ、云々(口なし物語)

(ロ) 左の塾規によりて、保臣の子弟教育の主義と方法とを知る事を得べし。

山梔窩塾規

法

宜念忠孝大義、隨得之踐之。

宜篤朋友之交、有過則犯顏相律。

宜宗禮讓正威儀。

宜志不出乎分際。

宜勤午前事業。

禁雖少々釀而飲食。

禁傷本坊什器。

禁狼藉乎炭燭。

禁雜遝乎鞋履。

禁高論疾呼。

右

自八鼓（〇午後二時）質問　習字。

自七鼓（〇午後四時）撃剣　角力。

自日没　　絃楽。

二更（〇午後十時）宜速退去。

三回九詩會。

三回四試書。

（ハ）は文久元年十二月廿五日。

（ニ）は同二年二月四日の夜門人吉武助左衛門の家にて會見せしなり。

（ホ）女子の修養に關する教訓及名婦傳を記したる物に「日なし物語」「ございかざ」「ひとへ草」等あり。

（ヘ）士たる者の修養を精説して、子孫を教訓せる「何傷錄」は、現代人の須く熟讀すべきものなり。

（ト）野宮定功卿に上りし「經緯愚説」等あり。

（チ）安政五年十月十三日の大夢記、文久元年十二月十二日起草の義舉三策等。

豫樟樹　彼は夙に楠公記を讀みて、其忠烈に感じ、成童の頃より、毎歳楠公戰歿の日に、親戚朋友を會し、時珍を供へて、景慕の誠を捧けたり。嘉永壬子の年、水田の僻陬に逐はるゝや、其居の北東隅に一豫樟樹ありしを以て、之を楠公の神靈に擬し、年々五月念五日、必ず清饌を設け、門人等を集めて祭典を營み、脱藩後京阪の地に在りても、未曾て此儀を廢せず是を以て、當時の志士多くは楠公の人格に私淑したりき。保臣の一族、父子、兄弟、叔姪、女婿に至るまで、皆匪躬の節を致しゝは是

皆楠公崇拜の結果たらずんばあらず。

此神木は、明治維新後、樟腦製造の原料として、根柢より伐採せられしが、其後不思議にも徐ろに發生し、年を追うて枝葉漸く繁茂せるもの即ち今現に、山梔窩の南庭六尺の處に立てる、目通圍四尺四寸大の豫樟樹是なり。

（イ）泉州翁が、楠公崇拜の感化は、不知不識の間に同志の人々に及んだものと見え、當時三田尻の招賢閣に於ける多數の志士は、皆楠公を以て自任して居たので、其頃諸士の議論が紛々たる時、最後の裁決を泉州翁に乞ふことが屢々あつたが、其都度、翁は「招賢閣の百楠公には實に困る」といつて居られた。（佐田剛之助談）

（ロ）眞木は、其頃「今楠公」と言はれた立派な風采の男で、學問もあり、辯舌もあり、經綸の才も備つて居たから、有志の中にて、先づ首領株と言ふ樣な位置で、云々。（東久世伯竹亭回顧錄）

（ハ）一、安政元年の楠公祭の折には、城崎重兵衛所有の櫻井圖を懸け、文久元年の時には、淵上郁太郎が京都にて購ひ得たる兒嶋高德の肖像をも掲けて、之を祭れり。（南仙日錄）

二、青年の折彼は曾て、「赤心報國」と題して、左の如く歌へり。

すめる世も濁れる世にもみなと川
絶ねぬ流の水や汲まゝし

三、泉州の楠公に對する人格觀は、萬延元年の祭文に明記せり。今試に、其全文を擧くれば、

維萬延元年庚申。夏五月廿五日。平保臣以清酌庶羞之奠。謹祭　楠公之神靈。嗚呼　公乎。純誠精忠。一於　王事。不敢顧慮。仁之大也。闔族死難。無一計利。以貽孫謀。義之至也。奏功不居。獻策不試。從容就死。禮之最也。知天知人。孤城孤旆。却天下軍。智之粹也。兵唯所命。民唯所使。見死如歸。信之會也。以寡伐衆。如林不避。如山維安。勇之致也。正正之陣。堂堂之幟。正變奇轉。武之熾也。嗚呼公乎。維此七事。萬物可育。天地可位。遭時不良。半途而廢。嗚呼命哉。天胡不欣。嗚呼　公乎。德義之高。富嶽不啻。三綱爲張。五常不墜。下揚人道。上安神器。五百斯年。一日無異。嗚呼命哉。天果有濟。保臣仁人。九歳見棄。雖性不肖。竊有所思。公德之欣。公靈之賴。遷設位次。以致微志。尚饗。

脫走　蛟龍終に池中の物にあらず、霜江の淵に潜みし彼は、天下の風雲急を告ぐるに及び

方に雄飛の機を得て、心大に決する所あり、文久二年二月上旬夜、米城の南西郊外なる、三潴郡安武村字上野（ウエノ）に隠棲せる、舎弟外記（イ）の家に微行して、妻睦子（ロ）及愛嬢阿椏（アサヂ）（ハ）（時に年二十四）を招きて後事を託し、我か亡命後、汝等若し其事に座して、囚れの身と為るとも、決して未練の挙動なく、徐に自裁せざるべからずと訓誨せしが如き、其意気、楠公父子櫻井の訣別に類するものあり。

同月十五日、藩の捕卒十餘人、水田に來り、密に保臣の動静を窺ふ、十六日九つ時頃（正午頃）彼は食膳上に

やがて（ニ）世の春とにほはん梅の花片山里の一重なれども

の一首を遺しおき、門人吉武助左衛門、淵上謙三を従へ銃を携へ、槍を提げ、警を破りて南走せり男菊四郎亦後れ來りて其蹤を追へり。

彼は又其首途に際し、庭前の榊樹一枝を伐捨てゝ發足したりきとぞ。是蓋し阿須波の神に前途の無難を祈りし手向なりけん。

（イ）外記、後直人と改む、維新後従五位に叙せられ、明治三十四年五月歿す、享年八十。

（ロ）配梁生氏、睦子、明治八年一月歿す、年七十二。

（ハ）久留米の志士樋口胖四郎に嫁し、御原郡井上村（現今三井郡立石村と稱す）に住し、大正十四年八月、齢八十七にして歿す。

（ニ）此歌は、平野二郎が、文久元年十二月、眞木和泉守に贈りし、「雪の下にほゝめる梅を春風の誘はゞなとか開かざるべき」と慫慂せるに答へたるものゝ如し。

記念碑　大正三年の春、山梔窩を舊址の北東隣に移轉保存すると同時に、其正南に基礎二十尺五寸平方、直立三十尺の記念碑を築き、前方に幅五間、長十六間三尺の空地を設け、仝五年九月其入口、即ち街頭に、高約五尺二寸、幅七寸六分、横七寸の誦居地標示の石柱を建て、又記念碑の傍に、向上

會（水田青年有志團體）の寄附によりて、電燈を點せり。

記念碑の前銘は、土方伯の題詩にして、背銘は水田尋常高等小學校長近本甲五郎の撰文なり。

（前　銘）（銘文何れも讀み易からしめんが爲記者特に句讀及び返り點を施したり）

碑　面

眞木和泉守謫居之處

正二位勳一等伯爵　土　方　久　元　書

臺　石

京洛陰雲掩日光、長防殺氣度空蒼、
東奔西走中途歿、遺跡昭々千載芳、

大正三年三月

八十二翁

正二位伯爵　土　方　久　元　書

（後　銘）

臺　石

水田者。眞木泉州先生。觸久留米藩忌諱。自嘉永壬子至文久壬戌。十有一年間所幽囚之地也。當此時、先生雖起臥乎茅屋山梔窩中。志氣益振。內則養成少年志士。以說大義名分。外則惹天下有爲之士。以窃議王室振興之策。至誠之所激。遂得以促進明治中興之機運矣。此處即所謂山梔窩之所在。而當年之策源地也。

大正甲寅顯彰會。建設先生銅像於久留米瀨下。我八女郡有志者。亦憂其舊跡之堙滅。與顯彰會謀。建此碑。以謀不朽。

櫻雲　近本甲五郎謹撰

追慕祭　大正三年以來、水田村々長、及小學校長、其他有志の斡旋により、毎年四月十七日、紀念碑前にて、同村在鄉軍人分會、及青年會の協同事業として、泉州先生の追慕祭を兼ね、國難に殉せし地方軍人の招魂祭を營み、以て地方青年の士氣を鼓舞せり。

祭式は初神職五名によりて擧げられ、後村内九ケ寺の僧侶により、佛式を以て行はる。此日は師團代表の將校、並に村内の有志者多數參列し、祭典後、青年は角力、擊劍、銃劍術等を演じ、又水田の村里に於ては、當日及翌日に亘りて、種々の造り物、囃物、手踊等を爲して、興を添ふるを例とせり。

保存方法　斯かる來由ある遺蹟は、記念碑建設の際より、東西前幅(南方)五間、後幅(北方)三間八合南北東側二十四間半、西側二十六間四合、面積一百四坪の地を劃りて之を保存し、山梔窩も亦數年毎に屋根及疊の修理を爲し來りしが、現今、其保存基金として、僅に八十二圓七十一錢を有するのみなるを以て、地方の有志者は官に請ひて、該地域を全然免租地とし、又廣く憂國の志士に檄して維持保存の義金を募らんことを企てつゝあり。然して當初より今日に至るまで、此等の事業に熱心に盡力せるは、同村役場吏員、田中淳、古賀丑太郎の兩人なり。

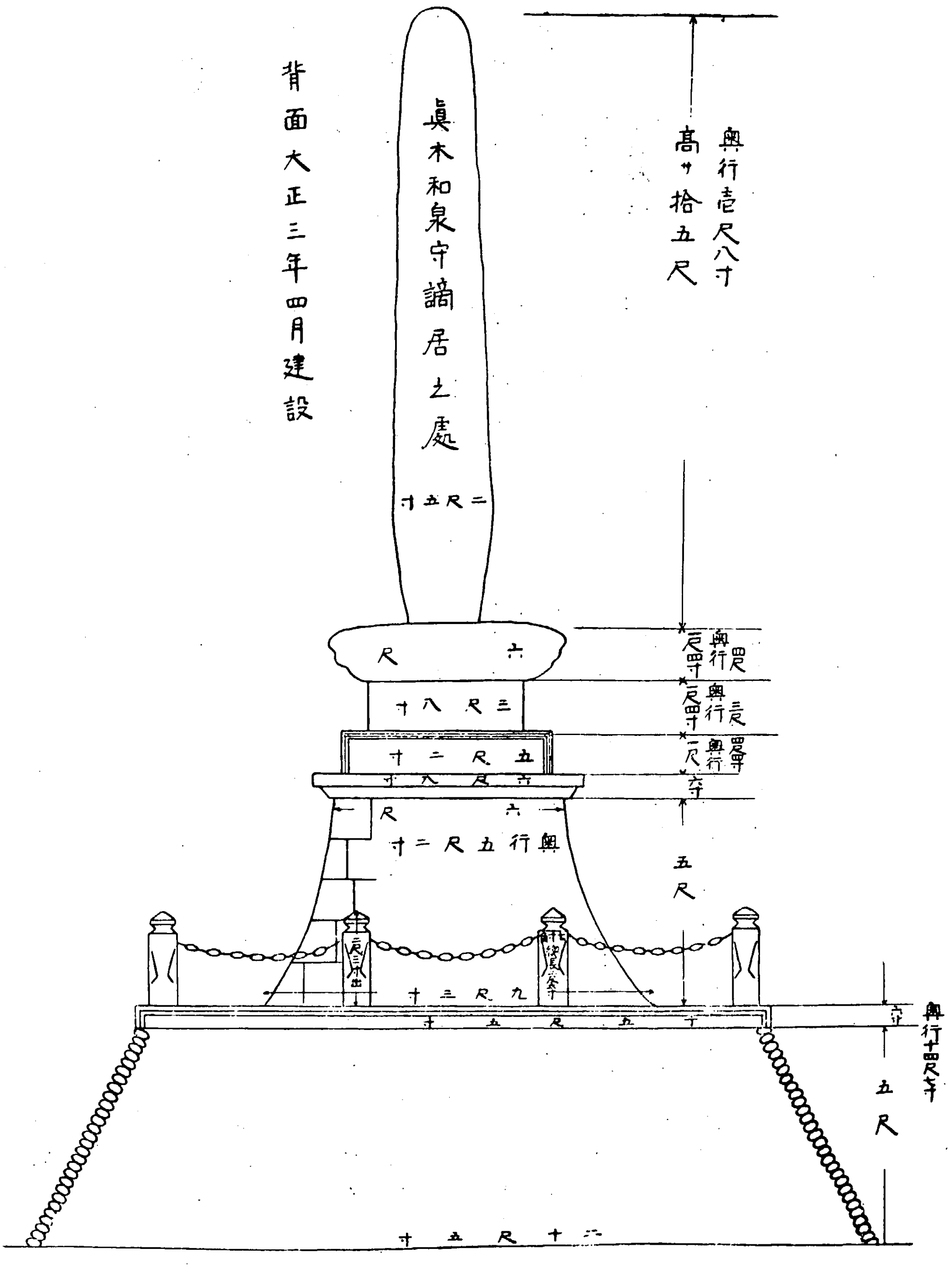
眞木和泉守謫居之處
背面大正三年四月建設
高サ拾五尺
奥行壱尺八寸
二尺五寸
六尺
三尺八寸
五尺二寸
六尺八寸
六尺
奥行五尺二寸
五尺
九尺三寸
五尺五寸
五尺
二十尺五寸

一四

（附記）

保臣の水田に於ける起居、志士との交渉、義擧の劃策、及脫走當時の狀況等を詳にせんと欲する者は、左の書册を一讀せんことを要す。

眞木和泉守遺文　（同先生顯彰會編）

眞木和泉守　（宇高浩編）

感涙錄　（保臣の外孫、樋口久人編）

薩州行日記　（吉武助左衛門手記）

王政復古義擧錄　（小河一敏著）

水田幽閉後の眞木泉州　（門人莊山敬功談、大正二年八月福岡日々新聞所載）

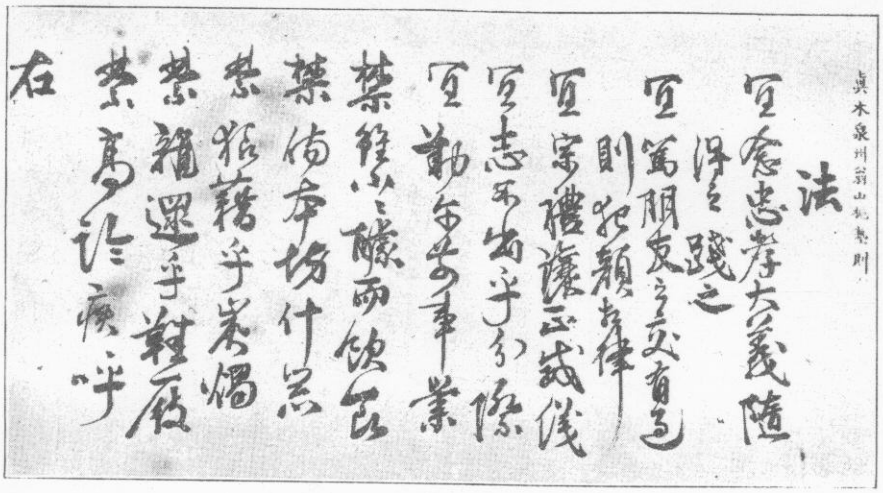

眞木保臣筆山梅窩塾規

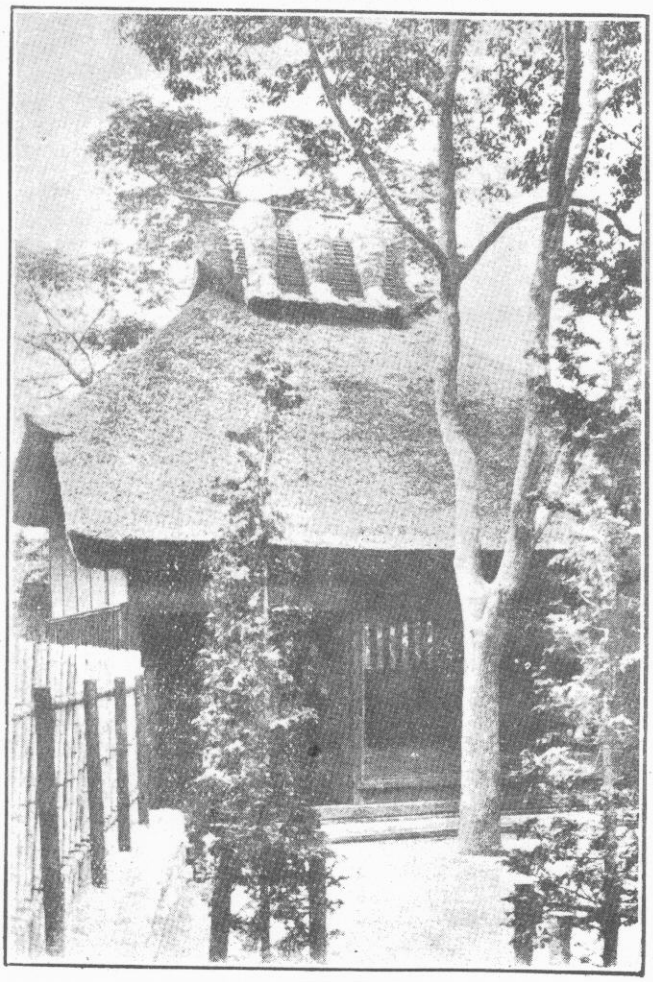

眞木保臣幽居ノ家屋

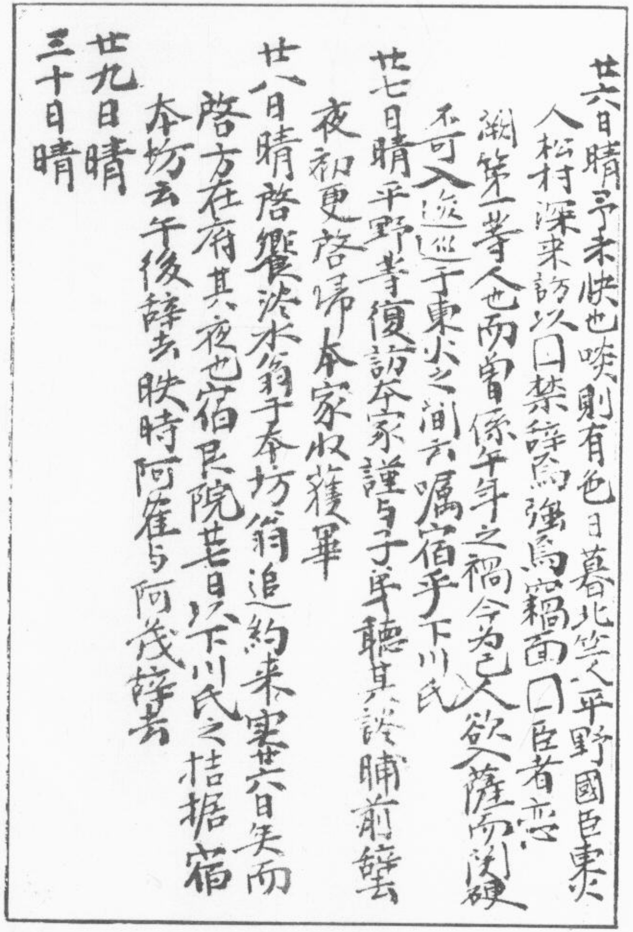

廿六日晴予未快也唉則有色日暮北笠之平野國臣來
入松村深来訪以日禁辭爲強爲寫稿面□臣者恋
渊第一等人也而曾係午年之禍今爲已人欲入薩而閑破
不可入遊巡于東火之間云囑宿乎下川氏
廿七日晴平野等復訪本家謹与子更聽其談脯前蜂
夜初更啓歸本家收穫畢
廿八日晴啓饗淡水翁于本坊翁追約来宴廿六日矣而
啓方在府其夜也宿良院甚且以下川氏之桔据宿
本坊去午後辭去昳時阿雀与阿茂辭去
廿九日晴
三十日晴

眞木保臣日記ノ一節

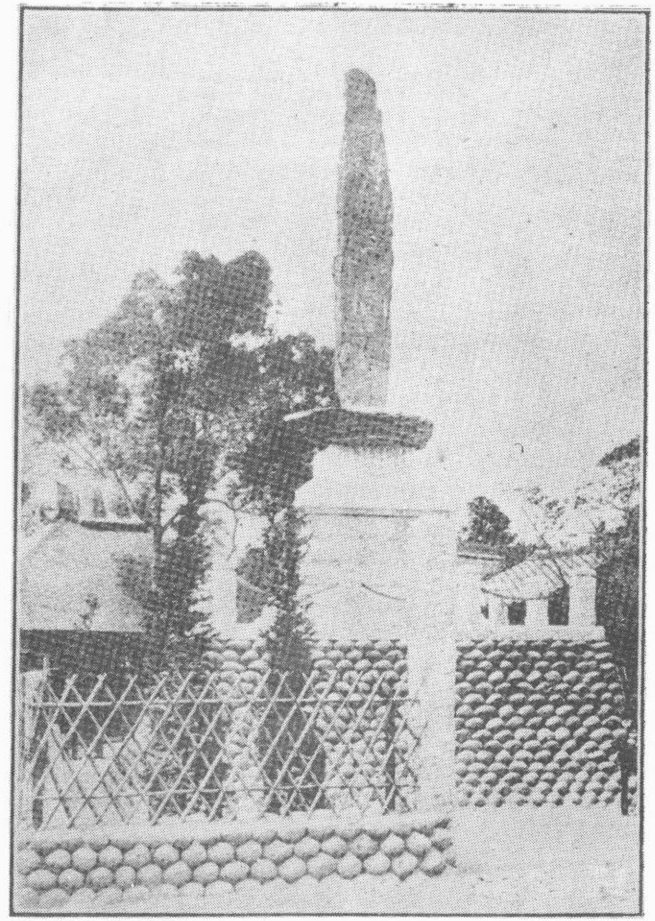

眞木和泉守謫居地記念碑

平尾山荘

目次

一、閑居の期間
二、結廬の由來
三、閑居停屯の事情
四、草庵の成就
五、山荘の景物
　イ、山の井　ロ、雨まちの瀧　ハ、心の池
　ニ、櫻　ホ、紅葉　ヘ、梅
　ト、草木種々
六、草庵の內容
七、木龕の小祠
八、平尾山荘碑
九、閒居中の交遊
十、勤王志士との關係
附
　平尾山荘の草庵

春山育次郎

平尾山荘記

贈正五位野村望東尼閑居の遺蹟

一閑居の期間

平尾山荘は福岡の城外平尾村の向岡にあり。明治二十二年市町村制施行の後、筑紫郡八幡村の大字となる。結廬の地、古來の土地臺帳に依れば、大蛇ヶ浦と稱する境域の一部なれとも、向岡と稱する丘陵の腰にあり。向岡と唱へ來ること久く、望東尼また常に斯の如く稱せられたるを以て、今猶ほ之に從ふ。

望東尼夫妻の向岡に草庵を結びて閑居せられたるは、弘化二年四十歳を始とし、翌弘化三年丙午の春を始めて山荘に迎へらる。爾來慶應元年六十歳の夏、藩廳の嫌疑を蒙り禁錮せらるゝ少し前まで約二十一年の久しきに渉りたり。此間時として本宅に歸へりて居られ、或は旅行の爲め短時日の不在ありたるは言ふ迄もなく、嘉永四年家主卯左衛門心疾に罹りて非命の死を遂げ藩法を以て一たひ食祿住宅を沒收せらるゝや。一家と共に宗家野村勘右衛門の濱町の別邸を借りて久く僑居せられたることあり。文久元年の冬より翌年の夏まで京都に遊ばれたることあり。

最終の半年また歸へりて本宅に居られたるも其他は概ね山荘に起臥して優遊自適して閑日月を送らる。良人新三郎貞貫と共に住せらるゝこと十四年、安政六年の秋貞貫棄世の後を承け

寡居獨栖せらるゝこと約七年なり。

二　結廬の由來

始めて草庵を結び閑居せられたるは、斯の如く弘化二年四十歳の秋なれども、山莊の地をトし隱退の準備に着手せられたるは、猶ほ六七年早し、蓋し天保十年の前後にあり。結廬の地は舊と黒田家の重臣大音氏の抱へ山の一部を請ふて讓受けられたるものなりと云ふも、明確ならず。天保十一年三十五歳の時、始めて此地に花木を移植して後年の計を立てらる。即ち野村家に歸嫁して新三郎貞貫の後妻となられてより方に十二年を閲し、大隈言道の門に入りて方に八年を閲したる頃なり。

按するに、望東尼の野村家に歸嫁せらるゝや、三人の繼子あり、長男卯左衛門は已に十七歳、後に二川氏の嗣子となりたる次男鐵太郎十三歳、後に隅田氏の嗣子となりたる三男小助十一歳なりしかば、一家親族の人は、必ずしも強ひて好ましき佳緣とも認めざりしに拘はらず、望東尼自ら厭ふことなくして歸嫁せられたる理由の一は、良人新三郎元來温良朴實の好人物にして、頗る風流韻事を解し、夙に藩學に入りて漢籍の素養あり。又二川松陰を師として書を善くせし人を以て早く隱退の情を抱けりしかば、長男卯左衛門の奉職に堪ゆる年齢となるを待ち家督を讓るの意あり。望東尼は歸嫁の始より此間の消息を諒解し、不足勝なる家政を擔當し、心力のあらん限りを致して後妻たり繼母たる責任を盡す十餘年の間、絶えず早く隱退して閑適自由の餘生を送らんと欲するの志あり。始めて平尾の地を購はれたる頃は、長男卯左衛門は已に三十ならんとし

妻を娶りて二人の子さへある年齢なりしを以て、退隠の意は愈切を加へ、斯くて結廬の準備に着手せられしなり。唯良人新三郎は猶ほ五十歳に満たず閑職ながらも足軽頭の一人なり、且つ藩士の退隠には年齢に相當の制限ありて自由に家督を譲るべからず。故に後年の準備として先づ山荘の地を購ひ、花木を移植して結廬の計を立てられしなり。即ち天保十一年三十五歳の春、詠れたる歌の詞書に「つひに我が住みなむと思ふ平尾の向陵に梅櫻楓など植えたりし年の春」とあり。天保十三年三十七歳の春更に花木を植えられたる頃の歌の詞書には「平尾なる向陵に庵作らむとて花紅葉など數多うえけるころ」とあり。三年前には唯ついに我が住みなむと思ふと云ひ、草庵のことはなかりしに、三年後の詞書には庵作らむとてと云はる、退隠の計畫愈々成熟し結廬の準備また漸く進行せしを知るに足る。是れ良人新三郎貞貫の五十路の坂も、望東尼の四十路の坂も、間近く迫りて遂初の情急なりしを思ふべし。

三　閑居停頓の事情

藩士の隠居退職は、年齢に相當の慣例ありたれども、足軽頭は最も閑散の職務なりしを以て、本宅と山荘との間を去來して、半ば隠退の生活を營むこと必ずしも難からず。現に新三郎貞貫は公式の手續を了して家督を譲る前二年の頃より、實際の家政は長男卯左衛門に任かせて、己等は早く已に退隠の姿となりたり。旁々山荘に草庵を結びて住むことは猶ほ數年の早き筈なりしも、斯の如く後れたるは、家計窮乏を告げ渋滞る一小庵の營作も意の如くならざりしなり。

天保の末年は天下の諸藩を通し、上下の疲弊最も甚きを極めたる時勢にして、筑前の藩中また

斯の如くなりしが、野村家の内狀も同く然るを免れさりしのみならず、出てゝ隅田氏の嗣子となりたる三男小助、江戸に於て同僚の小姓役と軋轢の餘、藩邸を脫して法を犯し、家名斷絕の處分を蒙りて五百石の食錄を奪はれ大嶋に流謫せらるゝ事變を生し、一家極めて悲運にして財用の窮乏殊に甚だしかりしかば、隱退閑居の餘裕なかりし狀あり。結廬の遷延したる事情は此間に存すれども、望東尼は斯かる家難の發生や家計の困窮の爲に隱退の初心は愈々加はり、幾多の苦心焦慮を費して、纔に結廬の志を遂けて隱居せられたる消息は、自ら言はるゝ所歷々として徵すべし。此頃歌あり、

たゝみ

世の中を逃れはてなは菅たゝみ敷ても寢まし蓑もきなまし

蓋し義理ある末子小助の變故の如きあり、若くは連年の兒莞の爲に家政の愈々困難するか如きあり、人生の酸味を飽までも喫して、退隱を念はるゝ情一層深きを加へたる頃の實感を述べられたるものなり。又家政を卯左衛門夫妻に讓られたる折の歌あり、

家を若き者共に讓りて

家をのみ子に讓るものと思ひしを世のうさへも添へてける哉

これは公式の手續を了して隱居せらるゝ二年前の歌にして、實際の家政は此の時を以て卯左衛門夫妻に讓られしなり。歌の意は蓋し家督を讓り渡す前には處理せんと志されたる負債償却の意思を遂げずして、家督と共に卯左衛門夫妻に遺すを不本意とせらるゝにあり、當時の內情を思はしむ。望東尼の晚年の同志月形洗藏の妹岡澤スガ子と云ふ老婦人が、曾て福岡縣立圖書

館長の需に應して語られたる談話中に、平尾の山莊に望東尼が平常縫針洗濯の代金や肥料代や糠を賣られた代金などを蓄へて、地所を買取つて置かれて其後家を建てゝ夫妻で住はれたものだと云ふ一節あり。家政最も窮乏したりとするも、四百餘石の食錄を領したる馬廻組の士なり、地所の購入に際し斯かる勞苦を費したりとするは、多少の斟酌を加ふべしとするも、要するに山莊閑居が望東尼の容易ならざる苦心焦慮の餘に成りたるは幾多の傳說の一致する所、渺たる一小庵の營作、自ら種々の經紀を費して纔に閑居の志を遂げられたるは、事實の爭ふべからざる者あり、左の歌の如き亦た此間の眞相を思ふべし。

山里にして春を迎へてんと貞貫君と語らひ合ひたりしに思ふこと整ひ難く中々味氣なき事共さへ引いでがほなりしかば

うきことの種ともなれる山里に世を逃れむと思ひける哉

四草庵の成就

弘化二年望東尼方に四十歳、良人新三郎方に五十二歳、此歳の夏長崎に外國船渡來の警聞あり藩主黑田美濃守長溥公恒例に從ひ警備の爲め赴かるゝや、長男卯左衛門は部屋住の身ながら登用せられて目付役となり長崎に行役せり、目付役は閑散の職務とは異り多少の才幹あるを必要とし、從つて他の要職に轉補するの望あるものなり。然るに卯左衛門新に登用せられて職務上の首尾も好く、藩中の人望も惡からざりしかば、新三郎は表面の手續を了して家督を讓るの議を決し、愈々山莊に草庵を營作し、初秋の頃を以て成就したりしかば、七月の末望東尼と共に愛孫才

丸を携へて假りに移り住み、十月には藩廳より隱居の許可ありしを以て、始めて公私共に家督を卯左衛門に讓り、通稱を寢座と更め己等は草庵に隱退して多年の志を遂げ、斯くて弘化三年丙午の春を迎ふ、新三郎方に五十三歳、望東尼方に四十一歳、卽ち望東尼の二十一年に渉りたる山莊閑居の始とす。

家道窮乏の爲め去年の暮までは憂思猶ほ雨の如く、閑適自由の生活を爲さんとて企圖したる草庵の事を以て却て困苦するを訴へられたれども、始めて迎へられたる山莊第一年の春はさすがに一陽來復の狀あり、多年の志を遂げて滿足せられたる心情は歌に著はる。

やをら事整ふて山里に移ろひける午の年の始めに貞貫君に聞ゆとて

山里に始めて春を迎ふれば先づめづらしと君を見る哉

向陵の庵をつくりて住みそめける年の春に

さめぬれば松の木の間の我庵に夢はうき世の中と見へつる

もゝ千鳥鳴く聲聞てねし夢の長くもさめぬ朝いする哉

初春の歌合によめる歌

山櫻ありかはそこと知りながらふもとの道にふみ迷ひけり

蓋し作者歌道の一進境を考ふるに足る作なり、作者歳方に四十一、恰も人生の三分の二を過き來る、年少妙齡の頃より飽くまで人生の苦味酸味を嘗めたる人なれば、世事將た人事の觀察、また恐らくは歌道と同しき進境ありたる歟。

五、山莊の景物

イ、山の井

結廬の地は舊と山番の寢泊りをする堀立小屋あるに止り、平尾の人家とも隔離して極めて不便利なるのみならず、地質地味も惡しき瘠地にして蔬菜を栽培すべき餘隙とてもなきを嫌ふことなく草庵を結ばれたるは、山蔭より湧き出づる一脈の清泉あり、水質頗る佳良にして茶を烹るに適し、且つ如何なる旱天の時も涸れざるを適意第一として撰擇せられたるものなり。されば自ら用ひられたる印章にも、松下清泉鄉と刻せられたる程にして、此山の井のことを詠せられたる歌數多あり。

陶山翁のもとに庭のいづみを汲みて遣はすとて

浮びたる紅葉くみわけやる水を淺くは人もめでじとぞ思ふ

母の木の芽烹でものするために泉の水をとて前田知良がこひにおこせければ

親を思ふ人の心をくみわけてやる眞清水はことに澄みけり

陶山翁は二日市の近傍通古賀の醫にして、三條公以下五鄉の太宰府に寄托せられたる頃眷遇を蒙りたるを以て知らるゝ一貫なり。前田知良は大隈言道門下の歌客の一人にして親交あり

醜婦

山の井のそこにはうつせど清からぬ我が面影はさながらにして

紅葉のちり來るころ

汲み分けて掬ぶひまにも眞清水を我物顔にふたくもみちば

安政六年五十四歳の秋三十餘年の間連れ添つて來られたる寢座老人を喪ひ、檀那寺の明光禪院に於て髪を剃り、尼の姿となり始めて草庵に歸へられたる翌朝の歌あり。

さながらに澄める泉はかはらねどけふ黒染の影ぞ見へける

また別に一首あり、蓋し同じ頃の作なり。

我かすまぬ心も知らで山里の清水はつゆも濁らざりけり

二十餘年の閑居と離れ難き清泉なりしを考ふるに足らん。今や往時の景物は幾んと都べて荒廢して跡方もなけれども、徴倖にして此山の井のみは形猶ほ存し、舊に依つて清水湧き出づ。

口、雨まちの瀧

草庵の西方丘陵の上に、農家の灌漑用の爲め湛へたる溜池あり。始めて廬を結びて新年を迎へられたる弘化三年の春より夏の間に渉り、夫妻力を戮はせ手づから一條の水路を切り開き、溜池の餘水を草庵の傍に流れ落ちしめ、形ばかりの瀧を作りて風情とせらる。溜池の水多からず雨ふり續きて水量加はりたる時ならでは、流れ落ちざるを以て雨まちの瀧と名づけて愛賞し、後には山莊の名物の一となりたり。寢座老人の長歌短歌あり、此瀧の由來を知るに足る。

雨まちの瀧をよめる長歌みごか歌

平尾なる向ひの岡の松かげにいをりをつくり妹と我が住まゝくほしみ兼てより所定めて眞萩うえ並松のまに櫻ほりうえ楓をところせまきまで移しうえ庵つくりして昔より湧き出る水を庵近く流さまほしみ假染に妹とかたみに童のしわざのごとく鍬を

もてほり流しつゝ庭のうちにおち瀧つさへ日の前につくらまほしう後なる山松の間のふる澤の水落さむと心みに山のいはむら切り通し水落せれば此水の思ふところにおち瀧つ絶ゆる時なく流れよと一年ながら雨まてば瀧の名におふせつるかな

かへし歌

おちたきつ瀧のみなかみ淺ければひとゝせながら雨をこそ待て

嬉くも降りづる雨のけふ一日心のまゝに瀧は見てまし

望東尼の歌また數首あり。

せき入れし水つねに流れざりければ雨まちと名つけたりしに大雨ふりければ

おのづから名に負はせたる雨まちの瀧のしるしはけふぞ見へける

雨まちの瀧のよく落る時に來むといひし人に

雨まちの瀧まち得れば君まちのたきつ心は猶ほ騷くなり

夜もすがらやり水の音を聞きて

淀みなく流れて出るたきつ瀬の聲のうちにもあやはありけり

瀧の名はありても、時としては一インチの水管を流れ來る水よりも猶ほ少く、平常は全く落ちざるものにして、唯名ばかりの瀧なりしかど、山莊とは離れ難き景物の一として知られ、斯くは絶へず歌に入りしなり

八、心の池

草庵の庭には雨まちの瀧の流れや山の井の餘水を湛へたる小池ありたり。嘉永五年四十七

歳の冬風寒く霰ふる頃、自ら鍬を執りて作られたるものなり。兩部神道の神社にありて庭園の一部を成せる心字の池を摸する所にして、庭園に風致を添ふる外、また觀法澄心の助けとなる宗教上の意義あり、望東尼の此池を詠じたる歌多し。

庭に池を堀りて

心より先ほりそめて月花のかゞみの水をたゝへける哉

池　月

木がくれに出でぬる月をいづこよりうつしとりたる庭の池水

春　月

我宿の庭の清水はにごらねどおぼろに映る春の夜の月

春の頃よみける歌のうち

池水の底にうつれる影さへもうかぶと見へてちる櫻哉

行のぶぬしが庵の池をさらへらるゝをうれしみて

うもれたる池のあくたを掻きながすこゝろ深さを淺くやはみし

此一小池また山の井雨まちの瀧と同く、望東尼の山莊生活中、絶へず感興を寄せられたる景物の一なりしを思ふべし。

二、櫻

櫻は我日本の花王と稱せらるゝが如く、山莊の年々の春を彩どりたる種々の花木の中にて、第一の地を占めたるも同く此花にして、草庵の南の方に多かりき。櫻と楓との類は結廬の前數年

の頃より、意を用ひて數多の若木を移植し後年の計を爲されたるのみならず、閑居の後も愈々力を培養に致し、自ら佳種を擇びて接穗を試みたる程なれば、早く咲く木もあれば晩く咲く木もありて花の種類も多く、十年二十年の星霜を閲するに從ひ、爛漫として山莊の春を彩どりたり、從つて自ら詠じたる歌も極めて多く、一々擧ぐるに暇なし。作者と櫻との交渉を考ふるに足る晩年の作二三を示す。

つぎおきたる櫻の咲けるを見て

咲くまではいかでといひて老らくのつぎし櫻の花をみる哉

若木の櫻はじめて花咲きけるを

春ごとに待ちし若木の庭櫻これぞ今年のまこと初花

老人見花

老らくのけふ〳〵とのみ過し來て今年の花を又も見る哉

第三は慶應元年六十歳藩廳の嫌疑を蒙りて禁錮せられんとする少し前の作にして、我草庵の櫻を詠じたる最終の歌なり。猶ほ五十歳より五十六歳頃までに、櫻を詠れたるもの數首を擧く

花日記のうち

綻びんけしき見へきて庭櫻ひらくは明日といはぬばかりぞ

夕まぐれ門さしがてら來てみればはいりの花は開きそめけり

夕餉たく煙の中にたゞよひて行く方わからず散る櫻哉

綻ぶる花の下蔭はくまゝに心のちりもさりげなる哉

咲けばまた人なつかしな花ならで待つものなしと思ひしものを

遠けれど空ゆく雲にかさなりて一つにまがふ庭の初花

我宿の花ひともとをかなたより見てくらす頃哉

皆以て望東尼が櫻を深く愛せられたる感情と情況とを想ふべし。

木、紅　葉

結廬の前より意を用ひて櫻と共に移植せられたるは楓樹にして、春の櫻と同く山莊の秋を彩どるものは此樹なりしなり。望東尼の生前愛賞して無數の歌を詠れたるもみぢは、必ずしも漢字に楓若くは楓と稱する木に限ることなく、秋晩冬初の節美觀を呈する一般の紅葉にして、平尾山莊の景物の一として年々の風情を成したる、もみぢの中には、鳶葛梅柿の類の紅葉を包括したれども、然かも自ら移植して培養せられたる多數の紅葉は、漢字に楓若くは楓と稱するものなり始めて廬を結ばれたる頃に歌あり。

楓　子

家づとに根ごして歸るかへるごの親のたけにはいつかならまし

十年二十年の後に山莊の名物となりたる大小幾多の楓樹の中には、何處よりか自ら家苞にして携へ歸へりて植へられたりと云ふ由來面白しき木ありしを思ふに足る。嘉永元年四十三歳の時に歌あり。

年比うへたりし楓の紅葉いとさかへてくさ〴〵のものさへ數多になりぬれば

わか住みて向の陵の山一つ秋のにしきを着せてける哉

その自ら意を用ひて培養せられたるもの、年月と共に成長して紅葉滿庭の美觀を呈するに至りたるを思ふべし。斯の如く山莊の秋を風情多からしめたる紅葉の中には、出でて二川氏の嗣子となりたる次男鐵太郎が、養祖父松蔭の遺愛に屬する高雄種の種苗を移植したるものありしと云ふ。二川松蔭が吉野の櫻と高雄の楓樹とを獲て愛賞し、自ら一に櫻楓洞と稱したるは世間の人も善く知れる所なり。されば山莊の幾多の櫻樹中には、松蔭の遺愛に屬する吉野種の櫻もありしかと思はるれども、櫻の事は傳ふる所なし。次男鐵太郎が高雄種の楓樹を移植したることは、望東尼が錢太郎の棄世を吊はれたる歌の間に徵憑あり。望東尼の自ら山莊の紅葉を詠れたる歌は、櫻を詠れたる歌と同く無數にして、今一々擧げて示すべからず。

山莊の花木は櫻梅以下維新後に至りて或は斬伐せられ或は朽枯して、今や幾んと全く一株の存するものなきも、楓樹のみは猶ほ多少あり、紅葉の節には往昔の狀を思はしむ。多數は維新後ふたゝび成長したる所ならんと云ふも、往々樹齡を多く累子たるものあるは蓋し望東尼の遺愛に屬すべし。

へ、梅

梅を植へて

植へそめし梅の木のもとかこむとて蓑おく手にもふる霰哉

これは嘉永五年四十七歳の冬、手づから心の池を穿たれた折の歌と同時に成りたる作なれば霰たばしる日を犯して、或は池を穿ち或は梅を植へ、自ら草庵の庭作りを試み、梅には蓑を覆ひて防寒の用意を爲されたるを思ふべし。翌々年の四十九歳の時にも同し題の作あり、意は別なれ

ども、また梅の栽培に心を致されたる狀を知るに足る。

梅を植へて

植へかへてさかゆく梅の花みればすみか擇ばぬ物なかりけり

是より後十數年の間、折々に詠れたる歌あり。

早梅

冬ごもる老のねや戸も梅の花さくを力にひらきつる哉

山家梅

山里の柴のけぶりにむせびつゝ開きかねたる軒の梅かも

梅

あかれじの心づかひに梅の花一つ咲いては二日すぐしつ

ひとり居てさびしき時そ梅が香も心のそこに深くしみぬる

早梅を人に遣はすとて

山かづの世に後れたる心にはとく咲く梅とめでゝこそやれ

軒梅

蓑萓の軒につもれる松の葉に枝うちおきて咲ける梅かな

梅影

影うづす梅は間近く咲くものを月かげくらくなれる窓哉

これらの歌の二三をみれば、草庵の窓近く梅の植へてありしを知るべし。櫻と椒樹とは聊か

草庵を離れて南の方にあり木の數も多かりしが、梅は草庵の側面と後方とにありて木も數株に止りたりと云ふ故老の說は、蓋し實を得たり。

卜、草木の種々

山莊には遙べ來りたる春の梅や櫻秋の紅葉の外、四季折々の風情を添ふる觀賞科の草木は、概ね栽培せられ何人の目にも歌客俳人の住居として首肯せられしが、門口の土橋を渡りて入りたる所にありたる老柳と老柳と、少しく隔りたる板の老樹とは、亭々たる幾株の松と共に山莊の趣を成せり。萬延元年五十五歲の頃に歌あり。

庭柳

わか枝より若枝さし出ていやましにうむばかりなる絲柳哉

春の歌の中に

年ふれど門の柳のしたり枝は老ひぬと見ゆるすゝなかりけり

結廬の後自ら栽へられたる所なりしが、成長の速かなる木なるを以て、晩年の頃は頗る老大したりと云ふ。また別に歌あり。

榎

我がやどの榎の實はいくらなれるらむつりはむ鳩のいまだつくさぬ

藤

松の枝も折れぬばかりにまとへどもまだ數咲かぬ山藤の花

萩

わが植へし心も知らで軒の萩月くらきまでしげり行く哉

皆以て閑居の情風を想ふべし。

要するに望東尼の閑居二十餘年を閲せられたる山莊は、前にも述べしが如く山陰の瘠地にして、元來松椎樫等の雜木の生ひ茂げりたるに止まり、山番の住む小屋の傍に柿と榎との老木數株あるに過ぎざりしと語り傳へらるれば、後年草庵の風情を成したる櫻梅槭柳等の如き觀賞科の樹木は、悉く皆望東尼夫妻の培養せられたる所にして、中には望東尼の手栽のもの多く、此女傑の事蹟を考ふるに餘ある絶好の記念物なりしかど、惜哉今は幾んと亡び失せて、多少の槭と松との外は存するものなし。

六、草庵の內容

明治の中世以來、平尾山莊の名漸く世間に流播するや、實境を涉覽したることなき人は、貴族富人の豪壯なる別莊を聯想し、全體の境域も相應に廣く、草庵も一通りの體裁を具へたる建物なりしと思量するを常とす。然れども望東尼夫妻の山莊は、一反歩の境域もなく、多少蔬菜を作る餘隙をも存せざる山陰の瘠地なりしことは前に述べたるが如く、終始起臥して優遊自適せられたる草庵、また極めて粗末なる建物にして、六疊、三疊、二疊の三間より成り、炊烹の用を辨ずる庖厨の路地板敷等を加ふるも猶ほ十坪には滿たず、且つ三間を通して一の戸棚押入もなければ、床の設けもなかりき。此建物は維新の後に及びて取壞はされ全く跡方もなかりしを、明治の末年福岡市の諸女學校の職員生徒より成る向陵會の人々、我女傑の遺蹟を保存せんことを企だて、力を

戮はせ資を醵して之を復興せり、今現に在るもの即ち是なり。舊時の草庵を知れる幾人の故老の一致したる說によれば、外觀に於ては略ゝ相類似すれども、內容は多少の異同あり、復興せられたるものは舊時の建物に比して二疊の一間多く、且つ炊烹の用を辨する路地板敷等頗る廣きを加へたりと云ふ。望東尼の閑居して優遊自適以て二十年を暮されたる草庵の如何に粗末にして唯謂ふ所の雨露を凌ぐばかりの建物なりしを考ふるに足らむ歟。

七、木龕の小祠

草庵の南の方林叢中の聊か高き處に木龕の小祠あり、或は楠公社と稱し、或は單に忠臣の社と稱し、又或は望東尼を祀れるものと爲し、其由來に就ては種々の說あれども、皆事實に違へり。

元治元年甲子の秋、京都禁門の兵戰あり、平野二郎は此時を以て六角の獄に殉難し、中村圓太の弟恒次郎は彥根藩の兵と戰つて死し、同く身を君國に致せり。報至るや望東尼其忠節を烈とし二人の各曾て贈る所の歌を石に刻み、靈代として草庵の土に建てゝ祀らんと欲し、謀る所ありて歌は刻已に成る。適々元治の兵戰を經て時局一變し、落論動搖し形勢甚だ可ならず、因て暫く之を建つることを止む。此間の事情は望東尼が當時京都の同志馬場文英に寄せたる秘書中に記せり。然るに未だ幾許ならず落論果して大に變し、望東尼また同志の士と共に禁錮の身となり次で流謫せられしかば家人窃に二人の歌を刻したる石を庵下の土中に埋沒して跡を滅することと四年、維新の世變あり王政復古す、同志の子弟久しく土中に埋沒したる石を取出して建て、且つ木龕の小祠を作りて望東尼の遺志を成せり、年月は明確ならざるも、早良郡七隈原に菊池寂阿の

靈社成るを告げたる頃にありと云ふ說は、蓋し實を得たり。已にして草庵取壞され山莊荒廢するや、歌を刻したる石ふたゝび荊棘の裡に埋沒せしが、小龍のみは由來を知らざる人も認めて神靈を祀れるものと爲し、畏れて觸るゝことを避けたるが爲め、依然として獨り存したりしに明治四十二年の頃山莊保存の議起るや、重ねて埋沒したる石を發見し、猶ほ存せし所の小龍と合はせて、再び舊時の狀に復せしなり。

八、平尾山莊碑

小龍の傍に明治の末年を以て成りたる平尾山莊碑あり、表に望東尼の遺詠なりとて、一首の歌を刻し、裏に故東久世通禧伯の撰せられたる碑文を刻す。碑文は安政五年の冬薩摩の海に投して寂したる僧月照の嘗て山莊に來りて同志と相會したる事實、及び元治元年の冬長州の奇傑高杉晉作が、此山莊に於て西鄉南洲と相會し國事を密議したる事實を眼目として作られたるものなり。然るに維新史の知識に富める研究者の說によれば、月照が入薩の途次筑前を過ぎりて暫く留錫したる當時の蹤跡は略ゝ明瞭にして、信憑するに足る文書の之を記すものの多きに拘はらず、此山莊並に望東尼と交涉ありたる痕跡絕へて無きのみならず、寂座老人の存生中にして、望東尼は猶ほ末だ勤王の事に關係せられず、且つ月照の錫を筑前に留めたる當時は、夫妻共に久しく病臥せられたる情況を存するを以て、月照の山莊に來りて同志と相會したりと云ふ說は、到底事實として信憑すべからざる理由あり。元治元年の冬高杉晉作が山口の藩難を逃れ、中村圓太を東道として筑前に來りたる當時、暫く山莊に潛みて世間の耳目を避けたるは事實なれども、西

鄉と此山莊に於て會見したりと云ふ説の同く信憑すべからざるは、幾多の維新史研究者の一致したる主張にして、的確なる理由あり。斯の如く信憑し難き傳説を採用し、眼目の事變として叙せられたる碑文に就ては、之を議する人多きを免れざるなり。

元來此平尾山莊碑の撰文は、明治の中世福岡の志ある人々相謀り、望東尼の遺節を顯彰し山莊の遺蹟を不朽ならしめんことを企てたる當時、高杉晉作入筑始末の著者江嶋茂逸翁の説を材料として、宮城坎一と云ふ人筆を執りて之を作り、東久世伯の名を借りたるものにして、原文は載せて當時刊行の雜誌維新史料にあり。然るに建碑の事挍して行はれざるもの二十年、適々望東尼の門人と稱する一老婦人あり、自ら資を捐てゝ之を建つるに方り、東久世伯猶ほ健在せられしかば、就て請ふ所あり、東久世伯卽ち建設者の氏名建設の干支等に多少の更正を加へらる。現在の碑面に刻せられたるもの卽ち是なり。維新史の研究長足の進歩を遂げたる後、事實の檢討を輕視し依然として二十年前の舊稿を踏襲せられ、世の人をして之ら議せしむるを免れざるを致したるは、愛惜するに餘ありと云ふべし。

九、閑居中の交遊

二十年に渉りたる閑居なれば、此間に於て來往して交遊せられたる人は多數にして一樣ならず、晩年志を勤王の事に存し君國の爲に心力を致さるゝまでは、概ね歌道の師大隈言道を中心とする歌人を第一とし、其他文學を好み歌道に遊ぶ一落の士人にして、就中婦人を主としたるは言を待たず、身分と年齡とに於て粗ぼ同輩たりし八木鶴子、明石いさ子、後輩門人たりし筑紫いそ子

岡部保子等は最も親倪せられたる人なりしが、二川松陰の遺族にして且つ親戚たりし二川氏の一家、長男卯左衛門の妻の實家神代氏の人々、また文學を好み歌道に遊びたりしかば、絶へず來往せられたり。然れども元來情誼に篤く親切の心掛深き人なりしを以て、文學歌道の趣味なき尋常一般の人との間柄も極めて圓滑にして、親密の交誼を存したるも尠からず。四百石餘の食祿を領したる馬廻組の隱居にして、中士以上の身分ありたる婦人を以て學問を崇び藝術を重んずるの情甚だ深く、一藝一能の人を親愛し善く禮を盡して之に下られしかば人また信服せり。大隈言道は素と町家の出身にして素生微賤なりしが爲め、福岡の士人動もすれば侮蔑して其歌論を排し其歌風を貶せり。然るに望東尼は最も早く之に師事せられてより推重尊敬すること三十年一日の如く、最晩の數年勤王の事を以て齟齬を生せらるゝまでは終始一貫毫も渝はる所なかりしなり。また望東尼は平生一般の藩士との交際も極めて圓滑なりしかど、此間をのづから一個の見解あり、筑前蘭方醫學の開拓者にして近年贈位の恩榮を蒙りたる杏林の豪傑百武萬里と親交せられたるが如きも其の平生の風を想ふべし。百武との交態は向陵集に一首の長歌あり、始めて平尾の山莊に廬を結ばれたる頃の作にして、年月猶ほ甚だ早し。百武は嘉永年中に世を去り、晩年の勤王家としての望東尼とは、直接の交渉する所なかりしかど、慶應二年の秋藤四郎小藤四郎等が相謀り、姫島の獄舍を破りて望東尼を救出さんと欲し、當時篤疾を獲て病臥したる高杉晉作の援助を求むるや、高杉の主治醫石田清逸間に居りて善く處する所あり、終に藤等をして志を遂くるを得せしめたり。石田は百武の高足の門人にして、生前の故師と望東尼との交態に顧みて專ら力を致したりと云ふ。

望東尼は晩年志を勤王の事に致さるゝ頃も、他の多數の志士とは頗る趣を異にし攘夷排外の感情は極めて少き人なりしが、筑前蘭方醫術の開拓者として著名なる百武萬里と夙に親交したるが如きは、其由りて來る所の久しかりしを知るに足る。晩年百武門下の高足の一人守屋櫻齋を一家の賴付醫者として信賴せられたるが如きも、風氣未だ開けず一般猶ほ蘭方の醫藥を嫌ひたる社會に於て頗る奇とする所なり、亦以て望東尼の平生を想ふべし。

十、勤王の志士との關係

望東尼が勤王の志士と關係を生じ、自ら心力を君國の事に傾注せられたるは、寢座老人を喪ふて寡居の身となられたる最晩の數年間にして、文久元年の上京以後に屬するは、一家親族の人も一致して言ふ所の傳說、蓋し事實なりとす。文久二年の夏、上洛半年の旅行を終りて福岡に歸へらるゝや適々平野二郎國臣囚はれて桝木屋の獄にあり、乃ち窃に歌を贈答して消息を通せらる是れ望東尼の事蹟中勤王の志士と交涉を生じたる始なり。翌文久三年の春平野獄を放たれて出で、福岡の藩中また漸く勤王の論を唱ふるもの振ひ起るや、望東尼は門人岡部保子の兄簇（ヤカラ）の家に於て、始めて平野と會見し、時勢の談を聞き頻りに感奮する所あり、且つ平野の人物と志操とに敬服して傾倒の情を發せられ、一見十年の久しきに似たる交態こゝに起る。斯くて來往すること數月、此歲の秋平野は藩の內命を奉じて上洛の途に就くに方り、其の地行の家は旅行の發途に方位惡しきの故を以て、避けて望東尼の草庵を主として一夜を語り明かし、翌旦殘月を踏んで出發せり、應酬の歌あり、當時の情を思ふに足る。平野に次で早く先づ締交せられたるは蓋し中村

圓太なれども、其の始は明白ならず。中村が平野の上洛と前後し禁を犯して藩を脱するや、賦して贈りたる留別の詩あり、相信ずるの深きを知るべし。是より後漸を追ふて平野中村等と事を共にする志士との關係多く生じ、勤王の論を唱ふる一般の藩人との交際また從つて加はり、久しく歌人の集會所たりし草庵は、をのづから君國の事を憂ふる同志の來往する所となりたり。

元來筑前の勤王黨の志士は足輕階級の微賤より奮起したるもの多し。而して良人新三郎貞貫は隱居の前足輕頭の職を奉ずること十三年なりしかば、此階級中には野村家に出入して主婦たりし望東尼と相識れる人あり。斯る階級より奮起したる志士との間には、倶に事を謀らるゝ因緣の直接間接に存するものありしと同時に、馬廻組の隱居婦人を以て中士以上の藩人と交際せらるゝ便宜尠からず。元治以後は勤王黨の一領袖にして最も才幹ありと稱せらるゝ建部孫左衛門と姻戚の關係を結び、建部の近き親族なる加藤司書衣斐茂記等とも消息相通ずる間柄となられしかば勤王黨の志士との關係は愈々濃密を加へ、やがて深く機密をも與り聞き專ら力を君國の事に致し、結局政廳の嫌疑を蒙り禁錮流謫の身となられしなり。

是より先嘉永四年の秋、長男卯左衛門心疾を獲て自ら非命の死を遂げ藩法を以て住宅食祿を沒收せらるゝや、宗家野村氏の別邸に僑居せらるゝこと數月。祖先以來の勤功を顧念し更に食祿を賜はり、卯左衛門の長男才之助をして家名を相續せしむるの恩命あるに及び、卯左衛門の妻神代氏の實家なる杉土手邸内に一住宅を作りて諸子の成人を待つの計を定め、望東尼夫妻は平尾の山莊に歸住せらる。斯くて十年の星霜を閲し、文久二年の夏京都の旅行を終りて歸られたる頃は諸子漸く成人して何時までも親族の邸内に間居すべくもあらざりしかば、城南谷の隆益

町に新宅を經營し、卯左衛門の遺族をして移り住ましめ、平尾の山莊との距離また比較的近かりしかば、望東尼も絶へず來往して家事を與り聞かれ、同志の藩人との應酬にも頗る便利を得られたり。卯左衛門の後を承けたる長男才之助は、年少にして脚疾を患へ歩行の自由を缺げりしを以て、家を弟助作に讓りて早く退隱となりしが、不具者ながらも相應の學問氣節あり、君國を憂ふるの情乏しからず。家主となりたる弟助作は後に望東尼と同く藩廳の嫌疑を蒙りて禁錮せられ、次で福岡城中の獄舍に病を獲て死したる程なれば、祖孫志を同ふし一家を擧げて力を國事に致すの狀あり。望東尼自ら擇びて助作の爲に勤王黨の一領袖建部孫左衛門の女を娶らるゝに及び、野村氏と勤王黨の同志との關係は愈々深密となり、望東尼の此間に於て心力を致さるゝの機會多く生じたるは自然の勢なりき。

文久二年の冬望東尼上洛して淹留せらるゝこと半年。祖先以來の緣故ある黒田家の御用達匹田五三郎の親族馬塲文英と親交し、互に相信ずるの情甚だ深く、福岡に歸へられたる後も簡牘の應酬絶へず、互に時事の通信を交換せらるゝ者數十回、當時の機密に關すること多く、勤王黨の同志は大に便として深く依賴せり。されば黨獄起りて審理行はるゝや、黒田家は事情を幕吏に報告する所あり、馬塲は京都町奉行の檢擧する所となり、一たび六角の獄に投ぜられたり。

望東尼の山莊閑居中、文久以後の數年は斯の如くなれば、此間勤王黨の同志絶えず山莊に出入して與に君國の事を謀りたるは推して知らるゝも、事蹟秘密の裡に沒し去りて考ふべからず。諸國の志士また往々來り訪ひたる痕跡あり、筑後の淵上郁太郎對島の平田大江の如きは、各々其の中の一人の如くなれども明白ならず。薩摩の西鄉南洲の事の信憑し難きは前に述べたり、

唯長州の高杉晋作が氏名を谷梅之進と稱して來り投し、一週若くは一旬の間足を留めたるは、向陵集其他にも幾多の徵憑あり、事實的確にして疑ふべからず。

元治元年秋冬の頃より、第一征長の役起りたる影響を受け、福岡の藩論また大に變せんとする形勢を生じ、勤王黨の同志日夜心力を致して挽回に勉め、最も多事なり。加ふるに野村家は愛孫助作新に妻を娶りて未だ幾ばくならず、黒崎に出張するの公役あり、公私共に望東尼の經紀を要すること繁密にして山莊の閑居を許さゞる事情となり、瀬口三兵衛に草庵の留守を囑し、己れは隆益町の本宅に歸へりて暫く滯留せらる。高杉は此間を以て山莊に來り投じて足を留め、望東尼は本宅より來往して接待せられしなり。蓋し望東尼自ら山莊に居らるゝ時は、一般の人の出入りも多く、世間の視目を避くる高杉の潜匿する場所として適當ならざるも恰も久しく歸りて本宅にある、留守中なりしを幸とし高杉の庇保を謀りたる月形等は、望東尼の諒解を得て之を瀬口に托して潜匿せしめたりと云ふは、最も當時の事情に合へり。高杉の潜匿中の消息に就ては種々の傳説あれども、月形の、叔父長野誠翁の記錄に、當時瀬口自ら炊烹の勞を執りて高杉に供したるとあるは、蓋し實を得たり。

望東尼は高杉の長州を指して歸り去りたる後、猶ほ留りて本宅にあり、翌慶應元年の夏禁錮の命を受けらるゝ時に及べり。此間瀬口は依然として山莊の留守を掌りしが望東尼禁錮の後幾ばくならずして捕縛せられ此歲の冬獄案決して斬に處せらる。

要するに、望東尼の晩境數年の間、勤王黨の同志多く山莊に出入りして相謀る所ありたるは、をのづから察せらるゝ所なれども、概ね秘密の裡に沒し去りて明白ならず。事實の的確にして且

つ情緒豊富なるは、平野二郎の一夜の留宿と、高杉晋作の累日の潜匿とにして、等しく平尾山荘の史的價値を加ふるものなり。（終）

平尾山荘の草庵

（本稿は後より更に贈られたるものなり因て追加す）

弘化二年望東尼四十歳の時　久しく閑居養老の地として撰定したる平尾の山荘に草庵を經營し、此歳の冬、良人貞貫翁と倶に移り住みてより、夫妻雙棲すること十五年。安政六年五十四歳の秋良人貞貫翁を喪ひ是より寡居さるゝこと七年、前後合せて二十二年、此間時として暫く本宅に歸り住み、時として暫く旅行したる外は、概ね此草庵に寝處し、林泉を娯み花月を侶として優遊自適しまた國を憂へ世を慨げく幾多の志士と締交して勤王の事を共にせり。

慶應元年六十歳の夏　政廳の嫌疑を蒙りて禁錮せられ、次いで海島流謫の人たるや、草庵主を失ふこと三年、望東尼殉國の後は往々借りて住む人ありしが、星霜久しきを閲するに及び、柱楹漸く朽腐せしかば全く取毀ち去り、山荘に家を見ざること多年。明治四十二年に及び、福岡市諸女學校の職員生徒を中心として組織せられたる向陵會は、遺跡の永く堙滅せむとするを惜み力を戮せ資を捐て、望東尼の故草庵を模して之を復興せり、今現に存ずるもの即ち是なり。

現在の草庵　は表よりの上り口即ち玄關とも稱すべき座敷は二疊、その次に二疊あり。その次の客間兼居室兼寝間となる草庵第一の廣き表座敷は六疊にして、此六疊に接して三疊の一間あり、以上四間より成り、疊數合せて十三枚を算す。此外表座敷に接して三疊ばかりの板敷と同じく三疊ばかりの路地とありて臺所を成せり。表の上り口の二疊より通せる手水場あり。六

疊の次の三疊には一間の押入あり。路地には一寸したる納屋あり。草庵の總建坪十二坪半にして、上り口の次の二疊と、表座敷の六疊と、その次の三疊とには、板の椽と板の庇とを附けたり。實測圖を以て之を示せば、即ち左の如し。

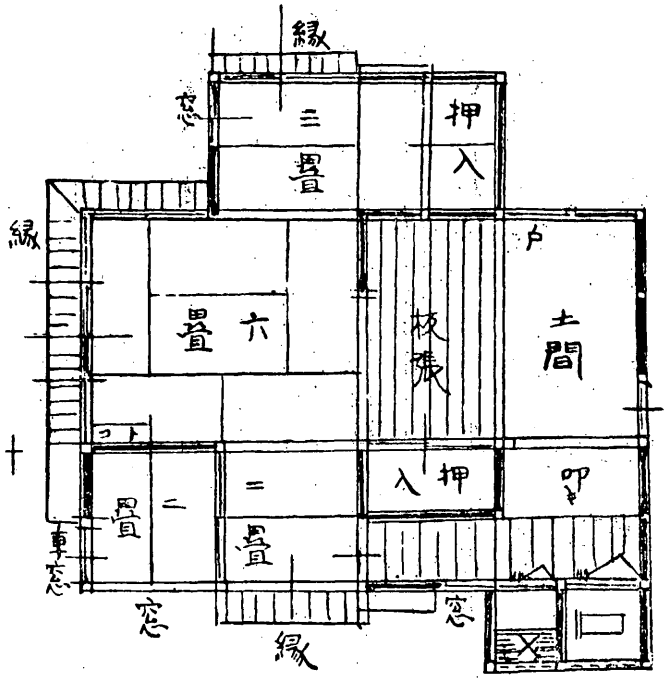

山莊間取圖（建坪拾貳坪五坪分）

往昔の草庵　幾人の故老の略ぼ一致したる記憶によつて、往昔の草庵の實狀を考ふるに、上り口の次の二疊は全く無く、三疊に附いてをる押入も無く臺所また些々の板敷と路地とより成り、焜爐鍋釜の類を置いて總に炊烹の用を辨したるものゝ如く、今の臺所の半分位なりしと云ふ說あり。板敷の戸棚と路地の物置納屋との有無は諸故老の記憶鮮明を缺ぎたれば確言し難けれども、現在の草庵の位置が、往昔の草庵の位置よりも、一間乃至一間半ばかり南の方に出てたることの爭ふべからざる事實と、臺所の出入口に接近せる一段高き所の地形を考ふれば、往昔の臺所は現在の臺所の半分位たりしと云ふ說は適當なるが如く、板敷の戸棚も路地の物置納屋も、往昔は全く無かりしかと思はるゝ情況あり。

建築上の便利都合より見れば　上り口の次の二疊は、必らず無かるべからざる一間にして、若

し之を欲くときは、間取の工合も悪しければ、建築上の手數も却て加はり無理なる建方となるが故に、此一間なかりしと云ふ說は首肯せざる人多かりしかど、幾人の故老の記臆一致した所よりしてその無かりしは蓋し事實なり。元來極めて粗末なる俄作りの安普請なりしと思はるゝを以て、自ら斯る無理の建方となりたるもの歟。從令如何なる簡易の家屋にても、人の住居として建設せらるゝ以上は、必らず無かるべからざる筈の押入の一ツも無く、また書畵の小幅を掛くべき床の設け一ツも無かりし模樣を見るも、只纔に雨露を凌いで寢處さるるだけの粗末極まる草庵なりしことを示せり。

客間兼居間と見なさるゝ六疊の表座敷　現在は小床の代はりに落しがきの設けあれど、往昔は小床も落しがきもなく全く壁のみ、椽も現在は板椽なれども、往昔は竹の椽にして戸も現在は廻はり戸なれども、往昔は普通の戸にして、別に一ツの戸袋を設けたり。表座敷の次の三疊、現在は外より出入さるる戸口あり、且つ押入を附けたれど、往昔は戸口の所は板壁にして外との出入は叶はず、また押入の設けもなく、唯三枚の疊ばかりを敷ける一間なりき。現在は粗末ながら茶室として代用せられむも、往昔は夜具布團や着替のたぐひを置く內室として使用せられ、然かも戸棚押入は全く無かりしなり。全體の建物造作の至つて簡易なりしは推して知らる。

概觀の上より之を言へば　現在の草庵は往昔の草庵よりも、頗る上等の建築にして、材料も好き物を使用し手數をも多く費してあれば、間取の工合も著しく都合好くなりたるに反し、往昔の草庵は柱も小さく板も節だらけのものを使用し、屋根も今の棟高く丈夫なるとは異り、ヲツ冠せたるが如く低き屋根にして、臺所なども形ばかり、板敷も路地も最と狹ばく、現在の草庵とは同視

すべからざる粗末の建物なりしと云ふは、幾人の故老の一致したる說なり。

幾人の故老の實見したる往昔の草庵は　維新の少し前より維新の後取除かるゝ迄の建物にして、望東尼夫妻の建築せられたる始より已に數十年の久きを閲したれば、此間多少の修理は加へられたりとするも、自ら破損朽腐して見苦しきものとなりたるは當然なるを以て、明治四十二年を以て新に成就したる現在の草庵と對照して、概觀の上に著しき相違を生じたるは勿論なれば、幾人の故老の說に斟酌を加ふる必要はあれど、併しながら内容の間取や坪數に於ては、故老の間自ら鮮明たる具體的の記憶あり、往昔の草庵の現在の草庵よりも、一層粗末なる建物にして狹は苦しかりしなどは、蓋し爭ふべからざる事實とす。

要するに客間兼居間と見做さるゝ表座敷に　書畫の小幅を掛け花瓶の一點を置くべき床の無かりしことや、夜具布團の類を片付けらるる納戸の一間にも、戸棚押入の全く無かつたことは往昔の草庵の幾んど藁葺の掘立小屋とも稱すべき粗末極まる建物なりし模樣を考ふるに餘りあると同時に、斯くて狹は苦しき草庵を愛好し林泉を娛み花月を侶として二十餘年を送りたる女歌人の人物と風懷とを想はざるを得ざるなり。

野村望東尼畫像（福岡市博物館藏）

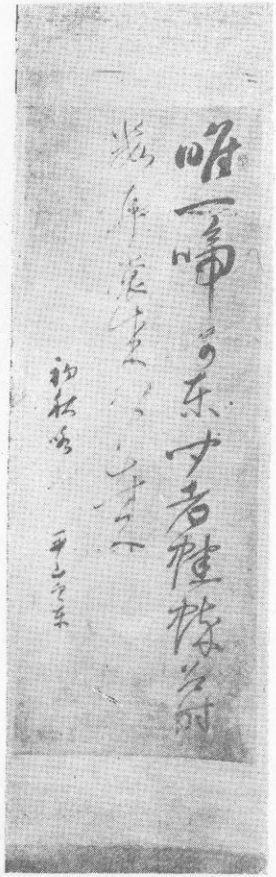

たゞひとつなくかときけばきりぎりす　やがてかすにもなるゆうべかな

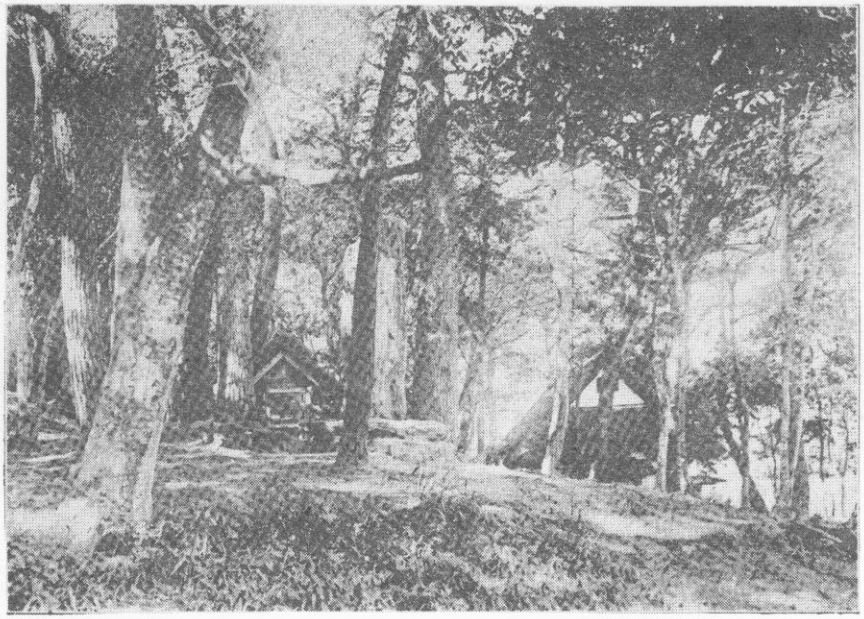

（碑石、祠小、家住）　景の荘山尾平

（宅　住　荘　山　尾　平）

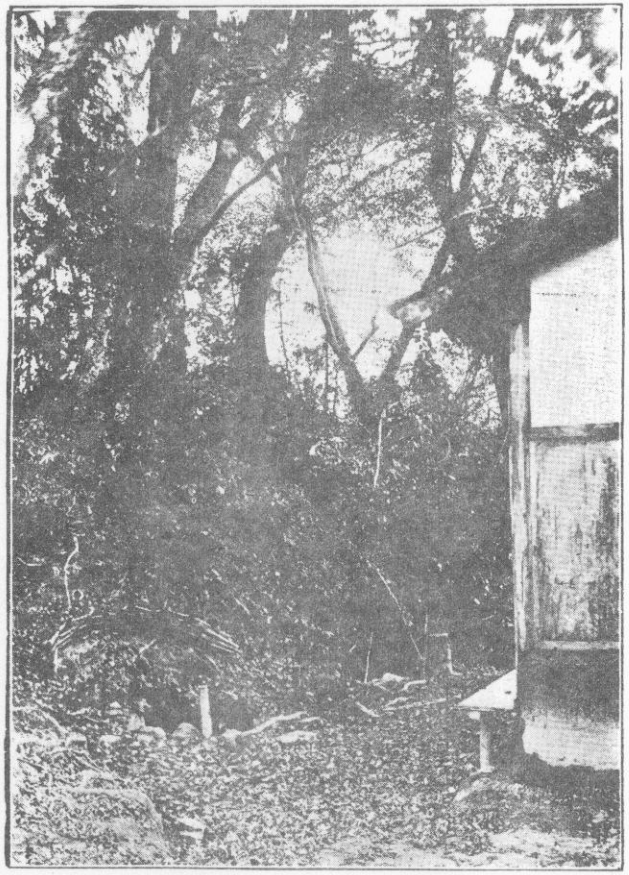

（平尾山荘　山の井　雨待の瀧）

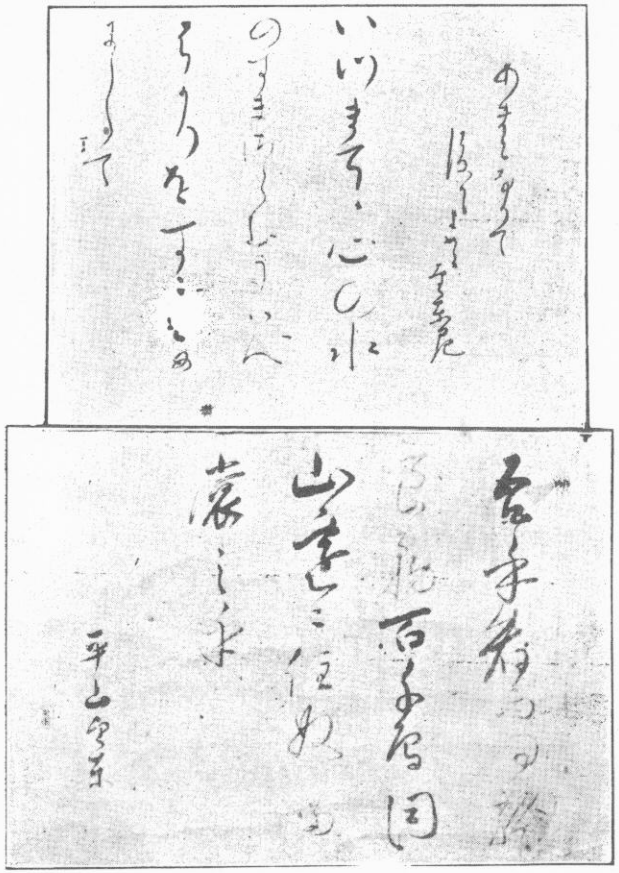

われをみてなにさわぐらむもゝちどり
おなじやまべにすみぬるものを

（甘木町　松岡氏藏）

平尾山荘小祠

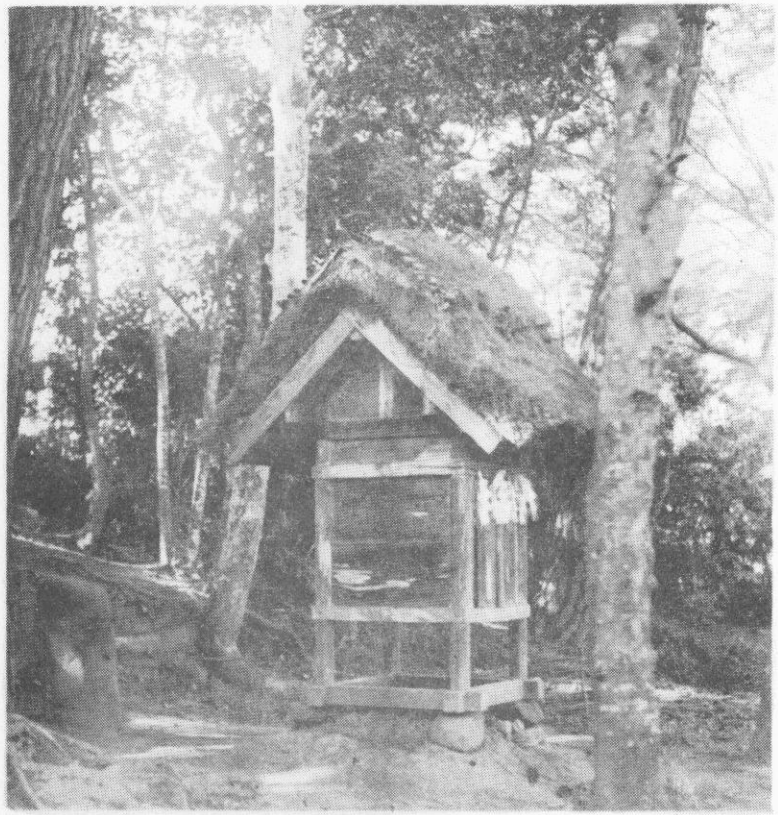

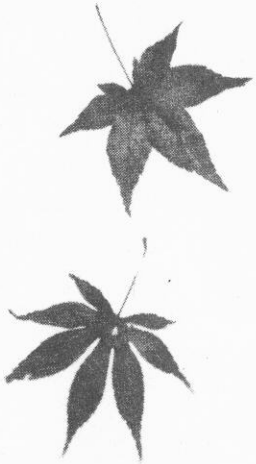

小祠の後に立てる石碑に刻せる　平野　中村　二士の歌

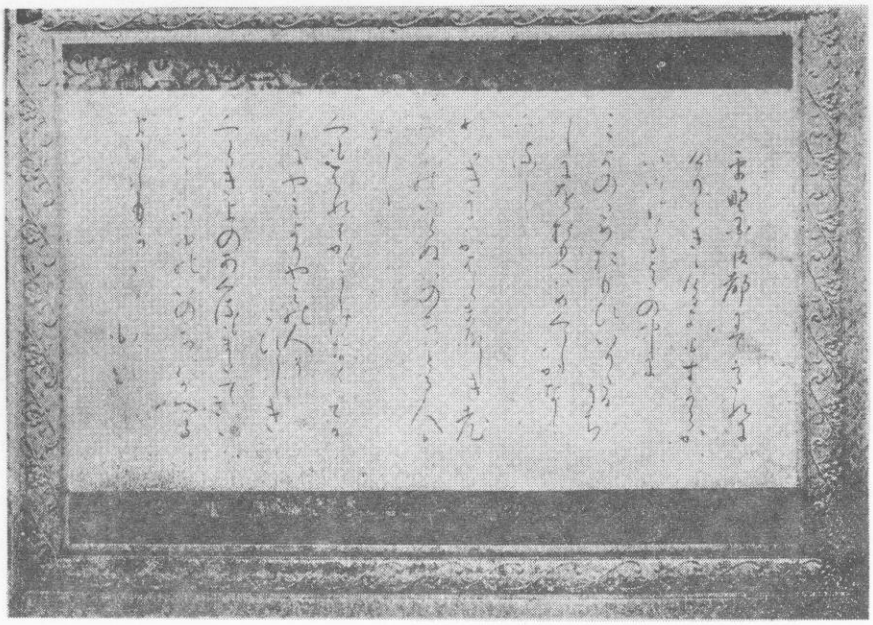

（藏　家　岡　平）

（藏　家　川　二）

壽賀

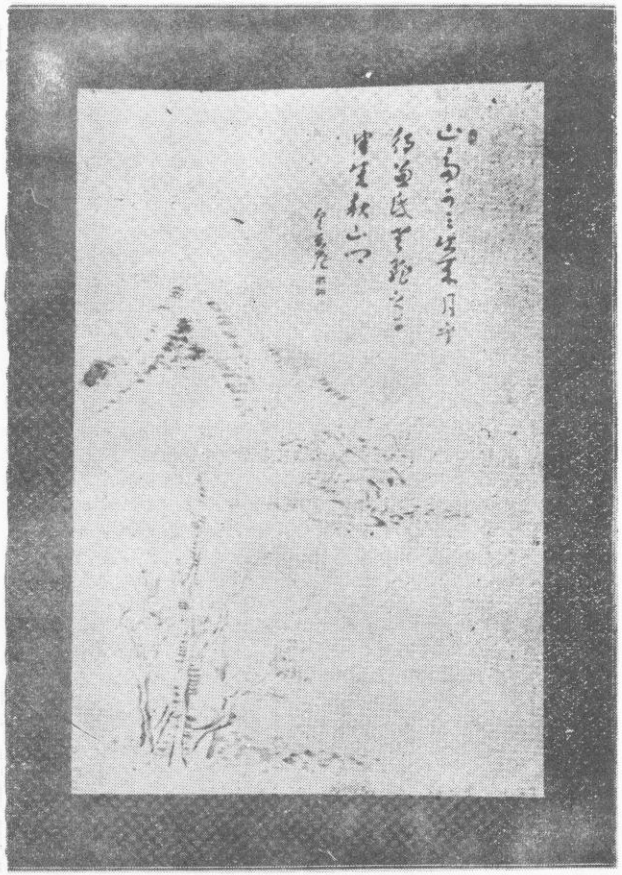

やまたかみいでくろつきをまちかねて　さびしかほなるあきのやまざと

（許斐家藏）

押繪

叙言

不肖古墳調査の囑託を受け大正十四年二月より仝年四月迄公務の餘暇我八女郡に於ける之が調査をなしたり。

本郡に於ける原史時代に属する古墳は北方川崎村上廣川村以西岡山村下廣川村の間最も多し其脈三潴郡塚崎に至る延長三里其中長峰村大字吉田より下廣川村大字一條に至る約一里の間古來俗に人形原と稱し大小の墳丘叢林の間に散在せり又南方北山村に於ても同樣の古墳所々に存在す其他山間村落にも種々の墳蹟あれども古墳たるを認めず仍て之を省除し本郡中川崎村上廣川村中廣川村下廣川村長峰村北山村の六ヶ村に渉り各村役場吏員の助勢を請ひ大小二十有餘の古墳に就て之を調査せり、尚將來之れが發見を得て逐次之を調査附加せんと欲す。

大正十四年四月

古墳調査委員　石橋爲次

調査年月	大正十五年十一月二十四日
名稱	石神
所在地	八女郡下廣川村大字一條字人形原
地目地番	山林 千四百三十五番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字 同 野口新助 外二名
形狀方向	前方後圓
高 縱 橫	高六十五尺 縱四十七間 橫六十間
發掘ノ有無及年月	未詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室
副葬品	
外部發見品	石人 石馬
備考	

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	ナシ
所在地	八女郡上廣川村大字長延字椎木山
地目地番	民有地山林 千三百三十四番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 梅本福次郎
形狀方向	圓形
高 縱 橫	高九尺 縱橫各三間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室 前室 奥室アレドモ入口ニ石塞リテ不明ナリ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	ナシ
所在地	八女郡上廣川村大字長延字垣添
地目地番	墓地 二〇八ノ二
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 萩尾伊太郎
形狀方向	圓形
高 縱 橫	高一丈 縱橫各三間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室 前室 奥室アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	善藏塚
所在地	八女郡上廣川村大字六田字善藏塚
地目地番	民有山林 三百二十三番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字宅間田 池田武平
形狀方向	圓形
高 縱 橫	高三間 縱橫各三間
發掘ノ有無及年月	明治三十五年發掘
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室 入口閉塞ス
副葬品	ナシ
外部發見品	陶器類 鍍金 曲玉等ヲ出ス
備考	

調査年月	大正十四年二月二十五日	備考	大正十四年二月二十五日
名稱	ナシ		ナシ
所在地	八女郡上廣川村大字吉常字三反田		八女郡上廣川村大字吉常字市ノ江
地目地番	民有畑 八百八十八番地		民有田 一五九
所有者住所氏名	同郡 同村 大字長延 辻 彌吉		同郡 同村 大字同 中村清次郎
形狀方向	圓形		圓形
高縱橫	高九尺 縱橫各三間		高三尺 縱橫各七尺
發掘ノ有無及年月	不詳		不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室 前室奥室入口閉塞ス		ナシ
副葬品	ナシ		ナシ
外部發見品	ナシ		ナシ

調査年月	大正十四年二月二十五日	備考	大正十四年二月二十五日
名稱	ナシ		ナシ
所在地	八女郡上廣川村大字水原字堤		八女郡上廣川村大字水原字馬場
地目地番	民有山林 一〇二四ノ一		民有原野 一三二六番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 姫野佐吉		同郡 同村 大字同 中島 壽
形狀方向	圓形		圓形 二重
高縱橫	高九尺 縱橫各二間		高一丈 縱橫各二間半
發掘ノ有無及年月	不詳		不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室アリ		橫穴式 石室 前室後室アリ
副葬品	ナシ		ナシ
外部發見品	ナシ		陶器破片等ヲ出シタルコトアリ

備考
附近ハ甘木河内守ノ館ナリシト云ヒ現ニ俗稱ヲ館ト云フ

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	ナシ
所在地	八女郡上廣川村大字水原字上馬場
地目地番	民有畑 一三三八番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 姫野寅藏
形狀方向	圓形
高 縱 橫	高一丈 縱橫各二間半
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室ハ前室 後室アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	土陶器破片等ヲ出シタルコトアリ
備考	

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	十三塚
所在地	八女郡上廣川村大字水原字馬場
地目地番	民有山林 四一七七番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 永野美樹
形狀方向	圓形
高 縱 橫	高三尺 縱橫各四尺
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	十三個ノ圓形塚並列ス十三人死ヲ共ニセシモノナリト云ヒ傳フ

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	ナシ
所在地	八女郡上廣川村大字水原字西馬場
地目地番	民有畑 一二七一番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 野田富五郎
形狀方向	圓形
高 縱 橫	高一丈 縱橫各二間半
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室 前室 奥室アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	土陶器類ノ破片ヲ出シタルコトアリ
備考	

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	十三佛塚
所在地	八女郡上廣川村大字水原字石塲
地目地番	民有山林 四〇七四番地ノ二
所有者住所氏名	同郡 同村 大字水原 野中甚太郎 外八名
形狀方向	圓形
高 縱 橫	五間 縱橫各六間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室 內部ニ廻路通ズ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年二月一日
名稱	岩戸山古墳
所在地	八女郡長峰村大字吉田字甚三谷
地目地番	官有地　第一種社地　一五五四番地ノ一
所有者住所氏名	
形狀方向	前方後圓
高縱横	高八十尺　縱四十間　横三十間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	破壞ノ形跡アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	石人石馬　陶器　武具
備考	石人石馬類ノ發掘ハ不詳ナレドモ大正十三年九月開墾ノ際種々ノ埴輪刀劍ヲ發掘ス

調査年月	大正十四年二月一日
名稱	丸山塚
所在地	八女郡長峰村大字宅間田字ウト
地目地番	民有地　第一種山林一〇〇二、一〇〇六、一〇〇九、一〇一一番地
所有者住所氏名	同郡　同村　大字同　池田稔成
形狀方向	圓形
高縱横	高一丈二尺　縱横各十間
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	裝飾アリ
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年二月一日
名稱	乘場古墳
所在地	八女郡長峰村大字吉田字乘場
地目地番	民有地第一種山林　一六四〇番地　一六四二番地
所有者住所氏名	同郡　同村　大字同　橋爪伊太郎　外一名
形狀方向	前方後圓
高縱横	高一丈四尺　縱二十間　横二十八間
發掘ノ有無及年月	明治三十四年一月發掘
棺槨ノ有無及構造	横穴式　石室　奥室前室アリ　後方石槨ノ壁面ニ赤白及緑ノ三色ヲ以テ文様ヲ描ク
副葬品	武具　馬具
外部發見品	陶器類ヲ發見ス
備考	大正十一年三月史蹟名勝天然記念物保存法ニ依リ内務省指定トナル

調査年月	大正十四年二月一日
名稱	下山塚
所在地	八女郡長峰村大字吉田字下山
地目地番	民有地　第一種山林　一三八〇番ノ三ノ一
所有者住所氏名	同郡　同村　大字同　橋爪孫三郎
形狀方向	前方後圓
高縱横	高八尺　縱四間　横六間
發掘ノ有無及年月	明治十六年
棺槨ノ有無及構造	横穴式　石室ハ前室　奥室アリ
副葬品	武具　土陶器
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年二月一日
名稱	上山塚
所在地	八女郡長峰村大字豐福字釘崎
地目地番	民有地 第一種山林 四一六番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 中村伊作
形狀方向	前方後圓
高縱橫	高二間 縱八間 橫七間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室ハ前室奥室アリ
副葬品	武具 陶器
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	關白塚
所在地	八女郡北山村大字西上ノ原
地目地番	民有地 第一種畑 一三二五番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字小倉谷 大町鹿藏
形狀方向	圓形
高縱橫	高一間 縱三間 橫三間
發掘ノ有無及年月	大正元年 半部發掘
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	ナシ
所在地	八女郡北山村字蛇田
地目地番	民有地山林 二六二六番地ノ四
所有者住所氏名	同郡 同村 大字上ノ原 近見儀七 外二名 共有
形狀方向	圓形（土壘ナシ）
高縱橫	高一間三尺 縱二間 橫一間三尺
發掘ノ有無及年月	大正十三年十一月
棺槨ノ有無及構造	石室（覆ナシ）
副葬品	高杯 土瓶 刀
外部發見品	同前
備考	山坂路ノ下破損ノ際發見

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	ナシ
所在地	八女郡北山村字蛇田
地目地番	民有地山林 二六二六番地ノ四
所有者住所氏名	同郡 同村 大字上ノ原 近見儀七 外二名 共有
形狀方向	圓形
高縱橫	高二間 縱三間 橫三間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	橫穴式 石室アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	大塚
所在地	八女郡北山村字大塚
地目地番	村有地原野　二五四〇番地ノ二
所有者住所氏名	同郡　同村
形狀方向	圓形
高縱横	高四間二尺　周圍十六間四尺
發掘ノ有無及年月	發掘ノ形跡ナシ
棺槨ノ有無及構造	模穴式石室　前室中室　後室
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	石室總長六間一尺アリ

調査年月	大正十四年四月三十日
名稱	ナシ
所在地	八女郡中廣川村大字新代字森塚
地目地番	民有地　畑　一八三四番地ノ四
所有者住所氏名	同郡　同村　大字同　山下土太郎
形狀方向	圓形
高縱横	高一丈　縱横各四間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	茶臼塚
所在地	八女郡北山村字茶臼塚
地目地番	民有地　第一種畑　二九二八番地ノ二
所有者住所氏名	同郡　同村　大字小倉谷　松崎藤助　外二名（共有）
形狀方向	圓形　頂上瓢形
高縱横	高十間　周圍六十間
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十四年四月三十日
名稱	童男石窟
所在地	八女郡川崎村大字山内
地目地番	官有地　一二八一番地
形狀方向	方形
高縱横	高一丈五尺　縱三丈　横一丈
發掘ノ有無及年月	不詳
棺槨ノ有無及構造	大石ヲ以テ壁ヲナシ内部ニ二個ノ石槽アリ
副葬品	ナシ
外部發見品	瓶土器破片散亂ス
備考	傳ヘ言フ秦ノ徐福童男女ヲ率ヒ來リ仙藥ヲ求ムレドモ得ズ遂ニ此處ニ留リシニ船化シテ石トナレリト然ルニ最近考古學者ハ古代ノ墳墓ナリト云ヘリ

調査年月	大正十四年二月二十五日
名稱	十三塚
所在地	八女郡上廣川村大字長延字藏元
地目地番	民有畑 一〇四六ノ二 七七六ノ二 一〇四〇 一〇四一番地 一〇二八ノ一 一〇三七ノ三 一〇四四
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同
形狀	圓形
方向	
高	高三尺 縱橫各四尺
縱	
橫	
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	俗ニ十三塚ト稱シテ十三ノ塚點在セシモ現今識別不能ノモノアリ

叙言

一、大正十三年八月二十六日はからずも縣當局より三井郡地方に於ける古墳調査委員を囑託せられたるを以て余は一大希望の下に校務の餘暇を利用し愈々古墳變革の夫れを調査し始めぬ然るに先づ我村内の分のみにても正確と思はれる程の調査を遂ぐる事容易なる業にあらず特に故老の傳説等に至りては愈々漠然たるものにて其要を得ず漸次他地方二十四個町村に亘り大正十四年十月二十日に至り漸く郡全体の調査を終了したり。

二、學校教育上より見て地方一帯の過去に於ける理解を明にすると共に小學校に於ける國史科の資料に供せんと思ひ郡學務局と交渉して快諾を得各町村學校所在地に就き一應の下調査を爲し得たり但し各學校職員の勞與りて力ありき依て之を本として近村は學校兒童の手をかり遠隔地は學校使丁等を使役して各町村役場につき其地方に於ける主要なるものを追て漸く調査を了へたり。

三、古墳群としての主要なる地帶は耳納山麓地一帯にして上津荒木、高良内、御井、山本、草野の各地方特に著しく草野地方には發掘後の墳墓今に完全なるもの多く上津荒木地方に至りては陸軍演習地又は作業地等に利用せられたる結果今や殆ど發掘壞廢せられたる跡のみにて唯一二の末發掘丘を留むるのみ。

四、筑後川以北平野部の各一帯は古來河水汎濫のため殆ど其害をうけたるものゝ如く殘れるも五萬騎塚千人塚等の名稱ある事より察するに正しく南北朝正平前後のも

のらしく古墳にあらざるものと認めたるを以て此の分に就きては深き調査を欠げり。

以上

大正十四年十月三十一日

福岡縣三井郡高良内村小學校訓導

上瀧滿次郎

調査年月	大正十三年十二月三日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字下馬塲
地目地番	畑地 二二二二番地
所有者住所氏名	同郡 同町 國武熊太郎
形狀方向	圓形 西南向
高縱 橫	高縱橫各一間半
發掘ノ有無及年月	發掘年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	無
備考	頂上ニ山神ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十一月二十九日
名稱	荷塚
所在地	三井郡高良内村大字内野
地目地番	畑地 三四八三番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 原口廣吉
形狀方向	一定ノ形狀ヲ止メズ方向ハ南向ナリシナラン
高 縱 橫	不明瞭
發掘ノ有無及年月	大正七年發掘
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	發掘當時多ク土器類ヲ出セシモ今ハ散逸シテ跡ナシ
外部發見品	
備考	

調査年月	大正十三年十二月三日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字江桃林字山ノ下
地目地番	山林 五七四番地
所有者住所氏名	同郡 同町 宮崎益太郎
形狀方向	圓形 南西向
高縱橫	高九尺一寸 縱二丈六尺 橫八尺五寸
發掘ノ有無及年月	約二十年前發掘
棺槨ノ有無及構造	僅カニ朱模樣ヲノコス
副葬品	皿一個（村役塲ニ保存セリ）
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十七日
名稱	塚本山
所在地	三井郡高良内村大字内野
地目地番	山林 三一九一番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 塚本安次
形狀方向	一大圓頭形方向不明
高縱橫	小山形
發掘ノ有無及年月	今ヨリ四十年前一部發掘
棺槨ノ有無及構造	發掘後復埋メ直シテ其タタリヲ避ケシ爲内部ノ構造等更ニ不明ナリ
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十七日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字江桃林字大屋敷
地目地番	畑　四三二番地
所有者住所氏名	同郡　同村　同町　宮崎益太郎
形狀方向	長圓形　西向
高縦横	高九尺六寸　縦二丈三尺　横五尺八寸
發掘ノ有無及年月	年月不明發掘
棺槨ノ有無及構造	後部ノ大石ヲ除キ内ニ入リ得ル様ニス
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十七日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字草野字下塚原
地目地番	宅地　七〇六番地ノ一
所有者住所氏名	同郡　同町　中村伊太郎　外五名
形狀方向	長圓形　西向
高縦横	高一丈二尺三寸　縦二丈二尺　横九尺七寸
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	不明
副葬品	ナシ
外部發見品	側方ニ穴ヲ開ク
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十七日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字江桃林字江桃林字伊勢ノ前
地目地番	山林　四七五番地ノ二
所有者住所氏名	同郡　同町　宮崎益太郎　橋本淺次郎
形狀方向	方形　西向
高縦横	高九尺五寸　縦二丈一尺三寸　横八尺三寸
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	頂上ニ天滿宮ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十一月二十四日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字草野字發心
地目地番	畑　六六七番地
所有者住所氏名	同郡　同町　中野種吉
形狀方向	方形　西向
高縦横	高九尺八寸　縦二丈一尺五寸　横七尺九寸
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	内壁ニ朱ノ痕跡アリ
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十三日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字草野字内畑
地目地番	畑　七九二番地ノ二
所有者住所氏名	同郡　同町　國武寛次郎
形狀方向	圓形　西南向
高縦横	高二間　基底　徑各々二間半
發掘ノ有無及年月	無キ樣ナルモ僅カニ入口ト認メラル、所アリ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	頂上ニ天滿宮ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十一月二十二日
名稱	觀音山塚
所在地	三井郡高良内村大字内野
地目地番	山畑地　三一九一番地ノ一
所有者住所氏名	同郡　同村　古賀勝次
形狀方向	圓形方向不明
高縦横	高九間　縦横各二十四五間
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	土器ノ破片附近ニ散在ス
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十三日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字草野字上塚原
地目地番	宅地　六八二番地
所有者住所氏名	同郡　同町　大塚末太郎
形狀方向	方形　西向
高縦横	高一丈四尺　縦二丈二尺　横七尺五寸
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十二日
名稱	烏塚
所在地	三井郡高良内村大字烏塚
地目地番	畑地　三〇四九番地
所有者住所氏名	同郡　同村　藤吉萬平
形狀方向	圓形方向不明
高縦横	高四尺　縦四間　横四間
發掘ノ有無及年月	未ダ發掘セラレズ饅頭形ニテ現ニ畑中ニ存在ス
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	土器ノ破片附近ニ散在ス
備考	

調査年月	大正十三年十一月二十一日
名稱	烏塚
所在地	三井郡高良内村大字烏塚
地目地番	畑地 三一四三番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 古賀鶴吉
形狀方向	圓形 方向不明
高縦横	高七尺 縦二間 横二間半
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	未ダ發掘セラレタルコトナク現ニ畑中ニ存在セリ

調査年月	大正十三年十一月十七日
名稱	烏塚
所在地	三井郡高良内村大字烏塚
地目地番	畑地 三一三八番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 塚本安次
形狀方向	圓形 方向不明
高縦横	高四尺 縦三間 横三間
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	未ダ發掘セラズ畑中ニ饅頭形ニテ存在ス

調査年月	大正十三年十一月十七日
名稱	烏塚
所在地	三井郡高良内村大字前河原
地目地番	畑地 三一二一番地
所有者住所氏名	同郡 同村 丸山茂平
形狀方向	圓形 方向不明
高縦横	高六尺 縦四間 横四間
發掘ノ有無及年月	
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	未ダ發掘セラレズ畑中ニ饅頭形ニテ存在セリ

調査年月	大正十三年十一月三日
名稱	味噌塚
所在地	三井郡草野町大字草野字味噌塚
地目地番	林野 一〇五七番地
所有者住所氏名	同郡 同町 夫婦兩名
形狀方向	圓形 南向
高縦横	高五尺六寸 縦一丈二尺六寸 横七尺五寸
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	弘法大師ヲ内部ニ祀ル
副葬品	
外部發見品	
備考	

調査年月	大正十三年十一月一日
名稱	山坊主塚
所在地	三井郡味坂村大字光行字小北
地目地番	田 二〇一番地ノ五
所有者住所氏名	同郡 同村 大字八坂 西山新一
形狀方向	方形 西向
高 縱 橫	高二尺五寸 縱一間 橫一間
發掘ノ有無及年月	發掘セズ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	古老塚ノ上ニアル草木ヲ採レハ直チニ障リアリト言フ

調査年月	大正十三年十月三十日
名稱	名馬池月塚
所在地	三井郡味坂村大字八坂字西光寺
地目地番	墓地 三二五番地ノ五
所有者住所氏名	同郡 同村 高松要太郎、高松利太郎、高松喜太郎、高松勝平
形狀方向	圓形 西向
高 縱 橫	高一尺 直徑一間
發掘ノ有無及年月	發掘セズ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	佐々木四郎高綱ノ名馬池月ノ墓ナリト言ヒ傳フ

調査年月	大正十三年十月二十九日
名稱	塩塚
所在地	三井郡草野町大字草野字塩塚
地目地番	林野 一〇五八番地
所有者住所氏名	同郡 同町
形狀方向	圓形 方向不明
高 縱 橫	小山ノ頂上部ヲ占ム
發掘ノ有無及年月	發掘セズ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十月二十九日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字草野字芋拂
地目地番	山林 一〇一〇番地
所有者住所氏名	同郡 同町 鹿毛文太 外六名有
形狀方向	長方形 西南
高 縱 橫	高九尺 縱一丈五尺八寸 橫八尺
發掘ノ有無及年月	發掘年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	不明
副葬品	ナシ
外部發見品	弘法大師ヲ內部ニ祀ル
備考	

調査年月	大正十三年十月二十七日	大正十三年十月二十三日
名稱	特別ノ名稱ナシ	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字藥師山	三井郡草野町大字藥師下
地目地番	山林 一〇〇五番地	山林 六一三番地
所有者住所氏名	同郡 同町 中野敏夫	同郡 同町 上野久藏
形狀方向	長圓形 西向	長圓形 西向
高縱横	高七尺七寸 縱二丈九尺六寸 横六尺六寸	高九尺四寸 縱二丈四尺 横五尺七寸
發掘ノ有無及年月	發掘年月明ナラズ	發掘年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造		內部ニ朱ノ痕跡アリ
副葬品	不明	不明
外部發見品	ナシ	ナシ
備考	周圍及天井石ノ取除カレタルアリ 以前採鑛用火藥ヲ貯藏セリトイフ	

調査年月	大正十三年十一月二十三日	大正十三年十一月二十三日
名稱	特別ノ名稱ナシ	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字前畑	三井郡草野町大字藥師下
地目地番	畑 五〇四番地	畑 六二〇番地
所有者住所氏名	同郡 同町 宮崎順一	同郡 同町 上野允子
形狀方向	長方形 西向	長圓形 西向
高縱横	高八尺七寸 縱二丈八尺六寸 横六尺四寸	高一丈一尺八寸 縱三丈二尺六寸 横八尺八寸
發掘ノ有無及年月	大正十三年四月二十八日	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	朱青ノ紋樣アリ	內部ニ朱模樣アリ
副葬品	金銀延金ノ裝飾アル馬具幾ノ破片金環丸玉幾ノ完全ナルモノ矢尻	不明
外部發見品	埴輪ノ破片	ナシ
備考		

調査年月	大正十三年十二月二十三日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字草野字芋拂
地目地番	山林 一〇一〇番地
所有者住所氏名	同郡 同町 鹿毛文太 外六名有
形狀方向	方形 西南向
高 縱 橫	高八尺五寸 縱一丈二寸 橫六尺五寸
發堀ノ有無及年月	發掘年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	內部ニ弘法大師ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十二月十九日
名稱	鹿毛塚
所在地	三井郡草野町大字草野字鹿毛塚
地目地番	畑 一二番地
所有者住所氏名	同郡 同町 上野允子
形狀方向	長圓形 西向
高 縱 橫	高六尺九寸 縱一丈一尺 橫六尺
發堀ノ有無及年月	約十年前發掘 底部約三尺位埋マル
棺槨ノ有無及構造	內壁ニ紋樣濃シ
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十二月十九日
名稱	京塚
所在地	三井郡立石村大字上岩田字平塚
地目地番	原野 一一〇九番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字岩戶 大中末吉
形狀方向	圓形 南向ナラン
高 縱 橫	高六尺 縱七間半 橫十間半
發堀ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	ナシ
外部發見品	
備考	大原合戰當時ノモノナラントノ傳アリ

調査年月	大正十三年十一月十九日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字上緒富
地目地番	山林 二三四四番地ノ二
所有者住所氏名	同郡 同町大字矢作 中村伊太郎
形狀方向	長圓形 西向
高 縱 橫	高三尺三寸 縱二丈二尺 橫六尺九寸
發堀ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	內部ニ藥師如來ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十一月十九日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字上緒富
地目地番	山林
所有者住所氏名	三井郡久留米市日吉町　山脇忠
形狀方向	長圓形　西向
高縱横	高一丈　縱三丈　横九尺七寸
發堀ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	内部ニ觀音ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十月十七日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字若宮
地目地番	畑　二三六四番地
所有者住所氏名	同郡　同町　合原哲太郎
形狀方向	圓形　西向
高縱横	高一丈　縱二丈六尺　横一丈三尺
發堀ノ有無及年月	發掘　但其年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	石材大ナルモノヲ用ヒタリ僅カニ斑紋ノ跡トモ見ユル裝飾アリ
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十一月十七日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字上緒富
地目地番	畑　二三五〇番地
所有者住所氏名	同郡　同町　上野幸三郎
形狀方向	長圓形　西向
高縱横	高九尺　縱二丈三尺　横八尺
發堀ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	内部ニ弘法大師ヲ祀ル内壁煤煙ヲ蒙ル

調査年月	大正十三年十月十七日
名稱	石室山
所在地	三井郡高良内村大字鎗水
地目地番	畑地　四三六七番地
所有者住所氏名	同郡　同村　案納善太郎
形狀方向	圓形　南向
高縱横	高三尺　縱五尺　横四尺
發堀ノ有無及年月	發掘確實ナラザルモ六七十年前ナラン
棺槨ノ有無及構造	棺槨ノ後半殘レリ其上ヲ圓形ノ石蓋ニテ覆ヘリ
副葬品	傳　金茶釜　壺
外部發見品	ナシ
備考	現今長崎市ノ住人鹿兒島某發掘品ヲ持チ行ケリト

調査年月	大正十三年十月十六日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字上緒富
地目地番	宅地 二三三九番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同町 上野幸三郎
形狀方向	圓形 西向
高 縱 橫	高十尺五寸 橫九尺 縱十八尺
發堀ノ有無及年月	發掘ノ年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	頂上ニ地藏尊ヲ祀ル內壁僅カニ紋樣ヲ見ル
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十月十五日
各稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字江下小路
地目地番	山林 一六二六番地
所有者住所氏名	同郡 同町 鏡山彌太郎
形狀方向	圓形 西向
高 縱 橫	高三間 頂上圓形徑三間基底徑七間
發堀ノ有無及年月	發掘セルモ年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	以前ハ入口見エタリシモ現時之ヲ塞グリ
副葬品	不明
外部發見品	埴輪ノ破片
備考	現今頂上ニ小祠アリ

調査年月	大正十三年十月十五日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字上江下小路
地目地番	山林 一八一四番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同町 國武文七
形狀方向	圓形 西向
高 縱 橫	高一丈 縱一丈四尺八寸 橫九尺五寸
發堀ノ有無及年月	發掘ノ年月明ナラズ
棺槨ノ有無及構造	朱靑ノ紋樣ヲ僅カニ殘ス明瞭ナラズ
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十月十五日
各稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡草野町大字吉木字合原
地目地番	山林 二〇一二番地
所有者住所氏名	同郡 同町 國武房吉
形狀方向	圓形 西向
高 縱 橫	高三間 基底徑五間
發堀ノ有無及年月	有 但シ年月不明
棺槨ノ有無及構造	不明
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	僅カニ入口ヲ現ハセルノミ

調査年月	大正十三年十月十五日
名稱	下鶴古墳
所在地	三井郡立石村大字千潟字下鶴
地目地番	山林 二一三〇番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同 高松古藏、平田金次郎
形狀方向	方形 南向
高 縱 橫	高十尺 橫十二間 縱十六間
發堀ノ有無及年月	大正五年發掘
棺槨ノ有無及構造	朱塗ノ石棺アリ
副葬品	鏡 刀劍
外部發見品	ナシ
備考	大正五年現今ノ形狀ニナス以前ハ土臺ノ上ニ高サ五尺位ノ土盛アリテ其上ニ神社アリテ其中腹ヨリ石棺ヲ發掘セリト 副葬品ト目ザヽル、鏡刀劍ハ現在博物館ニ送ラレタリ

調査年月	大正十三年十月十五日
名稱	御塚
所在地	三井郡立石村大字千潟字八反田
地目地番	山林 二八〇番地ノ二
所有者住所氏名	同郡 同村 大字御塚 美山惣右衛門
形狀方向	圓形 南向 基部ニ石組アリ
高 縱 橫	高五尺 縱橫各三間
發堀ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	
副葬品	
外部發見品	ナシ
備考	大原合戰當時ノモノト傳フ外ニ之ニ類スルモノ十數個アルベシ然レドモ他ハ皆基部ニ石組ナシ

調査年月	大正十三年十月十五日
名稱	花立古墳（穴觀音さん）
所在地	三井郡立石村大字千潟字城山
地目地番	山林 一五〇四三番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字千潟堀内 福永猪太郎
形狀方向	圓形 南向
高 縱 橫	高十尺 縱七間半 橫七間
發堀ノ有無及年月	六七十年前土器ヲ發掘セリ
棺槨ノ有無及構造	明治二年頃石窟内ニ石像ヲ祀リ穴觀音ト稱ス、石窟ノ深サ六間廣サ最大二間天床一間半同入口高五尺横四尺花立山ノ南面ニ同種ノモノ七八十ケ所存セシ遺跡ノミ認ム
副葬品	土器類數種
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十月七日
名稱	打揚塚
所在地	三井郡高良内村大字打揚
地目地番	畑地 八二番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字御座 丸山茂五郎
形狀方向	圓形 南西向
高 縱 橫	高五尺 縱橫各四間
發堀ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	見ルコト能ハズ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	頂上ニ社日祠アリテ直横ニ松ノ大樹アリ

調査年月	大正十三年十月六日
名稱	稻荷塚
所在地	三井郡御井町大字宗崎
地目地番	山林 二六〇八番地
所有者住所氏名	同郡 同町 町有社地
形狀方向	羨門ノミ現レテ南向 圓頭形
高 縱 橫	高七尺 縱四間半 橫四間
發掘ノ有無及年月	明治二十二年十月
棺槨ノ有無及構造	既ニ發掘セラレタル今日ナルモ朱痕アル大石ノ現レタルヲ見レバ棺槨ノ有リシコト誤ナシ
副葬品	刀 轡 壺 曲玉
外部發見品	ナシ
備考	最初發掘セシ時ノ刀三本ハ高良神社ニ現在ス第二回目ニ發掘セシ時モ刀轡轡曲玉等ハ地主一時ハ所持セシモ靈ノサハリアリシヲ以テ又元ニ埋メ直セリ依テ今ハ其內部ヲ見ル能ハズ

調査年月	大正十三年十月六日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡高良內村大字德間
地目地番	山林 三七四番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 古賀德保
形狀方向	圓形 南向
高 縱 橫	高五尺 縱橫各二間
發掘ノ有無及年月	明治四十三年九月發掘
棺槨ノ有無及構造	現今棺槨ノ一部存シテ石蓋ヲ欠グ
副葬品	銀環四個矢ノ根土皿七個 壺
外部發見品	ナシ
備考	古來此ノ塚ノ門前ニハ一ノ門二ノ門アリテ各々生石アリタリシガ今ハ石棺ノ蓋石既ニ取リ去ラレテ身石ノミ殘レリ生石ハ御井町朝妻清水ニ蓋石ハ御井町永福寺ニ銀環ハ上津荒木村中村氏之ヲ所有ス現ニ朱痕ヲ有スル大石二個存在ス

調査年月	大正十三年十月六日
名稱	打揚塚
所在地	三井郡高良內村大字打揚
地目地番	畑地 七九番地ノ一
所有者住所氏名	同郡 同村 古賀善五
形狀方向	大圓形 方向東南
高 縱 橫	高一丈 縱十間 橫十五間
發掘ノ有無及年月	明治四十年頃
棺槨ノ有無及構造	石棺ノ側石ノミ存ス
副葬品	土器類アリシモ今ハ碎壞シテ跡ナシ
外部發見品	ナシ
備考	俗ニうんすけ德利ト云フ蓋シうんすけ體ノ土器類發掘セラレタルニヨルナラン此ノ塚內ニ狐ノ棲息シタリシヲ以テ現時其タヽリヲ免レンガ爲其ノ頂上ニ稻荷祠ヲ建ツ

調査年月	大正十三年十月六日
名稱	觀音塚
所在地	三井郡高良內村大字德間
地目地番	宅地 三四九番地
所有者住所氏名	同郡 同村 馬塲竹次郎
形狀方向	圓形 南西向
高 縱 橫	高五尺五寸 縱二間半 橫二間
副葬品	ナシ
棺槨ノ有無及構造	但シ先年其一部ヲ破掘シテ一二種ノ土器ヲ發掘セシモ亦元ノ位置ニ入レ埋メタリ
外部發見品	棺槨ノ有無不明ナルモ唯外部ヨリ一部分ヲ破壞シタルマヽ元ノ樣ニ保存セリ
備考	不明 土器 古來此ノ塚ニ觸ルレバ觀音ノタヽリアリト云ヒ何時ノ頃ヨリカ頂上ニ十一面觀音ノ石ノ祠アリ

調査年月	大正十三年九月五日	大正十三年十月十七日
名稱	温石山塚	浦山古墳（王塚）
所在地	三井郡高良内村大字温石	三井郡上津荒木村大字浦山二軒茶屋
地目地番	山林 一三二九ノ二ノ二番地	浦山 一三八六番地
所有者住所氏名	同郡 同村 秋山松次郎	同郡 國分町鞍打村大字内藤満城
形狀方向	圓形 南向	圓形 西南向
高 縦 横	高約一間 横縦各一間半位ナリシ由	高三間 直徑二十間
發掘ノ有無及年月	明治三十九年四月	約五十年前當村駐在巡査發掘セリト其後十年ニ又發掘セリ 但月日不明
棺槨ノ有無及構造	發掘當時ハ之アリシモ現時ハ其跡ナシ	長一間半幅一間外石槨中ニ石棺アリ長サ一間幅四尺
副葬品	土器刀劍ノ腐蝕シタルモノ	現今一品ナシ
外部發見品	ナシ	土器ノ破片周圍ニ散在ス
備考	山林ヲ拓キテ柑橘類栽培地ニセンガ爲偶然ニモ掘リ當テタルモノニシテ發掘當時ノ棺槨埋沒シテ跡ナク發掘セシ諸器ハ散リテ跡ナシ	古老ハ王塚トイフ其他本村上津荒木藤光藤田浦方面ニ丘陵地上古墳ノ跡ラシキモノ數十ヲ算スレドモ全部發掘シテ唯土器及石棺等ノ破片ヲ殘ルノミニテ完全ナルモノナシ

調査年月	大正十四年五月三十一日	大正十四年五月三十一日
名稱	兜塚（一大形）	兜塚（二小形）
所在地	三井郡上津荒木村大字藤山	三井郡上津荒木村大字藤山
地目地番	林野 一八番地	林野 一八番地
所有者住所氏名	同郡 同村 中村茂七	同郡 同村 中村茂七
形狀方向	圓丘 方向不明	圓丘 西向
高 縦 横	高五間 縦七間半 横七間 周三十間	高三間 縦四間 横四間 周十六間
發掘ノ有無及年月	ナシ	大正十三年五月發掘
棺槨ノ有無及構造	有リト認ム	普通ノミ石組ニテ積ミ上ゲラレタリシ由棺槨構造確カナラズ
副葬品	不明	鎗、刀、兜、鏡、等出デシモ何レモ腐蝕シ居タリシ由
外部發見品	ナシ	土器ノ破片及周圍ニ用ヒタリシ組石等
備考	大圓丘ヲナシ未ダ發掘ノ跡ナシ 頂上ニ下圖ノ如キ石碑ト弘法祠二體アリ其左右ニ小圓丘各一個宛存在セリ 今朝祐大明神 但シ近世ニ至リテ之ヲ建立シタルモノナラン	鎗、刀、劍、兜等數多發掘セラレタリシモ其タタリヲ恐レテ少シ下ノ方ニ小穴ヲ掘リ其處ニ之等ノ發掘器物ヲ埋メテ周圍ニハ亦組石ニ用ヒタリシ小石ヲ以テ組ミ重ネ恰モ元ノ如ク裝フテ現今ニ至ル

調査年月	大正十四年五月三十一日
名稱	兜塚（三小形）
所在地	三井郡上津荒木村大字藤山
地目地番	林野　一八番地
所有者住所氏名	同郡　同村　中村茂七
形狀方向	圓頭形　方向西向
高縱　橫	高一間　縱三間　橫四間　周十四間
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	有リト認ム
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	中央ニ大墳丘ヲ控ヘテ左右ニ小墳丘ヲ有スルヨリ考フルニ左右兩小丘ハ大丘ニ對スル陪塚ナラン

調査年月	大正十四年五月三十一日
名稱	特別ノ名稱ナシ（最西南ニ在リ）
所在地	三井郡上津荒木村大字藤山
地目地番	畑地　二三九番地
所有者住所氏名	八女郡中廣川村大字清樂　中村松太郎
形狀方向	圓丘　方向西
高縱　橫	高二間　縱三間半　橫三間　周十二間
發掘ノ有無及年月	發掘セラレ居ルモ其年月確ナラズ但十年餘ニモナランカ
棺槨ノ有無及構造	有リト認ム
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	三個中二個ハ發掘セラレテ刀劍等出デタリト他ノ一個ハ未ダ發掘ナキモノラシ

調査年月	大正十四年五月三十一日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡上津荒木村大字藤山
地目地番	畑地　二三九番地
所有者住所氏名	圓丘ナルモ近時丘ト丘トノ間ニ新道五尺巾位ノモノ開通セラレテ一方側ヲ缺グ
形狀方向	高二間　縱三間半　橫三間　周十二間
高縱　橫	發掘ハ十數年前ナルコト明ナルモ確ナ年月不明
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	不明
副葬品	ナシ
外部發見品	土俗ノ言ニヨレバ故意ニ發掘シタルモノニ非ズシテ道路開通シ開キノ際掘リ當テタルモノラシク兜、刀、劍等ノ腐蝕セシモノ出デタリト
備考	

調査年月	大正十四年五月三十一日
名稱	光勝寺古墳
所在地	三井郡上津荒木村大字藤光
地目地番	林野　一九三番地
所有者住所氏名	同郡　同村　大字光勝寺
形狀方向	圓丘
高縱　橫	高一間半　縱三間　橫二間半　周十間
發掘ノ有無及年月	發掘ノ跡明ナルモ其年月日不明
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	近年上津荒木小學校兒童再ビ發掘シタル際壺ヲ掘出セリ灰色ニテ曲線模樣ヲ畫キ堅牢ナル質ヲ有ス
外部發見品	附近一帶ニ土器ノ破片ヲ見ル
備考	最初發掘シタル當時蓋石ヲ取リ除キタル爲メ上土落チ下リテ埋マリ居タルヲ近時小學校ノ兒童敎師ト共ニ再掘シタルモ別ニ何タル發掘品ヲモ得ザリキ

調査年月	大正十四年五月三十一日
名稱	光勝寺古墳
所在地	三井郡上津荒木村大字藤光
地目地番	林野 一九三番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字光勝寺
形狀方向	圓丘 南向ナラン
高 縱 橫	高一間半 縱三間 橫三間 周十三間
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	有リト認ム
副葬品	不明
外部發見品	附近一帶土器ノ破片ヲ多ク見ル
備考	寺ノ南方三十間計ノ所ニ在リ竹林中ニ圓丘ヲナシ未ダ發掘シタル形跡ナシ

調査年月	大正十四年五月三十日
名稱	藤光古墳（東）
所在地	三井郡上津荒木村大字藤光
地目地番	軍用地（山林）
所有者住所氏名	同郡 同村 大字藤光軍用地
形狀方向	圓丘四個東西ニ併列ス各同大ニシテ二三十間位ヅヽ隔アリ
高 縱 橫	高二間 縱六間 橫六間 周二十五間位
發掘ノ有無及年月	發掘シタル跡歷然タルモ其年月日不明
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	土器ノ破片及發掘當時ノ大石其處此處ニ散在ス
備考	發掘シタル石中最大ナルモノ三、四個ハ之レガ圍ヲ恐レテ石碑ヲ建テアリ

調査年月	大正十四年五月三十日
名稱	藤光古墳（西）
所在地	三井郡上津荒木村大字藤光
地目地番	村有墓地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字藤光墓地
形狀方向	小墳丘 二三十間ヲ隔テヽ東西ニ二個併列ス二個共殆ド同大ニシテ方向ハ南向ナリシナラン內一個ハ確ニ南向也
高 縱 橫	高二間半 縱四間 橫四間 周十六間
發掘ノ有無及年月	發掘ノ年月日不明
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	附近一帶ニ土器ノ破片ヲ見ル
備考	一ハ發掘シテ今ハ其跡ナシ唯土器ノ破片ヲ附近ニ見ルノミ 一ハ一度發掘シテ蓋石ヲ取リ除キ門石構石等ノミ現場ニ存セリ附近ニ土器ノ破片散在ス石槨ノ周リハ葺石ヲ存ス

調査年月	大正十四年五月三十日
名稱	特別ノ名稱ナシ（凡テ四個）
所在地	三井郡上津荒木村大字二軒茶屋
地目地番	軍用地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字二軒茶屋軍用地
形狀方向	圓丘ニシテ方向南向ナリシナラン
高 縱 橫	高二間餘 縱七間半 橫六間 周二十七間餘
發掘ノ有無及年月	師團演習地トシテ既ニ發掘セラレ居ルモ其年月不明多分二三十年前カ
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	土器ノ破片附近ニ散在セリ其他發掘當時ノ構石等今ニ在リ
備考	殆ド同大ノ墳丘東西ニ各三四十間位ノ間隔ヲオキテ四個併列セリ但シ主塚ニ對スル陪塚ラシク認メラル四個共既ニ發掘セラレテ附近ニ多ク土器ノ破片及大石ノ散在スルアリ

調査年月	大正十四年五月三十日
名稱	二軒茶屋弘法山古墳
所在地	三井郡上津荒木村大字二軒茶屋
地目地番	村有山林
所有者住所氏名	同郡　同村　大字二軒茶屋
形狀方向	一大圓墳丘　方向西南
高　縱　橫	高三間　縱六間　橫七間　周二十八間
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	有リト認ム
副葬品	不明
外部發見品	小土器ノ破片附近ニ散在ス
備考	頂上ニ弘法大師ヲ祀ル土俗言フ此ノ社ノ下ハ確ニ塚ナラント未ダ發掘シタルコトナシ此ノ塚ノ東五六十間餘ノ所ニ墳丘ラシキモノ一個存在ス前者ト殆ド同大ニシテ發掘セラレタル形跡ナシ

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	稻荷塚
所在地	三井郡御井町大字宗崎
地目地番	社地
所有者住所氏名	同郡　同町　大字稻荷社地
形狀方向	圓形　西南向
高　縱　橫	高丈餘　縱四丈　橫三丈
發掘ノ有無及年月	二十餘年前發掘セリト然レドモ又埋メタリト
棺槨ノ有無及構造	內部ハ朱ニテ塗レリト
副葬品	玉燒物（カメ）二ツ劍一本金物等出デタリ
外部發見品	ナシ
備考	發掘セシモノ二人ニシテ其一人ニ糺スニ道路ヲ廣ムルヲ目的トシテ土ヲ掘リ居シニ面白キ石出デタリ依テ益々掘リシニ內面ハ立派ナル朱塗ニテ面石一丈餘兩側ハ大石ニテ深クカコヒ天井モ亦大石ヲ以テ覆ヘリト二人ノ發掘者ノ子供ハ其ノ夜ヨリ發熱シテ眠ルコト能ハズ故ニ之ヲ恐レテ元ノ通リニ埋メ且ツ御酒ヲ獻シテ御詫セリト土俗談レリ

調査年月	大正十四年五月三十日
名稱	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡上津荒木村大字二軒茶屋
地目地番	村有山林
所有者住所氏名	
形狀方向	一大圓頭形　方向ハ西南向ナラン
高　縱　橫	高三間　縱七間半　橫六間　周三十間
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	有リト認ム
副葬品	有リト認ム
外部發見品	小土器ノ破片ヲ附近ニ認ム
備考	福岡縣假指定ノ浦山古墳ノ東三四十間ノ所ニ在リ浦山古墳ノ圓頭ヨリ稍小ナルヲ以テ或ハ浦山古墳ノ陪塚ナランカ但シ浦山古墳ヲ土俗ハ王塚ト言フヲ以テナリ

調査年月	大正十四年三月十一日
名稱	供養塚
所在地	三井郡御井町大字出目
地目地番	同郡　同町　大字出目所有
所有者住所氏名	
形狀方向	圓形　西南向
高　縱　橫	高一丈　縱三丈　橫三丈
發掘ノ有無及年月	ナシ
棺槨ノ有無及構造	不明
副葬品	不明
外部發見品	ナシ
備考	圓塚ノ中央頂上ニ道標位ノ石碑立テリ 表 天下泰平 奉納聖妙典日本巡國 國土安全 右面 天保四巳初秋 文政十丁亥年 十月吉祥日奉納御經 左面 高良山行者　儀助 四十八人行者 〇國八二七町利八郎

調査年月	大正十四年二月二十九日	大正十四年二月二十七日
名稱	經塚	稻荷塚
所在地	三井郡御井町大字向北平	三井郡御井町大字宗崎
地目地番	國有林	社地
所有者住所氏名	同郡　同町　大字國有山林	同郡　同町　大字稻荷社地
形狀方向	長圓形　北向	圓形　南向
高　縱　橫	高三尺　縱二間　橫一間	高五尺　縱三間　橫二間
發掘ノ有無及年月	明治四十二年發掘	明治十九年八月二十九日發掘
棺槨ノ有無及構造	ナシ	不明
副葬品	直刀　長短各一本ナリシト	發掘當時巾廣キ刀劍二本人骨ノ大ナルモノヲ出セリト
外部發見品	ナシ	餘程ノ大男ナリシナラント言ヘリ
備考	京都帝國大學濱田氏ノ監督ニヨリ發掘セリ發掘當時ノ圖面ハ同氏所有セリ說ニ曰ク本塚ハ奈良朝時代貴人ノ墓ナリト直刀二本ハ高良神社々務所ニ保存セラル	ナシ 朱塗ノ跡判明ナリシト 發掘品ハサワラレタルノ故ヲ以テ復元ニ埋葬セリト

調査年月	大正十四年二月三日	大正十三年十二月二十七日
名稱	高良山塚	特別ノ名稱ナシ
所在地	三井郡御井町大字高良山	三井郡草野町大字吉木字上馬場
地目地番	國有山林	宅地　二二二二番地
所有者住所氏名	同郡　御井町　大字高良神社裏	同郡　同町　國武熊太郎
形狀方向	圓形　東南向	圓形　南向
高　縱　橫	高二間　縱九間　橫五間	高一間半　縱橫各一間半
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	ナシ	墳丘ノミ完全ニ存在セリ棺ナシ
副葬品	不明	ナシ
外部發見品	ナシ	ナシ
備考	神歲天皇時代ノ古墳式ナリト宮內省山口氏談レリト	遠キ昔發掘セラレタリト土俗言フ 頂上ニ琴平祠及天滿宮ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十二月二十七日
名稱	高良内村古墳
所在地	三井郡高良内村大字大谷
地目地番	社地 八七七番地
所有者住所氏名	同郡 同村 八幡神社々地
形狀方向	圓形 東南向
高 縱 橫	高八尺五寸 縱一丈 橫一丈
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	墳廓ノミ完全ニ存在セリ棺ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十二月二十五日
名稱	古塚
所在地	三井郡山本村大字耳納字山本
地目地番	山林 三六四番地
所有者住所氏名	同郡 同村 大字同觀興寺
形狀方向	月形 西南向
高 縱 橫	高一間半 直徑二間
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	現在頂上ニ弘法大師ヲ祀ル

調査年月	大正十三年十二月二十七日
名稱	八幡横塚
所在地	三井郡高良内村大字大谷
地目地番	宅地 八七七番地ノ一ノ二
所有者住所氏名	同郡 同村 丸山甚五郎
形狀方向	圓形 東南向
高 縱 橫	高二間 橫一丈縱二丈
發掘ノ有無及年月	發掘年月不明
棺槨ノ有無及構造	墳廓ノミ安全ニ存在セリ棺ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十二月二十七日
名稱	富松横塚
所在地	三井郡高良内村大字岩竹
地目地番	社地 九七九番地
所有者住所氏名	同郡 同村 富松神社々地
形狀方向	圓形 東南向
高 縱 橫	高七尺 縱一丈 橫一丈
發掘ノ有無及年月	有年月不明
棺槨ノ有無及構造	墳廓ノミ完全ニ存在セリ棺ナシ
副葬品	ナシ
外部發見品	ナシ
備考	

調査年月	大正十三年十二月二十五日	大正十三年十二月二十五日
名稱	古墳	古墳
所在地	三井郡山本村大字豊田字柳坂	三井郡山本村大字豊田字宮園
地目地番	田一七一八番地ノ二	山林 二三一二番地
所有者住所氏名	浮羽郡船越村大字秋成 三浦直次郎	同郡 同村 大字同 田代直藏
形狀方向	圓形 西南向	圓形 西向
高 縱 橫	高一間半 縱三間 橫二間	高八尺 縱四間 橫五間
發堀ノ有無及年月	慶應二年三月 上部發掘	有年月不明（東ヨリ發掘）
棺槨ノ有無及構造	有無不明	有リト認ムルモ埋藏ノ儘ナレバ知測スルヲ得ズ
副葬品	有無不明	不明
外部發見品	石アルノミ	大石三、四個頂上ニ見ユルノミ
備考		土人西征將軍宮ノ墓地ト談ル

丸隈山古墳の保存工事

丸隈山古墳の記事は福岡縣史蹟名勝天然紀念物調査報告書第一輯にあり。同古墳は寛永中に發堀せられ大正十五年堂宇朽ち倒れたるを以て昭和二年村民許可を得て復舊工事を起し同三年竣工せり今其の前後に撮影せるものを掲げて其の概要を記す事とせり。

實測圖は大正十五年に着手し、內務省に申請して假指定に附せらる。

第一圖　の堂宇は寛永六年發掘後棺上に建てられたる觀音堂のつぎつぎに建て繼かれたるもの。左右及後方に建てある大石は古墳石槨の蓋石なり。

第二圖　觀音堂は白蟻の害を被りて朽倒したるにより、木材の取除かれし狀態、正面に積まれたる割石と、其上にある蓋石一ケは古墳當時の儘を保存したるものにして左右の築石は發掘の際に築直したるものとす。石棺に覆ひありし蓋石は、其破片を取集めたるに棺の右方(向て)にのみ施しありしことを發見せり(破片七ケ)

第三圖　周船寺村は其の石槨を古墳當時のまゝに築直すべく計劃を立て、內務省の許可を得て石槨の割石を穹窿形に積直せり。圖は其狀況なり。

左方上部は古墳の築造せられし當時、穹窿形に積まるゝ割石に押へ石の施されありしことを發見し、其押へ石の殘りし狀況を寫したるものなり。此の押へ石は其の石槨の上部に在りては第一の割石(外部に露出せるもの)を第二の石にて押へ、第三第四と押へて內面より外に約四尺相連りて押へ

られ、其の上下は粘土にて堅めありたり。

第四圖　積直されたる石槨に蓋石を覆ひ前方に石柱を建て、之に扉を取付けたる狀態なり。石棺は從前のまゝ清淨にして石蓋(破片)を覆へり。

第五圖　保存工事を完了せる外部の狀態、石の上部には盛土を施せり。

本工事は完全に復舊せるものにあらざるも千餘年を經過したる今日當時の實景を完全に再現することは不可能なる上これ以上に手を下すことは却て懷古の情を損するの恐あればなり

丸隈山古墳

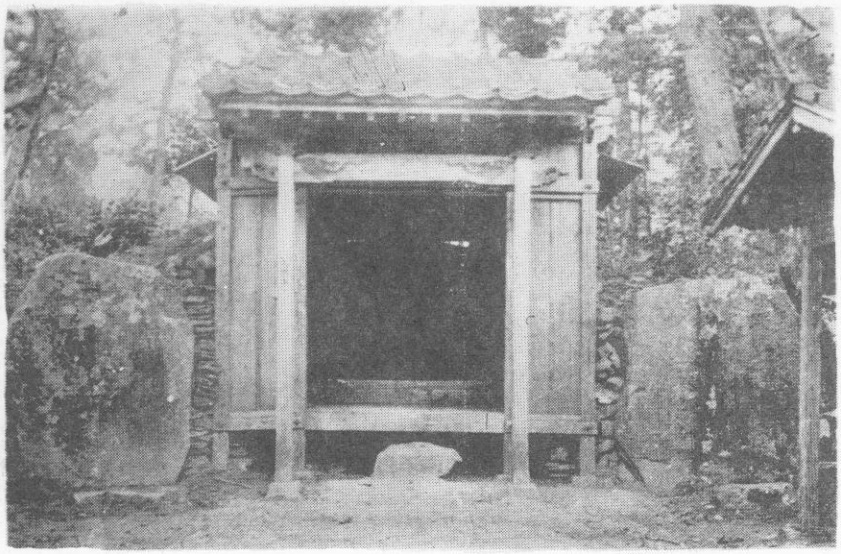

第一圖

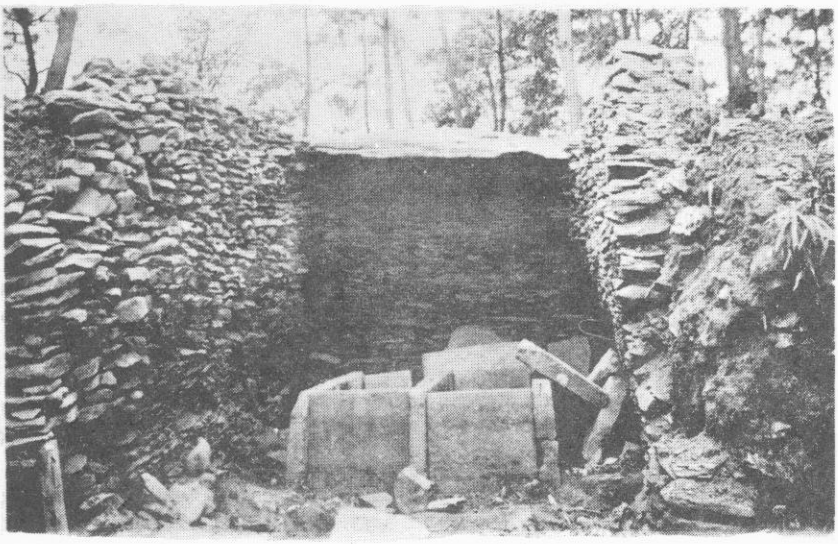

第二圖

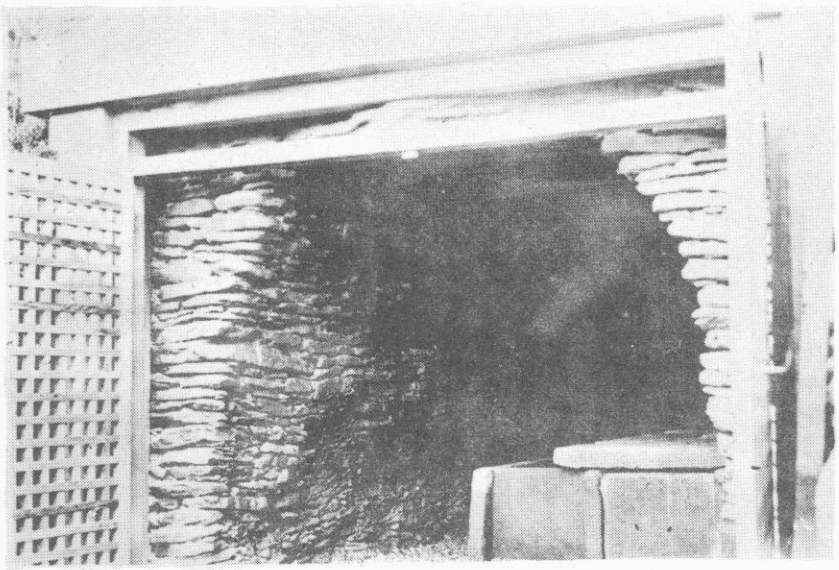

第四圖

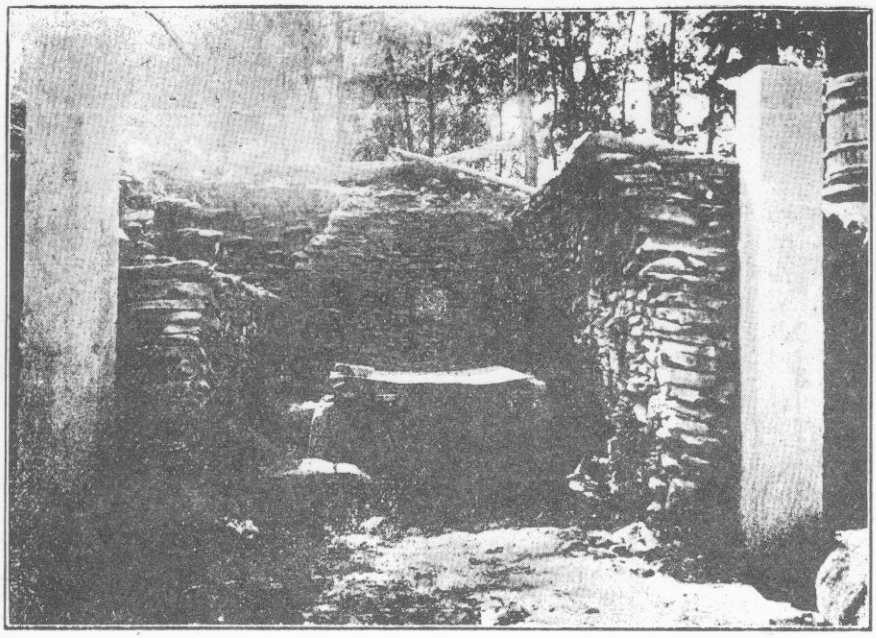

第三圖

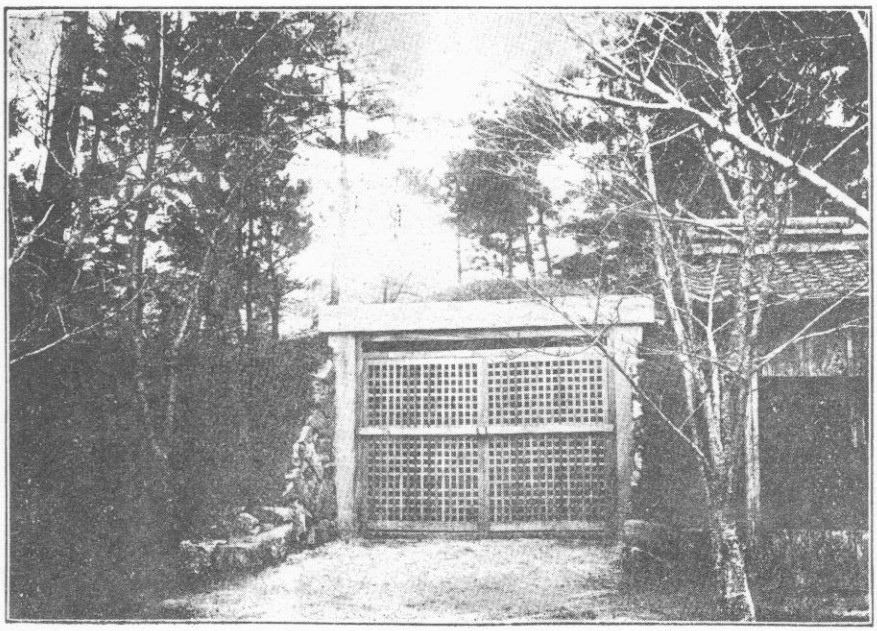

第五圖

天然記念物及名勝

英彦山の鬼杉

福岡縣田川郡彦山村字英彦山二番地國有林第六十八林班ろ小班内にあり。官幣社の社務所より約一里の深山中にあり完全なる發育を遂げたる杉の代表的巨樹として、大正十三年十二月内部大臣より指定せらる。

根と莖との界に於て、四十尺六寸、根廻り五十四尺、地盤より五尺の所の幹の周圍三十一尺二寸あり、別に蘖ありて目通りの周圍四尺五寸あり。

谷間にありて下枝高く、枝は比較的少きも、樹勢偉大にして旺盛なり。

（附）鬼杉の名は俗間傳ふる所往昔彦山權現當地に垂跡の際鬼族を山より放逐せらる。鬼去るに及び途中杉の枝を採りて地に挿したるもの生育して現今の名木となれりと云ふ。

英彦山のゲンカイツツジ

英彦山の岩面所々に點在するも、彦山町と同標高の町の南方十餘丁の岩面に最も多し、多き所は一反歩の地積に何千株を生育せり。

一株の本數は普通五、六本なれど、多きは十本あり、莖の周圍は普通一寸四分、高さ四尺位なり。

葉は長楕圓形長さ一寸七分、幅五分位、全邊粗毛を生ず、而して裏面に褐色の鱗毛なし、古木の頂部の葉は四、五葉の車輪狀に輪生せり。

花は四月廿日より五月十日迄の間に中形の紫色の花を開く。

小苗夥しくして將來繁植の狀を現はせり。

（附）彦山には此の外ミヤマキリシマ、ツクシシャクナゲ、ヒメシャガ等の珍しき植物を見受く。

本莊の樟

福岡縣築上郡上城井村大字本莊無格社大楠神社の境內にありて、日豐線椎田驛の西南四里弱にあり、世に傳法寺の樟と云ふ。丘陵の間に狹まる帶の如き平野の中に聳ゆるを以て、巍然たる巨樹の偉觀を遠くより眺むるを得べきなり。

本樹は景行天皇の御宇に植へさせられたる傳說ありて、我が國に於て第一の樟大樹と稱せられたる鹿兒島縣蒲生大樟（幹圍目通り七丈）に次げる巨樹にて、大正十一年三月內務大臣より指定されたるものなり。

幹の周圍根元より五尺の高さにて		約六丈五尺七寸
同　七尺の高さにて		約五丈五尺五寸
同　根元にて		約十丈一尺
下部の直徑東西		約三丈三尺

同　南北　約二丈一尺

本樹の幹は空洞となり、一部洞内に出入し得られしより、明治三十四年空洞内に火災を生じ、内部燃焼して幹の上部迄延焼し、又根元の西方の外壁に一大缺所を生して一大空洞を生せり（洞内は燃焼の結果黒色を呈せり）之がため樹勢稍衰へたるも、枝葉尚繁茂せり。

（附）社記によれば奈良時代宇佐宮との關係を生じ、同宮御造營の際は柚始の式を此の附下に行はれたる事あり云々、豊前志に傳法寺楠木と題して記して曰く、甚々古木なり、太さ十圍二尺あり、宇佐宮一ノ御殿造營の時此の木の木にて手斧初の式ありとて宇佐宮造營日記をひき應永廿五年八月廿七日此の靈木の下に御殿二宇を造り、檜葉を以て之を葺き大宮一宇三間東に向ひ若宮一宇三間南に向ひ、先づ竹麻を以て靈木を清め奉りて宮行事少宮司以下立合ひの上柚初之儀の行事次第を記せり。

舊龜石坊庭園

所在福岡縣田川郡彦山村大字英彦山字上谷一三四六番地實測反別七畝二歩

本庭園は本年二月内務大臣より名勝地として指定せられたるものにして、泉石草樹の排置巧妙を極めたり、傳説として雪舟作と云へり、或人は雪舟作としては餘りに整ひ過ぎたりと評するものあり、今彦山村蒲池辰治氏より寄せられる記事を左に掲げて參考とす。

雪舟が彦山に巡錫せし動機は薩摩に於て彦山の行者に逢ひ、其の勸誘に起因せりと云傳れど判し難し。

其の何時なるを知らざれども、筑前を經て豊前に入り田川郡安眞木村を經て彦山の裏口なる津野村より彦山の玉屋谷に入りたるものゝ如し、在山中大坊なる龜石坊に招かれて假山を築き

たるものが今殘れり、据石昔のまゝにて四百數十年前の面影を其まゝに止む、貞享元年大淀三千風登山して龜石坊にたどりつきたるとき。

古來夏なし雪角かたみのいけすかせ

の俳句あり、又啓天巖の詩あり

雪舟築作假山形。　千古餘工如畫屏。　龜石坊中忘我立。　主人言不是丹青。

山中に滯留三年の後豊後路指して旅立せりといふ、山中には雪舟の山水畫人物畫等多かりしが今は大方轉出せり。

千佛鐘孔洞

所在福岡縣企救郡東谷村大字新道寺字道金二千七百六十四番地にして、行橋驛より西方約二里にあり、車行一里半椿市より山路長峽川に沿つて上ること十四五丁にて洞口に達す、窟の長さ五百餘間もあるべし。燈火によりて洞門を入れば清泉四圍の鐘孔岩至る所に其偉觀を現はし相迫り相開き縱橫奇を弄ぶの所珠粒簇り垂れ、石筍倒に生じて其勝言語に絕せり。岩の形態により天の柱、羅生門、親知らず、日暮し天井、蝙蝠城、金殿、鬼柱、發音の乳等種々の名稱あり、大正十五年椿市村大石高平氏之を開きて觀覽者の便宜を謀り居れり。

彦山のゲンカイツツヂ

彦山の鬼杉

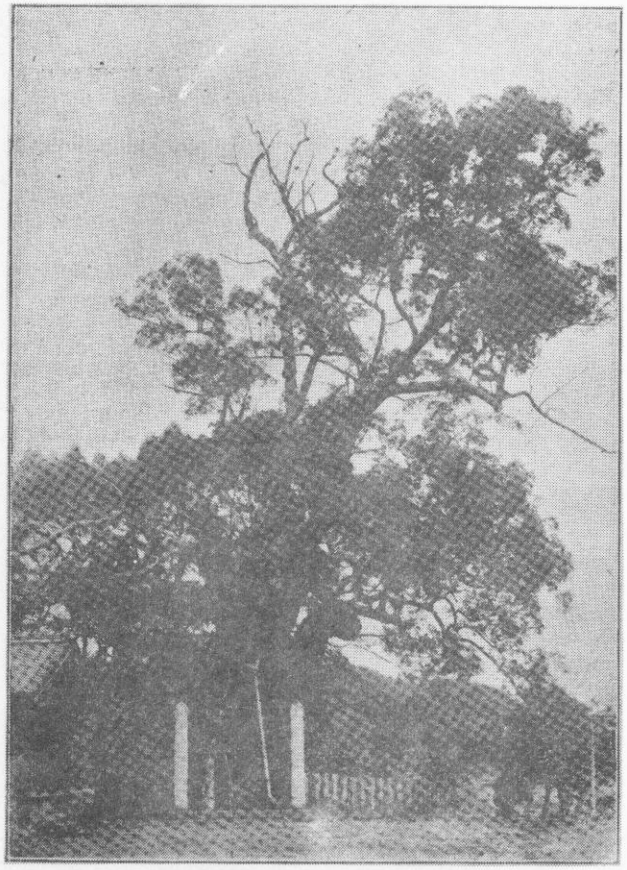

本莊の樟（正面東南）

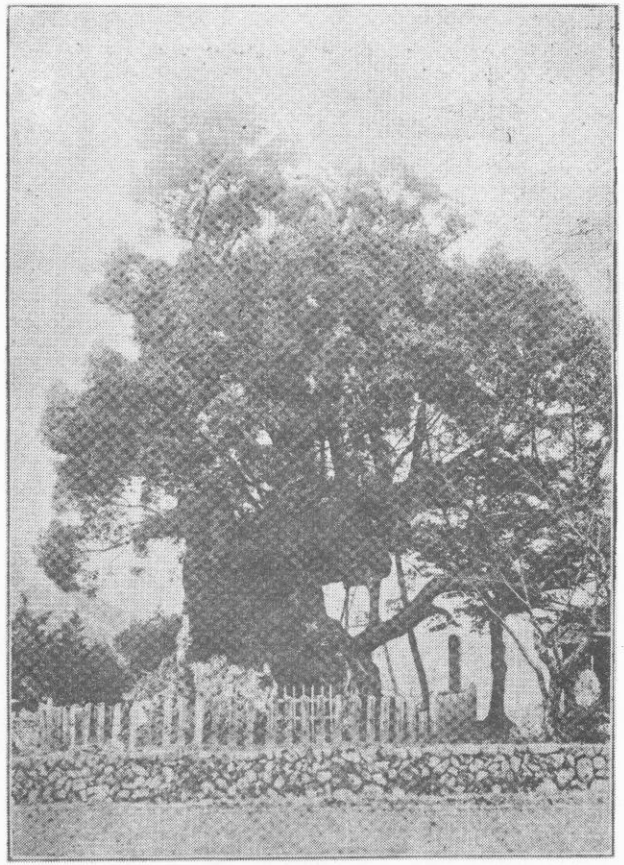

本莊の樟（西）

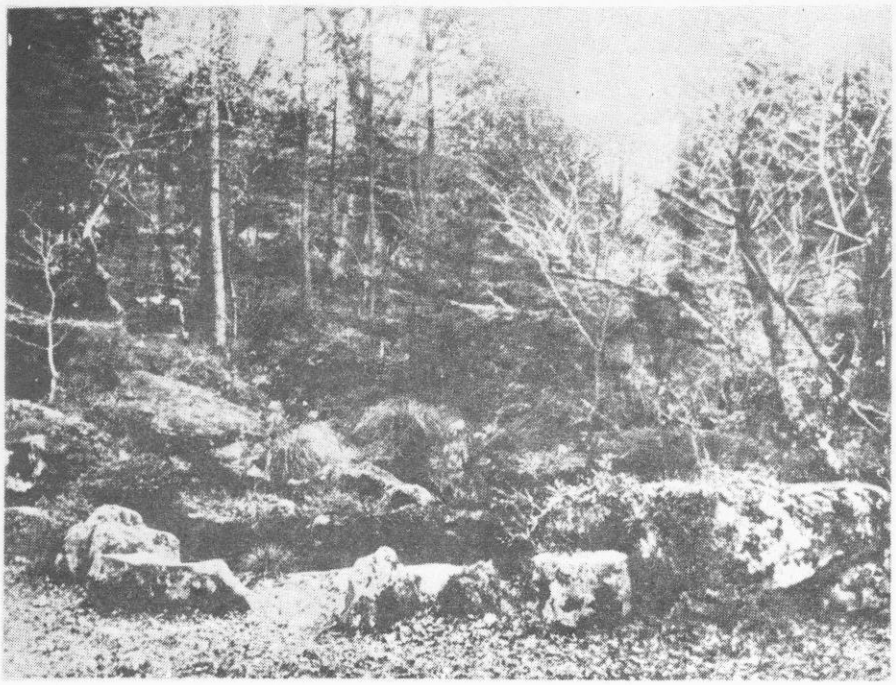

舊龜石坊庭園の一部　（イ）

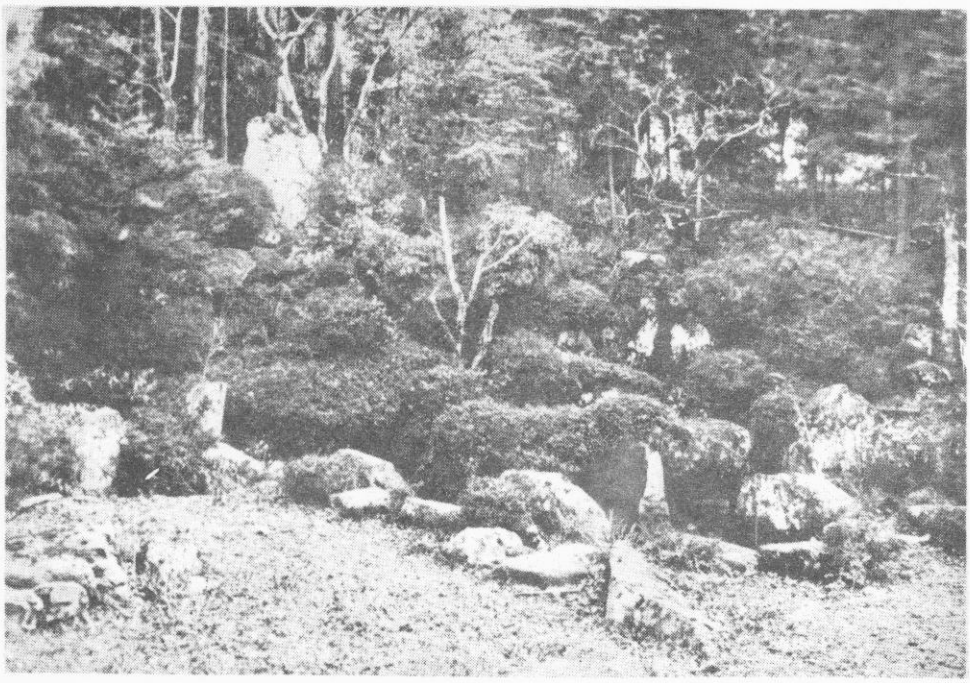

同上　（ロ）

（千佛名勝）大石洞親不知

（千佛名勝）大石洞天柱

（千佛名勝）大石洞入口

（千佛名勝）大石洞羅生門

昭和三年三月二十九日印刷
昭和三年三月三十一日發行

福岡縣

昭和四十二年十一月一日覆版

福岡県文化財資料集刊行会

福岡市東光町二六五
電話(六五)六三二〇